

令和7年度

教 育 実 習 の 手 引 き

新 潟 大 学

目 次

ページ

第一部 教育実習要領	1
第Ⅰ章 教育実習の意義・目標	3
第Ⅱ章 教育実習の科目および期間	6
第Ⅲ章 教育実習履修の要件	9
第Ⅳ章 教育実習の準備及び心構え等	11
第Ⅴ章 教職員の服務・勤務	21
第二部 教育実習の実際	25
第Ⅰ章 授業実践力向上のための教育実習の在り方	25
第Ⅱ章 教育実習の記録と振り返り	33
第Ⅲ章 学習指導及び学習指導案作成の基礎・基本	41
第Ⅳ章 幼稚園教育実習要項	53
第Ⅴ章 小学校教育実習要項	67
第Ⅵ章 中学校教育実習要項	97
第Ⅶ章 高等学校教育実習要項	119
第Ⅷ章 特別支援学校教育実習要項	163
第Ⅸ章 養護実習要項	189
付 録	209

※ 学校（園）及び実習校（園）とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の実習校（園）とする。また、学校（園）長とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長とする。

※ 新型コロナウイルス感染症対策は、大学からの指示に従うこと。

第一部 教育実習要領

第Ⅰ章	教育実習の意義・目標	3
第Ⅱ章	教育実習の科目および期間	6
第Ⅲ章	教育実習履修の要件	9
第Ⅳ章	教育実習の準備及び心構え等	11
第Ⅴ章	教職員の服務・勤務	21

第 I 章 教育実習の意義・目標

1 総合大学としての新潟大学の教員養成と教育実習の位置づけ

なぜ、あなたは、教職を選んでいるのか。新潟大学で教員を目指して学ぶことは、どのようなメリットがあるだろうか。そんなことから教育実習の意義とその取り組みについて考えてみたい。

(1) 教育学部を中心に教員養成に取り組む新潟大学

新潟大学は10の学部から構成される総合大学である。毎年、教育学部を中心に新潟大学から多くの学生が県内外の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の教員として就職し、幼児、児童、生徒の学びと育ちを支え、導く日々の教育実践活動に意欲的に取り組んでいる。

この新潟大学で教職について学び、子供や教育内容・教材、教育実践、学校・学級経営の在り方等についての理解を深めて欲しい。また、学校現場での教育実習は、たとえ数週間の短い期間であったとしても、教職についての自らの学びを実践を通して深めることに意義がある。

① 教員養成の中核的役割を担う教育学部の目指す教員養成像

新潟大学における教員養成の中核的役割を担うのが、教育学部である。教育学部では、学校教員養成課程において教員養成に計画的に取り組む、義務教育諸学校を中心に実践的指導力の基礎を有する教員の育成に力を注いでいる。学校教員養成課程の3つの主専攻プログラムには、初等教育・中等教育・特別支援教育で育てる教員養成像やそのための到達目標等が明示されている。「プログラムの概要」から、育てる教員養成像のその一部を抜粋する。

1) 初等教育及び中等教育プログラムで目指す教員養成像

総合大学としての新潟大学で学ぶ利点を活かし、初等教育及び中等教育教員として必要とされる基礎的な知識・技術・態度に加えて、広い視野と豊かな教養を持ち、本学の理念である自律と創生の精神に富んだ人材の育成を目的とする。

2) 特別支援教育プログラムで目指す教員養成像

特別支援学校教員としての豊かな知識と実践的指導技能を活かし、心身に障がいのある幼児、児童、生徒の個別のニーズに応じた教育実践の推進に尽力することが期待される。さらに、小中学校の通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒にも対応すべく、小・中学校、高等学校または幼稚園教員に必要な特別支援教育の知識と技能を備えることが望まれる。

② 教職を目指す全学生が理解、共有したい教員養成像等

学校教員養成課程所属学生のみならず、新潟大学で教職を目指す全学生の皆さんには、これらの目指す教員養成像とそのために設定された「到達目標」等について、是非とも深く理解し、共有して頂きたい。確かにそれらの目指す教員養成像や「到達目標」等は、教育学部の学校教員養成課程の主専攻プログラムに明示されたものである。しかし、教職を目指す全学の学生がその教員養成像を意識することを通して、教職に対する関心と理解を一層深めることに繋がるものと期待したい。また、幅広い視野と豊かな教養を持った教員として現場に立つために、総合大学としての新潟大学の特性・利点を十分に生かし、積極的に求め、交流し、学ぶことの意義を改めて確認して欲しい。

(2) 4年間の教職キャリア形成を意識した教育実習への取り組みが必要

教育実習は、4週間ないしは2週間の短い期間ではある。しかし、教育実習への取り組みの姿勢によって、非常に密度の濃い意義あるものともなる。逆に、浅い学びにしかならないこともある。自らの教職への理解や関心を子供との関わり、授業実践の体験的事実を通して、内省する貴重な機会だからである。時間の長短ではなく、教育実習に取り組む関心・問題意識・意欲が、実習経験の深さや意義を左右するだろう。新潟大学での4年間の学びの中で、しっかりとそれを位置付けて欲しい。

① 学校の協力があること、子供の日常と関わるという事実の理解を

皆さんは、主に教科指導等の指導を中心に教育実習に取り組む。それらは、附属学校や公立の協力校、或いは母校の理解と協力を頂いて実現できるものである。また、そこでは教育実習生としての学生の皆さんとの出会いに期待と不安を持っている幼児、児童、生徒との出会いがある。彼らの日常の学びの中に入って行くのである。教育実習とはいえ、その事実を心に刻んで、実習に臨んで欲しい。

そのためには、大学での教職科目や教育実習事前・事後指導等の履修・受講に当たって、学ぶ意

義を理解し、目的をもって取り組むことを期待したい。

② 新潟大学での教職履修と教育実習参加のための支援体制

学生の皆さんが、新潟大学で教職を履修し教育実習に取り組む活動支援のために、教育学部と全学教職センターの二つの組織が、相互に連携している。相談等に十分に活用してほしい。

2 教育実習の意義

教育は、理論と実践の不可分な関係の上に成立しており、理論に方向付けられた実践と見なすことができる。したがって専門的職業としての教職は、実践の背景を持った専門的理論と、理論を実践的に応用することのできる能力の両方を必要としている。

教育実習はそのような要求を満たすために設けられた実践的研究の場である。これによって、教職を目指す学生は、大学で学んだ知識や理論を実践の中で有機的に統合し発展させる機会を得ることができる。

実習生は、教育実習のこのような意義を理解し、教育現場での実践に臨まなければならない。

3 教育実習の総括目標・内容

(1) 教育実習の総括目標

- ① 教育活動の実態に触れ、教職のあり方について認識を深める。
- ② 教員の働きかけに対応して、幼児・児童・生徒がどのように思考し、行動するかが把握できるようにする。
- ③ 教員としての専門的な知識や技能を習得する。
- ④ 教員としての自分の長所と短所に気づき、資質向上のための努力目標を知る。

実習生は自分の指導をたえず反省するとともに、指導教員や他の実習生と研究や討議を行い、問題を発見したり、深めたりすることに努めなければならない。このことは、自分の研究課題や教職の専門性について理解するために不可欠である。

(2) 総括目標達成のための内容

- ① 学校の管理・運営について、その概要を理解する。
- ② 学校経営について、基本的な内容を理解する。
- ③ 教育課程の内容や役割について理解を深める。
- ④ 学習指導案の役割と意味についての理解を深め、実際の指導に活用できるようにする。
- ⑤ 幼児、児童、生徒の発達段階の特徴を理解し、幼児、児童、生徒に接したり、学習や生活面の指導を行ったりするときに、どのような態度をとり、どのような方法を用いるのが望ましいかを体験的に理解する。
- ⑥ 各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間の指導法について、基本的事項を体得する。

4 教育実習の重点目標・内容

(1) 教育実習事前・事後指導

① 目標

教育実習の一環としての事前指導は、3年次以降の教育実習を有意義なものにするために行われる。

大学での授業と附属学校における「観察・参加実習」からなる。

大学の授業では、教育実習の意義や概要を理解し、教育実習の基本的な内容を習得する。

「観察・参加実習」では、教育現場を観察しつつ、いくつかの活動に参加する。

「観察・参加実習」の心得は、教育実習の心得に準ずる。

また、事後指導では、教育実習で学んだことをふまえながら、教職への理解を深めたり、発展的課題を研究したりすることによって、大学での以後の研究や学習をいっそう有意義なものにする。

② 内容

「事前指導」

- ・教育実習について 意義，学校経営，校務分掌
- ・子供について 子供の人権を含めて，子供を取りまく生活環境，子供との関わり方
- ・授業について 教科指導のあり方，学級経営と教科指導との関連
- ・学級や学校について 職員構成，養護教諭との連携
- ・授業計画表（学習指導案）の作成について

「事後指導」

- ・実習のまとめ
- ・発展的課題の探求方法について
- ・教職について

（２）教育実習

① 目標

- 1) 事前指導で得られた知識や経験を前提として，実地指導を中心として行う。指導教員の指導・助言によって学習指導及び幼児・児童・生徒の実態について，基本的な知識や技能の体得を図る。
- 2) 教育課程の編成，幼児，児童，生徒の実態や個人差に応じた指導のあり方を学ぶ。さらに教育効果を高めるように創意工夫して，より高次の実地指導を体験することによって，教師として独力で学級を担当し，授業を実施できる資質を備えるようにする。また，地域社会の中にある学校教育全体について見識を高める。

② 内容

生徒指導	{	ア	幼児，児童，生徒の理解と指導の実際，安全管理
		イ	特別活動への参加と理解
学習指導	{	ウ	学習指導における基本的な知識・技能
		エ	教科書の活用と教材研究の深め方
		オ	学習指導案（週案・日案・1単位時間等）の立案・実施・評価
		カ	能力・適性に応じた学習指導のあり方
学校運営	{	キ	教職員の服務・勤務のあり方
		ク	学校運営と学級運営の実際
		ケ	教育課程の編成・実施・評価
		コ	教育評価と通知票・指導要録
		サ	地域社会と学校のかかわり

第Ⅱ章 教育実習の科目及び期間

1 教育学部教育実習の場合

(1) 学校教員養成課程主専攻教育実習（必修科目）

コース	専 修 等		科 目	履 修 年 次 等					
				第3年次		第4年次		事前・事後指導 単 位	単位計
				単位	期間 (週)	単位	期間 (週)		
学 校 教 育 コース	学校教育学専修 教育心理学専修		初等教育実習Ⅰ	4	4			2	6
	特別支援 教育専修	小 教 基 礎 免	初等教育実習Ⅱ・ 特別支援教育実習	4	4	2	2	2	8
教 科 教 育 コース	小学校主免		初等教育実習Ⅰ	4	4			2	6
	中学校主免		中等教育実習Ⅰ・Ⅲ	4	4			2	6

備 考

- 1 学校教育学専修，教育心理学専修及び小学校主免の初等教育実習Ⅰは，小学校の教育実習を中心とする。
- 2 中学校主免の中等教育実習Ⅰ・Ⅲは，中学校の教育実習を中心とする。
- 3 特別支援教育専修（小教基礎免）の初等教育実習Ⅱ・特別支援教育実習は，小学校及び特別支援学校の教育実習を中心とする。
- 4 事前・事後指導の期間は，別に定める。

(2) 学校教員養成課程副専攻教育実習(必修) (必修科目)

科 目	履 修 年 次 等			単 位 計
	第 3, 4 年 次			
	単 位	期 間 (週)	事前・事後指導	
			単 位	
初等教育実習 I	2	2		2
中等教育実習 I	2	2		2
特別支援教育実習	2	2	1	3

備 考

- 1 事前・事後指導の期間は、別に定める。
- 2 学校教育学専修，教育心理学専修においては，中等教育実習又は特別支援教育実習を履修するものとする。
- 3 中学校主免においては，初等教育実習を履修するものとする。
- 4 小学校主免においては，中等教育実習を履修するものとする。なお原則として所属する専修の教科で履修するものとする。

(3) 学校教員養成課程副専攻教育実習(選択) (選択科目)

科 目	履 修 年 次 等			単 位 計
	第 3, 4 年 次			
	単 位	期 間 (週)	事前・事後指導	
			単 位	
初等教育実習 I	2	2		2
中等教育実習 I	2	2		2
特別支援教育実習	2	2	1	3

備 考 事前・事後指導の期間は、別に定める。

(4) 養護教諭特別別科養護実習(必修科目)

科 目	履 修 年 次 等			単 位 計
	第 1 年 次		事前・事後指導	
	単 位	期 間 (週)	単 位	
養 護 実 習	4	4	1	5

備 考 事前・事後指導は、「養護教育実践研究」の講義の中で行う。

2 全学教育実習の場合

授業科目名	実習校における教育実習		大学における事前・事後指導	単位数 合 計
	実施期間	単位数	単位数	
中等教育実習Ⅱ	2 週間	2 単位	1 単位	3 単位
中等教育実習Ⅲ	2 週間	2 単位		2 単位

- (1) 教育実習は、学部4年次（または大学院）に履修する。
- ア) 中学校教諭免許状のみ又は中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状の取得を希望する者は、計4週間の教育実習を実施。
- ＊「中等教育実習Ⅱ（3単位）」及び「中等教育実習Ⅲ（2単位）」の計5単位を履修
- イ) 高等学校教諭免許状のみの取得を希望する者は、2週間の教育実習を実施。
- ＊「中等教育実習Ⅱ（3単位）」を履修
- (2) 教育実習は、原則、各学生の出身校において実施する。学生各自が、学部3年次の早い時期（4月中）に、出身校に教育実習の受入れ依頼を行い、内諾を得ること（受入れ依頼に必要な書類は、3年次進学後に、所属学部などの学務係から配布する）。
- (3) 教育実習の実施時期は実習校に一任している。
- (4) 事前・事後指導は、4月（事前指導・集中実施）及び11月（事後指導）に実施する。

第三章 教育実習履修の要件

1 教育学部教育実習の場合

教育実習の履修要件は、次のとおりとする。

履修要件は、教育実習を効果的に行うために必要な、最低限の教職科目の履修を義務付ける目的で設けられている。3年次の4月に教育実習の履修登録をする時点で、履修要件を満たしていることが必要なので、計画的に履修しなければならない。

(1) 【初等・中等主専攻実習】

- a 事前指導を履修中（あるいは履修済み）であること。
- b 次の科目を履修済みであること
 - イ 教職概論
 - ロ 教育・学校心理学A
 - ハ 現代教育学概論
- c 次の科目を履修済みまたは履修中であること。
 - イ 教育政策と法概論
 - ロ 教育方法及び特別活動の指導法A
 - ハ 道德教育論
 - ニ 小学校教育実習では教科指導法1科目を履修済み、さらに1科目を履修済みまたは履修中であること。
 - ホ 中等教育実習では教科指導法1科目（当該科目）を履修済みであること。
- d 中等教育実習で「英語科」の場合は、教育実習の履修申請をする時点で、実用英語技能検定試験（英検）の2級以上に合格していること。

(2) 【初等・中等副専攻実習】

- a 主専攻教育実習を修了していること。
- b 次の科目を履修済みまたは履修中であること
 - イ 小学校教育実習では教科指導法1科目を履修済み、さらに1科目を履修済みまたは履修中であること。
 - ロ 中等教育実習では教科指導法1科目（当該科目）を履修済みであること。
- c 中等教育実習で「英語科」の場合は、教育実習の履修申請をする時点で、実用英語技能検定試験（英検）の2級以上に合格していること。

(3) 【特別支援教育実習】

以上に加えて、次の科目を履修済みまたは履修中であること。

- イ 特別支援教育の本質と目標
- ロ 知的障害心理学

2 全学教育実習の場合

教育実習の履修にあたっては、学部4年次生（教育学部に所属する学生を除く。）又は大学院生（教育実践学研究科に所属する学生を除く。）で、次の①、②のいずれにも該当することが要件である。4年次に進級できなかった者及び履修要件科目を修得できなかった者は、教育実習を履修できない。

① 免許法施行規則第4条及び第5条に規定する次の科目の単位を**修得済み**であること。

教科及び教職に関する科目	科目に含めることが必要な事項	本学の授業科目名	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）	教科教育法	2単位
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職入門	2単位
	「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」又は「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」	教育・学校心理学B 特別支援教育概論	2単位 (注1)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教科相談等に関する科目	「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」	生徒指導B 教育相談・進路指導B	4単位 (注2)

(注1)「教育・学校心理学B」又は「特別支援教育概論」のうち、最低、いずれか1科目（2単位）を修得。

(注2)「生徒指導B」及び「教育相談・進路指導B」の2科目（各2単位）をいずれも修得。

② 免許法施行規則第66条の6に規定する科目以外で、教員免許状の取得に必要な「教科及び教職に関する科目」（教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）を**履修済みまたは履修中**であること。

3 養護実習（養護教諭特別別科の学生）の場合

養護教諭特別別科 全員が「養護実習」を履修しなければならない。

第Ⅳ章 教育実習の準備及び心構え等

教育実習は、単に教員養成カリキュラムの一科目の履修であるということだけでなく、実習校（幼稚園を含む。以下同じ）の幼児・児童・生徒に対する教育活動を行うことである。したがって、実習生は学部教員の指導を受けるとともに、実習校の教員の指導や指示に従って実習する。

※◆：教育学部教育実習，★：全学教育実習，◎：共通 を示す。

1 教育実習生への連絡事項◎

教育実習生への連絡事項は次のとおり行うので、十分に確認すること。

- ① 本手引きの本項（教育実習の準備及び心構え）にて、概要を把握する。
- ② 多くの連絡は、学務情報システムによる連絡通知（以下、「学情通知」という）により行われる。学務情報システムのアンケート（以下、「学情アンケート」という）機能により、実習生から必要な情報収集（教科書購入の申込み等）を行うことがあるので、教育実習関連の学情アンケートには必ず回答すること。
- ③ 大学での事前指導及びガイダンス（開催日時及び方法については、学情通知にて通知される）を確認し、必ず出席すること。
- ④ 各実習校からの個別の連絡
 - ・教育学部教育実習◆：「教育実習生連絡事項」（学情通知にて通知）及び実習校への「事前出校」（実習前に実習校を訪問すること）により行われる。
 - ・全学教育実習★：実習校の指示に従うこと。

但し、上記の教育学部生と同じ学校で同じ時期に実習を行う場合は、「教育実習生連絡事項」が所属学部の学務係から通知されるので、必ず確認すること。※実習先：新潟市立中学校，新潟大学附属中学校

2 授業参観及び実践について

（１）授業参観及び実践のサイクル

① 主専攻教育実習◆

実習校には、次のサイクルを目安として、実習校の実情に合わせて授業参観及び授業実践をさせていただきよう願っている。

- ・実習第1週目：授業の参観を主として行い、児童生徒の実態把握と自身が担当する授業の見通しを持つ。
- ・実習第2週目以降：次表のようなサイクルで、週3時間（4週間で計9時間）を目安に授業実践を行う。（原則として、道徳、特別活動のいずれかを含む）

月曜日	担当授業実践＋振り返り＝課題の明確化
火曜日	課題を基に指導案の修正，（必要に応じて）教材準備，模擬授業
水曜日	担当授業実践＋振り返り＝課題の明確化
木曜日	課題を基に指導案の修正，（必要に応じて）教材準備，模擬授業
金曜日	担当授業実践＋授業の振り返り＝課題の明確化

② 副専攻教育実習◆

実習第1週目の半ばから、主専攻教育実習第2週目からのサイクルに準じて、実習校の実情に合わせて、2週間で計5時間を目安として授業実践を行う。（原則として、道徳、特別活動のいずれかを含む）

③ 全学教育実習の場合★

- ・実習校には、実習校の実情に合わせて授業参観及び授業実践をさせていただきよう願っている。
- ・中学校・高等学校ともに、授業担当時間数が2週間で5時間～6時間としている。授業担当時間数には原則として、道徳、特別活動のいずれかを含む。なお、下限の5時間に満たない場合は、他の実習生との学習指導案作成を担当時間に組み入れることもできるが、それらの判断は実習校

に一任している。

(2) 授業担当時間表の作成◆

- ① 授業担当時間表は、着任後、実習校指導教員の指導のもとで4日以内に作成すること。研究授業又は実習生が学部指導教員から見てもらいたい授業は、候補日・校時を2通り準備し、実習生と学部指導教員との間で調整を行った上で、実習校指導教員に報告する。そこで時間表を決定し、作成後速やかに学部指導教員へ提出（実習生が各自で教員宛てにメール等により提出）する。
- ② 授業担当時間表の作成について、実習生の通常の担当授業は「黒わく」で、研究授業又は学部指導教員から見てもらいたい授業は「赤わく」で囲むこと。なお、学部指導教員から見てもらう授業は必ずしも研究授業である必要はなく、実習期間前半の授業でも構わない。

(3) 実習生の研究授業◎

実習校には、研究授業を適切な方法・回数にて実施をお願いしている。

(4) 教科書及び学習指導要領

- ・教育学部教育実習◆：実習校が使用している教科書と同じもの（原則として、小学校は担当学年の教科書一式、中学校は担当教科全学年分及び道徳）を購入することとする。学習指導要領の購入は任意としている。なお、教科書及び学習指導要領の販売日を設けている。
- ・全学教育実習★：実習校が使用している教科書と同じものを購入することとする。学習指導要領の購入は任意としている。いずれも実習校の指示に従うこと。

但し、上記の教育学部生と同じ学校で同じ時期に実習を行う場合は、教育学部が行っている教科書販売を利用することもできる。※実習先：新潟市立中学校、新潟大学附属中学校

(5) 教育実習日誌の作成◎

- ① 教育実習においては、次のような過程を通して実習生自身が徐々に高次の自己評価に達するよう期待されている。

実習生による自己評価 → 指導教員による評価 ⇒ 実習生による自己評価 → ………

教育実習日誌（以下、「日誌」という）はこの自己評価を行うために不可欠である。

- ② 日誌には、観察、授業等などの各方面にわたり、次の点について要点を押さえて簡潔に記入すること。
 - (i) 参観・見学・観察・協力・講義の記録
 - (ii) 教材研究、指導研究、学習指導案、授業記録等
 - (iii) その他についての感想、反省、批評、評価

日誌の作成例は、本手引きp. 35～p. 39及び全学教職センターのHP (<https://www.kyoshoku.niigata-u.ac.jp/download/index.html>) に掲載しているので、作成にあたっては参照すること。

- ③ 日誌は、毎日実習校指導教員の検印を受けること。また、必要に応じて学習指導案（細案・略案を含む）を添付すること。
- ④ 各様式（メモを除く）とも、手書き、パソコンの作成いずれも可能。手書きの場合は、ボールペン等の消すことができない筆記具を使用して書くこと。
- ⑤ 製本した教育実習日誌（以下、「実習日誌」という）は、実習終了後に総合反省を記し、実習校に指定された日までに提出すること。実習日誌は、実習校及び大学で、教育実習の成績評価のための資料とする。実習日誌の提出がない場合は、教育実習を履修放棄したものとして取り扱うので、必ず提出すること。製本方法は全学教職センターのHPに掲載しているので、製本にあたっては参考にすること。
- ⑥ 返却された実習日誌は、教職指導ならびに教育職実践演習（4年次後期必修）に使用するので、大切に保管すること。※教育学部学生のみ

(6) 学習指導案の作成◎

学習指導案は、各実習校の形式に従い作成すること。

3 実習時間、出席、通勤について◎

(1) 出勤・退勤時間及び出席確認

- ① 実習校の定める勤務時間により、登下校する。実習校の都合で変更になることがある。時間外の在校については、実習校の指示に従うこと。
- ② 登校と同時に出席簿に押印する、なお、印鑑は姓のみのものとし、名だけのものやシャチハタ形式のものは不可とする。出席簿は決められた時間に引き上げることになっているので、それまでに押印しないと遅刻扱いとなる。
- ③ 実習期間中は、実習の場所から離れてはいけない。やむを得ず外出しなくてはならない場合は、実習校の管理職または指導教員の承認を得ること。

(2) 出席・補講及び実習の停止

- ① 所定の日数はすべて出席すること
- ② 欠席は、以下の事由によるもののみ、所定の日数の範囲内で認めることとしている（半日の場合は0.5日とする）が、実習期間中にこのようなことが生じないように、スケジュール管理及び体調管理に努めること。

〈事由〉

- (i) 忌引（証明する書類提出）
- (ii) 病気・怪我（証明書提出）
- (iii) 事故（証明書提出）
- (iv) 就職・進学試験（証明書提出）
- (v) その他やむを得ない事由

〈日数〉

- (i) 実習期間2週間の場合：3日まで
- (ii) 実習期間4週間の場合：5日まで

- ③ やむを得ず②の事由による欠席の必要が生じた場合は、事前に実習校指導教員に申し出（急な病気・事故等の場合は当日電話連絡）、実習校長・園長の承認を得ること。
- ④ ②の事由による欠席の場合は、実習期間の翌週等に可能な限り補講を行っていただくことについても、欠席の申し出に合わせて相談すること。
- ⑤ ②の事由によらない欠席・遅刻・早退は認めない。実習の打ち切りとなることもあるので、②の事由によらない及び無断での欠席・遅刻・早退をしないよう、十分注意すること。

欠席の場合は、実習校に申し出るとともに、下記連絡先にも電話連絡してください。また、左記の証明書類は実習校ではなく下記メールアドレスに提出してください。

【教育学部・教職大学院・養護教諭特別別科の学生】

教育学部教職支援係 TEL:025-262-7107(平日 8:30~17:15)
MAIL:kyosyoku@ed.niigata-u.ac.jp

【上記以外の学生】

学務部教務課教職支援係 TEL:025-262-5524,5512
(平日 8:30~17:15)
MAIL:kyoshoku@adm.niigata-u.ac.jp

(3) 課外活動への参加

課外活動には、実習校の指導教員や、課外活動クラブの顧問教員の指導のもとで、積極的に参加すること。

(4) 休日・祝日に行われる運動会等の行事への参加

- ① 実習期間中の休日・祝日に行われる運動会その他の行事には参加することとする（振替日は休みとなる）
- ② 教育実習開始直前の休日・祝日に運動会その他の行事が行われる場合、正式な実習として参加することは出来ないが、実習校の話し合いにより、見学や手伝いをさせてもらうことも可能である。直後の平日が代休日となる場合は、実習生も休みとなり、その翌日が着任日となる。教育実習開始直前の休日・祝日の運動会その他の行事の見学や手伝いをさせてもらう場合は、所属学部の学務係に申し出ること。

(5) 通勤方法

- ① 原則として自動車・バイクによる通勤は禁止であり、公共の交通機関利用または徒歩・自転車（実習校まで自転車で行くのは、実習校の許可が得られた場合のみ可）により通勤することとする。
- ② 自動車による通勤は、公共の交通機関による通勤が困難である場合等において、大学及び実習校の許可を得て、一定の要件を満たした場合に認めることがある。自動車による通勤を検討する場合は、まずは大学に相談すること。

- ③ 事前出校または実習初日に（提出日は実習校の指示に従う）、本学所定の「教育実習通勤届」にて、通勤方法を実習校に届け出ること。
- ④ 実習用通学定期乗車券の購入を希望する者は、下記のとおり対応すること（4週間の実習のみ対象）
【教育学部・教職大学院・養護教諭特別科の学生】教育学部教職支援係から、購入方法を別途通知する。
【上記以外の学生】教務課教職支援係に実習開始日の2か月前までに申し出ること。

4 その他手続き及び経費等について

（1）履歴書◎

本学所定の様式に、ボールペンを使用し手書きで入力し、事前出校又は実習初日に（提出日は実習校の指示に従う）、実習校に提出すること。

（2）給食費◎

実習校の指示に従い、おつりのないよう用意し、各自または代表者（教育学部の場合は教生長）が取りまとめの上、実習校に支払うこと。

なお、教育学部生の場合、給食の有無及び給食の金額は「教育実習生連絡事項」で通知される。

（3）その他の経費◎

本学では、平成20年度から教育実習に係る経費については、現金給付ではなく、用紙等の消耗品を実習生本人が現物持参することを基本方針としている。

なお、実習経費として、自治体の会計規則等で金額が確定している場合や、実費等の金額が確定した場合には、実習生から直接実習校へ支払うこととしている。

学校によって消耗品または経費納入の期限と方法が異なるので、事前に実習校と連絡を取り、その指示に従うこと。

（4）アレルギー等◎

アレルギー等がある場合は、実習校に申告し、給食等において問題が発生しないようにすること。

（5）校具・教具等の使用◎

校具・教具等は、実習校の許可を得てから使用すること。

（6）公簿の使用◎

公簿は、実習校の指導教員の許可を得てから使用すること。また、指導要録その他の公募は、所定の場所以外に持ち出してはならない

（7）教生長◆

教育学部では、実習校ごとに実習生代表（教生長、副教生長）を決め、実習前から実習後にかけての実習校の連絡窓口、着任及び離任の挨拶、その他実習校ごとの実習生全体の取りまとめを行うこととしている。教生長、副教生長は、立候補を優先して決定する。

5 実習に臨む態度及び注意事項◎

（1）服装・頭髪、礼儀及び規律

服装・頭髪

服装・頭髪は、清潔で教育活動に適したものとすること。体育・作業等の場合には、それぞれ目的に適した服装とすること。教員として相応しい服装・頭髪がどのようなものであるか十分考えること。細部については、実習校の指示に従うこと。

（実習校からの「教育実習生連絡事項」で、各実習校より指示される場合が多い。）

礼儀及び規律

- ① 実習校においては、身なり・振舞いに注意すること。特に、挨拶をしっかりすること、服装を整えること、その他集団生活の規律を守ること。

- ② 学校現場は忙しく、分単位で動いている。したがって、特に時間を守らないことは、多大な迷惑になるので、十分に心得ておくこと。
- ③ 実習期間中はもとより、事前出校の遅刻も許されない。やむを得ず遅れる場合は、実習校に必ず連絡すること。
- ④ 実習前・実習期間中はもとより、実習終了後においても、特定の幼児・児童・生徒と特に親しく接することのないように注意すること。どの幼児・児童・生徒に対しても、公平に接することが重要である。

(2) 幼児・児童・生徒に対する指導上の配慮

- ① あらゆる機会に、幼児・児童・生徒に対する理解を深めるよう努力する。
- ② 幼児・児童・生徒の安全の確保について、常に配慮する。
幼稚園・小学校低学年・特別支援学校では特に注意すること。
- ③ 幼児・児童・生徒に体罰を加えてはならない。
- ④ 実習校の指導教員の承認なしに、次の行為をしてはならない。
 - (i) 幼児・児童・生徒を校外に連れ出すこと。
 - (ii) 幼児・児童・生徒の家庭を訪問し、また父母を呼び出すこと。
 - (iii) 幼児・児童・生徒または家庭から金銭・物品を徴収したり、持参させたりすること。
 - (iv) 幼児・児童・生徒に薬品類を使用、または服用させること。
 - (v) 幼児・児童・生徒に、自分の連絡先（住所・携帯電話番号・メールアドレス・SNS情報など）を教えること。
 - (vi) 幼児・児童・生徒の写真を撮影すること。
- ⑤ 万一事件が発生した場合、または発生のあると予測される場合は、ただちに実習校の指導教員に連絡すること。

(3) 守秘義務～個人情報の保護～

- ① 教員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないことが法令で定められているが、教育実習においても当然実習期間の内外を問わず、この規定を順守しなければならない。
- ② 特に、幼児・児童・生徒の個人情報については厳重に保護されるべきものであり、軽々に扱ってはならない。その取扱いについては、実習校の定めを厳守しなければならない。
- ③ 教育実習関係の情報は、実習前・中・後のすべてにおいて、インターネット上（SNS、ブログだけでなく、メールも含む）での書き込みは絶対に行わないこと。ただし、実習に関する教員及び学生間の事務的な連絡を、閲覧対象を限定したSNSやメールで行うことについては、この限りではない。

1人の何気ない書き込みや投稿が、新潟大学の教育実習生全員の信頼を損ねることにつながるため、特に注意すること。

(4) 礼状

- ① 実習終了後、実習校の先生方（校長先生、実習担当教員、指導教員及びその他の教員の方々）へ必ず礼状を出すこと。
- ② 次頁の例はあくまでサンプルなので、時候の挨拶やエピソードなどは、時節・事実に適ったものとする。

※時候の挨拶のうち、「麦秋」「小春日和」などは時季を間違えやすいので、よく確認すること。
- ③ 目上の方に対しては、例えば「先生」などの敬称をつけ、失礼のないようにすること。
- ④ 礼状によって、常識とセンスを判断される場合もあるので、相手の氏名、用語や表現には十分に注意すること。
- ⑤ 茶封筒は使用しないこと。
- ⑥ 礼状は内折りとすること。
- ⑦ 礼状はあて先の先生ごとに別封とし、たとえ同一の実習校であってもそれぞれに切手を貼って郵送すること。
- ⑧ 封書を送る際の郵便料金に注意すること。

[見 本]

(日付)

(エピソード)

(季節の言葉)

封筒表書

封筒表書

951-8127

新潟市中央区関屋下川原町二一六三五
新潟高等学校

(氏名) ○○○○ 様

封筒裏書

950-2181

新潟市西区五十嵐一の町八〇五〇番地
新潟大学○○学部
○○学科

(氏名) ○○○○

↑
大学の住所を記入する

拝啓

秋冷の候、○○○○先生にはますますご清栄のことと存じ上げます。

さて、先日行われました秋季教育実習においては、ご多用の中にもかかわらず、懇切・丁寧なご指導をたまわり、誠にありがとうございました。

研究授業においては、先生から細かなご指導をいただいたにもかかわらず、それを十分に活かした授業を展開することができませんでした。また、部活などの指導においても、生徒たちと十分に理解し合えたか、心を通わせることができたか、自信がありません。

現時点における自分自身の力量不足を痛感したところですが、同時に教育の魅力や醍醐味を少なからず体験することもできました。

正規採用されて教職につくことが、なかなかすぐにはむずかしい昨今ですが、必ずや教壇に立つことを目標として、その力量を培うべく、大学での勉学に励みたいと考えております。

末筆となりましたが、朝夕肌寒さを感じるみぎり、体調にはくれぐれも留意なさいますよう、お願い申し上げます。

右、御礼まで申し上げます

十一月〇日

敬具

(氏名) ○○○○

○○○○ 先生

履歴書の記入例

履 歴 書				
現住所	〇〇〇〇〇〇〇〇	ふりがな 氏 名	にい がた た ろう 新 潟 太 郎 平成〇〇年〇〇月〇〇日生	⑧・女
学 歴	学 校	部・科	修 業 期 間	卒・修・中・退・休
	〇〇県立〇〇高等学校	普通科	〇年〇月 ～ 〇年〇月	第〇学年 卒
	新潟大学	〇〇学部	〇年〇月 ～ 年 月	第〇学年 在学中
			年 月 ～ 年 月	
資 格	教育職員免許状			
	免許の校種及び種類	教科（中・高のみ）	取得状況	
	小学校一種免許状		所有 ・ 取得見込	
	中学校一種免許状	国 語	所有 ・ 取得見込	
	高等学校一種免許状	国 語	所有 ・ 取得見込	
			所有 ・ 取得見込	
教育実習歴	実 習 時 期 （開始年月）	実 習 先 （開始年月）	実習教科 （中・高のみ）	担当学年等
	令和 〇年 6 月	（観察・参加）〇〇〇小学校		〇 年
	令和 〇年 1 0 月	〇〇〇中学校	国 語	〇 年
	令和 年 月			
	令和 年 月			
専攻内容又は研究課題				
自己 P R				
教育実習に向けた期待・不安				
どんな教員になりたいか				
趣味・特技				
長所・特徴				

「学歴」欄で転校・休学などがあった場合の記入例

1. 転校・校名変更・統廃合の場合（高等学校）

○ 最終学校のみ記入

学 校	部 ・ 科	修 業 期 間	卒・修・中・退・休
〇〇県立〇〇高等学校		平成〇〇年〇月～〇年〇月	第3学年 卒

2. 休学の場合

新 潟 大 学	〇〇学部	平成〇〇年〇月～ 年 月	第4学年 在学中
		平成〇〇年〇月～〇年〇月	1 年 休 学

6 教育実習中のパソコンおよびUSBメモリ等の使用

- ① 実習校への資料等の持ち込みは、原則紙媒体とし、実習校の許可なしに学生所有のパソコン、USBメモリ等の記録メディアの実習校での使用、持ち込みは禁止する。
- ② 実習校の許可をうけて、学生所有のパソコンを使用する場合、最新のウイルス対策、セキュリティホール対策をとったもののみを使用する。
また、USBメモリ等の記録メディアを使用する場合は、その都度最新のウイルス定義のウイルス対策ソフトを用いて、チェックを行う。最新のウイルス対策をとれない場合は、絶対に使用しない。
- ③ USBメモリ等の記録メディアを実習校の機器に接続する場合、接続する機器は極力最小限とし、接続した機器を把握しておく。
- ④ ウイルス感染等が疑われた場合は、表示されたメッセージ等をメモするなど状況を把握しつつ、直ちに該当するパソコン、USBメモリ等の記録メディアの使用を中止し、すみやかに実習校担当教員及び下記の連絡先に報告する。

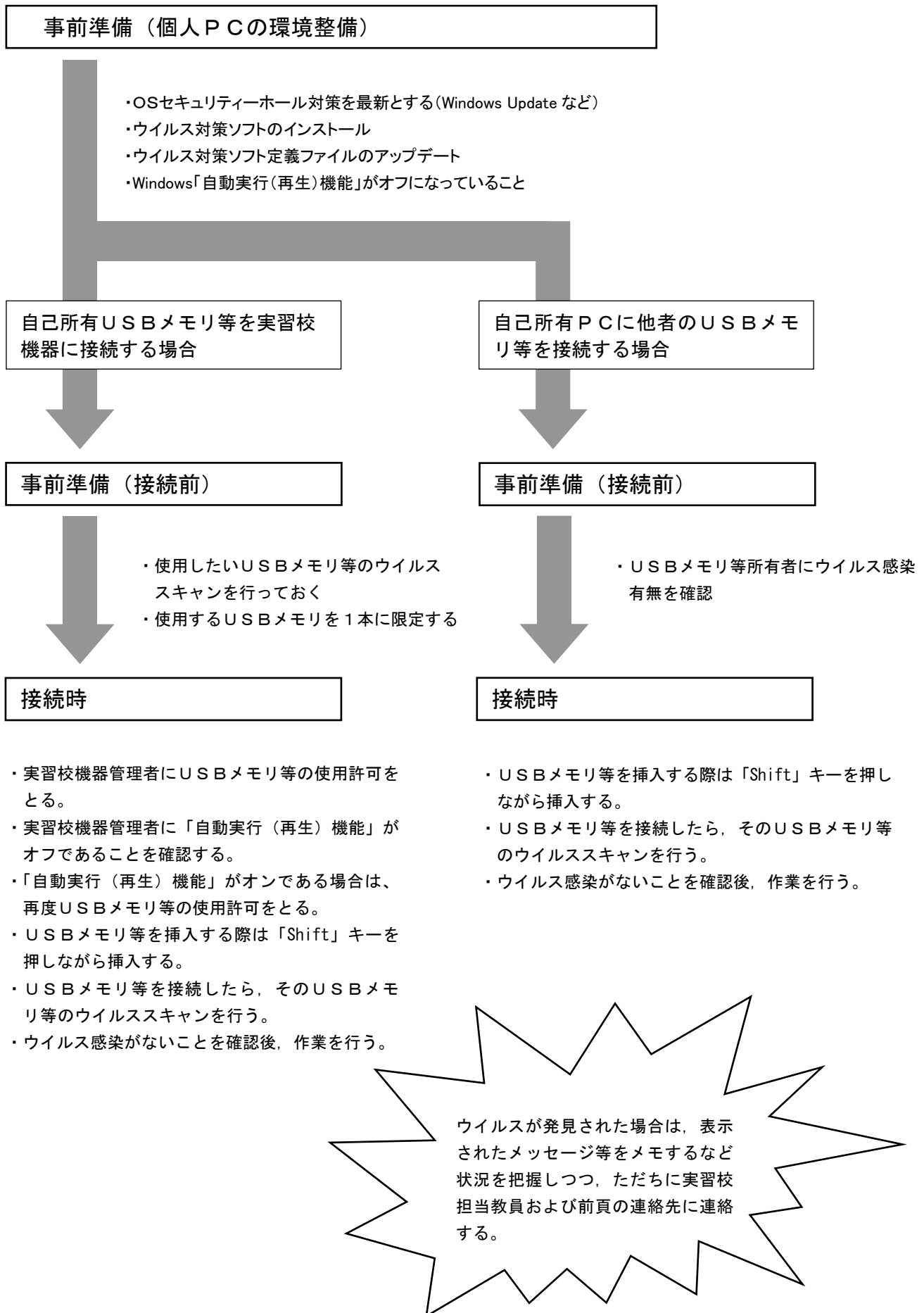
【教育学部・教職大学院・養護教諭特別別科】

教育学部教職支援係 Tel：025-262-7107

【上記以外の学生】

教務課教職支援係 Tel：025-262-5524, 5512

教育実習時におけるUSBメモリなど接続手順

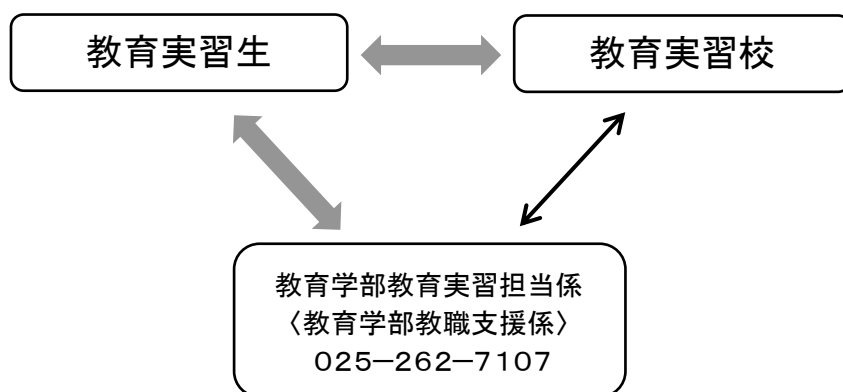


7 教育実習時の緊急連絡先

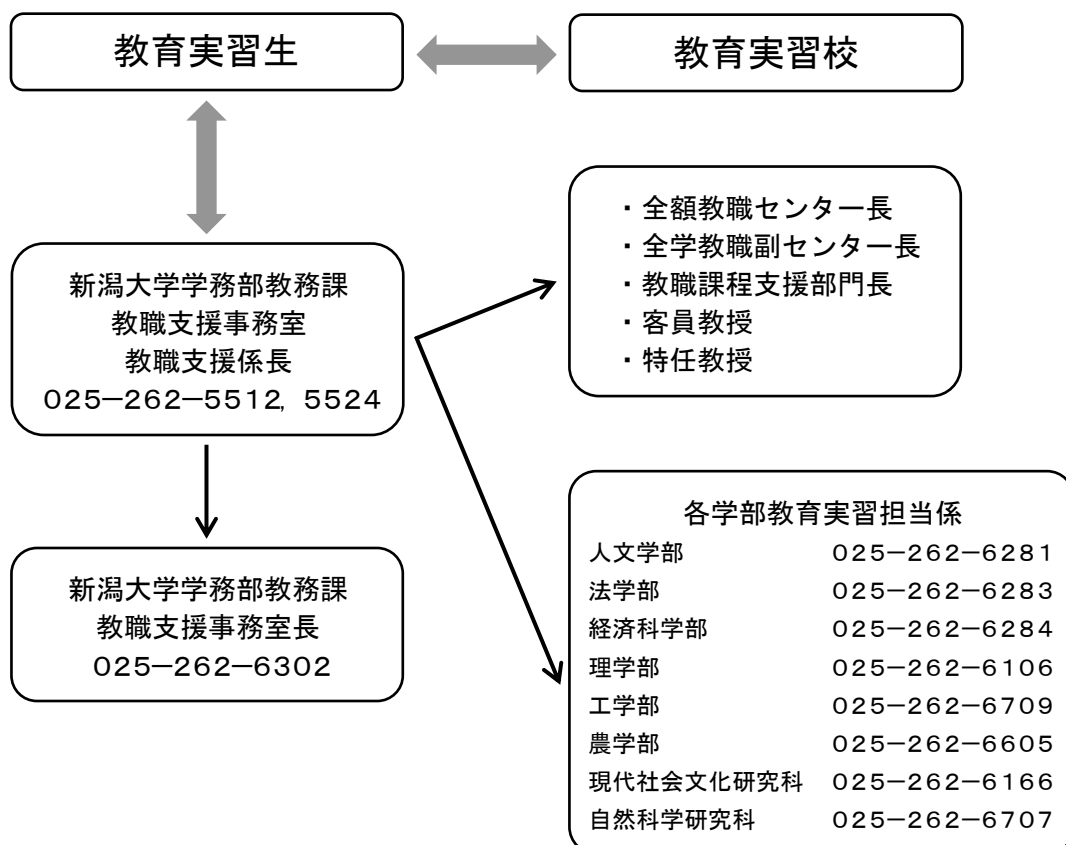
- (1) 教育実習期間中に、実習校外において不測の事故、病気、災害等に遭遇したため教育実習を欠席・遅刻しなければならなくなった場合は、速やかに実習校に連絡するとともに、下記の連絡先にも連絡すること。
- (2) 教育実習期間中に、実習校内において不測の事故、病気、災害等に遭遇した場合は、実習校の指示に従うこと。

【緊急時の第一報】

〈教育学部，教職大学院，養護教諭特別別科の学生〉



〈上記以外の学生〉



第Ⅴ章 教職員の服務・勤務

—公立学校の場合—

1 服務・勤務の意味

服務—公務員その他ある組織または団体に使用される者が、その勤務に服する際のあり方、ないしは被使用者としての地位にもとづくあり方をいう。
勤務—職員が具体的に職務に従事することをいう。

2 服務・勤務の内容

○服務・勤務について法令・条例で定められているもの。

- ・地方公務員法（昭25. 12. 13法律第261）—身分法
- ・教育公務員特例法（昭24. 1. 12法律第1）—特例法
- ・労働基準法（昭22. 4. 7法律第49）
- ・県、市、町、村条例、管理運営規則等
 - （ア）各県・市町村立学校職員の給与、勤務時間等に関する条例
 - （イ）義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置に関する条例
 - （ウ）給料を控除しない場合の取扱いに関する規則
 - （エ）職員の勤務時間及び休暇等に関する規則
 - （オ）新潟県立・市町村立及び組合立学校管理運営の基準に関する規則
 - （カ）各県・市町村における職務に専念する義務の特例に関する規則
 - （キ）各県・市町村における学校の管理規則
 - （ク）学校規程

3 教職員の制度上の地位

- （1）公立学校教職員は、公務員である。—全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。
（憲法15②・教特法1，2）

※法律名の主な略期は、P24（付）を参照すること

- （2）身分は地方公務員である。
- ・一般職に属する地方公務員である。（地公法3，4）
 - ・地方公務員法に定められている平等取扱の原則と情勢適応の原則が適用される。（地公法13，14）
 - ・給与、任免、服務等で国、県、市町村が関与している。
（義務負担法2，給与負担法1，教特法13，地教行法37，38，40～43，46，47，47の2）
 - ・任用の根本基準—職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。（地公法15）
 - ・校長の採用並びに教員の採用及び昇任は選考による。（教特法11）
- （3）校長、教員は教育公務員である。—教育公務員特例法の適用を受ける。（教特法1，2，地公法57）
- ・教育公務員特例法第1条—この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、人事評価、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定する。
 - ・教育公務員特例法第2条—この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）であって地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）の学長、校長（園長も含む。以下同じ）、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員をいう。

4 教職員の服務

(1) 服務の根本基準

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。(地公法30)

全体の奉仕者……公共の利益……職務遂行(憲法15②, 基本法9・教特法1)

(2) 服務の宣誓

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。(地公法31)

- ・宣誓分前段(憲法99) 同後段(基本法9)
- ・教職員の服務の宣誓は、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村の公務員としてその住民に対して行うものである。
- ・新潟県公立小・中学校の新規採用教職員に対して……市町村の条例に定めるところによって確実に実施させる。

(3) 服務上の義務

① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法32, 地教行法43②)

- ・法令等—法律, 政令, 省令, (告示, 訓令, 通達,) 地方公共団体の規則及び規程
- ・上司—教諭等の上司は, 市町村教育委員会(同教育長), 校長(副校長, 教頭, 主幹教諭)
- ・職務命令—文書, 口頭, 規程の形式及び訓令, 通達の形式をとるもの。
有効範囲(権限ある上司, 職員の職務・法律上の不能でない, 職務上の独立の範囲でない)

② 信用失墜行為の禁止(地公法33)

- ・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(職の信用を傷つける, 職全体の不名誉)の禁止

③ 秘密を守る義務(地公法34)

- ・職員は, 職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も, また同様とする。
- ・法令による証人, 鑑定人となり, 職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては, 任命権者の許可を得なければならない。

(例) 職務上知り得た秘密

(家庭事情や児童生徒の成績, 職員の身上・公務上の秘密等)

④ 職務に専念する義務(地公法35)

- ・職員は, 法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外, その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い, 当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
- ・勤務時間外にわたってまでの規則はない。地方公共団体の事務に限られている。
- ・法律または条例の規定により職務専念の義務を免除される場合

〈法律に規定されているもの〉

休職・停職・兼職・休日・年次有給休暇・産前産後の休暇・育児時間・生理休暇・病気休暇・研修(教特法22②③)・適法な交渉・災害救助従事及び協力

〈条例に規定されているもの〉

勤務を要しない日・休日・休暇(年次有給休暇, 病気休暇, 特別休暇, 介護休暇, 組合休暇)
勤務を欠いても給料を控除しない期間。職務に専念する義務の特例に関する条例による場合。

⑤ 政治的行為の制限(地公法36, 教特法18, 国公法102, 政治的中立確保3)

- ・政党その他政治的団体の結成に関与, 団体役員, 構成員の勧誘運動の禁止
- ・公立学校教員は国家公務員の例による(人事院規則14-7)

⑥ 争議行為の禁止(地公法37)

- ・住民に対して同盟罷業, 怠業その他の争議行為の禁止。機関の活動能率を低下させる怠業的行為の禁止
- ・違法行為を企て, 共謀, そそのかし, あおってはならない。
- ・罰則(地公法61④)

⑦ 営利企業などの従事制限(地公法38)

- ・営利を目的とする私企業の役員などを兼ねたり営んだり, 報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならない
- ・教特法17による特例

⑧ 研修の義務(教育公務員には特別な配慮がはらわれている)

- ・教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。（教特法21）
- ・研修を受ける機会が与えられなければならない。（教特法22，地公法39）
- ・授業に支障のない限り，本属長の承認を受けて，勤務場所を離れて研修を行うことができる。（教特法22②）
- ・現職のままで，長期にわたる研修を受けることができる。（教特法22③）

（４）服務の監督

- ① 市町村教育委員会は，県費負担教職員の服務を監督する（地執行法43）
- ② 県費負担教職員は職務遂行にあたって，法令，当該市町村の条例及び規則，当該市町村教育委員会の規則，規程に従い，かつ職務上の上司の命令に忠実に従わなければならない（地執行法43②）
- ③ 服務の監督についての最終責任者は市町村教育委員会，その他に職務上の上司が，各段階において，その服務を監督すべき責務と機能を有する。（身分上の上司は県教委である）

5 教職員の勤務条件

（１）勤務条件を規定しているもの

- ・各県・市町村立職員の給与，勤務時間に関する条例
- ・各県・市町村立学校管理運営の基準に関する規則
- ・各県・市町村における学校の管理規則
- ・各学校における規程

（２）勤務時間及び休憩等

県費負担教職員の給与，勤務時間その他勤務条件については……都道府県の条例で定める。

（地執行法42）

なお，新潟県の条例は以下のとおりである。

- ① 勤務時間は，休憩時間を除き，１週38時間45分が基準である。
- ② 勤務時間の割振りは，市町村教育委員会の定める基準によって校長が定める。
- ③ 勤務時間の割振りとは，「毎週恒常的に反復継続して行われる正規の勤務時間をあらかじめ定めておくこと」である。
- ④ 割振りの対象となる事項は，およそ次のとおりである。
 - ・勤務を要する日と勤務を要しない日を定める。
 - ・勤務日における勤務時間数と勤務時間の終始時刻を定めること。
 - ・勤務日における休憩時間の配置を定めること。
- ⑤ 勤務時間の割振りの基準
 - ・原則として１日の勤務時間は，７時間45分とする。
 - ・職員の１日の勤務時間は，午前７時30分から午後６時30分までの間に割り振る。
 - ・学校運営上やむを得ず勤務時間を一律に定めることができない場合は，職員個人について勤務時間を割り振ることができる。
 - ・原則として時間外勤務は命じないものとする。
- ⑥ 休憩時間
 - ・１日の勤務時間が６時間を超える場合は45分，８時間を超える場合は１時間（勤務時間の途中で，一斉に与え，自由に利用させなければならない。）
- ⑦ 勤務を要しない日及び休日
 - ・日曜日及び土曜日は勤務を要しない日
 - ・休日とは，国民の祝日に関する法律に規定する日，年末年始の休みの日
 - ・学校の休業日，休日，勤務を要しない日は同一ではない。
- ⑧ 休 暇
 - ・年次休暇 心身の疲労回復，公務能率の維持増進を図る。
 - ・特別休暇 選挙権・投票権の行使，証人・鑑定人・参考人としての出頭，社会貢献活動，出産，忌引，法事 外
 - ・子の介護休暇 小学校就学前の子について年に５日以内
 - ・組合休暇 職員団体の規約に定める機関で人事委員会規則で定めるものの構成員として，当該機関の業務に従事する場合。無給とし，いかなる給与も支給しない。

- ⑨ 勤務しなくても給料を控除しない場合
 - ・国民の祝日に関する法律に規定する日，年末年始の休日
 - ・年次休暇，特別休暇
 - ・公務上の負傷疾病…………療養に必要と認める機関
 - ・結核性疾患の場合………… 1 年の範囲内
 - ・前 2 号以外の負傷疾病…… 6 月の範囲内
 - ・療養後出勤または休職後復帰する場合…… 1 月の期間内
 - ・前各号のほか人事委員会規則で定める期間
- ⑩ 育児休業
 - ・教職員で，満三歳に満たない子を養育する者，当該育児休業に係る子が三歳に達する日まで。
 - ・育児休業期間について，身分は保障する。給与は支給しない。
- ⑪ 介護休暇
 - ・配偶者，1 親等の親族または 2 親等の同居人で，疾病又は老齢により介護を必要と認める場合，連続する 3 月の期間内。休業中は無給。

6 教諭の職務

(1) 職務の内容

教諭は児童の教育をつかさどる（学教法第37⑪，中学校は同法49，高等学校は同法62により準用）と規定されている。

(2) 職務の範囲

- ・教育課程に基づく学習指導などの教育活動に関する事項
- ・学校の施設設備，教材教具その他備品などに関する事項
- ・文書作成処理や人事管理事務及び会計事務等の学校内部事務等に関する事項
- ・教育委員会などの行政機関や社会教育団体などとの連絡調整の渉外に関する事項
- ・研 修

7 児童・生徒の懲戒

- 校長及び教員は，教育上必要であると認めるときは，文部科学大臣の定めるところにより，児童，生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし，体罰を加えることはできない。（学教法11）
- （注1）処分としての懲戒には，退学，停学及び訓告処分があり，校長が行う。ただし，退学の処分は，公立の小・中学校，特別支援学校の児童，生徒は対象外である。また，停学の処分は，義務教育を受けている児童，生徒に行うことは禁止されている。（学施規26）
- 事実上の行為としての懲戒には懲らしめたり，戒めたり，反省を促したりすることなどがあげられる。
- （注2）生徒指導上の措置としての出席停止は，懲戒ではなく，学校秩序の維持及び他の児童生徒の義務教育を受ける権利の保障の観点から行われる。（学教法35）なお，学校保健上の措置として感染症防止のための出席停止もある。（学保法19）

8 教職員の事故

- ・職務を行うについての事故
- ・営造物の設置・管理に問題がある場合に起こる事故
- ・教職員の非行による事故

（付）

地公法……地方公務員法
 基本法……教育基本法
 教特法……教育公務員特例法
 学保法……学校保健安全法

学教法……学校教育法
 学施規……学校教育法施行規則
 地執行法……地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二部 教育実習の実際

第Ⅰ章 授業実践力向上のための教育実習の在り方

自己の課題を把握し，改善を図る教育実習の在り方	27
1 改善すべき課題を見付けよう	27
2 授業が「みえる」ようになろう	28
3 授業が「できる」ようになろう	30
4 授業の分析を基に，授業実践力を評価しよう	32

自己の課題を把握し、改善を図る教育実習の在り方

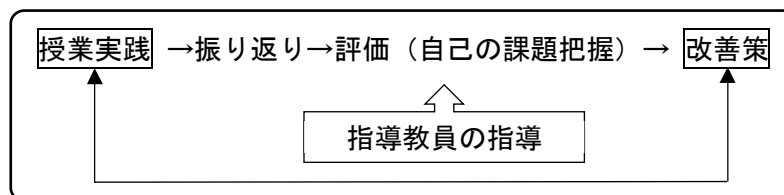
(1) 授業実践力向上のための教育実習

	教育実習期間	
	1週目	2週目～4週目
実習内容	授業参観	授業実践（5～7時間）
課 題	授業を参観する視点	子供が意欲的に学習に向かう教材や学習課題の提示 子供が主体的に学習に向かう授業の構想
実習内容	参観した授業の学びから授業を構想すること ※指導案作成	

上の図は、令和6年度教育実習の3年次教育実習生の実習内容と授業実践力向上のための取組を示したものである。

この実習生は、1週目の授業参観において、授業を参観する視点について課題を持ち、子供の様子から授業を分析するということを指導教員の指導から学んだ。学んだことを基に2週目からの授業実践において自己の課題を「教材や学習課題の提示」「主体的に学習に向かう授業の構想」と定めた。そして、指導教員の指導の下、授業を改善していった。これは、実習生の授業実践力が向上していった過程の姿である。

教育実習は、授業実践力を向上させるために、右の図のようなサイクルを実践する場である。このサイクルを通して、授業力を向上させるために必要なポイントは次の四つである。



【ここがポイント】



- ① 授業参観から学んだことを基に課題を見付けよう！
- ② 授業が「みえる」ようになろう！
- ③ 授業が「できる」ようになろう！
- ④ 自分の授業を分析し、評価・改善しよう！

1 改善すべき課題を見つけよう

「授業実践力に関してあなたの課題は何ですか？」と問われて即答できる人は少ない。自分の授業は自分が一番見えないからである。しかし、授業実践力を向上させるためには、自分の課題を的確に把握することが非常に重要である。

適切な課題とは次の要件を備えた課題である。

- 授業実践力を向上させるために価値のある課題
- 自分の力量にあった課題
- 自分が本気で改善したいと思う課題

このような課題を設定するためには、次のようなプロセスが必要である。

① 自分の課題を考察する

視点を決めて自分の課題を考察してみる

「子供とのかかわりに関する課題」
 「授業実践にかかわる課題」 など

書く（記録する）ことによって、1年次入門教育実習・2年次観察・参加教育実習などを振り返り、自分自身を見つめる。そして自分の課題を明らかにする。

② 課題を決定する

授業実践の経験が少ない場合、自分の課題を的確に判断することは難しい。そこで、指導教員と相談し、教育実習の課題を決定する。

③ 課題を修正する

授業実践を行っていく過程で、最初に設定した課題が適切でないと気付く場合がある。その際には、授業実践の記録を基に指導教員と相談して、より自分にあった課題に修正する。

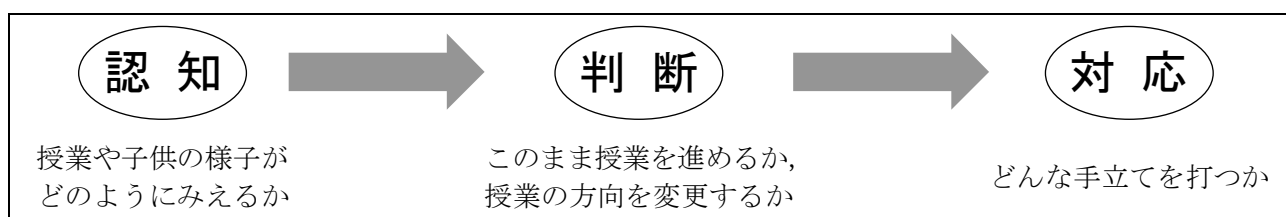
ここがポイント！

課題決定は、授業実践力向上の第一歩！ 自分にとって価値のある課題を見つけよう！

2 授業が「みえる」ようになろう

（1）授業が「みえる」とはどういうことか？

授業を実施している最中、教師は常に意思決定を求められている。「このまま授業を進めてよいのか」「指示を追加しないと子供は活動できないのか」。このような意思決定は、授業の成否を左右する重要な判断である。しかし、子供が発しているサインを察知して、即座に対策を講ずることは容易ではない。的確な判断を下すためには、授業が「みえる」ことが重要なのである。



言い換えれば授業の質を高めるためには、教師は「発問」や「板書」というような指導技術を身に付けるとともに、授業が「みえる」ようになるための力を身に付けなければならない。

（2）授業が「みえる」ようにするためにはどうすればよいのか？

授業が「みえる」ようにするためには、まず授業を見なければならない。教育実習期間は、指導教員や他の実習生の授業を観察する機会が設定されている。そのときこそ、授業が「みえる」ようになるチャンスである。その際、次のことに注意が必要である。

- ① 視点を決めて授業を見よう
- ② 当事者になって授業を見よう
- ③ 子供の事実を記録しながら授業を見よう
- ④ 事実を基に話し合おう

① 視点を決めて授業を見よう

授業を観察していると、様々な事象に気付く。しかし、授業の中で起こっていることをすべて見ようとすると、結局、何も見えずに終わってしまうことがある。そのためには、**観察の視点**を決め、その視点を中心に観察することが大切である。

その観察の視点が、自分が改善したいと思っている「課題」と結びついていると、観察したものを自分の授業実践力向上に直接生かすことができる。

観察の視点

- 教師の発問と促される子供の姿
- 教師の指示と促される子供の姿

- 教師の板書と促される子供の姿
- 教師の机間指導の仕方
- 教師の教室内での立ち位置 等

② 当事者になって授業を見よう

他の人の授業を見ていると、傍観者になってしまう場合がある。しかし、それでは授業が「みえる」ようにはならない。「自分ならどうするか？」と常に当事者意識をもって授業を観察しなければならない。また、授業を観察しながら気付いたことはその都度、指導案やノートに記録する。

「なぜ、ここで教材を提示するのか？自分なら…」と常に当事者意識をもって授業を観察し、その気付きを記録することが授業について協議する際に重要な根拠となる。

③ 子供の事実を記録しながら授業を見よう

授業では多くの子供が活躍する。誰が、どのような発言をし、それに対して学級全体がどのような反応をしたか、観察者としては教室で起こった事実をすべてのことを見たい、記録したいと考える。しかし、現実にはそれは不可能である。不可能なことをして、結局何も見えずに終わるより、「子供の事実をしっかりと見て詳細に記録する」ことの方が現実的である。

つぶやきや表情、ノートの記述、他の友達とのかかわり等も、記録することが望ましい。

〈授業観察ノート〉

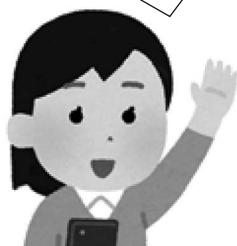
6-2 国語	
教師の働きかけ	子どもの反応
9:12 教科書見せ。	M すごいね。 N かえりたね。 Y 書きた。 Ys 指押して書いて書きた。
9:15 フリット画付け	
9:17 画記された人は名前～	
9:18 この文章、これはある詩です。 これは外国の詩で、 カレルマンの詩です。文句で いる人。 変な話と思ひますか？	Ys 詩みたいじゃないね、文章の。 S 黄色い四角。 H 前半は「うーんうーん」という感じなんだけど、 そこから後は死ねか始まっている。 Ys 前半はつながっているけど、後半はつながっていない。 前半と後半がつながっていない。 京都国語の初講みたい。 Ks 文章みたい。 Ys 書いてないところがある。 N 詩みたいじゃない、漢字も書かれてなくて文章の。 Ks 題名もない。 Ks 題名もない詩もある。って言うか、普通はない。
9:25 この詩に題名をつけるとしたら、どんな題名をつけ ますか、黄色い四角には 同じ言葉が入ります。 フリットに入る言葉と その理由も書きましょう	青森？

④ 事実を基に話し合おう

授業を見ただけでは「みえる」ようにはならない。「みえたような気になっている」だけである。そこで、事実を基に、話し合う過程が重要となる。放課後の指導の時間には、自分が記録した事実を基に、指導教員や他の実習生と話し合う。その話し合いの中で、自分には何がみえていて、何がみえていなかったのかが明確になる。

先生はなぜ、この場面でBさんを指名したのですか？
私ならCさんを指名したと思うのです。

Bさんの考えを先に取り上げることによって、みんなにもう一度自分の考えを見直させたかったんだ。あなたはどのようにしてCさんを指名しようと思ったの？



● 話し合いを基に考察する

指導教員や他の実習生との話し合いを通して、授業の「みえ方」が他の人と異なることに気付く。その気付きを基に、授業の「みえ方」について考察し、実習日誌に記録する。その際、「事実」と「考察」に分けて記述する。

授業の みえ方	3限の授業の××の場面で、先生はBさんを指名した。ぼくならCさんを指名すると思う。Cさんのノートを見たら、正しいことが書かれていたので、これを発表してもらえば学級全体に広げられると思ったからだ。でも、先生の話の聞いたら、先生は、Cさんが正しい考えをしていることが分かっている、あえてみんなと違う考えのBさんを指名したとおっしゃった。そうすることで、学級全体に自分の考えを見直させたいと考えたそうだ。(事実) ぼくは、Cさんを取り上げることによって授業のねらいに近付けるということしか考えていなかった。でも、先生のような指名の仕方をすると、確かに、すぐに正解を出すより、みんなの理解が深まる。正解が一人いたとしてもそれに飛びついてはだめで、学級の子供たち一人一人の考えを見取って、それを基に授業を展開しなければならない。自分が授業をするときには、多くの子供の考えを見取りつつ指名の順を考えながら授業をしたいと思う。(考察)
------------	--

ここがポイント！

- 授業を見る目を鍛えよう。
- 授業を見ることで自分自身を見つめよう

3 授業が「できる」ようになろう

授業実践力は短期間で身につくものではない。授業の実践→振り返り→授業の実践…を繰り返すことによって、身に付けることができるのである。

(1) 模擬授業

模擬授業は、実習生が「教師役」と「子供役」に分かれて、実際の授業の場面を想定し、教材の提示、発問、応答、指名、演示、板書を行う。模擬授業のやり方は大きく分けて二つある。

○ 授業の山場の場面を取り上げて練習する。

授業の山場の場面の指導案をごく簡単に作成し、それを基に、15分～20分程度で授業の練習を行う。

○ 1時間の授業の流れに沿って練習する。

1時間の授業の指導案を作成し、その流れに沿って1時間分授業の練習を行う。

どちらの場合も、模擬授業終了後、参加者全員で授業の振り返りを行う。模擬授業と振り返りを繰り返すことによって、実習生各自の指導技術の特徴と弱点が明らかになり、授業実践力向上につながっていく。模擬授業を行うときのポイントは以下の二つである。

ここがポイント！

○ 「子供役」は学級の子供になりきる

「子供役」が大学生の意識で参加したのでは、模擬授業の意味がない。その学級にいる一人の子供を想定し、その子供になりきって模擬授業に参加する。

○ 授業者が納得できる振り返りを行う。

振り返りの場面では、授業者を責めるのではなく、「よい点」と「改善すべき点」を全員が責任をもって話し合う。

(2) 研究授業

研究授業は、実習生の授業実践力を評価するために重要な授業である。研究授業は、多くの他者が参観し、授業について協議をする。また、授業を克明に記録する。教育実習で行う研究授業は次の二つに分けられる。

- 中研…全実習生のうち数名が代表として細案授業を公開する。
- 小研…全実習生が細案授業を公開する。

〈授業記録〉

① 授業の記録

○ 全体記録

授業者以外の実習生が授業の様子を次の方法で記録する。

- ・ 授業の流れ…「教師の働きかけ」「子供の反応」を手書きで記録する。
- ・ 板書……………授業の最後に、板書を撮影する。

○ 個別記録

実習生は、観察する子供を決めて、その子供の事実を記録する。

- ・ 「教師の働きかけ」に対する「子供の反応」
- ・ 発言、記述、つぶやき、表情、視線、他の子供とのかかわり

② 協議会のもち方

協議会では、子供の事実を基に、教師の働きかけの有効性を検証する。

指導教員	実習生	指導教員	実習生
氏名	氏名	氏名	氏名
年	月	日	時
授業者	観察者	観察者	観察者
授業内容	観察内容	観察内容	観察内容
1. 導入	2. 展開	3. 結末	4. 振り返り
5. 評価	6. 板書	7. 質疑応答	8. 協議
9. 協議	10. 協議	11. 協議	12. 協議
13. 協議	14. 協議	15. 協議	16. 協議
17. 協議	18. 協議	19. 協議	20. 協議
21. 協議	22. 協議	23. 協議	24. 協議
25. 協議	26. 協議	27. 協議	28. 協議
29. 協議	30. 協議	31. 協議	32. 協議
33. 協議	34. 協議	35. 協議	36. 協議
37. 協議	38. 協議	39. 協議	40. 協議
41. 協議	42. 協議	43. 協議	44. 協議
45. 協議	46. 協議	47. 協議	48. 協議
49. 協議	50. 協議	51. 協議	52. 協議
53. 協議	54. 協議	55. 協議	56. 協議
57. 協議	58. 協議	59. 協議	60. 協議
61. 協議	62. 協議	63. 協議	64. 協議
65. 協議	66. 協議	67. 協議	68. 協議
69. 協議	70. 協議	71. 協議	72. 協議
73. 協議	74. 協議	75. 協議	76. 協議
77. 協議	78. 協議	79. 協議	80. 協議
81. 協議	82. 協議	83. 協議	84. 協議
85. 協議	86. 協議	87. 協議	88. 協議
89. 協議	90. 協議	91. 協議	92. 協議
93. 協議	94. 協議	95. 協議	96. 協議
97. 協議	98. 協議	99. 協議	100. 協議

ここがポイント！

記録を基にした他者との協議によって、自らの課題の改善状況を把握したり、新たな課題を設定したりすることができる。

○ 子供の事実を基に協議する

全体記録と個別記録を活用し、子供の事実を基に教師の働きかけの有効性について話し合う。

私が見ていたDさんは、先生が課題を提示した瞬間、「変だ」とつぶやき、ノートにこんな図を描いて考え始めました。この課題はDさんの思考を促したと思います。

Eさんは課題を提示したとき、「ん？」と言ったまま何も書けませんでした。課題の内容がよく分からなかったようです。



○ 授業者の課題に沿って協議する

参加者は評論家になってはいけません。授業者の課題を受けて、その改善につながるように共に考える姿勢で協議を行う。

(3) 日常の授業

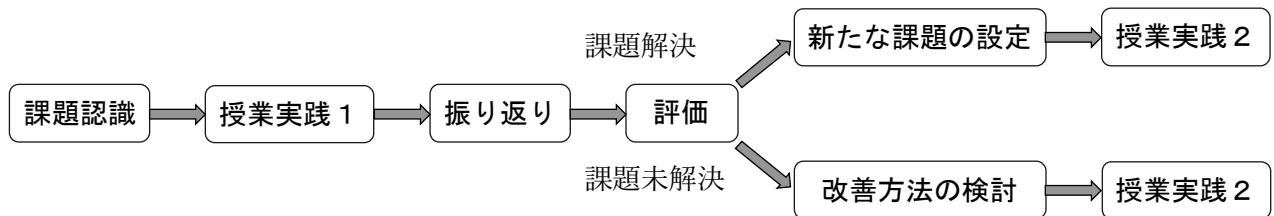
教育実習で最も大切なのは日常の授業である。日常の授業の実践と振り返りにより、実習生の課題が明らかになったり、課題の改善が図られたりするからである。

しかし、模擬授業や研究授業のように、多くの他者から見てもらうことが難しいため、ビデオ等で記録を残し、授業後に振り返りを行うことが必要となる。

4 授業の分析を基に、授業実践力を評価しよう

(1) 授業実践力を評価することの意義

授業実践力を向上させるための営みは、以下のようなサイクルの繰り返しである。授業を実践し、振り返り、それを基に評価を行う。その評価の結果、始めに設定した課題が解決していると認められれば、次の課題を設定する。それとは逆に、解決が十分ではないと評価された場合には、課題解決のための方法を再検討し、授業実践を行う。



(2) 評価の方法

① 授業日誌・授業観察日誌を蓄積する

自分自身が行った授業や観察した授業について視点を決めて日誌に記録し、それを蓄積する。それをまとめることによって自分の授業の「みえ方」を考察したり、授業実践力を評価したりすることができる。

② 授業の発話記録を（授業記録）を分析する

授業中の教師・子供すべての発話を記録する。そこに記録された言葉を手掛かりに、授業の流れを記録し、どのようなやりとりが行われていたかを分析する。発話記録を分析することによって、「特定の子供だけが発言している」「子供のつぶやきに気付かなかった」など授業の傾向が見えてくる。

③ 対話によって振り返る

①から②の方法はいずれも授業者一人でできる評価方法である。しかし、「他者」と対話することによって、授業実践力をより正確に評価したり、次の授業に向けた課題を設定したりすることができる。①から②の方法で記録したものを基に、指導教員や他の実習生と対話することが有効である。

ここがポイント！

- 記録には、授業者には「みえない」子供の事実が記録される。分析して、自分の授業実践力を評価しよう。

授業をしているときには気付かなかったけれど、Fさんが「分からない」とつぶやいている。私の説明では伝わらないんだ。次にはもっと子供の表情を見取りながら説明しよう。



第Ⅱ章 教育実習の記録と振り返り

- | | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 教育実習の記録 ～教育実習日誌の活用について～ | 35 |
| 2 | 教育実習をどう振り返るか | 40 |
| | ～教育実習での学びを大学での学びにどう生かすか～ | |

1 教育実習の記録 ～教育実習日誌の活用について～

(1)「教育実習日誌」をなぜ書くか

教育実習日誌を書く意義は、次の三点と考える。

- ① 自己の課題や目標に立ち返り、自分の取り組みを自己評価する。
- ② 指導教員との指導の往復により、指導力の向上を図る。
- ③ 自己の教育実習の成果と課題を明らかにし、今後の大学での学びに生かす。

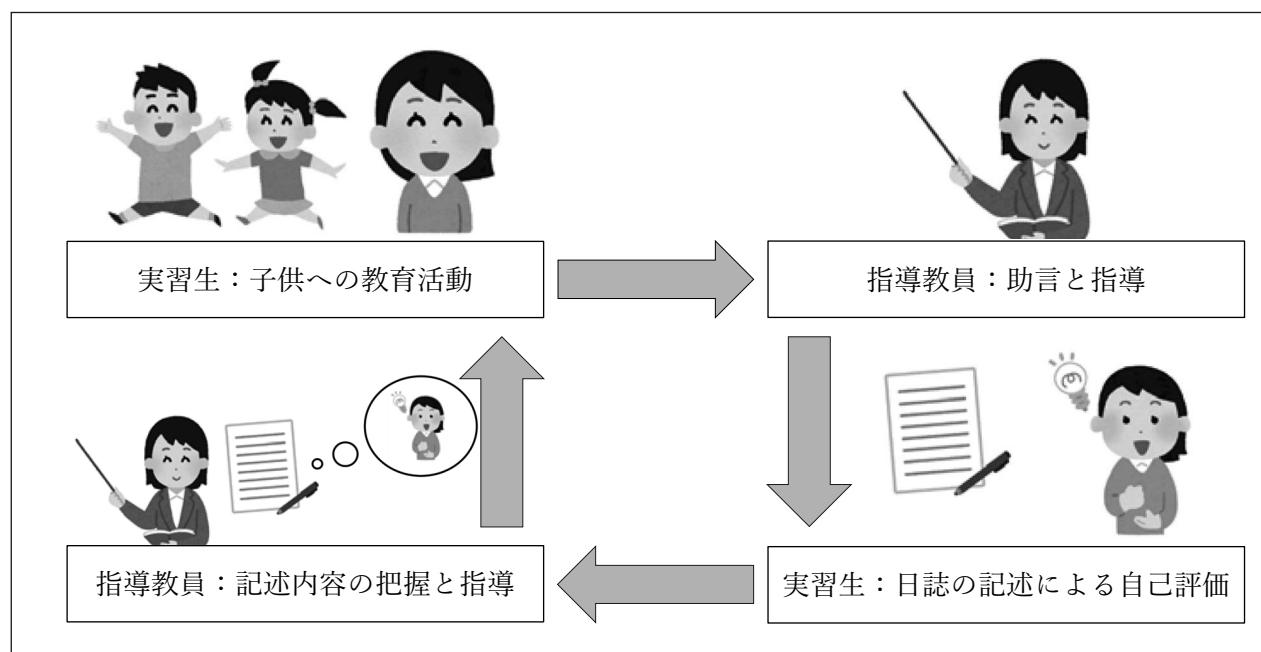
① 自己の課題や目標に立ち返り、自分の取り組みを自己評価する。

教育実習生は、教育実習が始まると担当する授業の構想や準備に多くの時間をかけることとなる。そのため、教育実習が始まって数日もたつと、教育実習中に立てた自己の課題や目標を見失いがちになる傾向が見られる。

一日の教育実習を終えて教育実習日誌を書くことで、自己の教育実習の課題や目標に毎日立ち返ることができ、自分の一日の取り組みを自己評価し、改善案を考え課題解決や目標に迫っていくことができる。

② 指導教員との指導の往復により、指導力の向上を図る。

教育実習日誌は、次のようなサイクルを経ることで、自らの指導力の向上につながる。



教育実習日誌を記入する前後において、教育実習生は指導教員から指導を受けることができる。そのため、効果的に自己の教育実習の目標に迫ったり、課題の解決に向かったりして、教育観を深めることができる。また、指導教員も教育実習生の日々深まる考えを教育実習日誌により把握することができるため、教育実習生が感じている課題や悩みについて効果的な指導を行うことができる。

このサイクルにより、教育実習生は、教育実習日誌を書くことで、指導教員に指導を受けながら、指導力を日々高めることができる。

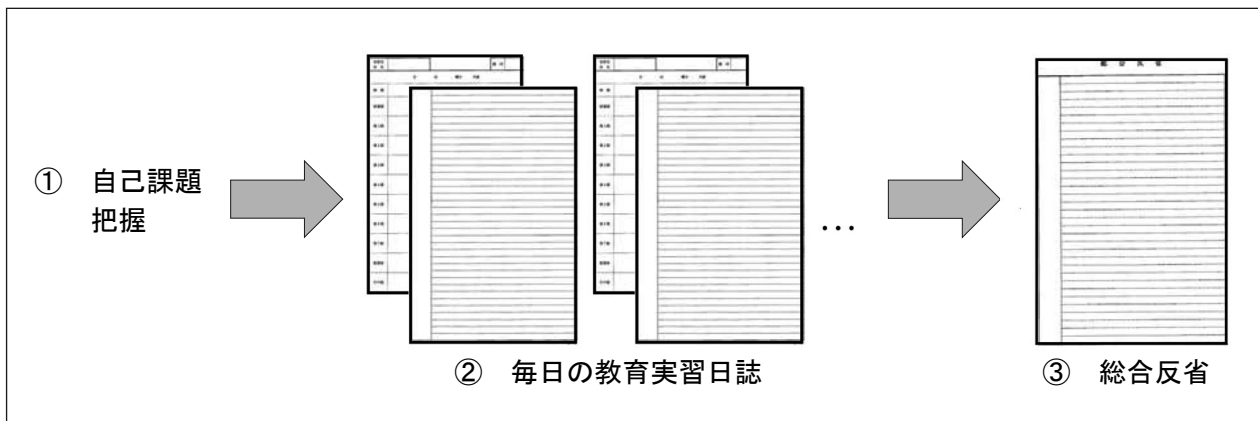
③ 自己の教育実習の成果と課題を明らかにし、今後の大学での学びに生かす。

教育実習を終えると、自己の教育実習の成果と課題を明らかにするために、総合反省を書くこととなる。ここで明らかにした成果と課題は、今後の大学での授業や研究、また次回の教育実習や実際の教育現場で生かすことができる。

(2)「教育実習日誌」をどう書くか

教育実習日誌は、単なる実習活動の記録ではない。今後に生かす自らの成果や課題を生むものとなる必要がある。

そのためにも、以下のような一連の流れにおいて、自己の教育実習の課題や目標に正対した教育実習日誌を作成する。



① 自己の課題把握

限られた期間の教育実習を有意義なものにするためにも、各自が自分の課題を明らかにし、課題や目標をもって配属校での教育活動に取り組むことが大切になる。

その際、次に示す「教育実習での“学びの4観点”」を参考にとよい。

〈教育実習での“学びの4観点”〉

- ア 「社会人（公務員）」として求められること
- イ 「教師」として求められること
- ウ 「子供とのかかわり」において求められること
- エ 「授業実践力」を高める上で求められること

ア 「社会人（公務員）」として求められること

- ・決めた時刻に起きることができる
- ・自分から進んで明るいあいさつができる
- ・人に話しかけられたとき、丁寧な言葉で受け答えができる など

イ 「教師」として求められること

- ・授業や清掃の開始時刻には遅れない
- ・授業と休み時間のけじめを付けている
- ・通勤の際、学校や子供の話をしない など

ウ 「子供とのかかわり」において求められること

- ・子供の話を、子供の目を見て真剣に聞いている
- ・学級の子供全員に分け隔てなく声をかけ、話をしている
- ・間違ったことは、毅然とした態度で指導することができる など

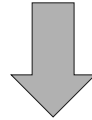
エ 「授業実践力」を高める上で求められること

- ・どの子供にも分かりやすい、簡潔な指示、発問になっている
- ・多様な考えが生まれる教材である
- ・挙手をした子供ばかりを指名しない など

【アとイの観点についての課題把握】

○ “学びの4観点” のアとイに該当する具体例を、箇条書きで書き出す

- ・これまでの大学での講義，1年次入門教育実習，2年次観察・参加教育実習，3年次教育実習など，各自のこれまでの経験を基にする。
- ・どの観点に入るか区別が難しいものは，自分が該当すると思うところ，または両方に記載しておく。



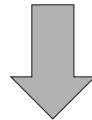
〈アとイの観点の課題〉

- ◇ 4段階の自己評価を行い，自分がまだうまくできていないと自覚しているもの
- ◇ 各自が記載した具体的に書き出せなかったもの（教育実習を行う中で新たに気付いていくもの）

【ウとエの観点についての課題把握】

○ “学びの4観点” のウとエについて，自分が課題と認識している具体的な内容を書き出す

- ・これまでの大学での講義，1年次入門教育実習，2年次観察・参加教育実習，3年次教育実習など，各自のこれまでの経験を基にする。
- ・具体的な経験があれば，それも合わせて記述するとよい。



〈ウとエの観点の課題〉

- ◇ 各自が挙げた課題の中から，指導教員と相談の上，教育実習での課題や目標を決定する。
- ・教育実習初日の放課後の指導・打合わせの時間に行うとよい。

② 毎日の教育実習日誌

〈表面〉

- ・手書きで作成する場合、鉛筆ではなく、ペンで書く。修正する場合は、二重線と訂正印で修正する（修正液等を使用しない）。
- ・配属学級の時間割ではなく、教育実習生が実際に行った内容を記載する。
- ・「講義」（配属校の教諭から講義を受ける）、「参観」（自分以外の授業者の授業を参観する）、「授業」（自分が授業を行う）を示し、その内容を記載する。
- ・放課後の欄には、担当教員との打合せのおまかな内容を記載しておく。

実習生 氏 名		校 印	
月 日 曜日 天候			
時 限	観 察・参 加・実習事項・勤務内容		
始業前			
第1限	講義「授業参観の心構え」 研究主任 ○○教諭		
第2限	参観「国語 スイミー」（○○教諭） （↑配属校の教諭の授業を参観する場合）		
第3限			
第4限	参観「算数 かけ算」（○○教生） （↑教育実習生の授業を参観する場合）		
第5限			
第6限	授業「体育 水遊び」 （↑自分が授業を行う場合）		
第7限			
放課後	打合せ（授業の反省、明日の授業の検討）		

〈表面〉

〈裏面〉

- ・自己の教育実習の課題や目標につながるように、その日の教育実習の自分の行動を自己評価する。
- ・新たな学びがあった際は、「教育実習での“学びの4観点”」に関連させて記載しておく。

〈教育実習での“学びの4観点”〉

- ア 「社会人（公務員）」として求められること
- イ 「教師」として求められること
- ウ 「子供とのかかわり」において求められること
- エ 「授業実践力」を高める上で求められること

観察した ことを通 して	
子供と のかかわり	
その他	

〈裏面〉

- ・記述においては「事実に対する“感想”」ではなく、「事実に基づく“解釈”や“価値付け”」を行って書く。
 - （例1）Aさんは、教師の△△△する働き掛けにより「□□□」と「発言／つぶやき／記述」しました。[←事実] これは、教師の働き掛けにより、Bさんが～～～と考えるようになったからです。[←解釈]
 - （例2）Cさんという子供の□□□したことに對して、先生は△△△と指導しました [←事実] これは、○○○さんが～～～と考えていたことに對しての指導であり、とても必要な指導だと学びました。[←価値付け]
- ・一日の実習内容を時系列に並べて述べたり、根拠のない感想で終えたりすることがないよう、読み返しながら記述するよう心掛ける。また、指導教員の指導を十分に踏まえて書くよう心掛ける。

③ 総合反省

総合反省は、教育実習を総括することで明らかになった成果と課題を、今後の大学での学びや次回の教育実習、実際の教育現場につなげるためのものである。

・次のように項目立てて書くとよい。

総合反省	

1 自己の教育実習の課題や目標

- ・「自己の教育実習の課題や目標」、及び「その課題や目標を設定した理由」を記述する。過去の教育実習での経験を基に、具体的に述べる。
- ・具体的な成果と課題については、「2」以降で述べる。

2 「社会人（公務員）、教師」として求められること

- ・「教育実習での“学びの4観点”」のア、イに関する内容について、経験に基づく学びを記述する。

3 「子供とのかかわり」において求められること

- ・「教育実習での“学びの4観点”」のウ「子供とのかかわり」に関する内容について、自分の課題や目標にどの程度まで迫れたのかを述べる。そして、どのようなことが課題として残ったのかを明らかにする。
- ・記述においては、自分が経験した事実を基に、価値付けや解釈をしながら自分の学びや考えを述べる。

4 「授業実践力」を高める上で求められること

- ・「教育実習での“学びの4観点”」のエ「授業実践力」に関する内容について、自分の課題や目標にどの程度まで迫れたのかを述べる。そして、どのようなことが課題として残ったのかを明らかにする。
- ・記述においては、自分が経験した事実を基に、価値付けや解釈をしながら自分の学びや考えを述べる。

5 今後の課題と方策

- ・この項目は、今後の大学での学びにつながる重要な内容である。今回の教育実習で積み残された課題を明らかにし、今後大学に戻ってそれらをどのように学んでいくかを述べる。決して薄い内容にしてはならない。

＜手順＞

- ①上記の2～4を参考にし、今回の教育実習で積み残した課題を、明確かつ具体的に述べる。
- ②今後、その課題解決に迫るために、大学での学びにおいてどのようなことをしていけるか、具体的に述べる。

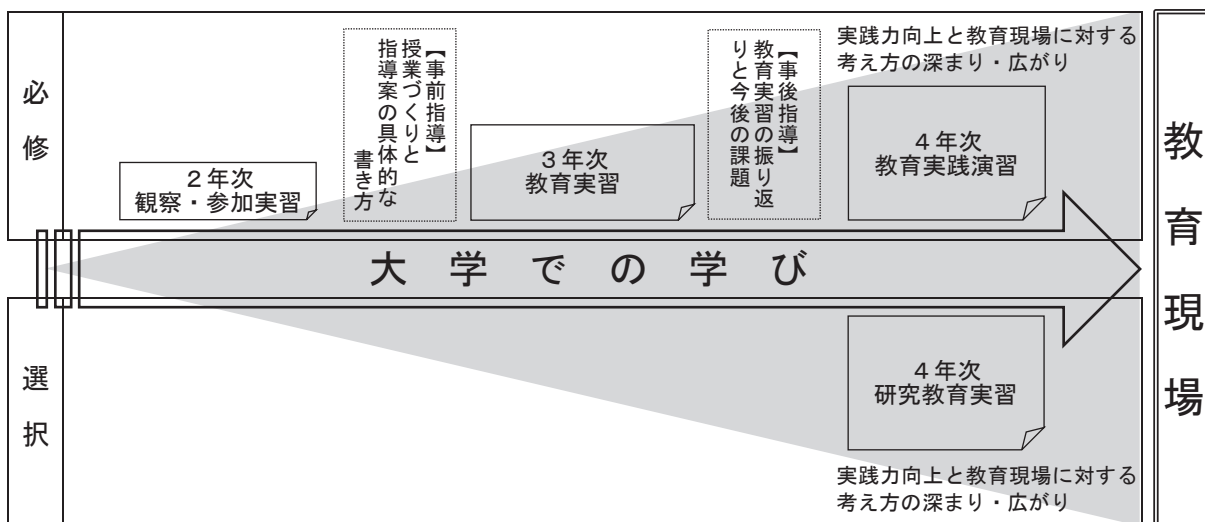
＜留意点＞

- ・総合反省は、4枚（8ページ）以上作成する（教育学部2年時の「観察・参加実習」のみ2枚（4ページ）以上）。
- ・パソコンで作成する場合は、文字サイズは10.5pt、フォントはMS明朝とする。手書きの場合は、読みやすいように、字の大きさ、間隔、字体等に気を付けて、丁寧に書く。
- ・プライバシー保護から、子供の名前は実名ではなく、仮名（Aさんなど）を使う。ただし、実習校から指示がある場合は、その指示に従う。
- ・教育実習日誌は、教育実習後の提出になるため、あらかじめ指導教員に提出の期日と時間を打ち合わせておく。提出物の確認など、提出の際は多少の時間を要するため、指導教員が子供へ指導している時間には訪問しない。
- ・訂正、押印忘れの対応のため、印鑑を持参する。
- ・全学教職センターHPにも別途作成例を掲載しているので、そちらも参照すること。

2 教育実習をどう振り返るか ～教育実習での学びを大学での学びにどう生かすか～

教育実習を通して得た成果や課題を、今後の大学での学びに生かしていかなければならない。つまり、教育実習で教育現場を垣間見たことで、今後の大学の授業・研究においても、問題意識をもって学ぶことが求められるのである。

学び続けることで、教育に関する考えは深まり、広がっていく。近い将来、教育現場に出て、教師としての役割を果たすためには、継続的に学びを重ねていく必要がある。



ここでも、「教育実習での“学びの4観点”」に照らし合わせて考えていきたい。

〈教育実習での“学びの4観点”〉

- ア 「社会人（公務員）」として求められること
- イ 「教師」として求められること
- ウ 「子供とのかかわり」において求められること
- エ 「授業実践力」を高める上で求められること

ア 「社会人（公務員）」として求められること

- ・生活に節度があり、規則正しく過ごしている
- ・法の遵守はもちろんのこと、適切なマナーを伴って行動できている
- ・場に応じて、適切な言葉遣い、身だしなみができている
- ・多様な人々とのかかわることに楽しさを感じることができる

など

イ 「教師」として求められること

- ・教育に関する情報を自ら進んで得ようとしている
- ・人と話し合い、考えを交流させることで、教育に対する考えを深めていくよさを感じることができる

など

ウ 「子供とのかかわり」において求められること

- ・教育書を読んだり子供とかかわる機会を作ったりして、児童理解を深めようとしている
- ・友人や大学の先生の話をついじりと聴き、多様な考えを受け止めながら聞くことができる

など

エ 「授業実践力」を高める上で求められること

- ・大学の講義では、教育現場での具体的な指導場面を思い浮かべながら話を聞き、その場で自分の考えを持つように心掛けている
- ・教育研究会に積極的に参加し、よい授業を多く観ようとしている

など

第Ⅲ章 学習指導及び学習指導案作成の基礎・基本

1	教育の実践研究の枠組みと学習指導案	43
2	学習指導案を作成する	44
3	授業を実践する ―授業展開における留意点―	51

1 教育の実践研究の枠組みと学習指導案

(1) 学習指導要領改訂のポイント

今回の改訂が重視するのは、我が国の学校教育が長年目指してきている「生きる力」の育成という目標を、教育課程の編成を通じて具体化し、そうした教育課程に基づく教育活動を通して、子供たち一人一人に、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮したような他者と共同しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となるために必要な力を育んでいくことである。

そのためには児童生徒が

「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
「実施するために何が必要か」(教育課程の実施に必要な方策)

といった観点にわたって、教育課程や教育活動の改善・充実に図っていくことが必要とされている。

(2) 育成を目指す資質・能力

育成を目指す資質・能力の具体例については、さまざまな提案がなされており、社会の変化とともにその数は増えていく傾向にあるが、こうした中、育成を目指す資質・能力に共通する要素を明らかにし、教育課程の中で計画的・体系的に育んでいくことができるようにする必要がある。

教科等と教育課程全体の関係や、教育課程に基づく教育と資質・能力の育成の間をつなぎ、求められる資質・能力を確実に育むことができるよう、教科等の目標を以下の3つの柱に基づき再整理することが必要である。

- ② 「何を理解しているか・何ができるか(生きて働く『知識・技能』の習得)」
- ② 「理解していること・できることをどう使うか」(未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成)
- ③ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養)

子供たちに必要な資質・能力を育んでいくためには、各教科等をなぜ学ぶのか、それを通じてどういった力が身に付くのかという、教科等を学ぶ本質的な意義を明確にすることが必要になる。各教科等の教育目標や内容について、資質・能力の在り方を踏まえた再編成を進めることが必要になる。

その上で、各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすのが「見方・考え方」であり、教科等の教育と社会をつなぐものである。子供たちが学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせられるようにすることこそ、教員の専門性に求められる。

また、教科等を超えたすべての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力についても、資質・能力の3つの柱に沿って整理し、教科等の関係や、教科等の枠を超えて共通に重視すべき学習活動との関係を明確にし、教育課程全体を見渡して組織的に取り組み、確実に育んでいくことができるようにすることが重要である。全ての学習の基盤となる言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力などを、各学校段階を通じて体系的に育んでいくことが重要になる。

(3) 授業研究の枠組み

授業研究や授業改善とは、図1の例のように、予め設定した研究の基盤的枠組みを前提として、それに基づいて構想された学習指導案による実践展開を分析、吟味することにある。したがって、本来、学校教育における実践研究や提案授業を行う際には、前提となる研究の基盤的枠組みを設定した根拠や意図を明確にするとともに、枠組みそれ自体の明確な定式化が必要となる。

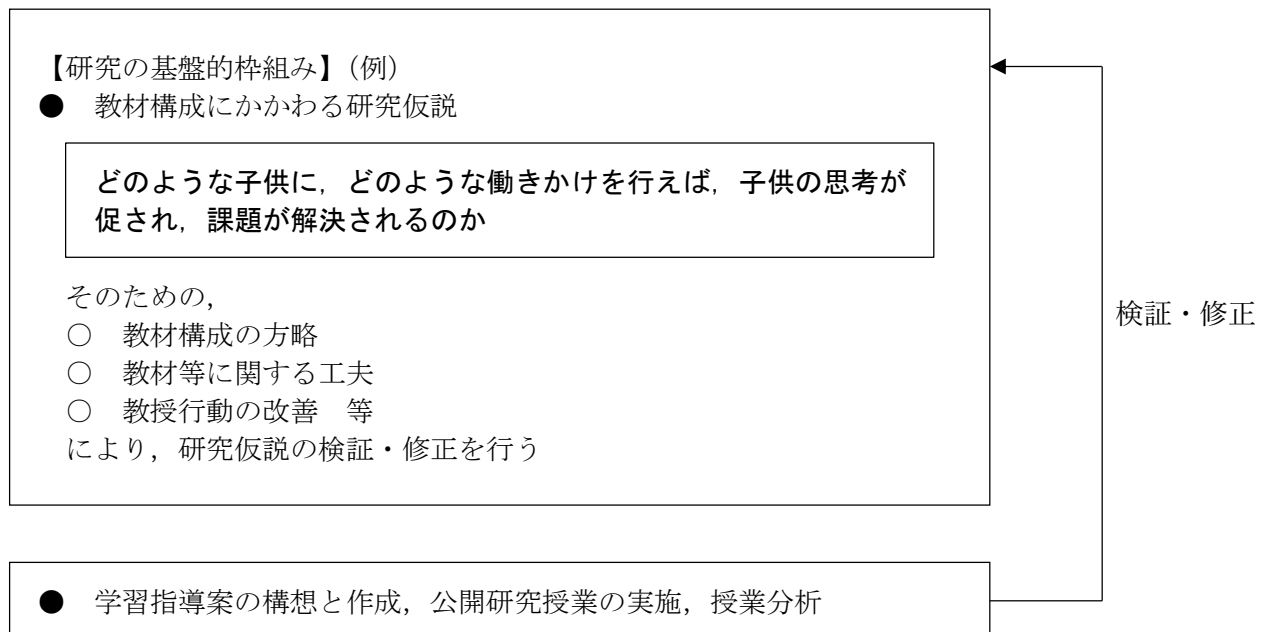


図1 実践研究の枠組みと学習指導案の関係

教育実習においても、単に経験や勘を頼りに授業を立案、実施するのではなく、可能な限り上記の枠組みを意識することが「実践の意味を説明する力量」の形成につながる。

本章では、図1の「学習指導案の構想と作成」部分を中心に、その手順、実際について紹介する。

2 学習指導案を作成する

学習指導案には、学校や、その教育及び研究の方針によって、様々な形式や形態があるが、基本的には、「指導の構想」(教材構成)の部分と「本時」(授業展開)の部分から成り立っている。ここでは、指導の構想部分に当たるものとして「授業構想カード」を、「本時」に当たるものとして「学習指導案(略案)」の作成方法を示すこととする。

(1) 「授業構想カード」作成の手順

図2の「授業構想カード」を作成することにより、筋道の通った授業構想が可能になる。特に構想する場合には、次の手順に従って行う。

- ① 本時のねらい→②まとめ→③本時の課題→④学習課題を生み出すための働き掛け→⑤課題を解決するための働き掛け

① 本時のねらい

学習指導要領で示されている「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」に対応したねらいを設定する。具体的には以下ようになる。

1 単位時間において

ア どのような内容について（何を学ぶか）

イ どのような学習活動を行うことで（どのように学ぶか）

ウ どのような資質・能力をつけるのかを（何ができるようになるか）

教師側が整理したもの。



「〇〇について ア, △△することを通じて イ, □□することができる ウ。」

【ねらい作成例】

身の回りにあるものの数の数え方についてア, 一つのまとまりのいくつ分といった考え方と九九表とをつなぎながら見つける活動を通してイ, 身の回りにあるものの数をかけ算九九表を使いながら数えることができるウ。

(小学校2年算数 掛け算)

② まとめ

授業の終末においてねらいを達成した姿を子供の言葉で記載する。

③ 本時の学習課題

設定したまとめが答えとなるような学習課題を設定する。基本的には「なぜ～だろうか」「～にはどうしたらよいか」といった疑問形で記載する。

④ 学習課題を生み出す働き掛け

学習課題は教師のみで設定されるものではなく、子供が「なぜだろう」「どうなっているのだろう」などと、疑問に思ったり解決したいと切望したりすることによって成立する。そのため、授業の導入において子供が解決したいと思うことができるような資料提示や問題場面等を設定する。

⑤ 学習課題を解決するための働き掛け

教材や指示・発問、学習形態等の工夫により学習課題を解決するために必要な働きかけを構想する。

授業構想カード		授業者 ()
☆単元・題材名「	」(	時間目/全 時間)
<本時のねらい>		①
<学習課題を生み出す働き掛け>		④
<本時の課題>		③
<課題を解決するための働き掛け>		⑤
<まとめ>		②
<振り返り>		

図2 授業構想シート

(2)「授業構想カード」の具体例

① 例1 小学校5年 算数「面積の求め方を考えよう」(全12時間)

授業構想カード

授業者 ()

☆単元・題材名「面積の求め方を考えよう」(5時間目/全12時間)

〈本時のねらい〉

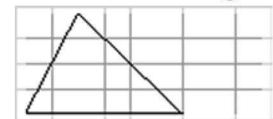
①

三角形の面積の求め方について、既習である平行四辺形の面積の求め方を基に図形の一部を移動したり分割したりすることを通して、平行四辺形の半分にすれば三角形の面積を求めることができることが分かる。

〈学習課題を生み出すための働きかけ〉

- 平行四辺形の面積の公式を確認する
- どのようにして公式を導き出したかを問い、図の一部を変形して求めることを確認する。

④



〈学習課題〉

③

三角形の面積を求めるには、どのようにすればよいか。

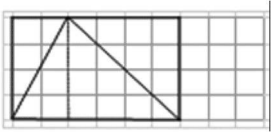
〈学習課題を解決するための働き掛け〉

⑤

- これまでの図形の面積の求め方を想起させ、「形を変えれば出せそう」という子の考えを賞賛し、「三角形の形を変えればこれまでの面積の求め方で出せそうか」と問う。
- ワークシートを作成し、それぞれ考えたことを作図させる。

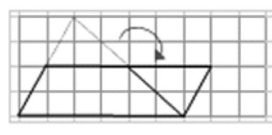
【子供の考え①】

長方形にして、面積を出しその半分にする。



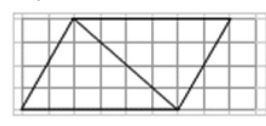
【子供の考え②】

三角形の上半分を側面に移動させて平行四辺形にする。



【子供の考え③】

三角形を二つに重ねて平行四辺形にし、面積を半分にする。



- 「個人→班→一斉」の順で活動させる。班では説明の後に、学習課題について班員の求め方の共通点をホワイトボードにまとめさせ、黒板に提示させる。
- 各班からの考えを共有し、学級としての共通点を問う。

〈まとめ〉

②

三角形の面積を求めるには、三角形を長方形や平行四辺形に変えて半分にすればよい。

〈振り返り〉

以下の3点で振り返らせる

「1. 今日の授業で分かったこと」「2. どのようにして分かるようになったか」「3. 授業を通して思ったこと・考えたこと」

② 例2 中学校3年 道徳「規則は優先されるか」(全1時間)

授業構想カード

授業者 ()

☆主題名 「規則は優先されるか」(C10 遵法精神, 公德心) (1時間目/全1時間)

〈本時のねらい〉

①

遵法精神, 公德心について, 元さんの思いやりと動物園の規則の尊重のどちらが大切かを考えさせることを通して, 規則にはすべての人々が安心して生活できるようにするための大きな意味が込められていることに気付く。

〈学習課題を生み出すための働き掛け〉

④

- 受験生が停車駅を勘違いして東北新幹線を止めたという新聞記事(日本経済新聞2005.2.3)を提示する。
- 新聞記事から, 5択(1. 例外を認めるべき 2. どちらかといえば認めるべき 3. どちらとも言えない 4. どちらかといえば規則は守るべき 5. 規則は守るべき)で自分の立場を決めさせる。
- 考えが分かれたところで, 学習課題を設定する。

〈学習課題〉

③

規則にはどのような思いが込められているのだろうか。

〈学習課題を解決するための手だて〉

⑤

- 資料「二通の手紙」を提示し, 内容を確認する。
- 主人公元さんがどのような気持ちで姉と弟を動物園に入れてあげようと思ったのかを問う。
- 自分が元さんだったらどうするかを問い, 「規則は守るべきだ」「例外を認めるべきだ」の立場ごとに数直線を黒板に提示し, ネームプレートなどで意思表示させる。
- 生徒同士の対話をおこなった後, それぞれの立場の共通点を問う。

〈まとめ〉

②

規則には, すべての人々が安心して生活できるようにするための大きな意味が込められている。

〈振り返り〉

- 次の3点で授業の感想を書かせる。
 - (1) 自分の考えが変わったことやきっかけ
 - (2) 新しくわかったこと, まだ悩んでいること
 - (3) これからの生活に生かしていきたいこと

(3)「本時」の書き方

① 学習活動と子供の意識・思考

「学習活動と子供の意識・思考」の欄は、児童生徒が行う活動や見出す内容・方法や見方・考え方、子供の反応を簡潔に記述する。その単元・題材の中核となる知識・技能などの獲得・形成、定着・習熟、応用・発展にかかわって、教師の働き掛け（教材、発問、指示 等）に触発されて行われる学習活動の様相を簡潔に記述する。この「学習活動と子供の意識・思考」の記述は、多くの場合、その語尾は「 ～ する」「 ～ できる」などとなる。ここには、期待する反応（標準的な正応答）のみでなく、それ以外の予想される反応（標準的でない正応答、意味のある誤応答、単純ミスによる誤応答、戸惑っている児童生徒の姿など）も記述し、それらの児童生徒への働き掛けを予め用意しておく。

② 教師の働き掛け

「教師の働き掛け」の欄には、教師が行う働き掛け（教材、発問、指示、課題及び準備する教具等）や指導上の留意点のいくつかを簡潔に記述する。発問、指示は枠で囲むなどして明示する（実際の授業ではできるだけその通りに言う）。その際、何のためにその働き掛けをするか（意図）を書くようにする。例えば、「 …… を検討させるために、次の発問を行う」「 …… への着目を促すために、○○のように働き掛ける」などとなる。また、机間指導の際にどのような児童生徒にどのような内容の助言をするか、どんなふうに板書するのか、さらに、考えを深めるために用意した補助発問、提示する資料や具体物などがあれば、この欄に記述する。

1 単元名													
2 本時のねらい													
3 本時の展開													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学習活動と子供の意識・思考</th> <th>教師の働きかけ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ～を行い、～の存在に気付く。</td> <td>① ～の存在に気付かせるために、次のように働き掛ける。 〈発問1〉</td> </tr> <tr> <td colspan="2">学習課題</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>② ～のために、～する。 〈指示〉</td> </tr> <tr> <td colspan="2">まとめ</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>③ ～を促すために、次の発問をする。 〈発問2〉</td> </tr> </tbody> </table>	学習活動と子供の意識・思考	教師の働きかけ	① ～を行い、～の存在に気付く。	① ～の存在に気付かせるために、次のように働き掛ける。 〈発問1〉	学習課題		②	② ～のために、～する。 〈指示〉	まとめ		③	③ ～を促すために、次の発問をする。 〈発問2〉	
学習活動と子供の意識・思考	教師の働きかけ												
① ～を行い、～の存在に気付く。	① ～の存在に気付かせるために、次のように働き掛ける。 〈発問1〉												
学習課題													
②	② ～のために、～する。 〈指示〉												
まとめ													
③	③ ～を促すために、次の発問をする。 〈発問2〉												
4 評価													

図3 学習指導案「本時」のイメージ

(4)「本時」の具体例

① 例1 小学校5年 算数「面積の求め方を考えよう」(全12時間)

第5学年○組 算数科学習指導案(略案)

令和○年 ○月○日(○)○校時

授業者 教育実習生 ○○ ○○

指導者 教 諭 ○○ ○○

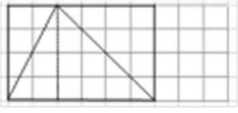
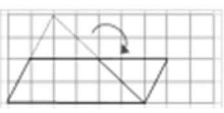
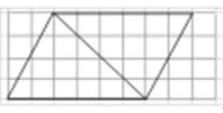
1 単元名(題材名)

「面積の求め方を考えよう」

2 本時のねらい

三角形の面積の求め方について、既習である平行四辺形の面積の求め方を基に図形の一部を移動したり分割したりすることを通して、平行四辺形の半分にすれば三角形の面積を求めることができる。

3 本時の展開

学習活動と児童の意識・思考	教師の働き掛け
①平行四辺形の面積の求め方について確認する。 ○平行四辺形の面積の出し方について説明する。 C:「底辺×高さ」です。 C:長方形にして出しました。 ○新たな図形の面積の出し方について予想する。 C:三角形だ。 C:形を変えればできるかな	①平行四辺形の面積をどのようにして求めるのかを想起させ、新たな図形として三角形を提示する。 ○平行四辺形を長方形に変形して面積を出したことを想起させる。 〈発問1〉この図形の面積はどのようにして出すことができるかな。
学習課題 三角形の面積を求めるには、どうすればよいか。	
②既習を基に三角形の面積の求め方を考える。 C:平行四辺形のときのように形を変えれば出せそう。 ○ワークシートに自分の考えを記入する。	②ワークシートを配り、三角形の面積の求め方を考えさせる。 ○「形を変えれば出せそう」という子の考えを賞賛し、「三角形の形を変えれば出せそうか」と投げかける。 ○一つの考え方をかいた子には他のやり方も考えさせる。 ○「個人→班→一斉」の順で活動させる。班では説明の後、学習課題について班員の求め方の共通点をホワイトボードにまとめ、黒板提示。 〈発問2〉それぞれの考え方の共通点は何だろうか。
C①長方形  C②平行四辺形  C③平行四辺形  ○班で説明し合い、班員の求め方の共通点をホワイトボードにまとめる。 C:どれも、長方形や平行四辺形にして面積を求められる。	〈発問2〉それぞれの考え方の共通点は何だろうか。
まとめ 三角形の面積を求めるには、三角形を長方形や平行四辺形に変えて、半分にすればよい。	
③今日の授業の振り返りを書く。 C:三角形も平行四辺形の時と同じように、形を変えれば面積を求めることができる。平行四辺形の半分で三角形の面積が出る。	③ノートに今日の授業の振り返りを書かせる。

4 評価

三角形の面積でも、既習を生かして、図を移動させたり分割したりしたことで面積を求めることができることを理解できたか。

② 例2 中学校3年 道徳「規則は優先されるか」(全1時間)

第3学年〇組 道徳科学習指導案(略案)

令和〇年 〇月〇日(〇) 〇校時

授業者 教育実習生 〇〇 〇〇

指導者 教 諭 〇〇 〇〇

1 主題名 「規則は優先されるか」(C10遵法精神, 公德心)

資料名 「二通の手紙」(教育出版・道徳3年 平成31年)

2 本時のねらい

遵法精神, 公德心について, 元さんの思いやりと動物園の規則の尊重のどちらが大切かを考えさせることを通して, 規則にはすべての人々が安心して生活できるようにするための大きな意味が込められていることに気付く。

3 本時の展開

学習活動と子供の意識・思考	教師の働き掛け
①新聞記事を提示により, 本時の学習課題を設定する。 ○5項目のアンケートをとった後, 話し合う。 C: 迷うが, 規則は守るべきだ。 C: 停めた方がよいか, 停めない方がよいか迷う。 C: 迷うが, 少しは例外を認めてもよい。	①受験生が停車駅を勘違いして東北新幹線を止めたという新聞記事(日本経済新聞 2005. 2. 3)を提示する。 〈発問1〉新聞を読んで, あなたはどう思いますか。
学習課題 規則にはどのような思いが込められているのだろうか。	
②資料を読み, 規則の意味について考える。 ○元さんのとった行動について考える。 C: せっかく楽しみにしていたのに, ここで入れてあげなかったらかわいそう。 C: 規則があることは分かっているけれども, 何とか二人の願いを叶えてあげたい C: 規則を守ることはわかっているけど。 ○自分だったらと立場を決めて対話する。 C: 規則を守ってお家の人と改めて来るように伝える。例外を認めることで, 姉弟が危険な目にあってしまう可能性もある。他の園の人にも迷惑を掛けてしまうから。 C: 例外を認めて, 元さんのように入れてしまう。姉弟とは親しいし, 弟の誕生日を祝ってあげたいから。 ③対話の内容を基に双方の共通点を考える。 C: どちらも姉弟のことを考えているところ。	②資料を提示し, 元さんの気持ちを想像させる。 〈発問2〉元さんは, どのような気持ちで姉と弟を動物園に入れてあげたと思いますか。 ○自分の立場についてネームプレートを貼らせ, 考えの傾向を可視化する。 〈発問3〉「規則は守るべきだ」と「例外を認めるべきだ」の気持ちがあるみたいですね。自分が元さんだったら, どうしますか。その理由はどうしてですか。 ③両者の共通点を問い, まとめを考えさせる。
まとめ 規則には, すべての人々が安心して生活できるようにするための大きな意味が込められている。	
④学習を振り返り自分の考えを創る。	④次の3点で授業の感想を書かせる。 ・自分の考えが変わったことやきっかけ ・新しくわかったこと, まだ悩んでいること ・これからの生活に生かしていきたいこと

4 評価

自分だったらどうするかを考え, 学んだことをこれからの生活に生かしていこうと意欲を高めているかどうかを, 発言やワークシートの記述から評価する。

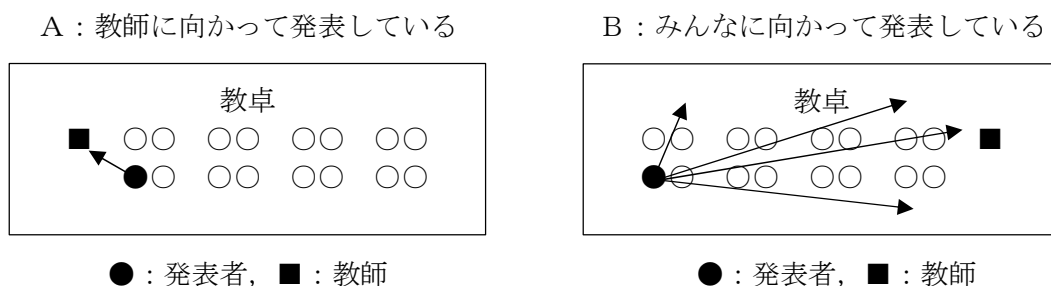
3 授業を実践する ―授業展開における留意点―

(1) 教授行動（課題提示，発問・指示等）にかかわって

- ・授業開始時刻に遅れない。また，授業終了時刻を極力守る。
- ・既習内容（対象1）とそれを発展させた状況（対象2）とを関連付けて提示する。
- ・ある程度の困難性を含む教材や多様な解決方法の可能な教材を意図的に取り上げる。
- ・本時の学習課題は，学習者との合意ができた時点で板書する。
- ・列指名（教室の同じ列の児童生徒に順に指名する）や複数指名（同じ結果を得た2人の児童生徒両方に発言させる）を意図的に取り入れる。
- ・教師にとって都合のよい標準的な正応答が発言されたとき，そのみで授業を進めることのないように，今の発言について他の人がどう考えるか，他の考えがないかを確認する。
例：「今の発言についてあなたはどのように考えますか。」
- ・「～ さんと同じです。」という返答の場合は，必ず「あなたの言葉で発言（表現）してください。」と指示し，自分なりの気づきや納得の仕方の表出を支援する。
例：「今の考えは，〇〇という点からの発言です。では，〇〇でない（例えば△△の）点から考えた人はいませんか。」 ※ 事前に読み取って意図的に指名するのが望ましい。
- ・互いの解決方法を検討する場を設ける。解決方法と結果のどこが同じなのか，どこが違うのかに注目させ，妥当性，有効性の検討を促す。
- ・どんな発言にもその児童生徒なりの妥当性があることを踏まえ，そのよさを認めるよう心がける。

(2) 教室環境（教師の位置，機器等）にかかわって

- ・具体的操作活動やタブレット端末等を活用しての活動を適切に取り入れる。
- ・発表している児童生徒との間にできるだけ多くの児童生徒が入るようにBのように移動する。



慣れてくると教師の位置にかかわらず，みんなに向かって発表ができるようになる。

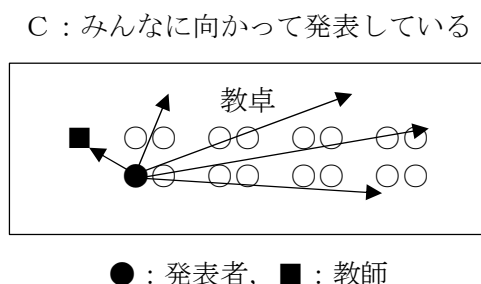


図4 教室における発表者と教師との位置関係について

- ・必要に応じて，学級で互いに合意された事柄を教室に提示し，常に参照できるようにする。
- ・視聴覚機器やタブレット端末等の利活用を工夫する。

（３）板書にかかわって

- ・文字を書く際は白または黄色チョークを使用する。赤，青等の色チョークは，大事な部分を囲んだり下線を引いたりなど，強調する際に用いる。

（参考：財団法人日本学校保健会「みんなが見やすい色環境」）

- ・どのような内容を，どのような流れで学習したのかが分かるように書く。また，途中でスペースが無くなった等の理由で，一単位時間の途中で消すことのないよう，板書計画をしっかりと立てて授業に臨む。
- ・主な発問は板書し，板書したとおりの言葉で問う（似たような言い回しでの言い換えをしない）。
- ・移動式の黒板，ホワイトボード，テレビ等のモニター画面も必要に応じて効果的に活用する。

（４）特別な支援を必要とする児童生徒への対応にかかわって

学習面や行動面において困難を示す子供に対して，その背景を理解し，授業においても適切な教育支援を行うことが大切である。

例えば，聞き取りの苦手な子供には，学級全体への指示の後，個別にもう一度指示を伝え，復唱させたり，行動を見たりして確認する。また，書くことの苦手な子供には大きなます目の用紙を用意したり，消しゴムで消したとき破れにくい紙を用意したりする。読むことの苦手な子供には教科書や配布物の漢字にふりがなをふるようにする。

教室でのルールや予定等は口頭だけでなく視覚的にもわかりやすく提示し，子供自身が見ていつでも確認できるようにする。一日の予定は朝の会などで子供に説明し，もし変更があれば，できるだけ早く知らせることにより見通しをもって活動できるようにする。

この後の章で，学校種毎に，さらに具体的な説明，紹介を行う。

第Ⅳ章 幼稚園教育実習要項

1	幼稚園教育の役割	55
2	教育課程	55
3	指導計画	58
4	実習にあたっての心得	64

1 幼稚園教育の役割

(1) 幼児の生活と幼稚園

幼稚園は、幼児がその発達を促すためにつくり出された適切な教育環境のもとで、それぞれの時期にふさわしい充実した生活を営み、発達に必要な経験を無理なく得ていくような計画的な教育を行う場である。幼児は幼稚園で、教師や大勢の友達と共に生活しながら、発達に必要な経験を自ら積み重ねていくことが期待されている。

幼児期は、自然な生活の流れの中で、直接的・間接的な体験を通して、人間形成の基礎を培う時期である。したがって、幼稚園教育の目的を達成するために必要な様々な体験を豊富に得られるよう環境を構成して、その中で幼児期にふさわしい生活が営まれるようにすることが大切である。

幼稚園教育には次のような特徴がある。

- ① 同年代の幼児との集団生活を営む場であること。
 - ・多様な体験を通して、主体性や社会的態度を身に付けていく。
- ② 幼児を理解し、適切な援助を行う教師と共に生活する場であること。
 - ・教師が幼児の発達の実情や生活の流れなどに即して幼児にかかわる環境を構成し、幼児同士のコミュニケーションを図るなど適切な援助をしていくことが最も大切である。
- ③ 適切な環境があること
 - ・幼児が友達とかかわって活動を展開するのに必要な遊具や用具、素材、十分に活動するための空間はもとより、生活の中で触れ合うことができる自然や動植物などの様々な環境が用意され、そこで、幼児の発達を促していくことが重要である。

(2) 幼稚園教育の基本は環境を通して行う教育

幼児期は自分の生活を離れて知識や技能を一方的に教えられて身に付けていく時期ではなく、生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的・間接的な体験を通して、人間形成の基礎となる豊かな心情や物事に自分からかかわろうとする意欲や健全な生活を営むために必要な態度などが培われる時期である。

すなわち、生活を通して幼児が周囲に存在するあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境にかかわることによって様々な活動を展開し、充実感を味わうという体験が重視されなければならない。

つまり、幼稚園教育においては、教育内容に基づいた計画的な環境を作り出し、その環境にかかわって幼児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって幼児の発達を促すようにすること、すなわち「環境を通して行う教育」が基本である。

2 教育課程

(1) 幼稚園教育とその計画の持つ意味

幼稚園は基本的には幼児に楽しく、充実した生活の場を提供し、その環境とのかかわりの中で幼児の持つ可能性が、その幼児なりに十分発揮できるようにしていくところである。その意味では、一人一人の幼児がその欲求や興味により、その能力に応じて働きかけられるような適切な環境を整備したり、幼児の発達に即して一人一人に応じた援助をしたりしていくことが必要である。幼児の発達を見通したうえで、自園の子供が、どのような子供になってほしいかを定め、そのためには「いつ」「何を」「どのように」用意しておけばよいか、計画を立てる。この計画を教育課程及び指導計画といっている。これらは、幼児の主体性が発揮できるようにするための大まかな見通しであり、時に応じて変更することもある。

(2) 教育課程

① 教育課程の意義

教育課程は、園の教育目標具現のためにどのような筋道をたどって教育を進めていくかを明らかにし、幼児の充実した生活が展開できるような全体的な計画を示す教育の体系である。

教育課程の実施に当たっては、幼稚園教育の基本である環境を通して行う教育の趣旨に基づいて、幼児の発達や生活の実情などに応じた具体的な指導の順序や方法をあらかじめ定めた指導計画を作成して教育を行う必要があり、教育課程は指導計画を立案する際の骨格となるものである。

② 教育課程編成に必要な基礎的事項

1) 法令及び幼稚園教育要領に示されている基準について編成

・教育基本法 ・学校教育法 ・学校教育法施行規則 ・幼稚園教育要領

2) 地域や園の実態を考慮して編成

3) 幼児の心身の発達の過程や発達の特性に適合するように編成

③ 教育目標との関連

教育目標は、どんな幼児に育ってほしいかという願いを込めて幼稚園が設定するものであり、日常の教育活動に反映されていかなければならない。それには、この教育目標が達成されていくための過程を明確にし、それらに教育内容を結びつけて教育課程を編成する必要がある。

新潟大学附属幼稚園の教育目標

「友だちいっぱい 夢いっぱい 元気で遊ぶ附属の子」

次に、この教育目標を具現するための具体的な目標として、年度の重点目標を設定する。

重点目標（R 6 年度）：主体的な子 遊び込む子 協同できる子

さらに、年度の重点目標を達成するために年齢別指導の重点を次のように設定する。

○3 歳児指導の重点

- ・先生や友達と一緒にいることを喜び、幼稚園生活を楽しむ子
- ・自分の思ったことや感じたことをのびのびと表現したり、遊んだりする子
- ・園での生活の仕方が分かり、身の回りのことを自分でしようとする子

○4 歳児指導の重点

- ・友達や身近な人とかかわって遊びを楽しむ子
- ・自分で感じたことや不思議に思ったことをのびのびと表現して遊ぶ子
- ・身の回りのことを進んでしようとする子

○5 歳児指導の重点

- ・友達や身近な人とのかかわりの中で、自分の思いを伝えたり、相手の思いを受け入れたりしながら仲よく遊ぶ子
- ・自分がやろうと思う遊びについて、アイディアを出したり、友達にかかわったりして、遊びを工夫していく子
- ・自分たちの生活を考えたり、整えたりすることができる子

(3) 教育課程編成の実際

幼稚園教育は法令や幼稚園教育要領に基づいて行われるものである。そのため、全職員がそれぞれに示されていることについての理解を十分もつと同時に、実践を通してそれぞれの幼稚園の幼児の実情に即した教育課程となるようにすることが大切である。

新潟大学附属幼稚園では、以下のような手順で具体的な編成にあたってきた。

- ① 編成に必要な基礎的事項についての理解を図る。
- ② 教育目標に関する共通理解を図る。
- ③ 幼児の発達の過程を見通す。
- ④ 発達の過程を踏まえたねらいと内容を組織する。

特に③④は、幼児の発達過程が長期的にかつ的確にとらえられるよう配慮した。以下抜粋。

令和6年度 附属幼稚園 年間指導計画（大綱）

[illegible]

3 指導計画

(1) 指導計画の意義

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼稚園生活を通して幼稚園教育の目標を達成していくためには、まず、それぞれの発達の時期のどのような経験が必要なのかなどを見通し、指導内容や方法を想定して指導計画を立てることが必要である。

(2) 指導計画の種類

指導計画は、一般的に長期的な見通しをもった年、期、月あるいは発達の時期などの長期の指導計画と、それに関連してより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を考えることができる。特に週、日などの短期の指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすることが必要である。

(3) 指導計画の作成

指導計画の作成にあたって、次のことを押さえいく必要がある

① 発達の理解

指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。

② 具体的なねらいや内容の設定

幼稚園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。

③ 環境の構成

環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切にし、常にその環境が適切なものとなるようにすること。

④ 活動の展開と援助

幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

⑤ 反省・評価と指導計画の改善

幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。

(4) 短期の指導計画と保育の展開

保育案の作成にあたって留意すべき事項

① 環境の構成

1) 環境構成の意味

環境には物や人、幼児が身近に接する自然や社会の事象、時間や場、さらにそれらが醸し出す雰囲気など様々な要素が含まれているが、それらを相互に関連させながら幼児の主体的な活動を促し、その中で必要な体験を重ねていけるような心理的、物理的な状況を作り出していくことである。

2) 環境構成の視点

・発達に即した環境

幼児が生活する姿には、発達のそれぞれの時期によって環境とのかかわり方、受け止め方に特徴がみられる。具体的なねらいや内容に基づいた環境を構成する際には、発達の時期のこうした特徴を捉えて、どのようにしたらよいかを十分に考える必要がある。

・興味や欲求に応じた環境

幼児がどんなことに興味をもち、何をしながらしているのかをくみとって、そこを出発点として考えるが、幼児の表面的な興味だけにとらわれるのではなく、今どのような経験をするのが大切なのかをあわせて考え、環境に反映していく。

・生活の流れに応じた環境

幼児が環境にかかわって展開する活動は、一つ一つが単独で存在するのではなく、幼児の興味や意識の流れと関連して連続的に展開されることによって自然な幼稚園生活の流れをつくり出していく。

3) 教師の役割

- ・活動の理解者として

幼児一人一人がこれまでの生活や遊びの中でどのような経験をしてきているのか、今取り組んでいる活動はどのように展開してきたのかという時間的流れと、自分の学級の幼児がどこで誰と何をしているのかという集団の動きという空間的な広がりを理解することが大切である。

- ・共同作業、共鳴する者として

幼児に合わせて同じように動いてみたり、同じ目線に立ってものを見つめたり、共に同じものに向かってみたりすることによって、幼児の心の動きや行動を理解できる。そのことによって、幼児の活動が活性化し、教師と一緒にできる楽しさから活動への集中を生み出していく。

- ・援助者として

教師が活動を楽しみ、集中して取り組む姿が幼児を引きつけ、事象との新たな出会いを生み出したり、工夫して遊びに取り組んだりすることを促す。活動面とともに、善悪の判断、いたわりや思いやりなどの道徳性を培ううえでも、教師は一つのモデルとして大きな役割を果たしている。また、遊びが深まっていかなかったり、問題を抱えたりしている時など、いつどのように、どうやって援助をするのか、一人一人の発達に応じた援助の仕方を考える。

- ・精神的な安定をもたらすよりどころとして

幼稚園で安定し、落ち着いた心をもつことが、主体的な活動の基盤となる。その時々幼児の心情、喜びや楽しさ、悲しみ、怒りなどに共感し、こたえることにより、幼児は教師を信頼し、心を開くようになる。

② 活動の考え方

1) 活動を豊かにするとは

幼児が積極的に環境にかかわり、活動を展開する場合、その活動は多様な仕方で展開される。重要なのは、活動の過程で幼児自身がどれだけ遊び、充実感を得ているかである。活動の結果どれだけのことができるようになったか、何ができたかだけを捉えてはならない。

いろいろあり得る活動の中から興味のある活動を選び取っていけるように、しかも、その活動の中で発達にとって大切な体験が豊かに得られるように環境を構成する必要がある。

2) 活動を充実させるとは

幼児が活動に没頭する中で思考を巡らし、心を動かしながら豊かな体験をしていくことである。

(5) 保育案の作成について

保育案（研究保育）の書き方

以下を参考にして保育案の作成にあたる。尚、作成にあたっては、担当指導教員と打ち合わせを重ね、研究保育を迎えるまでの部分保育での学びや、実習中に積み重ねてきた幼児の見取りが活かされるものになるよう留意すること。

____歳児 _____組 保育案

〇〇年〇〇月〇〇日（曜日）

担当実習生 〇〇 〇〇

指導教諭 〇〇 〇〇

1 幼児の実態・遊びで経験してきたこと・保育の構想

- * 学級の幼児の実態を、実習担当教官・学級担当の実習生全員で相談しながら記述する。
- * 前日までにどんな遊びが展開され、どんな経験をしてきているのか記述する。
- * 幼児の実態を捉える観点としては、次のようなことが挙げられる。

・興味や関心 ・経験していること ・育っていること
- * 幼児の実態を踏まえ、研究保育でどんな子供を目指すのか教師の願いと、そのための手立てを記述する。
- * 研究保育で中心的一かかわっていきたい幼児（またはグループ）を決め、その幼児にどのようにかかわっていくのか考えていくと、保育の構想（手立てを含む）が立てやすい。毎日の幼児の様子をよく観察し、個々の特徴や個性をつかみ、支援につなげたい。

「1 幼児の実態・遊びで経験してきたこと・保育の構想」の記述例

1 幼児の実態・遊びで経験してきたこと・保育の構想

子供たちは～。～。

前日までの遊びでは、次のようなことが行われていた。

〈屋外遊び〉

○砂場遊び

砂場では、～が行われている。川をつなげたり、深くしたりしようと、友達同士協力しようとする姿が見られた。その中で、どのような川にしようか相談したり、掘る人と水を運ぶ人など役割分担したりしながら遊んでいた。

○カエル探し

～～～

〈屋内遊び〉

○レストランごっこ

～～～～

○アスレチック遊び

～～～～～

〔a〕 このように、子供たちの遊びを見ていると、～～～な様子が見られる。また、～～～していることが多い。〔b〕 そこで、本研究保育では、（子供たちに）～～～させたい。

学級全体の実態、遊びの傾向を述べる。

具体的な遊びの様子を述べる。また、その中で見られた幼児の価値ある姿、育っていることなどについても記述する。屋外遊びと屋内遊びに分けて記述すると分かりやすい。

a. 上の具体例で述べた遊びにおける友達とのかかわりや経験、育っていることについて、保育者の解釈を記述する。また、子供が思いや願いをもって遊ぶ姿を描く。
b. 保育者の願い（この願いが、2の「ねらい」に反映される。）

そのために、次のような援助を心がける

- ① ～～～～。
- ② ～～～～。
- ③ ～～～～。

このような援助を心がけることで、[b] ～～～な子供の姿を支えていく。

b.の願い（あるいは願いが反映されたねらい）を達成するための援助について書く。環境構成や言葉掛けなど、教師の援助のうち、特に意識して行う援助について記述する。

[b] 子供の願いとその具現のための援助。これらが保育の構想の柱である。

2 ねらい

- * 1の「幼児の実態・遊びで経験してきたこと・保育の構想」を受けてねらいを記述する。
- * ねらいは遊びを通して幼児に育つことが期待される心情、意欲、態度などである。
- * 教師の意図に留まらず、子供の主体性を発揮して活動できる内容にする。

3 内容

- * 内容はねらいとする子供の姿の実現のために、教師の援助の下で、幼児が主体性を発揮して活動を展開していくことが望まれるものである。
- * ねらいとする子供の姿の実現に向けて、幼稚園教育要領解説(平成30年3月)の第2章の第2節「各領域に示す事項」の「内容」から適当なものを選ぶ

4 展開

- * 自発的な遊びの場面を詳細に描く。
- * 環境構成図を入れる。
- * 活動の終始時刻を入れる。

環境の構成	時間	予想される幼児の姿	保育者の援助

保育案（部分実習）の書き方

〇〇月〇〇日（曜日）天候		歳児	組	担当者	〇	〇	〇	〇	検 印
ね ら い	◆ねらいとは、幼児の実態を捉え、それを望ましい方向に変容させるために設定するものである。それは、次の2つの観点で行われる。 ①現状をより充実、発展させる。 ②一部の幼児に現れてきた望ましい姿を全体に広げる。	内 容	◆ねらいとする子供の姿の実現に向けて、幼稚園教育要領解説（平成30年3月）の第2章の第2節「各領域に示す事項」の「内容」から適当なものを選ぶ。						
	時間	予想される子どもの活動			保育者の援助				
環境構成図 ◆ねらいや内容が設定されたら、達成に向けてどのような「環境構成」をするかを子供の姿をもとに考える。 ◆ねらいの達成に適切な園具、遊具、用具、材料を付加したり不要な物を収納したりすることも考えなければならない。		◆活動していくのは子供である。子供の立場に立って、予想される活動を書く。 ◆時間の順序に従って、前日までの遊びの様子から予想する。			◆保育者の願い（ねらい）をもとに、子供が存分に遊びに向かえるために、どんな援助をするのか考える。 ◆遊びの中でどんな言葉がけや援助をするのか、具体的な場面を想定しながら、具体的に詳しく記述する。				

6月00日（曜日）天候 晴れ			5歳児		組 担当者 ○ ○ ○ ○		検 印
ね ら い	環境の構成	時間	予想される子どもの活動	◇環境構成 □保育者の援助			・留意点
			〈外遊び〉 ○雨樋遊び ・雨樋をつなげて、遠くまで水を流せるようにする。 ・水の流れ方（低い方に流れる）に気付き、雨樋のつなげ方を工夫する。 ・水の流れに、おもちゃや葉っぱを流してみる。 ○レストラン ・砂や土、水を使って料理を作り盛りつける。 ・花をすりつぶして水に色を付け、ジュースに見立てたり料理に使ったりする。 ・石けん水を泡立てて料理の材料にする。 ・近くにいる友だちをお客さんとして呼ぶ。 ○虫探し ・バッタ、カエルなどを園庭で探し、網や手でつかまえる。 ・つかまえた虫を飼うためにはどうしたらいいか考える。 〈後片付け〉 ・運ぶ人、洗う人、しまう人と分担して片付けをする。				□子供たちが水の流れ方に気付き、どうしようと考えているのか子供の思いをくみとって、必要に応じて助言をする。 ・雨樋の扱いに危険がないように見守る。 ◇いろいろな材料を用意したり掲示したりする。 □子供と一緒に草花などの材料を集めに行く。 □友だちと色水を比べたり、石けんを泡立て、土や色水を入れて色つきの泡を作ったりして、遊びが広がっていくように援助する。 □他の遊びをしている子供たちをお客さんとして呼び、かわり合いをもてるようにする。 ◇網や虫かご、飼育ケース、図鑑、飼い方の本などを準備、提示しておく。 □「どうやってお世話したらいいか調べてみる？」など声がけをする。 ◇次の日の遊びにとっておきたいものは、場所を決めてそこに置けるようにする。 □教師も一緒に片付けをしたり、片付けの様子を褒めたりして意欲を高める。

4 実習にあたっての心得

(1) 教育実習の意義・目的

① 教育実習の定義

教育実習とは、教育現場において一定の教育実習園の指導教諭の指導のもとに、実際の教育活動を体験することをいう。

② 教育実習の目的

教育実習の基本的なねらいは、直接的な体験活動を通して、大学等で学んだ理論や方法を幼稚園現場で生かす教育的諸能力を身に付けることである。また、幼児のありのままの生活の実態に触れることによって、教育愛を自覚し、豊かな人間性を育てる教師としての資質や態度を育成することである。

○大学等で修得した教育理論や教育方法を実践的に検証する。

○教師の在り方や職務を体験的に理解する。

○幼稚園の実情や幼児の実態、問題点を把握し、その解決の心構えや方法を修得する。

○幼児や保護者、地域社会の人々との人間的触れ合い、教師としての誇りや喜びを体得する。

○教師としての自己の個性、能力や適性について自己評価する。

(2) 実習の内容と方法

教育実習は実習前の事前指導から始まるが、実習内容は、観察、参加、実習の三つに区分して行われる。

① 観察

幼稚園の教育現場で行われている教育活動を直接、見聞、記録、考察・分析して教育資料を収集する。

○主な観察事項

- ・配属された学級、園全体の保育や教育活動の参観
- ・子供の園や学級への適応状態、友達関係などの観察
- ・教師の支援の仕方や保育環境の工夫・整備状況の観察
- ・教職員の服務、日常活動、幼児との人間関係などの観察

② 参加

保育者またはその補助者としてその学級経営や保育活動に協力し、教育指導や教師の職務について理解を深める。

- ・指導教諭の指導、助言のもとで一部の実地指導をする。
- ・個別指導の場面で補助者として指導・助言する。
- ・教材、教具の作成、準備、環境整備、作品処理などに参加する。

③ 実習

指導教諭の指導のもとに、保育活動や援助の仕方について基礎的な知識や技能を習得する基本の実習と基本で学んだことに創意工夫を加え、自分で責任をもって指導にあたる応用実習の部分がある。

実際に教えることによって、専門的な知識や技能を身に付ける。観察、参加、実習の一連の教育実習の過程を通して、人間形成の基礎を築く幼稚園教育の担い手としての教師の資質や態度を体験的に学ぶことが期待される機会である。

(3) 各年次教育実習の重点目標・内容

① 4年次教育実習

1) 目 標

3年次までの小・中学校での教育実習や、期間中の幼稚園保育参観での経験を基にして、指導教員の指導・助言により、保育活動及び幼児理解の実際について、基本的な知識・技能の修得を図る。

2) 内 容

○幼児の園生活について

- ・遊び、集団生活、一日の流れ、基本的な生活習慣

○幼児理解について

- ・事実の観察、行動の背景にある意味の理解

○保育活動について

- ・遊び、集団生活、基本的な生活習慣と援助と指導

② 1日の時程にそっての仕事の内容とその指導について（例）

時間	内 容	主 な 仕 事 内 容
8:15	出勤 打ち合わせ	・出勤簿捺印 ・担当箇所点検 ・当日の保育準備と環境の構成（保育室通風採光，足洗い場，砂場諸準備，飼育物の点検） ・各種連絡，打ち合わせ，確認等
8:45	保育活動 登園時の指導 充実活動の指導	・朝の挨拶 ・健康観察 ・出欠等の確認 ・遊び，生活行動の指導と援助 ・危険の防止 ・遊びの環境の再構成 ・素材の提示 ・友達関係の観察・援助 ・遊びに応じた援助
11:20 11:40	片付け 給食指導	・環境の整理 ・次の活動への準備 ・子供の協力性，作業の様子を観察 ・集団生活の指導 ・排泄，手洗いうがいの指導 ・食事作法 ・事前指導 ・後始末 ・歯みがき指導
13:00	保育活動	・遊びの環境の構成 ・素材の提示 ・遊びに応じた援助
13:20 13:30 ） 14:00	降園指導 降園	・集団行動の指導 ・身支度や持ち物についての確認 ・絵本，紙芝居の読み聞かせ ・歌や製作活動などの集団活動の指導 ・一日の反省，翌日の予定 ・連絡，おたよりの配付等
13:50 14:15	環境整理 清掃 休息	・保育室及び戸外（砂場や足洗い場）の清掃
15:00	学級指導	・本日の保育についての反省 ・本日の保育活動についての記録と明日の保育活動の準備 ・個人記録の整理，一人一人の特性の把握（幼児理解） ・作品，その他 ・保育案の作成，教材の準備，環境の整理，整備（安全点検）
17:00	退勤	・保育室の整理，施錠，翌日の環境の構成 ・退出前に担当箇所の見回り，施錠をする。 ・控え室，机上の整理，施錠，消灯，指導教諭に挨拶

第Ⅴ章 小学校教育実習要項

1	学校運営	69
2	学級経営	70
3	教育課程	73
4	小学校の学習指導方法及び学習指導案作成	74
5	各教科の指導	80
6	複式学級の指導	93

1 学校運営

(1) 学校運営の意味とねらい

① 意味

学校運営とは、教育の目的を実現するために、すべての教育活動がより効果的に推進されるように人的条件、物的条件を整備し、校長を中心として学校として組織化し、学校の教育効果を高める機能を指す。

学校運営の具体的な領域としては、①教育目標の設定や教育課程の編成・管理等の学校教育管理、②教職員や児童の人事管理、③施設設備等の物的管理、④学校事務の管理に分けることができる。

② ねらい

学校運営に当たっては、教育の目的及び学校教育の目標達成を最終のめあてとして行われなければならない。教育の目的及び学校教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に規定されているが、これを端的にいうならば、充実した学校生活を通して、豊かな人間性を備えた子供の育成を目指し、その成長発達を図ることである。

学校運営においては、地域社会の要求、一般社会の要求の調和を図り、学校教育目標の達成に向かって全人格的な成長を促すことを目指さなければならない。

(2) 学校運営のための組織

学校運営を具体的に推進するためには、学校の教育目標の設定、諸規程の整備、校務分掌の明確な組織付け、学年・学級経営方針の設定などが大切である。

① 学校の教育目標

学校の教育目標は、教育活動を方向付けるものである。この目標は、子供の実態に基づいて、育てたい子供像を想定し、具体的に設定されるものである。

② 学校諸規程

学校は、計画的・組織的に公教育を実施する組織体である。したがって、学校が効果的な教育活動を推進するためには、法令や規則の規定に基づいて各種の学校諸規程を定め、これらの運用を図らなければならない。

③ 校務執行の補助機関

ア 教 頭

教頭は、校長を助け、校務を整理し、校長が事故または欠けた場合、その職務を代理し、または行う。

イ 職員会議

職員会議は、校長を中心に職員が一致協力して学校の教育活動を展開するため、学校運営に関する校長の方針や様々な教育課題への対応策についての共通理解を深める場である。

ウ 学校評議員

保護者や地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子供の健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくために位置付けるものである。

④ 校務分掌の組織

校長は学校の責任者として分掌組織を考え、組織体として学校が円滑に運営されるようにする。分掌組織は学校規模等を考慮し、実情に即したものを工夫し、それぞれの職員が分担した校務の処理を通して学校運営に参画していけるようにすることが大切である。

2 学級経営

(1) 学級経営とは

学級経営とは、「学級における指導の総体」即ち、学級担任の全ての仕事である。子供の登校から下校まで、学校における全時間を通じてあらゆる場面で行われる。

(2) 学級経営の考え方

学級経営に明確な定義はなく、学級経営が学級担任の全ての仕事に関わる用語であるが故に、教師によって学級経営の考え方が異なることも少なくない。学級経営の考え方には大きく、以下のようなものがある。

・学習指導のための条件整備

教師の仕事の中心は教科の授業であり、学級を整備することで学習指導の効果を上げようとする。学校及び教師を中心に据えた学級の経営技術を重視した考え方であり、学力向上や問題行動の予防と関連する。

・よりよい人間関係、学級集団づくり

学級経営への子供の参画を尊重するもので、人間関係や集団の文化を創り上げることでよりよい学級集団にすること。子供の多様な個性や仲間との協議を重視し、人格の完成を目指した「生きる力」の育成と関連する。

また、学級活動を中心とした特別活動の「自主的・実践的な態度」「自発的・自治的な実践的活動」とも関連し、しばしば「学級づくり」と言われることがある。

(3) 学級経営の要素

① 環境構成

子供に対しての直接的な働き掛けのみならず、学級経営を行うために必要となるあらゆる業務のこと。掲示物や机配置等の教室環境や学級だより（学級通信）の作成、家庭との連携などが考えられる。また、ワークシートやプリントの作成、テストの採点業務などの事務的な業務も含まれる。

例)

- ・整然と貼られた掲示物から子供が美化意識をもち、意図的な机配置から学びやすい環境が作り出される。
- ・教室での出来事や子供のがんばりを学級だよりで伝えることで、子供が自分の成長を自覚し、次の活動への意欲につながる。
- ・学級目標を教室に掲示することで、「今の自分たちは学級目標に近付いているか」を常に意識することができ、「目標→実践→振り返り」のサイクルを形成することができる。

② 指導的領域

教室にルールをつくり、継続した指導を行うことで習慣化して秩序を形成すること。多様な個性をもった子供が集団で生活を送るためには、ルールが必要である。特に、「黄金の3日間^{*1}」、「3・7・30の法則^{*2}」などと言われるように、年度がスタートする4月は指導的領域が強くなる時期である。明確なルールのもと、子供の人権が侵害されることなく安心して安全に過ごすことができるようにするための重要な領域であると言える。

例)

- ・初めに「いじめは絶対に許さない」「命にかかわる危険なことをしたときは徹底的に指導する」など、教師として最も大切にしていることを伝える。
- ・一人一役の当番活動や給食配膳のシステム化などを行い、子供が混乱なく学級生活を送れるようにする。

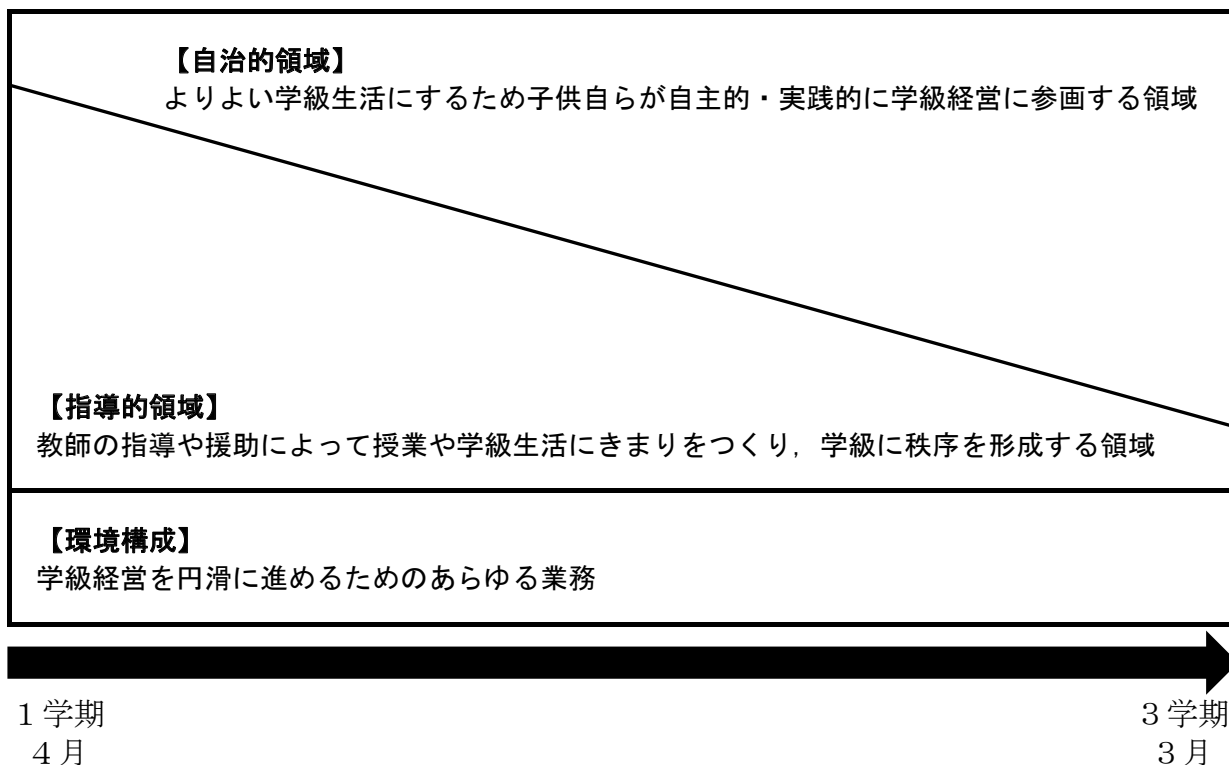
③ 自治的領域

この領域は、日本の学級経営に特徴的なもので、子供が自らよりよい学級にするために自主的に活動を行うものである。欧米では、教科ごとに教室を移動し、教科によって集団のメンバーが異なるが、日本は年間を通じて同一メンバーで集団が構成されており、「学級」こそが、学習や生活の単位となっている。

例)

- ・学級新聞の作成や学級スポーツ大会の開催など，係活動で，児童の創意工夫で楽しい学級を作り上げる。
- ・1学期の目標達成パーティー，学級の畑で収穫した野菜で調理イベントの開催など，集団としての一体感を高める。
- ・学級で起こるトラブルも自分たちで話し合い，仲間と協力して解決する。

図：学級経営の要素関係図

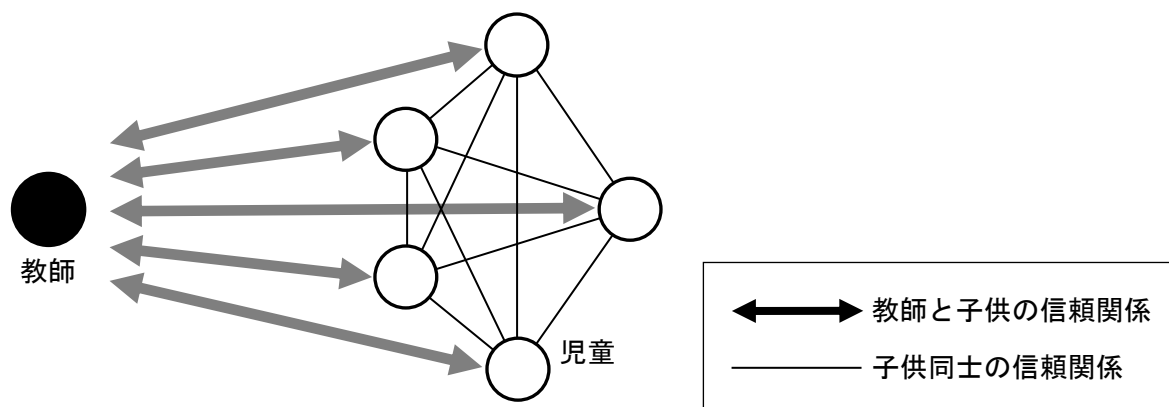


3つの要素がいずれも欠けることなく，計画的に学級経営を行うことで学級に支持的風土が形成され，子供の成長に大きな効果をもたらす。なお，指導的領域と自治的領域は時期によって意図的に比重を変えて指導が行われる。年度当初は，指導的領域の比重が高く，その後はゆるやかに自治的領域の比重が高くなっていくのが一般的である。

(4) 信頼関係の構築と教師の役割

① 信頼関係

学級経営を進める上で重要なことは，教師と子供の信頼関係を築くことである。まずは，教師と子供一人一人との信頼関係を築くことに重点を置く。その後は，子供同士の信頼関係を築くことに重点を置き，学級集団として高めていく。



② 教師の役割

- ・ 子供に指導が必要な場合に毅然とした態度で、厳しく接する。【厳しさ】
- ・ 丁寧な説明とリーダーシップで学級が進むべき方向を決定する。【決断力】
- ・ 笑顔と優しい語り口調で子供に接する。【優しさ】
- ・ 子供の話を受容的に聞くようにする。少しゆっくり話す。【安心感】
- ・ 笑いやユーモアを交えるなど、子供の話の中に入る。【無邪気】
- ・ 教師の好きな給食メニューを紹介したり、子供が好きなアニメ、ゲームの話をしたりする。
【親しみ】

- * 1 年度が始まる最初の3日間が非常に重要であり、1年間通用する約束事やルールを決めることで学級経営を円滑に進められるという考え。
- * 2 最初の3日間、7日間、30日間で段階的に指導事項を増やしていき、学級に秩序を形成しようとする考え。

3 教育課程

(1) 教育課程の編成

教育課程とは、教育目標を達成するために、学校が総合的に組織した教育計画である。これは、カリキュラム (Curriculum) とも呼ばれており、日常の教育実践は、これによって推進される。

教育課程の編成の基本的な要素は、学校の教育目標の設定、指導内容の組織、授業時数の配当の三つである。教育課程の編成については、法的にもいくつかの規定がある。

- ・学校教育法施行規則
- ・小学校学習指導要領など

教育課程は、法的な規定を踏まえて、学校の教育目標を達成するためにどうあればよいかについて、全職員で研究、討議し合って、学校で編成しなければならない。

(2) 教育課程編成の問題点

教育課程は、教育目標を達成するための総合的な計画である。しかし、ややもすると、教育活動を行うに当たって、学校の教育課程などを無視したり、まるで教科書を教育課程のごとく考えている場合さえ見受けられたりすることがある。

教育課程を編成し、実施する上で、一般的には、次のような問題点が見られる。

- ・地域や子供の実態等を考慮して、全職員の協働によって編成するものであるということを考えていない。
- ・教育目標が飾りものとして掲げられているだけで、具体的に教育課程の中に生きていない。したがって、各教科、道徳及び特別活動それぞれの指導の重点も不明確で、一人一人の教育実践も教育目標の具現を目指して進められにくい。
- ・各教科、領域ごとに作られた年間指導計画が、全体として調和がとれていないものとなり、指導内容も重点化されていない。
- ・それぞれの学校の独自性と主体性をもった、本当にその学校の子供の教育にふさわしい教育課程になっていない。したがって、教師の指導も消極的で生き生きとした教育活動が進められない。
- ・実践の後の反省と評価が具体的に行われないうえ、教育課程の改善につながらない。学校が組織的・計画的に教育実践を進め、人間性豊かな子供を育て、社会と時代の要請に応じていくためには、常に、全職員の力で、よりよい教育課程を求めて行かなければならない。

(3) 附属新潟小学校の教育課程

変化の激しい社会の状況に対し、これからは未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることのできる学校教育の実現が求められる。

当校では、これからの社会の様々な困難や課題に直面するであろう子供たちが、目的や課題に応じて自らよりよく課題解決し、豊かな人生を送ることができるようにするために「豊かに考える子供を育む教育課程」を編成した。

豊かに考える子供とは、目的や課題に応じて様々な資質・能力を発揮し、課題解決する子供である。学習活動だけでなく、学校教育において実生活や実社会において豊かに考える子供を目指している。それと同時に、自ら目的を達成したり、課題を解決したりするために必要な資質・能力を育成する。そのために、次の視点で教育課程を編成し、実施している。

- 育成する資質・能力（知識・技能、思考力・判断力・表現力、態度（学びに向かう人間力））の設定
- 豊かに考える子供を育み、資質・能力を育成する各教科の授業づくり
- 豊かに考える子供を育み、様々な教科等の資質・能力を育成する教科等横断的な単元開発
- すべての学習の基礎となる資質・能力（協働性・ツール活用能力）を育成する取組
→「附属新潟式学級力」「学習スキル」を高める取組、ICTの活用
- 豊かに考える子供を育み、資質能力を育成するカリキュラム・マネジメント
→校時表、年間指導計画、学校行事等の弾力的な改善

豊かに考える子供を育み、資質・能力を育成する教育活動は、今求められている「主体的・対話的で、深い学び」を実現する教育活動であり、当校では、このような教育活動を具現することができるようにするための教育課程を編成、実施しているのである。

4 小学校の学習指導方法及び学習指導案作成

*第二部第Ⅲ章 「学習指導及び学習指導案作成の基礎・基本」参照

◆参考資料 1

学習指導案の立て方

新潟大学附属長岡小学校

1 「授業」とは

- (1) 「学び手である子供」「教材」「教師」の3つの要素の相互作用である。
- (2) 教材を媒介として、子供が仲間や教師との双方向的な情報の流れを維持・発展させながら、認識・技能などを目標の方向に形成していくための実践的な過程・活動である。
- (3) 授業の組織・展開は教師が行うが、学習活動は子供主体の活動であり、教育的な価値の実現は、子供においてなされなければならない。
- (4) 授業は、子供の成長を見通した意図的・計画的な教育の営みである。

2 学習指導案について

(1) 仮説としての授業設計

① 授業設計の意義

「授業を設計する」とは、指導内容、教材、学習環境、教師の支援等によってもたらされる効果を予測しながら、教師自らの教授活動を予測・立案していくことである。このことは、仮説（授業設計書「学習指導案」に書かれた授業過程によって期待される成長プラン）を形成することである。この仮説は学び手である子供一人一人の成長を願って立てられるものである。

② 学習指導案の役割

学習指導案は、上記の授業設計を、ある書式によって具体化したものであり、「子供の学習活動の構想」である。それは、教師の「授業構想」でもある。

そこで、次の点が重要になってくる。

- ア どのような子供に
 - イ どのような目標を立て（どのような成長を期待して）
 - ウ どのような方法で
 - エ どのような展開をすればよいか

③ 学習指導案を書く意味

- 授業をどのように行うかの指針をもつため。
（指針であり、修正されるものであることを前提にしている）
- 授業がどのように行われるか、第三者が理解できるため。
- 自分の授業を振り返り、評価し、次の授業に生かすため。

(2) 学習指導案の形式

学習指導案の形式は、授業実践の目的に応じて様々である。各学校、及び研究内容によっても変わってくる。ただ、各項目が有機的に結び付き、子供の学習が具体的にイメージできるようにすることが大切である。

3 学習指導案の作成・実行・評価の手順

(1) 授業前

- ① 子供をとらえる（観察・どのような子供か仮説を立てる）。
↓
- ② 単元（主題・活動）〈教育内容の一つのまとまり〉を決める。
※ 年間活動計画等を参考にする。
↓
- ③ 単元の目標を明らかにする。
※ 学習指導要領等を参考にする。
↓
- ④ 教材を選択する。
ア 目標から検討する。
イ 子供の実態から検討する。
ウ 安全性、地域性、季節などから検討する。
↓
- ⑤ 指導計画を立てる。
※ 教材の構造化を図る（子供の意識の連続・発展）。
↓
- ⑥ 本時の計画を立てる。
ア 本時のねらいを設定する（単元の目標との関連を図る）。
イ 展開の計画を立てる（子供の意識の連続・発展）。
ウ 評価の観点・方法を明確にする。

(2) 授業中（子供の動きを見取る）

- ① 子供を肯定的に見る（子供のどのような動きも、授業を動かしている）。
- ② 焦点付けて見る。
 - 教師の支援の場で
発問・指示・説明・助言・板書・机間支援・資料提示の際の子供の反応で。
 - 子供の活動の場で
話し合い（発言・聞く）・表現・実験・体験的な活動などでの子供の様子で。
- ③ 授業評価とのかかわりで見ると。
 - 本時の主眼から角度付けて見る。
- ④ 子供の細かな反応を大切にすると。
 - うなずき、首かしげ、表情、等。
- ⑤ 見取ったことをメモする。
 - 座席表等にメモし、その子供の記録として残していく。

(3) 授業後

- ① 諸資料を基に、授業を分析し、検討する。
 - 子供の意識の流れを洗い出し、分析する。
子供に授業者が期待した成長が見えたか。また、効果的だった要因・阻害した要因について検討を加える。
- ② 総括的評価をする。
- ③ 学習指導案を再構成する。

◆本校の教育実習における学習指導案の形式

本校の学習指導案の特色

(1) 子供の追究問題(◎)を大事にする。

子供が「自分でこのことを追究していく」ととらえたものが◎である。学級で1つの場合もあるし、複数存在する場合もある。

基本的には教師から与えられたものではなく、子供自らが問題にしていることでなければならぬ。つまり「教師が問うから考えてみる」ということではなく、「このことがはっきりしないから(みんなで)追究していきたい」ということである。この◎の質がその後の追究に大きく影響する。

(2) 内容仮説、方法仮説の妥当性を検証する過程を大切にする。

子供は自分のもった問いの解決に向けて、「こう考えたらどうか」と仮説を立てる。これが「内容仮説」である。そして「こういう方法で考えたらどうか」と解決方法を立案する。これが「方法仮説」である。内容仮説、方法仮説の妥当性の検証を繰り返すことで、子ども自らが追究し、学びが深まっていく。

(3) 子供の成就感・満足感を大切にする。

成就感・満足感は、単なる「わかった」「できた」ではない。「こう考えたからできた」と自分の立てた仮説が正しかったことに満足感をもったり、「こういう方法で取り組んだらできた」と自分の立てた方法が妥当であったことに成就感を得たりする姿である。また「今度はこういう学習をしたい」「生活の中で生かしてみたい」と次の学習や生活につなげていこうと意欲に満ちている姿である。このような姿を大切にしたい。

第○学年○組 ○○科 学習指導案

○月○日()○校時
指導者 ○○ ○○

1 単元名(主題・活動名) ○○○○

2 子供と単元(主題・活動)

(1) 子供の実態

・本単元(主題・活動)にかかわる子供の①興味・関心、②知識・理解、③問題追求の傾向性を記述する。

(2) 主な指導内容

・指導内容とその位置付け(系統)を記述する(学習指導要領を参照のこと)。

3 単元(主題・活動)の目標

・本単元(主題・活動)における■■■の学びの様相と、(理解し)気付き、できるようになってほしいことを記述する。

4 評価基準

5 指導の構え

・本単元(主題・活動)の「どこを」「どのように」留意して指導しようとするかを記述する。

6 指導計画 配当時間○時間 本時○次 ○／○時間

1次

2次

3次

7 本時の指導計画

- (1) 本時のねらい ※単元（主題・活動）の目標との関連を意識する。
 (2) 展開

段階	子供の追求の広がりや深まりと教師の支援	留意点
問 い の 発 生 （ 分 ／ 問 の 解 決 （ 分	子供の意識 （本時のスタートの子供の意識を書く。） T 1 ○○○○○○○○○○○○。 子供の意識 （主要な発問や指示などを書く。） ◎ ～は、～なあのか。 T 2 ○○○○○○○○○○○○。 子供の意識 T 3 ○○○○○○○○○○○○。 子供の意識 ・複数の反応を予測し、○○さんならこのように考えるなど予想してかく。 ・複数の反応（重なりやずれ）を生むことができるかどうか、子供の中に問題が成立するかどうかの大切なポイントである。子供が問題を持たないと、1時間の授業が、単なる作業で終わってしまうおそれがある。 ・終末の意識が次の問題につながっていくことが大切である。	※指導の手だてについて留意すべきことを記述する。 〈例〉 ・どんな教材を提示するか。 ・どんな考えとどんな考えを取り上げていくか。 ・予想した反応が出ないときはどうするか（代案）。 ・個別にどんな支援をするか。 ・板書 ・学習形態 等 評価

(3) 評価方法

- ※ 略案の場合は、A 4 1枚に「6 本時の指導計画（1）（2）」を記述する。
- ※ 詳しくは、示範授業の活動案を参考にすること。
- ※ 学習指導案の形式は、実習校の形式を使用する。

◆実習生の授業

(1) よい点

- ① 情熱にあふれ、表情が生き生きとしている。
- ② 手間をかけた教材が準備され、若さや柔軟さから生まれたアイデアがある。
- ③ 休み時間には子供とともに汗を流して遊び、一生懸命に準備して授業に臨むことが、自然に子供の共感を呼んでいる。

(2) 問題点

- ① その時間に追究する問題 (◎) が不明瞭。
- ② 子供に考える時間を与えない。
 - ・沈黙は子供が考える大事な時間である。沈黙を恐れて、発問を言い換えてばかりいたり、少数の挙手児童にすぐ指名したりすることが多い。
- ③ 子供が問題にしていることや、やりたがっていることに関係なく、プラン通りに先に進めようとする。
- ④ 子供の発言の枝葉末節の部分に振り回されて、その時間の大切な指導内容を見失ってしまう。
- ⑤ 子供の発言を、教師が「そうですね」「とってもいいですね」と評価してしまう。
「今の考えをどう思いますか」と全体に返すことがない。
- ⑥ 板書の構想をもたなかったり、字が小さすぎたりするために、子供の考え方のずれが、鮮明にならない。

5 各教科の指導

国語、道徳及び体育の3教科について例示する。

【国語】

1 目 標

学習指導要領における国語科の目標は、次のとおりである。

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次の通り育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 日常生活における人とのかかわりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

「言葉による見方・考え方を働かせ」とは、子供が学習の中で言葉への自覚を高めることである。国語科では、様々な内容を自然科学等との視点から理解することを目的とはしておらず、言葉そのものを学習の対象としている。

「言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次の通り育成することを目指す。」とは、(1)から(3)の資質・能力を、子供にとって必要感のある言語活動をもって育成することを目指すということである。

この国語科の目標と、三つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力に基づき、2学年ごとに目標が示されている。例として、以下に第1学年及び第2学年の目標を示す。

〔第1学年及び第2学年〕

「知識及び技能」

日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。

「思考力、判断力、表現力等」

順序立てて考える力や感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをもつことができるようにする。

「学びに向かう力、人間性等」

言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切にしてい、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

「知識及び技能」の内容は、「(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項」、「(2) 情報の扱い方に関する事項」、「(3) 我が国の言語文化に関する事項」で構成されている。「第1学年及び第2学年」では身近なことを表す語彙を増やすことが求められている。

「思考力、判断力、表現力等」の内容は、「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」、「C 読むこと」で構成されている。この学年では、経験したことや身近なことについて、順序に気を付けて話したり、聞いたり、書いたり、読んだりすることが求められている。また、「第3学年及び第4学年」では、目的を意識して、中心に気を付けながら話したり・聞いたり・書いたり、読んだりすることが求められている。さらに、「第5学年及び第6学年」では、意図に応じて複数の資料等を関係付けながら話したり・聞いたり、書いたり、読んだりすることが求められている。

2 内 容

上記の内容は言語活動を通して指導されるのであるが、その際は、指導が効果的になされるよう、「思考力、判断力、表現力等」において、内容ごとに学習過程が示されている。

「A 話すこと・聞くこと」

- 話題の設定、情報の収集、内容の検討
- 構成の検討、考えの形成（話すこと）

- 表現，共有（話すこと）
- 構造と内容の把握，精査・解釈，考えの形成，共有（聞くこと）
- 話合いの進め方の検討，考えの形成，共有（話し合うこと）

「B 書くこと」

- 題材の設定，情報の収集，内容の検討
- 構成の検討
- 考えの形成，記述
- 推敲
- 共有

「C 読むこと」

- 構造と内容の把握
- 精査・解釈
- 考えの形成
- 共有

3 指導上の留意点

- ・主体的・対話的で深い学びを実現するための工夫をすること。
- ・読書指導の改善・充実を図ること。
- ・外国語活動・外国語科と連携を図ること。
- ・言語能力の育成に向けて，教科横断的な視点から教育課程の編成を図ること。
- ・情報収集や情報発信の手段として情報機器を活用すること。

4年〇組 国語科学習活動案

令和〇年〇月〇日（〇）〇校時
指導者 〇〇 〇〇

1 単元名 「登場人物を紹介しようー『一つの花』他ー」

2 子供と単元

（1）子供の実態

前単元では、『白いぼうし』（光村4年）や関連作品を読み、登場人物の性格について考えた。行動や会話に関わる叙述を結び付けて読んだり、関連作品を読み比べたりすると、登場人物の性格が具体的に想像できることを捉えてきた子供たちである。

本単元では『一つの花』（光村4年）を主教材として、家族の絆を題材とした作品を複数読み、登場人物の気持ちの変化を考える。『一つの花』は三人称客観視点で書かれており、一読しただけでは登場人物の心の内を想像することが難しい。そのため、複数の場面の叙述を結び付けて、登場人物の気持ちの変化を読み深めていく子供の姿が期待できる。

（2）主な指導内容

本単元の指導内容を、「複数の場面の叙述を結び付けると、登場人物の気持ちの変化を読み深められること」とおさえた。これは小学校学習指導要領解説 国語科編の第3学年及び第4学年の内容2〔思考力・判断力・表現力等〕、C読むこと「エ 登場人物の気持ちの変化や性格、情景について、場面の移り変わりと結び付けて具体的に想像すること。」を受けている。

3 単元の目標

家族の絆を題材とした作品を複数読み、家族の思いについて叙述を基に仲間と話し合う中で、複数の場面の叙述を結び付けると登場人物の気持ちの変化を読み深められることを理解し、叙述を根拠にして家族の思いを登場人物紹介カードに表すことができる。

4 評価規準

知識・技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
様子や行動、気持ちや性格を表す語句の量を増やし、話や文章の中で使っている。	登場人物の気持ちの変化について、場面の移り変わりと結び付けて具体的に想像している。	進んで、登場人物の気持ちの変化について、場面の移り変わりと結び付けて想像しようとしている。

5 指導の構え

○家族の関わりを描いた作品を複数読み、家族の思いを登場人物紹介カードに表す場の設定

子供が、家族の絆を題材とした作品をもっと読みたいと意欲を高めてきた状況で、家族の絆を題材とした作品を複数読み、家族の思いを登場人物紹介カードに表す場を設定する。このことにより、叙述を根拠にして、家族の思いを具体的に想像しようとする姿が期待できる。

○登場人物の気持ちの変化について、全文シートを用いて自分の読みを整理する場の設定

子供が、行動や会話に関わる叙述に着目して考えたいと意欲を高めてきた状況で、登場人物の気持ちの変化について、全文シートを用いて自分の読みを整理する場を設定する。このことにより、着目した叙述にサイドラインを引いたり、想像したことを書き込んだりして自分の読みをつくっていく姿が期待できる。

○登場人物の気持ちの変化について、全文シートの拡大版を用いて自他の読みを交流する活動の組織

子供が、仲間の考えも聞いてみたいと意欲を高めてきた状況で、登場人物の気持ちの変化について、全文シートの拡大版を用いて自他の読みを交流する活動を組織する。その際、場面を比較しながら話し合うことを大切にする。このことにより、複数の場面の叙述を結び付けて、登場人物の気持ちの変化を読み深める姿が期待できる。

6 単元計画 配当時間7時間 本時2次 5／7時間

- 1次 ①②『一つの花』を読み、感想や疑問を基にして学習計画をつくろう。
- 2次 ③お母さんは、どうして自分のおにぎりをゆみ子に分けたのか。
④お父さんは、どうしてゆみ子をめちゃくちゃに高い高いしたのか。
⑤◎お父さんは、どんな気持ちで「一つの花」を見つめていたのか。(本時)
- 3次 ⑥自分が選んだ本で人物紹介カードを書こう。
⑦人物紹介カードを読み合い、学習のまとめをしよう。

7 本時の指導計画(本時5／7)

(1) 主眼

「一つの花」を見つめる父の気持ちについて叙述を基に仲間と話合う中で、複数の場面の叙述を結び付けると、ゆみ子の幸せを願う父の気持ちが読み深められることを理解し、「一つの花」にこめた父の思いを人物紹介カードに書くことができる。

(2) 展開

過程	子供の学びの広がり・深まり	留意点 ○主な手立て
見 通 し を も つ 10 分 ／ 解 決 す る 25 分 ／ 新 た な 問 題 を 見 出 す 10 分	〈A児の追求〉 お父さんは「高い高い」をすることで食べ物では得られない喜びをゆみ子にあげようとした。次は、お父さんが何も言わずに汽車に乗って行ってしまったのはなぜなのか考えたい。父が何も言わずに汽車に乗って行ってしまった理由について考えたいと意欲を高めている。 T 1 お父さんは、どうして何も言わずに汽車に乗って行ってしまったのでしょうか。 「一つの花を見つめながら。」とあるから、「一つの花」を見ながら何か考えていたんじゃないかな。でも、どんな気持ちかははっきりしない。 「一つの花」を見つめる父の気持ちについて、詳しく読んで確かめたいと意欲を高めてくる。 ◎お父さんは、どんな気持ちで「一つの花」を見つめていたのか。 T 2 前後の場面を比べながら読み、自分の考えをノートに書きましょう。 「高い高い」をした2場面では、まだ戦争に行くとは決まっていなかったけど、3場面では戦争に行く汽車に乗らなければならなくなっている。そんな状況だから、ゆみ子に幸せになってほしいという気持ちをこめて「一つの花」を見つめていたんだな。 複数の場面の叙述を結び付けると、ゆみ子の幸せを願う父の気持ちが読み深められることを理解し、「一つの花」を見つめるお父さんの思いを人物紹介カードに書きたいと意欲を高めてくる。 T 3 「一つの花」を見つめるお父さんの思いを人物紹介カードに書きましょう。 2場面と3場面の状況を比べて読んだら、「一つの花」を見つめるお父さんの思いがはっきりした。他の作品も読んで、登場人物紹介カードを書きたいな。 「一つの花」を見つめる父の思いを人物紹介カードに書き加えることができ、他の作品も読んでみたいと意欲を高めていく。	〈スタートの意識〉 ・お父さんは、どうして何も言わずに汽車に乗って行ってしまったのかな。 ○父の行動の理由について、自他の解釈を聴き合う活動の組織 ○全文シートを用いて読みを整理する場の設定 ○叙述を基に仲間と話し合う活動の組織 評) 複数の場面の叙述を結び付けると、ゆみ子の幸せを願う父の気持ちが読み深められることを理解しているか(発言、記述) ○「一つの花」に込めた父の思いを登場人物紹介カードにまとめる場の設定 評) 「一つの花」を見つめる父の思いを人物紹介カードに書くことができたか(記述)

(3) 評価方法

「一つの花」を見つめる父の思いを書いた人物紹介カードの記述から、複数の場面を結び付けて、ゆみ子の幸せを願う気持ちが読み深められたかを評価する。

【道 徳 科】

1 目 標

学校における道德教育は、特別の教科である道德（以下「道德科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、子供の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

（「第1章 総則」の「第1 教育過程編成の一般方針」の2 前段）

道德教育推進上の配慮事項は次の4点である。

- 1 道德教育の指導体制と全体計画
- 2 指導内容の重点化
- 3 豊かな体験活動の充実といじめの防止
- 4 家庭や地域社会との連携

道德科が目指すものは、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の目標と同様によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことである。

道德科の目標

第1章総則の第1の2に示す道德教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

道德教育…学校教育全体を通して行う。

道德教育の全体計画に示される。

道 徳 科…道德科以外における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させ、統合させたりする。

年間指導計画に示される。年間35時間（1年生34時間）

2 内 容

（1）内容構成の考え方

道德教育の目標を達成するために指導すべき内容項目を以下の四つの視点から、「第1学年及び第2学年」、「第3学年及び第4学年」、「第5学年及び第6学年」の学年段階に分けて示している。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

道德の内容項目は「第1学年及び第2学年」が19項目、「第3学年及び第4学年」が20項目、「第5学年及び第6学年」が22項目にまとめられている。小学校から中学校までの内容の体系性を高めるとともに、構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げるなどの視点から、それぞれの内容項目に手掛かりとなる「善悪の判断、自律、自由と責任」などの言葉が付記されている。

（2）道德科の指導計画

各学校においては、校長の方針のもとに道德教育の推進を主に担当する教師を中心に、全教師が協力して道德教育を展開するため、「道德教育の全体計画」とそれに基づく「道德科の年間指導計画」及び「学級における指導計画」を作成する必要がある。

- ①道德教育の全体計画…学校における道德教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道德教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。
- ②道德科の年間指導計画…道德科の指導が、道德教育の全体計画に基づき、児童の発達の段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画である。
- ③学級における指導計画…全体計画を児童や学級の実態に応じて具体化するものであり、学級において教師や児童の個性を生かした道德教育を展開する指針となるものである。

3 道徳科の指導

(1) 学習指導案の内容

学習指導案は、教師の指導の意図や構想を適切に表現することが好ましく、各教師の創意工夫が期待される。一般的には次のような事項が取り上げられている。

- ア 主 題 名…原則として年間指導計画における主題名を記述する。
- イ ねらいと教材…年間指導計画を踏まえてねらいを記述するとともに教材名を記述する。
- ウ 主題設定の理由…年間指導計画における主題構成の背景などを再確認するとともに、①ねらいや指導内容についての教師の捉え方、②それに関連する子供のこれまでの学習状況や実態と教師の願い、③使用する教材の特質やそれを生かす具体的な活用方法などを記述する。
- エ 学習指導過程…一般的には、学習指導過程を導入、展開、終末の各段階に区分し、子供の学習活動、主な発問と予想される子供の発言、指導上の留意点、指導の方法、評価の観点などを指導の流れに即して記述する。

(2) 道徳科に生かす指導方法の創意工夫

ねらいを達成するには、子供の感性や知的な興味などに訴え、子供が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるように、ねらい、子供の実態、教材や学習指導過程などに応じて、最も適切な指導方法を選択し、工夫して生かしていくことが必要である。

- ① 教材を提示する工夫
- ② 発問の工夫
- ③ 話合いの工夫
- ④ 書く活動の工夫
- ⑤ 動作化、役割演技など表現活動の工夫
- ⑥ 板書を生かす工夫
- ⑦ 説話の工夫

これらのことを主題のねらいや学年の発達段階、学級の実態に応じて工夫して取り入れた授業を行う。

4 評価について

〈道徳教育の評価〉

教師が子供の人間的な成長を見守り、子供自身が自己のよりよい生き方を求めていく努力を評価し、それを勇気付ける働きをもつようにする。

〈道徳科の評価〉

- ・数値による評価ではなく、記述式であること。
- ・他の子供との比較による相対評価ではなく、子供生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行うこと。
- ・他の子供生徒と比較して優劣を決めるような評価はなじまないことに留意する必要があること。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行うこと。
- ・発達障害等の子供についての配慮すべき観点等を学校や教員間で共有すること。
- ・現在の指導要録の書式における「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「総合所見及び指導上参考となる諸事項」などの既存の欄も含めて、その在り方を総合的に見直すこと。

第2学年〇組 道徳科学習活動案

〇年〇月〇日（〇）第〇校時

指導者 〇〇 〇〇

- 1 主題名 **がんばりのあとには A-5 希望と勇気、努力と強い意志**
(教材名：『あと少し』 小学どうとく はばたこう明日へ2 (教育出版))

2 児童と主題

(1) 児童の実態

本主題では、教材「あと少し」(教育出版)を基に、やるべきことをやり遂げるよさを考える。子供たちは、登場人物「ぼく」ができるまで頑張れたことについて、うまくいかなくても努力して二重とびができるようになったことやできなくても何度も練習したことに目が向くだろう。そこで、「ぼく」のようにうまくいかない時の自分の気持ちをハートメーターを使って考える場を設定する。すると、自分には諦めたい気持ちがあるのに、ぼくができるまで頑張れたのはなぜか明らかにしたいと意欲を高めてくる。そこで、「ぼく」がやめてしまいたい気持ちを乗り越えてできるまで頑張った時の気持ちを話し合う活動を組織する。仲間と話し合う中で、やるべきことを諦めずにやり遂げると自分の成長を感じることに気付くだろう。すると、具体的に自分が頑張りたいことを考えてみようと思意欲を高めてくる。そこで、主題の学びをこれからの生活場面でどのように活かしていくか考える場を設定する。このことにより、これからの生活の中で自分もやるべきことを諦めずにやり遂げようと思意欲を高める姿が期待できる。

(2) 主な指導内容

本主題は、小学校学習指導要領特別の教科道徳編の「第3章第2節内容項目の指導の観点 A 主として自分自身に関すること 5 希望と勇気、努力と強い意志 第1学年及び第2学年 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと」を受けている。そこで本主題の学習内容を「やるべきことをやり遂げると自分の成長を感じる」と押さえた。

3 主題の目標

主人公が諦めずに練習し続けた姿と自分の経験を関連させながら、努力を続けることのよさを仲間と話し合う中で、やるべきことをやり遂げると自分の成長を感じられることに気づき、これからの生活の中で、自分のやるべきことをやり遂げようとする意欲を高める。

4 評価基準

道徳的価値の理解	多面的・多角的な見方への発展	自分自身との関わりでの価値の深まり
・自分のやるべきことをやり遂げると自分の成長を感じることに気付いている。	・やり遂げることの価値について、様々な立場や場面で捉えたり考えたりしている。	・これからの生活の中で努力し続けたいやるべきことを具体的な行動で考えている。

5 指導の構え

○ うまくいかない時の自分の気持ちをハートメーターを使って考える場の設定

アンケートを基に、自分の経験を想起しながら、うまくいかない時の自分の気持ちを考える。さらに、ハートメーターを活用し、気持ちを可視化することで、自分の経験とぼくの行動、頑張りたい気持ちとやめたい気持ちを比較しながら考える姿が期待できる。

○ 「ぼく」ができるまで頑張れた時の気持ちを話し合う活動の組織

「ぼく」の立場に立って気持ちを考え、「ぼく」ができるまで頑張れた時の気持ちを話し合う。仲間と考えを交流しながら、やり遂げることの価値について多面的・多角的に考えを深めていく姿を期待できる。

○ 本主題の学びをこれからの生活場面でどのように生かしていくか考える場の設定

やるべきことを諦めずにやり遂げると、自分の成長を感じることをこれからの生活の中でどのように生かしていくか考えることができるようにする。具体的なこれからの自分を想像しながら、自分の行動を考える姿が期待できる。

6 本時の展開

過程	子供の学びの広がり・深まり	留意点
問いをもつ・見通しをもつ 10分	〈A児の追求〉 できるまで練習を続けたこと はすごいな。 〈B児の追求〉 休み時間も家でも何回も練習 したことがすごいな。 教師の範読を聞き、「ぼく」がうまくいかなくても頑張ったことに目が向いてきている。 T 1 「ぼく」のように頑張りたいけどうまくいかない時、自分ならどんな気持ちですか。 途中でやめたくなくなる気持ちもあるかもしれないけど、やっぱりできるまで頑張ると思う。私ならあきらめたくなくなるのに、「ぼく」は、どうして頑張れたのかな。 途中で諦めたくなくなることもあるかもしれない。ぼくならやめちゃうかもしれないのに、「ぼく」は、なんで頑張れたのかな。	・事前のアンケートで、諦めてしまった経験や2年生で頑張りたいことを聞いておく。 ・教材文「あと少し」を範読しながら、場面絵を黒板に提示していく。 ○「ぼく」のようにうまくいかない時の自分の気持ちをハートメーターを使って考える場の設定。 ・事前アンケートにも触れ、子供たちの経験を想起させ、やり遂げられない時の気持ちを考えさせる。
／ 問いを解決する 25分	自分には諦めたい気持ちがあるのに、ぼくができるまで頑張れたのはなぜか明らかにしたいと意欲を高めてくる。 ◎「ぼく」ができるまでに頑張れたのはなぜだろう？ T 2 「ぼく」が頑張れた時の気持ちを話し合おう。 二重とびが跳べるようになるためには、頑張ってたたくさん練習するしかない。 ↓ できるまで頑張ったら、今より成長するんだ。私も、頑張れる自分になりたいな。 絶対に跳べるようになりたいから、跳べるまで練習を頑張るぞ。 ↓ できるようになるまで頑張れば、本当に嬉しい気持ちになれるんだな。ぼくも最後まで頑張りたい。	○「ぼく」ができるまで頑張れた時の気持ちを話し合う活動の組織 ・吹き出しに気持ちを書き込むことで「ぼく」の立場に立って考える。 ・やり遂げるよさを見つけたら、自分の立場で考えさせる。
実践への意欲化を図る 10分	やるべきことをやり遂げると自分の成長を感じることに気付く、これからの生活で自分が頑張りたいことを具体的に考えようと意欲を高めてくる。 T 3 今日学んだことをこれからどんな場面で生かせそうですか。 今日は、できるまで頑張ると今までより頑張れる自分になれることが分かった。これから、ピアノの発表会でうまく弾けるように諦めないで頑張れる自分になりたい。 今日は、頑張ると本当に嬉しい気持ちになると分かった。これから算数の勉強を頑張れば、すごい自分になって嬉しいと思う。 これからの生活の中で、やるべきことを努力し続けようとする意欲を高めていく。	○本主題の学びをこれからの生活場面でどのように生かしていくか考える場の設定 ・ハートメーターを使って、学習後の自分の気持ちを表す。 ・事前アンケートを用いて本時の学習を振り返らせる。 評：発言、ワークシートへの振り返りの記述、ハートメーターから、評価する。

7 評価方法

ハートメーターへの振り返りの記述から、これからの自分の生活の中ですべきことをやり遂げ、自分の成長に向けて努力しようとする意欲が高まったかを評価する。

【体育科】

1 目 標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

- 〈第1・2学年〉
- (1) 各種の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、基本的な動きを身に付けるようにする。
 - (2) 各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
 - (3) 各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、健康・安全に留意したりし、意欲的に運動する態度を養う。

- 〈第3・4学年〉
- (1) 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び健康で安全な生活や体の発育・発達について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
 - (2) 自己の運動や身近な生活における健康の課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
 - (3) 各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで努力して運動をする態度を養う。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に取り組む態度を養う。

- 〈第5・6学年〉
- (1) 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。
 - (2) 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
 - (3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動する態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。

2 内 容

体育科の内容は、運動領域と保健領域に分けられ、運動領域の内容の構成は基本的に、低・中・高学年の3段階で示され、各学年での運動の取り上げ方や年間計画においても弾力性をもたせることができるようにされている。保健領域は、第3学年から第6学年まで取り上げられている。

〈運動領域〉

学年	1・2	3・4	5・6
領域	体づくりの運動遊び	体 っ く り 運 動	
	器械・器具を使つての運動遊び	器 械 運 動	
	走・跳の運動遊び	走・跳の運動	陸 上 運 動
	水遊び	水 泳 運 動	
	ゲ ー ム		ボール運動
	表現リズム遊び	表 現 運 動	
		保 健	

ア 体づくり運動 心と体の関係に気付くこと、体の調子を整えること、仲間と交流することなどの体ほぐしをしたり、体力を高めたりするために行われる運動である。

- ・ 「体ほぐしの運動」、「多様な動きをつくる運動遊び」（低学年）、「多様な動きをつくる運動」（中学年）、「体の動きを高める運動」（高学年）

イ 器械運動系

- ①「器械・器具を使つての運動遊び」（低学年）
 - ・ 「固定施設を使った運動遊び」、「マットを使った運動遊び」、「鉄棒を使った運動遊び」、「跳び箱を使った運動遊び」
- ②「器械運動」（中・高学年）
 - ・ 「マット運動」、「鉄棒運動」、「跳び箱運動」

ウ 陸上運動系

- ①「走・跳の運動遊び」（低学年）
 - ・ 「走の運動遊び」、「跳の運動遊び」
- ②「走・跳の運動」（中学年）
 - ・ 「かけっこ・リレー」、「小型ハードル走」、「幅跳び」、「高跳び」
- ③「陸上運動」（高学年）
 - ・ 「短距離走・リレー」、「ハードル走」、「走り幅跳び」、「走り高跳び」

エ 水泳系

- ①「水の中を移動する運動遊び」、「もぐる・浮く遊び」（低学年）
- ②「浮いて進む運動」、「もぐる・浮く運動」（中学年）
- ③「水泳」（高学年）
 - ・ 「クロール」、「平泳ぎ」
 - ・ 「安全確保につながる運動」

オ ボール運動系

- ①「ゲーム」（低・中学年）
 - ・ 「ボールゲーム」、「鬼遊び」（低学年）
 - ・ 「ゴール型ゲーム」、「ネット型ゲーム」、「ベースボール型ゲーム」（中学年）
- ②「ボール運動」（高学年）
 - ・ 「ゴール型」、「ネット型」、「ベースボール型」

カ 表現運動系

- ①「表現リズム遊び」（低学年）
 - ・ 「表現遊び」、「リズム遊び」
- ②「表現運動」（中・高学年）
 - ・ 「表現」、「リズムダンス」（中学年）
 - ・ 「表現」、「フォークダンス」（高学年）

〈保健領域〉（3～6学年）

「健康な生活」、「体の発育・発達」、「心の健康」、「けがの防止」及び「病気の予防」

3 指導上の留意点

(1) 各運動の特性をとらえ、運動の楽しさを味わうことのできる指導を大切にする。

運動には、競争する楽しさを味わう運動、できた喜びや達成した喜びを味わう運動、模倣したり自分のイメージを表現したりして楽しむ運動など様々な特性がある。各運動の指導において、その運動固有の楽しさを十分味わわせるようにする。

(2) 子供の意欲を喚起し、自ら進んで課題解決に取り組むことのできる指導を工夫する。

子供一人一人の思いや願いを明らかにし、子供の立場から運動をとらえて教材づくりをしたり、学習過程を工夫したりして、子供がめあてに向かって自分の課題を把握し、活動を工夫するなど自主的・自発的に学習に取り組むことができるようにする。

(3) 子供と共に運動する中で、児童の動きを見取り、一人一人に応じた援助をする。

子供一人一人は、運動に対する興味・関心、運動技能などの違いがある。この違いを認め、子供が今もっている力を出発点として運動に取り組むことから始め、一人一人に応じた手立てを工夫したり、励ましや賞賛したりするなどの個に応じた援助を大切にする。

(4) 運動の特性、子供の実態に応じて、評価の工夫をする。

運動する子供自身が、めあてを決め、活動を工夫して、結果を基に修正するという自己評価活動を大切にする。また、仲間とのかかわり合いの中で教え合う、確かめ合うなどの相互評価の活動も取り入れる。そのために、学習カードを作成、活用し役立てる。

(5) その他、特性に応じたグループ編成、用具や場の工夫、準備運動の工夫を心掛けて指導する。

第〇学年〇組 体育科学学習指導案

令和〇年〇月〇日(〇) 〇校時

授業者 教育実習生 〇〇 〇〇

指導者 教 諭 〇〇 〇〇

1 単元名

できるかなできそうかな レベルアップランド

2 単元の目標

- ・助走を付けて片足でしっかりと地面を蹴って上方に跳ぶことができる。【知識・技能】
- ・よい動きや考えたことを友達に伝えることができる。【思考力・判断力・表現力等】
- ・走の運動遊びや跳の運動遊びに進んで取り組もうとしている。【学びに向かう力・人間性等】

3 単元の指導構想

(1) 指導内容

本単元は、学習指導要領体育科第2学年の目標(2)に準拠して設定する。

- (2) 各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。(中略)
教師から提案された楽しみ方や、自己や友達が考えた楽しみ方から、自己に合った楽しみ方を選択することもその一つである。

本単元では、自由な運動遊びで感じた感覚を基に、自分の目標をもち、他者からのアドバイスによって視点を得て、達成に向けた動き方を考えるように構成する。

そのための指導の重点を二つとする。一つ目は、子供が自分の遊びたい物を選んで活動することができ、自分に合った目標をもつことができるようにすることである。二つ目は、子供が自分の新たな動き方を自覚することができることである。そのために、グループで、それぞれの目標を共有する場を設定する。このとき、実際にやって見せて仲間から具体的なアドバイスをさせる。そうすることで、子供は動き方を知り、他者からのアドバイスを受けて、自分の動き方に対して新たな視点を獲得。

このような指導により、子供は、目標に向かって他者から得た視点をもちながら自分の動き方について考え、自分に合った動きを身に付けていく。

(2) 評価基準

知識・技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
・三段階の難易度で構成される運動の場における用具を用いた動きについての知識・技能。	・自分の動き方について考えたり自覚したりして動き方を工夫する力。	・友達の目標を共有し誰とでも仲良く関わり合いながら運動遊びをしようとする態度。

(3) 子供の実態

本学級の子供は、体育学習について意欲的である。できないことや難しいことに対しても積極的に取り組んで挑戦しながら活動している。動き方について詳しく問う場面では、思ったことや考えたことを積極的に発言する子供も多い。このような子供の意欲的かつ積極的な姿を仲間との関わり合いにつなげ、互いに動き方を見合ったり教え合ったりする姿を目指す。

(4) 指導の構想

働き掛け1：難しかった運動遊びと難しかったことやできるようになりたいことを問う。

3段階の難易度がある運動遊びを経験させ、難しさを明らかにして課題を焦点化し、自分に合った目標をもたせるための働き掛けである。

まず、難しかった運動遊びとどこが難しかったかを問う。やりにくかった運動遊びの難しさを明確にするためである。次に、できるようになりたいことを問う。課題を中核的な内容である「自分の動き方」に焦点化させるためである。

働き掛け2：グループ分けを提示し、実際に動きを見せながら話し合う場を設定する。

グループに分かれて、自分の目標を伝えさせ、実際にやって見せて仲間からアドバイスを得させるための対話を支える働き掛けである。

まず、同じ運動遊びを目標とする3段階のレベルが混在する3～4人グループに分ける。次に、実

際に動きを見せながら話し合う場を設定する。自分の目標を伝えさせ、実際にやって見せて仲間から具体的なアドバイスを得させるためである。

働き掛け3：自分の映像を見る場を設定し、どのように動いたかと思ったことを問う。

どのように動いているのかを知らせ、自分がどんな動き方ができるようになったのかを明らかにさせるための働き掛けである。

まず、自分の映像を見る場を設定し、どのように動いたかと思ったことを問う。自分がどのように動いたかを自覚し、自分がどんな動き方ができるようになったのかを明らかにさせるためである。

4 指導計画（全5時間）

時	学習のねらい	主な学習活動
1	◎お気に入りの遊びを見付けよう。	◎遊び場で遊ぶ。
2	◎たくさん挑戦してできた遊びを紹介しよう。	○好きな遊びを選んで、たくさん挑戦する。
3	◎どうすれば、目標とする動きができるようになるのかな。	○できるようになりたい遊びを目標にして、友達と互いに助言し合って動きを試す。
4	◎選んだ遊びを、どんなふうに組み合わせればよいか。	○取り入れたい遊びを選んで、レベルアップランドを作る。
5	◎レベルアップランドで、一番楽しかった遊びを振り返ろう。	○みんなでレベルアップランドを楽しむ。

5 本時の構想

（1）ねらい

ゴム跳び遊びの実際の動き方を基に、友達とアドバイスし合う活動を通して、動き方の視点を理解し、達成に向けた動き方を考えることができる。

（2）展開（本時3／5時）

学習活動と予想される子供の反応	教師の働き掛け
○ 3段階の難易度がある運動遊びを経験し、難しさを明らかにして、自分に合った目標をもつ。 ・ 輪くぐりのところは、大きい輪は簡単だったけど、輪が小さくなったら当たっちゃった。 ・ ゴム跳びは、ゴムが高くなると難しいな。 ・ 高くてもゴムを揺らさないで飛ばしたいな。 ・ もっと高いゴム跳びがあったらやってみたいな。	○ 難しかった運動遊びとどこが難しかったのかを問い、できるようになりたいことを問う。 ・ 発問「もうちょっとでできそうなのにできない遊びやちょっと難しい遊びはありましたか。それはどこで困っていますか」 ・ 発問「どんなことができるようになりたいですか」 ※ どれも全部できる子供には、どの運動遊びでどう動けるようになりたいかを問う。
○ どのように動いているのかを知り、自分がどんな動き方ができるようになったのかを明らかにする。 ・ 前の足は跳べている。あとちょっとだ。 ・ 後ろの足があんまり上がってないから、今度はもっと遠くから斜めに跳んでみようかな。	○自分の映像を見る場を設定し、どのように動いたかと思ったことを問う。 ・ 指示「友達から撮ってもらった動画を見てみましょう」 ・ 発問「目標に近づくようにどのようにやってみましたか。やってみて、どう思いましたか」

（3）評価

自分の動き方について、実際に動きを見せながら話し合うことを通して、自分の動きの調整を図っているかをワークシートの記述から評価する。

6 複式学級の指導

(1) 複式学級成立の根拠

① 「学級」の成立と「学年制」

「学級」という考え方は近代以前にはなく、学校が就学義務の体制下におかれる近代になって初めて生まれた。知識・技能を子供生徒に習得させるための能率化をねらったもので、「等質的な子供生徒」を教室に収容して一斉授業という授業形態をとる。

「等質的な子供生徒」は、大体において同じ年齢であれば等質的であろうと考えて「学年制」の中で集められる。これは、同一の年齢の生徒で一つの集団を区切り、一定の期間が経過すれば全員が進級する制度である。この学年制という考え方を取り上げたのは、近代教育の父といわれるコメニウス（Comenius, J. A., 1692～1670, チェコスロバキア）であった。

我が国は明治5年（1872年）に学制を布いて就学を奨励した。明治19年（1886年）には、小学校令で義務教育を明らかにするとともに、文部省令で「尋常小学校ニ於テハ80人以下（中略）ハ教員一人ヲ以テ之ヲ教授スルコトヲ得」として、学級を想定している。明治24年の「学級編制等ニ関スル規則」の説明書で「学級ト称スルハ一人ノ本科教員ノ一教室ニ於テ同時ニ教授スヘキ一団ノ児童ヲ指シタルモノニシテ（中略）其一学級ハ一学年ノ児童ヲ以テ編制スルコトアルヘク又ハ数学年ノ児童ヲ合セテ編制スルコトモアルヘシ」と学級概念を詳細に規定した。

② 学級編制と複式学級

学級を構成することを「学級編制」という。この学級編制は、一定の法律基準に従いながら、学校が編制することになる。ここでまず問題になるのは、一学級の子供生徒の人数である。

我が国では、明治19年（1886年）の文部省令で、一学級の子供生徒の人数は「80人以下」としていたが、昭和16年（1941年）の国民学校令施行規則で「60人以下」となって、戦後学校教育法施行規則で「50人以下を標準とする」とされた（第20条）。

小学校の学級編制は、小学校設置基準第5条では、「小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるとき、数学年の児童を一学級に編制することができる。」としている。この条文でいう「特別の事情」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「標準法」）によれば、「児童または生徒の数が著しく少ないか『その他特別な事情がある場合』」である。（「その他特別な事情」とは、特別支援教育をさす。）

現在、「標準法」では、小学校の学級編制基準を、次の数を基準として都道府県の教育委員会が定めることとしている。

- | | | |
|----------------------|------|--------|
| ・同学年の児童で編制する学級（単式） | ………… | 一学級40人 |
| ・二つの学年の児童で編制する学級（複式） | ………… | 一学級16人 |
| ※第1学年を含む学級にあっては一学級8人 | | |

複式学級、つまり、二つの学年の児童によって構成される学級は、こうして同学年の児童が少ないときに、法律・政令の定めるところによって編制されるのである。複式学級に対して、同学年の児童によって構成される学級を「単式学級」と呼ぶのが通例である。

(2) 複式学級観

① 二つの複式学級観

複式学級観として、次の二点が挙げられる。

- 1) 変則的な学級編制であるとする見方
伝統的な学年制度からみた複式学級観
- 2) 学級編制の一つとして、これを有効に利用していこうとする見方
学年にとらわれない生活集団的な複式学級観

② 積極的な複式学級観

複式学級は法令上の変則的性格をもたせられて設けている。しかし、設けられ方は“変則的”であっても、学級にいる子供と教師の人間関係は、教育的に有効なものでなければならない。

複式学級は、生年月日が2か年に亘る子供によって構成されている。“一つの学級”である。そ

こには、1年早く入組した子供と遅く入組した子供とがおり、いずれも2年間過ごすのであり、先に来た者と後から来た者とが1年間共に過ごすのである。そして、そこには、共に学ぶ子供たちがいるのである。

複式学級では上学的立場と下学的立場を繰り返すことによって無意識的にも影響し合い、切磋琢磨することによって、単式学級とは違った豊かな人間関係をつくり、社会性が伸ばされていく面が見られる。学習場面においても子供同士が学年の枠を超えて、時にはリーダーとなり、フォロワーとなって、自分の考えをタテ・ヨコ双方に存分に交流させ合いながら、学習を深めるのである。

ここには、単式学級に追随した学習指導ではなく、正に複式学級でなければならない学習指導や教育が行われるのであり、複式学級の存在を積極的に認める考え方がある。

(3) 学級経営

複式学級では、上下学年がともに一つの教室で生活し、学習する。このことによって、単式学級では見られない教育効果が期待できる。一つは人間関係における教育効果であり、もう一つは学習指導における教育効果である。

① 豊かな人間関係の醸成

複式学級では、学年の違う子供の縦のつながりを生かした、よりよい人間関係が育つことが期待できる。複式学級では、ちょうどきょうだい関係のように上学年の子供が、学級生活のいろいろな面について案内、助言することで、下学年の子供に生活の仕方やルールを伝えていく。このことによって、学習、係活動、遊び等に伝承性と発展性が生まれる。単式学級とは違った縦の人間関係を体験することで、社会性が伸ばされていくのである。

また、上学年の子供の優れた考えや技能にあこがれ、それに学ぼうとしたり、挑戦したりする下学年の動きが見られる。あるいは、下学年の子供に負けまいと、より多面的に考えたり、リーダーシップを発揮したりする上学年の子供の姿が現れる。互いに刺激し合うことで、上学年、下学年ともに向上していくのである。

さらに、学年の枠を超えて、時にはリーダーとなり、時にはフォロワーとなることがある。上下学年という関係だけでなく、学習内容や活動内容によって立場が入れ替わるのである。リーダーとフォロワーの両方を体験することのできる複式学級では、お互いに相手の存在を肯定的にとらえ、尊重し合える「人間関係力」が育つことが期待される。これは、少子化・個人主義的な社会の中で、ますます希薄になっている人間関係を形成する上で必要な力と言える。その上、複式学級は少人数を生かし、まとまりのある子供たちの行動が見られる。わずか16人のクラスである。グループを作って対立したり、男女が分裂したりしては、何事も達成できないことを身をもって体験している。だからこそ、いっそう上下学年が協力して問題に立ち向かい、解決していこうとする姿が見られるようになるのである。

② 学習指導の構え

複式学級における学習指導の教育効果を現実のものとするために、次のことを大切にして日々の学習活動に当たる必要がある。

- 一人一人の子供が自分のなりの考えをもてるように、課題や発問を工夫するとともに、思考の跡がたどれるノートやプリントの書き方及び端末の操作の仕方を指導すること。
- 上下学年の子供相互の意見交流が活発にしかもスムーズに行えるように、発言の仕方や話し合いの仕方を、発達段階や学級の特性を考慮して指導すること。
- 個々の子供の学習状況を確実に把握しながら適切な助言や支援を行うこと。

少人数学級であることは、プラス面とマイナス面とがある。例えば、対象とする人数が少ないからこそ、子供たちを多面的にしかもより客観的に観察でき、一人一人に応じた指導ができやすいということはプラス面である。反面、少人数であることから、子供たちの思考範囲が相対的に狭くなったり、集団活動の盛り上がりには欠けたりすることもある。これがマイナス面である。

そこで、プラス面を活用することで、子供を伸ばし、教師が「ゆさぶり」をかけたり、活動に加わったりすることで、マイナス面をプラス面に転換していく。そういう配慮をすることが、複式学習指導における「指導上のポイント」である。

一人一人の能力や個性をきめ細かくとらえ、個に応じた指導を適宜取り入れたり、能力や個性の違いを全体の指導に位置付けたりすることで、一人一人の子供を生かす。少人数学級の利点を活用し、一人一人を生かす指導をするために、例えば、次のような学習指導が構想できる。

- ・課題や発問に対する反応や応答の違いを個に応じて想定し、教師の対応策を具体的に設定して指導に当たる。→ 個別の学習指導計画の作成
- ・授業中に表れた子供の「つまずき」や「こだわり」を大切にし、「つまずき」や「こだわり」を契機とした学習の展開を図る。→ 個の問いを表出させる場の設定
- ・全員に学習リーダーを経験させ、学び方・話し合いの仕方を習得させる。

(4) 学習指導方法

① 直接指導・間接指導

「直接指導」……教師が子供と対面して、直接的に指導する授業形態

「間接指導」……教師と子供が対面関係になく、教師が間接的に指導する授業形態

この二つの授業形態は、異なった学年が異なった内容を一つの教室で学習するという考え方から生み出されたもので、「学年別指導」というものである。この複式学級における直接・間接指導における問題点は、次のように整理される。

- 1) 直接指導の時間が少ないため、導入に十分な時間が取れない。
- 2) 他学年に移る必要があるため、理解が十分に図れないまま練習に取り組ませなければならなくなる。
- 3) 直接指導の時間が少ないため、能力差に応じた指導が徹底できない。
- 4) それぞれの学年が異なった内容を学習するため、他の学年の学習に気を取られやすい。
- 5) それぞれの学年が異なった内容を学習するため、教師の教材研究、準備等にかかる時間が多くなる。
- 6) それぞれの学年が別々に行動することが多くなり、学級集団のもつ教育的意義を生かしにくくなる。

しかし、見方を変えたと直接・間接指導には、次のような利点もある。

- 子供自身が学習を進めなければならないために、自律の態度が養われる。
- 全員が学び方・話し合いの仕方を身に付けやすい。
- 間接指導の時間が多いということは、一人一人が考える時間や考えを表出する時間が確保されるということである。

② 共につくる授業

附属新潟小学校では、昭和46年の複式学級設置以来、一貫して異学年の子供が共に学習する授業を求め、同単元・同内容・同教材による指導で、個に応じた指導の在り方を探ってきている。これは、学年別の直接・間接指導における困難点を克服するとともに、教育における学校や学級の在り方や子供にとっての学級とは何なのか、学習とはどういう姿なのかを厳しく問うことによって、複式学級を積極的に認めようとする立場から生まれたものである。

同単元・同内容・同教材による指導の利点として、以下のことが挙げられる。

- 1) 学級内の学習雰囲気は統一され、落ち着いた学習が可能となる。
- 2) 他学年の子供から学習を妨害されることがなく、現在の学習に注意が集中し、発表も活発に行われるようになる。
- 3) 学級の全員が同時に学習するので、学級集団としての協力的な態度が養われる。それにより、上下学年の子供の相互理解が深まっていく。
- 4) 間接指導のために課していた自習や練習がなくなり、理解のための十分な時間が確保できる。
- 5) 教材研究や教具の準備が分散せずに済むため、能率的な指導が可能となる。
- 6) 指導目標や指導内容が同一なので、落ち着いたゆとりのある指導ができる。
- 7) 一人一人の子供の能力や個性に応じた指導をする時間が生まれる。
- 8) 導入に時間をかけて指導できるので、動機付けが十分に行われ、学習意欲がいつそう高まる。

現在、附属新潟小学校では、年間指導計画を国語・社会・理科・生活・体育・音楽・図画工作・

家庭・道徳・総合的な学習の時間については、二つの学年の内容や教科書教材の系統を考慮しながら、二つの年度に配分するＡＢ年度方式（２本案）をとっている。体育については、同じ内容・題材を繰り返す（１本案繰り返し方式）で作成し、同内容・同教材指導をしている。算数については、系統性の強い教科の特性から、異内容・異教材による指導をしているが、内容の近い単位ではできるだけ同時指導場面を設けることによって、「共につくる授業」を具現するために、次のことを特に配慮している。

- 子供の生活経験や能力差等の実態をとらえて、単元全体の指導を構想する。
- 学習意欲を高め、子供の問題意識を喚起することのできる教材を提示する。
- 評価を適切に行い、教師の働き掛けを見直す。

このことによって、子供が学年の枠を超えて素直に交流し合い、お互いに一人一人の考え方や在り方を認め合って学習を進めていく授業の姿を目指している。

- 参考文献 「複式学級論」（安部彦二郎著 東洋館出版社刊1962）
「へき地教育研究の課題」（めいけい出版社刊1980）
「授業の研究」（附属新潟小学校刊 第32～179号）
「研究紀要第48集」（附属新潟小学校刊1991）
「複式教育研究会紀要」（附属新潟小学校刊2001, 2010）

第Ⅵ章 中学校教育実習要項

1	学校運営	99
2	学級経営	100
3	教育課程	104
4	中学校の学習指導方法及び学習指導案作成	105
5	各教科の指導	110
6	豊かな心を育む教育活動の実施	112

1 学校運営

(1) 学校運営の意味とねらい

① 意味

学校運営とは、教育の目的を実現するために、すべての教育活動がより効果的に推進されるように人的条件、物的条件を整備し、校長を中心として学校として組織化し、学校の教育効果を高める機能を指す。

学校運営の具体的な領域としては、①教育目標の設定や教育課程の編成・管理等の学校教育管理、②教職員や生徒の人事管理、③施設設備等の物的管理、④学校事務の管理に分けることができる。

② ねらい

学校経営に当たっては、教育の目的及び学校教育の目標達成を最終の目当てとして行われなければならない。教育の目的及び学校教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に規定されているが、これを端的にいうならば、充実した学校生活を通して、豊かな人間性を備えた生徒の育成を目指し、その成長発達を図ることである。

学校運営においては、地域社会の要求、一般社会の要求の調和を図り、学校教育目標の達成に向かって全人的な成長を促すことを目指さなければならない。

(2) 学校運営のための組織

学校運営を具体的に推進するためには、学校の教育目標の設定、諸規程の整備、校務分掌の明確な組織付け、学年・学級経営方針の設定などが大切である。

① 学校の教育目標

学校の教育目標は、教育活動を方向付けるものである。この目標は、生徒の実態に基づいて、育てたい生徒像を想定し、具体的に設定されるものである。

② 学校の諸規程

学校は、計画的・組織的に公教育を実施する組織体である。したがって、学校が効果的な教育活動を推進するためには、法令や規則の規定に基づいて各種の学校諸規程を定め、これらの運用を図らなければならない。

③ 校務執行の補助機関

ア 教 頭

教頭は、校長を助け、校務を整理し、校長が事故または欠けた場合、その職務を代理し、または行う。

イ 職員会議

職員会議は校長が主宰し、校長を中心に職員が一致協力して学校の教育活動を展開するため、学校運営に関する校長の方針や様々な教育課題への対応策についての共通理解を深める場である。

ウ 学校運営協議会委員

保護者や地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくために位置付けるものである。

④ 校務分掌の組織

校長は学校の責任者として分掌組織を考え、組織体として学校が円滑に運営されるようにする。分掌組織は学校規模等を考慮し、実情に即したものを工夫し、それぞれの職員が分担した校務の処理を通して学校運営に参加していけるようにすることが大切である。

2 学級経営

(1) 学級経営の考え方

中学校の教師は、教科の専門性という点から自分の担当する教科の指導に力点を置く。しかし、その教科指導が円滑に行われ学力の定着を図るためには、学級経営での人間関係の基盤づくりが大きく関与している。また、学級経営では生徒との人間的なかわりを深めることができるなど、やりがいのある仕事である。その仕事としては、次のことが挙げられる。

① 学級を対象とする指導

- 1) 生徒の人間形成に直接関係する「道徳の時間」「学級活動の時間」を担当し、指導する。
- 2) 教師も含めた学級全体が、互いに心を通わせ合い、それぞれの個性を認め合いながら協力し、学級を堅い結びつきをもった、質の高い集団につくりあげていくこと。
- 3) 学級を指導監督して学校行事に参加すること。
- 4) 進学などの進路指導を生徒の個性に応じて適切に行うこと。

② 個々の生徒への指導

③ 学級の事務的管理

次のような学級事務を適正に処理する。

- ・学級の在籍生徒と転入学生徒に関する事務
- ・生徒出席簿
- ・学級日誌
- ・環境調査および家庭訪問の記録
- ・知能検査・標準学力検査等の記入とその利用
- ・通知表
- ・指導要録の記入
- ・教室の整備と管理

(2) 指導上の配慮事項

学級経営における、日常の指導で直面する主要な問題として、次のことが挙げられる。

① 教師の指導態度

- 1) 中学生は教師の人柄を見抜き、厳しい先生、甘い先生には、それぞれに対応した行動をとりがちである。したがって、教師の指導態度が生徒の行動に相当大的な影響をもつといえる。そのような点を十分考慮して、信賞必罰の態度で臨み、生徒が正邪、善悪の判断を正しく下すことができるようにしなければならない。
- 2) 教師としての指導意識があまりにも強すぎると、生徒は教師から心が離れるが、反面、教師としての権威が薄れると見くびられる。できるだけ生徒に自由を与えながら、ここぞと思うところは教師としての権威と自信をもって接するべきである。それには教師自身の世界観、人生観が健全であるように、日常の反省を怠らないことが必要である。
- 3) 教師は生徒に対して率直でなければならない。教師も人間であるかぎり、学習、生活指導などで誤りをおかす場合がある。それをごまかしても、生徒にすぐ見破られ、信頼感を失う結果を招く。率直に訂正したり謝ったりすることが、かえって生徒との信頼関係を損なわないものとなる。
- 4) できるだけ生徒の立場に立って、生徒とともに悩み、ともに考えることが必要である。「先生は、私たちのことをよく考えていてくれる。」という信頼感は、学級経営の基礎となる大切なことである。

② 学級の雰囲気

学級にはいろいろな雰囲気がある。一人一人に活躍の場があり、互いに認め合う雰囲気の学級もあれば、互いの結び付きが弱く競争意識の強い学級、内部に分裂があり生徒たちが相互に敵対視している学級、一人の強力なリーダーに支配されている学級など、いろいろである。学級が「よし、やろう。」という雰囲気であふれているときには、学級での活動が意欲的に展開されたり、生徒が互いに協力的に活動できたりする。教師としては次のような雰囲気をつくるように努力しなければならない。

- 1) 陰口をたたいたりせず、何でも率直に意見を述べたり、話し合ったりできる雰囲気。
- 2) 感動や称賛の場面では、盛り上がるような明るさと活気。
- 3) 一人一人が競争的でなく、互いの特性（男女や性格の違い、障がいの有無、運動や学習の得手不得手など）を認めた上で協力し合おうとする雰囲気。
- 4) 学習場面等で、分からないところをどんどん質問したり、意見を述べたりする積極的な雰囲気。

③ ほめ方としかり方

ほめること・しかることは、教育的には極めて大きな意義をもっている。ここでは、学級経営の上で留意すべき点について述べる。

1) ほめ方について

ア 比較してほめるのはよくない。

ほめるとは、行動をすぐれていると評価して伝えることである。しかし、クラスの人たちより、とか、兄弟姉妹のだれよりというようなほめ方をされると、ほめられた生徒は優越感をもち、ともすると、ほめられるため、ないしは優越感にひたるために努力するというように、目標が誤った方向にすり替えられやすい。また、優越感をもちことが、ときに他人を軽蔑することにつながったり、虚栄心をあおり立てたりして体面を保つことに方向付けやすい。

イ 不当なほめ方をしないこと。

特定の生徒を不当にほめると、学級の生徒が教師に対して批判的になり、学級内に感情的な摩擦を生じやすい。また、それがたび重なると、ひいきされる生徒が集団から仲間はずれにされるようなことにつながる場合もある。

ウ 生得的なものをほめることはよくない。

ほめるということは、その行動について伝えるべきであるが、ともすると身体上の生得的なものや所持品・衣服などの経済的なものなど、本来本人がほめられるべき性質でないものをほめることがある。

これらは単に、ほめられた生徒の虚栄心を増大させ、ほめられなかった生徒の劣等感を強めるだけにしかすぎない。また、知能・運動能力など、もともとをもって生まれたものを根拠にほめることも望ましくない。

エ 全ての生徒にはほめる点はある。

全ての生徒には長所がある。目立たないが努力している者やよく他人のために尽くす者など、ともすると見過ごされがちな生徒のよさを見いだしてほめることが、彼らの行動を望ましい方向へ向ける原動力になることは少なくない。

オ 生徒の努力を考慮すること。

あることをほめてやることにより、生徒が自己の能力の限界をこえた要求水準をもたないように注意しなければならない。その生徒に望ましい要求水準を教師がもたせることが、生徒を無理なくのばすことにつながっていく。好ましい行為でも、他の副作用があると考えたら、ときには黙って見過ごすことも必要である。

2) しかり方について

ア 感情的なしかり方をしないこと。

中学生に対してしかるときは、冷静に、なぜいけないのか、ということをはっきりさせることが大切である。多忙さや、身体の調子等からくる教師の気分で、皮肉まじりにあるいは頭ごなしにしかるのは、効果がないばかりでなく、かえって生徒との信頼関係を損ねることになる。

イ しかる行動を明確にすること。

先生から何をしかられているのか分からないのでは、無駄である。しかられるもとをつくった行動を常にはつきりさせて、何をしかるのか、しかる目的がはっきり分かるようにしなければならない。

ウ しかったことを後まで引きずらないこと。

一時は強くしかっても、その場かぎりにして、以後はすっかりそれを忘れるという態度をとると、生徒はさっぱりする。いつまでも根にもっているようにとられると、重苦しい気分になんて耐えられず、教師からだんだん離れてゆくことになる。

エ しかる対象となる行為は、首尾一貫していること。

同じ行為が、あるときにはひどくしかられ、あるときにはしかられないようでは、生徒の方が戸惑ってしまったり教師に不信感を抱いたりしてしまう。常に一貫した態度でしかることにより、生徒の行動を是正できるのである。

オ 多くの人の前でひどくしからないこと。

時と場合によるが、一対一でしかる方がよい。特に、多くの人の前でしかることは人格を傷つけることになりやすいばかりでなく、反感をかう結果となる。しかられる生徒の身になって考えることが必要である。

カ 生徒の性質を考えてしかること。

横着で、なかなか言うことを聞かない生徒に対しては、強くしかなければ効果がないし、小心な、気の弱い生徒に対しては、できるだけショックを与えないように配慮すべきである。

キ 誠意が通じるようにしかること。

愛情と誠意は学級担任にとっては大切なことであるが、しかる場合には、特に教師の誠意が通じていることが必要である。そういうときは、一時的に反感をもっても、やがては理解されるものである。

ク 犯した過ちだけを正すこと。

生徒が過ちを犯し、指導しなければならない場合は、その誤ちだけを正すようにしなければならない。その生徒の人間性にまで傷をつけるようなとがめ方は厳に慎まなければならない。

④ 問題行動を起こす生徒の指導

問題行動を起こす生徒の類型には、いろいろなものがある。現在は、専門的なカウンセラーを配置している学校もあるが、多くの場合、学級担任が彼らの指導に当たらなければならない。特に思春期にある中学生に対して、カウンセリングは重要な指導方法となる。ここでは、ごく一般的な留意事項を述べることにする。

ア 問題行動を起こす生徒については、あらわれた行為そのものを問題とするようその動機となっている原因をよく調べることが大切である。そのためには、いろいろ資料を集め、原因を分析し、根気よく障害を排除していく気構えが必要である。

イ 「先生は私のことを思ってくれる」という信頼感をもたせ、何事も打ち明けてくれるようになることが関係構築の第一歩である。それには、教師が愛情をもって、絶えずいろいろなことに相談に乗るという態度で生徒に接していくことが必要である。

ウ カウンセリングの際は、あまり教師が多く話すのはよくない。なるべく生徒に話させるようにすべきである。話すことで生徒の気持ちがほぐれ、重苦しい気分がすっきりするような場合が少なくない。

エ 教師がさじを投げてしまえばおしまいである。必ずよくなるという信念で接することが必要である。生徒の問題行動の原因に迫り、その生徒を望ましい方向に導くことができたなら、教師としてこれほど大きな喜びはない。

オ 問題行動を起こす生徒には、その過去に目を向けさせるよりは、むしろ将来に目を向けさせるべきである。教師にとっても、生徒の過去を分析することは指導の一つの手段としては必要であるが、あまりそれにこだわってはならない。教師自身が生徒の将来に目を向ける、前向きな姿勢で指導していくことが大切である。

⑤ 体罰については、次のように禁止されているからよく注意しなければならない。

「生徒に対する体罰禁止に関する心得」

- ア 用便に行かせなかったり、食事時間を過ぎても教室にとどめておいたりすることは肉体的苦痛を伴うことから体罰となり、学校教育法に違反する。
- イ 遅刻した生徒を教室に入れず、授業を受けさせないことは、生徒から教育を受ける権利を奪うことであり、たとえ短時間でも義務教育では許されない。
- ウ 授業時間中、怠けたり、騒いだりしたからといって、生徒を教室外に出すことは許されない。教室内に立たせることは体罰にならない限り、懲戒権内として認めてよい。
- エ 人の物を盗んだり壊したりした場合など、反省を促す意味で、体罰にならない程度に放課後に残して説諭するなど差し支えない。
- オ 盗みの場合など、関係ある生徒を放課後残し、事情を聴取することはやむを得ないが、自白や供述を強制してはならない。もちろん、生徒の人権を侵すような言動や行為は許されない。
- カ 遅刻や怠けたことによって清掃当番などの回数を多くするのは差しかえませんが、不当な差別待遇や酷使はいけない。

(3) 学級経営に必要な資料

生徒の指導にはいろいろな資料を整備して活用しなければならない。そのために、学級事務として取り上げたような諸帳簿を十分に活用するとともに、次のようなことに留意すると、生徒の日頃感じていることをとらえることができたり、教師の気付かないことに気づいたりするなど、より適切な指導の手がかりを得られることが多い。

① 学級の雑記帳

学級のことでいろいろ思いついたり、感じたりしたことをだれもが書けるように、教室内にノートを用意する。

② 班ノート

班ごとに、一冊のノートにいろいろな意見を書いたり、特定の問題について論じたりするときに用いる。班のメンバーを一巡したら教師に提出させ、教師も意見を書いてグループに返す。この場合、班は固定せず、定期的に変えるのがよい。

③ 日記（個人ノート）

日記は本来人に見せるためのものでないから、無理に見せてもらうのはよくない。生徒の方から見せるようになればしめたものである。班ノートのかわりに、個人ごとに学校生活の日記を書かせ、それに目を通すのもよい。

3 教育課程

(1) 教育課程の編成

教育課程とは、教育目標を達成するために、学校が総合的に組織した教育計画である。これは、カリキュラム (Curriculum) とも呼ばれており、日常の教育実践は、これによって推進される。

教育課程の編成は、学校においてなされなければならないものであり、教育課程の編成については、法的にもいくつかの規定がある。

- ・学校教育法施行規則
- ・中学校学習指導要領など

教育課程は、法的な規制をふまえて、学校の教育目標を達成するために、どうあればよいかについて、全職員で研究、討議し合って、学校で編成しなければならない。

そして、具体的には、次のような内容を備える必要がある。

- ① 編成の方針、地域の実態、生徒の実態 (方針に含めてもよい)
- ② 学校の教育目標
- ③ 教科等の独自性と関連性・ねらい・月別の授業時数・教科等の指導時間配当表
- ④ 教科等の指導内容と時間配当

以上を明文化して、学校の教育活動が意図的、計画的に行われるよう努めなければならない。

以下、編成にあたっての考え方について述べる。

- ① 地域・学校・生徒の実態について

地域・学校・生徒の実態として次のような点を考慮する。

- 1) 地域の実態 (地域の自然環境、歴史的背景、社会施設、教育的環境)
- 2) 学校の実態 (校地、校舎、施設、教具、教職員の構成)
- 3) 生徒の実態 (学力、身体の発達程度、意識の発達、性格の傾向、生徒の経験、興味欲求の傾向、生徒の情緒、進路傾向、家庭環境)

- ② 教育目標について

学校教育の目的や目標は、教育基本法、学校教育法 (中学校教育の目的は45条、目標は46条) および、学習指導要領などの法令によって規定されている。学校の教育目標は、これらの法令に基づいたうえで、地域社会や生徒の実態を踏まえたうえで、設定されなければならない。

(参考 A中学校の場合)

教育目標	生き方を求めて学ぶ生徒
重点事項	新たな価値を創造する 対立やジレンマを克服する 責任ある行動をとる

(2) 授業時数

授業時数については、学校教育法施行規則において、総授業時数と、各教科・特別の教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間等のそれぞれの標準授業時数が明記されている。

非常天災など止むを得ない場合は別としても、標準授業時数を確保するよう努めなければならない。そのために、教育課程の編成にあたっては、授業時数と行事などに要する時数との関連を図って、実施可能な授業時数を確実に算出するとともに、その運用に配慮しなければならない。

4 中学校の学習指導方法及び学習指導案作成

＊第二部教育実習の実際

第Ⅲ章 学習指導及び学習指導案作成の基礎・基本 参照

(参考 A中学校の学習指導案の形式例)

第 学年 組 科 学習指導案（細案）

月 日 限 授業者〔 〕

1. 単元（題材）名

2. ねらい

3. 教材観

4. 手だて

5. 評価基準

6. 単元（題材）計画・・・全 時間（本時 / ）

1次	
2次	
3次	

7. 本 時

(1) 本時の題材

(2) 本時のねらい

(3) 本時の展開

時間	段 階	学習活動・予想される生徒の反応	教師の働き掛け

(4) 評価（観察の視点）

第 学年 組 科 学習指導案（細案）

月 日 限 授業者〔 〕

1. 単元（題材）名

2. ねらい

--

3. 展開

時間	段 階	学習活動・予想される生徒の反応	教師の働き掛け

4. 評価（観察の視点）

--

授業の構想の仕方

～「単元・題材」の構想と「本時」の構想～

「指導案授業」の書き方について～授業の構想の仕方～

○「単元・題材」の構想（主に指導案細案に関係する）

- ・ 目的意識の醸成・継続・強化がポイント

こちらが教えたいことが、生徒にとって「学びたい」、「できるようにになりたい」というしかけになっているかどうか。「目的意識」とは、学びを促す原動力である。

→ しかし、短い実習期間では、難しい。

→ 今ある単元・題材の構成が、生徒にとってどのようなよさや価値があるのかを考える。

（考える視点）

- ① 単元・題材の目標は？
- ② そもそも、本単元・題材がもっている学習材としての魅力は何か？
- ③ この単元・題材と既習内容とのつながり、さらには今後の学習とどのようにつながっていくのか。
- ④ 生徒がもっている強み、弱みはなにか。
- ⑤ 生徒の実態とゴールの姿。
- ⑥ 予想される生徒の反応。

上記の①～③は、指導案にも表れることになる。

- ① 単元の目標
- ② 教材、題材観
- ③ 生徒の実態

そして、次のことが見えてくる。

⇒ 指導の構想

→ それを実現するのが「授業の手だて」である。

- ・ 教材構成・・・指導案4の指導計画に表れる。扱う教材の工夫。
- ・ 学習活動の組織…○○について、その仕組みを追求する。
○○について仲間と考えを検討する。
○○について試行する。
- ・ 学習環境の整備・・・ワークシート、教具など。

○ 「本時」の構想（主に指導案略案に関係する）

- ・ 「ねらい」・「学習活動」・「指導・支援」がつながっているか？

「ねらい」は、この時間の終末に現れる生徒の姿である。
「学習活動」は、ねらいに向かうため授業者が意図して組織する活動である。
「指導・支援」は、学習活動を組織するための授業者の働きかけである。

→ 「ねらい」は、〇〇（学習活動）を通して、～できる。

つまり、授業者の働きかけによって、学習活動が組織され、その結果、ねらいに到達するという構造になっている。

→ 獲得される学習内容が明確か？

活動あって、学習なしということにならないように。

本時の学習内容が何であるかを明確にする。

「ねらい」の、後半部分、～できる。に現れてくる。

→ ねらいに到達したかどうかを観察する視点はどこか？（評価方法）

「ねらい」の「～できる」を受けて、それができたかできないかを見取るのではない。
これは、いわゆる「ねらい」の裏返しとなり、観察する視点を何も示していない。

「ねらい」に到達するために、組織した学習活動において、生徒は、どのような姿を現していることが、ねらいに向かうために必要な姿なのか。それを見取ることが観察の視点となる。

→ 「発問」と「指示」（「指導・支援」に関わって）

いずれも生徒の学習活動を組織するための働きかけで、意図をもって行うもの。

「発問」： 生徒の学習活動を組織するための授業者の働きかけのうち生徒の思考を働かせることを意図したもの。

「指示」： 生徒の学習活動を組織するための授業者の働きかけのうち生徒が何をすればよいのかを明確に伝えるもの。

5 各教科の指導

3年1組 英語科学習指導案

1 単元名 Let's Talk 2 どうしましたか

2 単元のねらい

- 目標言語材料“What's wrong?” “I have～.”を用いて、相手の症状を尋ねたり、症状を説明したりできる。
- 生徒の日常場面に基づいたロールプレイを通して、即興的に相手の症状をたずねたり、症状に応じた提案をしたりすることができる。

3 教材観

本単元では、具体が悪そうな人に対して、症状を尋ねたり、症状を伝えたりする言語材料を学習する。会話の場面は、学校で／生徒が教師に具合が悪い症状を伝える場面である。教科書の登場人物である久美がブラウン先生に気分がすぐれないことを訴え、ブラウン先生が症状を聞いたり、医者に診てもらおうように提案したりする状況である。

本単元の目標言語材料として、“What's wrong?”と症状を尋ねる表現を学ぶ。生徒は、何か困っている人に対して、“Are you OK?” / “Are you fine?”など直接的に状態や症状を尋ねる表現を学んでいる。しかしながら、状況によっては、何か困っているようではあるけれど、直接的に症状は聞けない場面もある。そのような状況で、具合が悪そうな人や、落ち込んでいる人に対して声をかける表現として、What's wrong?を導入する。合わせて、症状を説明する表現として、“I have a headache.”などは「have+症状」の表現をおさえる。

言語材料の導入や習熟を図る場面では、生徒の日常生活に基づいたロールプレイを通して、身近な場面で相手の症状を聞いたり、症状を説明したりして、生徒に実際に言語材料を活用できる実感を促したい。

4 手だて

本単元で講じる主な手だては、次の2つである。

ア 会話のモデルを提示する。

目標言語材料がどのような場面で用いられ、どのような意味があるのか理解を促すために、会話のモデルを映像として提示する。

イ 生徒の日常場面に基づいたロールプレイの活動を設定する。

生徒が日常場面で相手の症状を聞いたり、症状を答えたりするような場面を具体的に設定し、言語材料の習熟を図ったり、実際の生活で活用できたりするよさを実感するために行う。

5 評価規準

6 指導計画（本時1／2）

目的意識	学習活動の流れ	支援・指導
相手の症状に応じた提案をしよう	① 生徒の日常場面に基づいたロールプレイの活動を行う。 ・ 目標言語材料 “What's wrong?”の形・意味・用法を理解する。 ・ 身体の症状に関する単語を理解する。 ・ ロールプレイを通して、相手の症状を聞いたり、症状を答えたりする。そして、相手の症状に応じた提案を行う。	○ 生徒の日常場面に基づいた目標言語材料の導入場面を設定し、モデルを提示する。（手だてア） ○ 身体の症状に関する単語をスライドなどを用いて視覚的に提示し、理解を促す。 ○ 生徒の日常場面に基づいたロールプレイの場面を設定する。（手だてイ）
	② リスニングタスクを通して、症状について尋ねたり、説明したりする会話を聞き取る。 ・ 教科書の音読を行い、内容を理解する。 ・ 教科書の新出単語の形・意味・用法を理解する。 ・ 教科書に類似した会話をリスニングし、内容を理解する。	○ 教科書の音読を行わせる。Chorus Reading, Buzz Reading, Read and Look-up, など様々なバリエーションを加える。 ○ 教科書に類似した会話を事前に録音し、問題として提示する。

7 本時の指導

(1) 本時の題材 相手に症状を尋ねたり、症状に応じた対応をしたりしよう

(2) 本時のねらい

- 生徒の日常場面に基いたロールプレイを通して、即興的に相手の症状をたずねたり、症状に応じた提案をしたりすることができる。

(3) 展開

時間	段 階	学習活動・予想される生徒の反応	教師の働き掛け
15	導 入	Gesture Game ○ スライドに映された身体の症状に関する英単語をジェスチャーを用いて相手に説明する。 ○ 症状を英語で繰り返して音読する。 headache, stomachache, fever, nosebleedなど。 Presentation ○ 目標言語材料“What’s wrong?” “I have～.”の導入場面のモデルを視聴し、形・意味・用法を理解する。 ○ 目標言語材料のChorus Readingを行う。 ○ ドリル活動を通して、身体の症状に関する英単語の習熟を図る。	○ ペアでじゃんけんをし、勝った方が説明、負けた方が何を説明しているか当てるように指示する。 ○ 身体の症状に関する英単語をスライドで提示する。 ○ 生徒の日常生活の場面に基いた目標言語材料の導入をモデル映像として提示する。 ○ 目標言語材料のChorus Readingを行う。 指示1 : Please watch the movie and what happened on him?
30	展 開	Practice1－Listening Task ○ 教科書のモデル文を聞き、登場人物の症状がどのようなものであるか理解する。 ○ 教科書の本文に関するQ&Aを解く。 ○ 教科書の音読を行う。 Practice2－Role Play ○ 日常場面に基いたロールプレイを行う。ロールプレイカードの内容に応じて、即興的に相手の症状を尋ねたり、症状に応じた提案をしたりする。 ○ ボイスレコーダーに会話の内容を録音する。	○ 教科書のピクチャーカードを提示し、教科書の会話の状況を具体的にイメージさせる。 ○ 教科書の本文理解のために、いくつかのQ&Aを設定する。 ○ 教科書の音読練習をさせ、内容の理解を促す。Chorus Reading, Buzz Reading, Read and Look-up, など様々なバリエーションを加える。 ○ 生徒の日常場面に基いたロールプレイカードを作成し、提示する。 ○ ボイスレコーダーに会話の内容を録音させる。 指示2 : Let’s try to do role-plays. Please record your conversation with your voice recorders.
5	まとめ	○ プログレスカードに本時の振り返りを記入する。	○ プログレスカードに本時の振り返りを記入させる。

(4) 評価（観察の視点）

- ・ 生徒の日常場面に基いたロールプレイを通して、即興的に相手の症状を尋ねたり、症状に応じた提案をしたりすることができたか。

6 豊かな心を育む教育活動の実施

学校生活において、各教科の学習活動以外に、生徒は、様々な活動や経験をしており、それらの活動や経験も意図的、計画的に組織されている。それは、授業時数として配当されているものもあるが、学習指導要領による「学校の教育活動全体で行う」指導や配慮事項として、主に機能的に作用する活動といえる。ここでは、このような教科外の活動を「豊かな心を育む教育活動」と位置付け、以下その目標や手だてを述べる。各教科の教育活動とともに、このような活動が車の両輪となって、学校の教育目標の実現につながっていくのである。

道 徳

(1) 道德教育

学校における道德教育は、学校の教育活動全体を通じて、道德的な心情、判断力、実践意欲と態度など、道德性を養うことを目標に行われている。したがって特別の教科である道德（以下「道德科」という）を要とし、各教科、特別活動、総合的な学習の時間にとどまらず、あらゆる教育活動を通じて、生徒一人一人の道德性の育成が図られている。それぞれの活動の質に応じて展開される全教育活動における道德教育と、それらを補充、深化、統合する道德科の指導が、相互に十分に関連をもって機能することが大切である。

① 道德教育と各教科

各教科において道德教育を適切に行うには、それぞれの教科の目標や内容について道德教育にかかわる側面を明確に把握し、道德上適切な内容や教材を取り上げて、道德教育の効果を高めていくことが大切である。生徒が主体的に学習に取り組むための工夫、互いに学び合う思いやりのある雰囲気や人間関係をつくるための配慮は、学習効果を高めるとともに、望ましい道德性を育てることにつながる。そのためには、体験的な学習、問題解決的な学び方を身に付ける学習を重視して、自分の生き方とかかわらせ学習を進めていくことが必要である。

教師自らの態度や行動、授業に臨む姿勢や熱意は、生徒の道德性の育成に大きな影響を与える。そのために、一人一人の生徒を理解し、道德教育の目標や内容に示されている精神を自らが授業の中で実践するよう心掛ける必要がある。

② 道德教育と特別活動

特別活動は、具体的生活場面において、なすことを通して人間関係の認識を獲得させる領域である。学級活動、生徒会活動、学校行事といった活動領域の中での、生じた諸問題を自主的に解決していく過程や体験的な活動を通して育成される、協調性、正義感、公共心、思いやりの心、奉仕の精神、責任感、公德心は、道德的实践に大きくかかわるものである。

③ 道德教育と総合的な学習の時間

総合的な学習の時間は、国際化や情報化をはじめ社会の変化に対応し、自ら学び・考え、豊かな心をもって、社会生活を主体的に切り拓いていく力を育成するものであり、生徒の道德性を育てていく上で以下の点で重要な役割を果たすものである。

- 1) 国際理解、環境福祉などの横断的・総合的な課題や興味・関心に基づく課題、学校や地域の特色に応じた課題など、現代社会の課題や自分にとっての切実な課題を想定し、学習することは、自分の生き方を探究することにつながる。
- 2) 生徒が主体的に進める学習の過程で、体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に展開し、様々な事象に向き合うこと、多様な学習形態によって、友達、教師、地域社会の人々と対話をし、共に磨き合うことは、生徒自身が自己を見つめ、互いに認め合い、高め合うことの意義に気づき、自分なりの価値観を育てていくことにつながる。

(2) 道徳科

道徳科は、道徳教育の目標に基づき、あらゆる活動と密接な関係を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及び人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成することを目標としている。よりよい生き方を求め続ける生徒の育成を目指し、教師が生徒と共に考え、悩み、感動を共有していく道徳科の時間を展開したい。

道徳科は、すべての教育活動における道徳教育を補充、深化、統合し、かなめとしての役割を果たしている。そのことを充分自覚し、他の教育活動との関連を把握して、事前や事後の指導を工夫することが必要である。

① 指導の基本方針

1) 温かな人間関係を基盤として

道徳科の指導は、学級での温かな心の交流があって効果を発揮する。生徒と教師の信頼関係や生徒相互の人間関係を育て、一人一人が自分の感じ方や考えを伸び伸びと表現することができる雰囲気をつくる学級経営の中でつくっていく必要がある。道徳科がそのような学級経営の上になされることが理想である。

2) 自分の問題として

道徳科の指導では、個々の道徳的行為や日常生活の問題処理に終わることなく、生徒自らが時と場に応じて望ましい道徳的な行動がとれるような内面的資質を高めることに重点がある。

したがって、生徒が道徳的価値を内面的に自覚できるよう、指導方法の工夫に努めなければならない。また、生徒の発達には年齢によってほぼ共通した特徴を示すこと、年齢相応の発達課題があることなどを十分把握して指導に当たり、同時に、個人差が著しいので、生徒一人一人や学級学年の傾向をよく把握し、適切な指導を工夫する必要がある。生徒一人一人が自分の問題として受け止めるように指導を工夫し、興味や関心を高めるように配慮することが大切である。

② 指導方法の工夫

豊かな体験活動は、生徒の内面に根ざした道徳性の育成に資するものである。なぜなら、豊かな体験活動によって、生徒が様々な道徳的価値のもつ意味や大切さなどについて深く考え、それにより確かな道徳的実践力の定着を図ることができるからである。このように教育活動で行う体験活動と密接に関連させ、心に響く多様な指導の工夫に努めることが大切である。

また、道徳科に校長、教頭を始め、他の教師とのチームティーチングを行ったり、保護者や地域の人々の体験談や願いを直接生徒が聞くことができるように参加を依頼したりするなど、協力体制を工夫するとともに、校外学習の機会を設けるなど、場を広げた発展的な学習を考えていくことなども有効である。さらに、重点的な主題の学習を進める場合、一主題に複数時間を当てることも効果的な場合もある。授業づくりの具体的な手順を追いながら、そのための具体的な手だてについて述べる。

1) ねらいを検討する。

年間指導計画に基づきながら生徒の実態や教師の願いを考慮して検討する。生徒から出発する道徳授業を目指したい。

2) 指導の要点を明確にする。

各教科、特別活動、総合的な学習の時間との関連も考慮して要点を明確にする。

3) 教材を吟味する。

ねらいとのかかわりで道徳的価値がどのように含まれているか、生徒の実態に適合しているか、生徒の学習意欲を引き出すことができるか、授業に深まりと広がりをもたせることが可能かどうかなどの観点から教材を検討する。テレビ番組や新聞記事、生徒の作品や保護者の声など、様々な教材の活用を工夫する。

4) 主な発問を考える。

ねらいに的確に迫るために発問を検討する。生徒の感じ方、考え方を予測し、発問の言葉も十分に吟味する。

5) 学習指導過程を考える。

生徒の感じ方、考え方を一層深めるための展開を検討する。その展開のために導入や終末はどうしたらよいか、心に響く授業にするために体験活動や日常の具体的事柄をどのように活用した

らよいかを考える。

資料提示の工夫，発問構成の工夫，体験活動等を生かす工夫などを通して指導方法の効果的な活用を図る。話し合い，教師の説話，読み物の利用，視聴覚機器の利用，動作化，役割演技等の生徒の活動などを中心に，学習指導過程の各段階において，観察や調査，実物に触れる活動，コミュニケーションを深める活動，感性や情操をはぐくむ活動などを積極的に取り入れる。様々な方法を，ねらい，生徒の実態，教材の特質などに応じて活用すること，学習指導過程とのかかわりで，これらを幾つか組み合わせた指導法をとることも大切である。

6) 事前事後指導について考える。

他教科他領域との関連を始め，事前の実態把握や事後の個別的な指導，家庭や地域社会との連携も含めて考えたい。

③ 評価

道徳科の評価は，その指導によって一人一人の生徒がどのようにその時間のねらいに迫れたかを理解し，次の時間に生かすことができるものでなければならない。したがって，学習指導過程や指導方法の改善に役立つ多面的な評価を心掛ける必要がある。

方法としては，道徳ノートやプリントへの書き込みを通して生徒の心情，理解，判断などに着目したり，授業中の発言などを記録したり，授業の前後の生徒の動きや発言にも目を向け，その変容を見取ったりすることなどが考えられる。

また，教師側からの評価にとどまらず，生徒が，道徳科における学習の過程で自己の変容や成長を自覚したり，互いのよさを見出し，互いの成長を実感したりすることができるよう，生徒自身の自己評価の在り方を工夫していくことも必要である。

特 別 活 動

(1) 特別活動の基本的性格

学校教育のねらいは，かつては知識や技能の教授にあると考えられ，教育内容も「知識や技能の体系」に基づいた教科に限る傾向が強かった。これに対して，今日では全人的な人間形成の過程が教育であるという教育観が発達し，この考えに即して，生徒の様々な生活経験を通しての学習，すなわち「なすことによって学ぶこと」を重視するようになってきた。この結果，学校教育の内容や形態も多様化し，教育課程は単に各教科で編成するだけでは十分でなく，教育的な価値が認められる種々の生活経験を通しての諸活動を積極的に取り入れるように変わってきた。すなわち，全人的な人間形成の観点から，教科として編成されていない生徒の諸活動の教育的な価値を重視し，「特別活動」という領域が設けられたのである。この基本的な性質としては，要約すれば次のようなことが考えられる。

- ① 教師と生徒及び生徒相互の人間的な接触を基盤とし，個人及び集団を対象とした教育活動である。
- ② それぞれの生徒の人格のよりよい発達をめざすための教育活動である。
- ③ 生徒の個性や能力の伸長，協力の精神の育成などを図る自主的，実践的な活動である。
- ④ 健康な心身，勤労尊重の精神，社会連帯の精神，奉仕の精神などを育て，社会の成員としての資質を高める教育活動である。
- ⑤ 学校の創意と教育的な識見を生かし，地域・学校・生徒などの実態に即して弾力的に実施できる教育活動である。

(2) 特別活動の内容

① 特別活動の内容とその特質

特別活動は「学級活動」「生徒会活動」「学校行事」の3つの内容から構成されており，それぞれの特質は以下で示す通りである。なお，この3つの内容はそれぞれが固有の価値をもち，集団の単位，活動の形態や方法，時間の設定などにおいて異なる面が多いが，決して異なる目標を達成しようとしているのではなく，3つの内容相互の密接な関係を図ることによって，特別活動全体が充実し，その目標を達成していくことができる。

1) 学級活動

学級活動は，生徒の学校における基礎的な生活単位ともいえるべき学級集団を基盤として行われる活動であり，学校生活全般にかかわる事柄を扱うので，特別活動の3つの内容の中心的な役割

を果たすものである。そして、その主な特質として次のことが挙げられる。

- ア 学級を単位として行われる自主的、実践的な活動である。
- イ 学級を通して、学級や学校の生活への適応を図る活動である。
- ウ 学級生活を基盤に、集団や社会の一員として望ましい資質や能力・態度を育てる活動である。
- エ 当面する諸課題の解決を通して生徒自らが自己指導能力を養う活動である。
- オ 特別活動における人間としての生き方に関する指導が行われる中心的な場である。
- カ 生徒指導の全機能が補充、深化、統合される場である。

2) 生徒会活動

生徒会活動の特質は「生徒会の組織を通しての生徒の自発的、自主的な活動」といえる。

そして、その教育的な意義については、主として次のようにまとめられる。

- ア 学校生活の一層の充実を図ろうとする自発的、自主的な活動の実践を通して、自主的・実践的な生活態度を身に付けることができる。
- イ 生徒会の機能を生かし、規則の遵守、協力の精神を培い、生徒相互の連帯感を深めるとともに、学校生活を豊かで充実したものにし、好ましい人間関係を深めることができる。
- ウ 生徒会の組織として学校行事に積極的に参加・協力することで、愛校心や学校への所属感を深め、よりよい校風の確立と学校の伝統の継承、発展などを行うことができる。
- エ 生徒会の規約に基づく組織としての自発的、自治的な活動を通して、社会生活に必要な公民としての資質、特に自治の精神を養うことができる。
- オ 生徒会の組織として、地域の諸活動やボランティア活動への参加や協力を通して、人間としての生き方についての自覚を深め、生徒一人一人の自己開発や自己実現をもたらすとともに、豊かな人間性や思いやりの心、公共のために尽くす心などを養うことができる。

3) 学校行事

学校行事の主な特質として次のことを挙げられる。

- ア 多彩な内容をもつ総合的、体験的な活動である。
- イ 学校生活をより豊かな充実したものにする活動である。
- ウ より大きな集団や幅広い人間関係を通して学ぶ活動である。
- エ 学校行事への参加・協力を通しての自主的、実践的な活動である。

なお、学校行事は年間を通して学校生活に折り目や変化を与えるとともに、生徒会活動の成果を発表する機会として、次の活動への意欲付けや継続的な活動をより発展させる意義をもっている。

総合的な学習の時間

(1) 総合的な学習の時間

① 総合的な学習の時間のねらい

- 1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断しよりよく問題解決する資質や能力を育てる。
- 2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

② 教科との違い

①で述べたねらいを達成するため、設けられた横断的・総合的学習の場が“総合的な学習の時間”である。これを生徒主体にとらえ直すなら、「様々な対象や事象に対峙し、手もちの力を駆使しながら問題解決していく学習の場」と表現できる。よって、教科とは異なり、予め身に付けさせたい知識・技能等がある程度明確に存在するのではなく、学ぶ過程そのものに総合的な学習の時間のねらいがあるといえる。

人権教育、同和教育

(1) 人権教育、同和教育が目指す生徒の姿

学校における人権教育、同和教育では、お互いに人権を尊重し合い、協力して学校生活を高め合う生徒の姿、人の痛みに思いを巡らせることのできる生徒の姿を求めていく。差別や偏見についての歴

史的事実を正しく認識し、人権問題について正しく理解することを通して、差別に気付き、差別を許さずなくそうとする意欲をもって実践する生徒の姿を目指す。

（２）人権教育、同和教育と各教科

各教科においては、自ら学ぶ態度の育成、自ら考えていこうとする意欲の醸成を通して、生徒が、「何がよさなのか」をより深く考え、正しく判断できるように支援していくことが大切である。また、お互いの人格を認め合いながら学び合う活動を推進することも心掛ける。

教科の学習を通して、差別の存在、その不当性、それをなくす必要性を理解できるよう支援するとともに、全ての人間は平等であるということを自明の理としてとらえることができるよう支援していくことが肝要である。

（３）人権教育、同和教育と道德の時間

道德の時間においては、民主的な社会の一員として、人間尊重の精神を具体的な生活の中に生かしていけるような道德性を養えるように支援する。自己に内在する差別や偏見に気付くような自己評価場面や、差別的事象を含む教材に触れる場面を設定するよう工夫し、それらを通して、生徒が日常生活や社会に見られる差別の不当性に気付き、勇気を出して差別や偏見を正そうとする意識をもてるように支援していくことが大切である。

（４）人権教育、同和教育と特別活動

特別活動においては、生徒会活動など、生徒の自治的な活動を通して、支持的な雰囲気をつくっていくとともに、生徒の集団の一員としての自覚と連帯感、集団として向上していこうとする態度を育成する。学級においては、係活動などでの生徒個々の活躍の場をとらえ・互いの人格を尊重し、学び合う姿勢をもてるように支援していくなど、他を認め、励まし合うことのできる人間関係づくりが大切である。そのためには、活動における生徒の参加状況や日常における生徒の集団状況・個々の様子などを観察、把握するよう努める必要がある。

（５）家庭・地域との連携

各種たよりや親子で語る会、地域の人を招いての講演会などの機会や場を設け、日常生活の中に潜む差別的意識や行為について一緒に考えることで、人権教育、同和教育の必要性を啓発していく。

生徒指導

（１）生徒指導の基本的な構え

生徒指導は、それ単独で独自の内容や領域をもっているわけではないが、反面、あらゆる内容・領域にも関わることができる。なぜなら生徒指導とは「人格の形成、人としての一人一人の生き方に関わる援助」だからである。その意味で、学校の教育目標を達成するために、あらゆる領域や場で機能する重要な役割を担っている。まず、基本的な構えとして大切なことは以下の２点である。

① 一人一人の生徒が背負っているものへの共感

それぞれの生徒が背負っている（きた）背景を考えることが必要である。家庭や学校、地域でどのような生活があったのか。どのようなことに傷付き、心を悩ませてきたのか…。その見取りは複眼的な方がよい。一人一人の違いを大事にして寄り添うことは、生徒一人一人の声に耳を傾け、その主体性を尊重していくことにつながる。

② 自分自身の人間性を高める努力をし続けること

いくら理論と技術を修得し実践したところで必ずうまくいくわけではない。自分が話してもダメだったが、違う先生が同じことを話してうまくいくこともある。思いはその時浸透しなかったが、数十年後に感謝されることもある。基本は教師自身の人間性（生活実践といってもいい）が問われているといってよい。しかし、すべての生徒との間に教師が共感的な人間関係を築くことは難しい。そういった限界もしっかりと認識した上で、お互いの持ち味を生かす教師間等の連携・協力と、結果を恐れず逃げることなく、その時々最善を尽くして生徒と関わるのが重要である。

キャリア教育

(1) キャリア教育の必要性と意義

キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育活動である。

(2) キャリア教育でつける力

- ① 郷土への愛情
- ② 人間関係形成・社会形成能力…他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ等
- ③ 自己理解・自己管理能力…自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動等
- ④ 課題対応能力…情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善等
- ⑤ キャリアプランニング能力…学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善等

(3) 幼、保、小、中、高校を見通した計画的・系統的なキャリア教育体系

各教育段階において、キャリア教育の視点で、各教科横断、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動や日常生活におけるそれぞれの活動を体系的に位置付けることにより、能力や態度の効果的な育成を図ることが必要である。それぞれの成長発達段階に即したキャリア目標設定と、課題解決のためのルーブリック評価等での振り返りとキャリア・パスポート等のポートフォリオによる自己の成長記録が、自己肯定感、自己有用感の醸成に大きく関与し、時代を切り拓き、夢や希望に向う力を育んでいく。

(4) 進路指導の位置付け

学習指導要領では、進路指導について、総則第4の1(3)に「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。」と述べられている。

したがって、進路指導は「学校の教育活動全体を通じ」で行われることが基本となるが、特に特別活動の中に適切に位置付けられ、3年間を見通した指導がなされる必要がある。

第Ⅶ章 高等学校教育実習要項

1	高等学校学習指導要領の改訂	121
2	教育課程	122
3	総合的な探究の時間	124
4	特別活動	125
5	生徒指導	127
6	進路指導・キャリア教育	129
7	学習指導	130
8	各教科の学習指導	133
9	学習指導案	136

1 高等学校学習指導要領の改訂

(1) 改訂の経緯

中央教育審議会は、平成28年12月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を示した。これを踏まえ、文部科学省においては、平成29年3月に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を、また、同年4月に特別支援学校の学習指導要領等を公示した。

高等学校については、平成30年3月に、改訂された高等学校学習指導要領（以下、「新高等学校学習指導要領」という。）を公示し、令和4（2022）年4月入学生から年次進行により段階的に適用することとしている。また、移行措置として、「総合的な探究の時間」、道德教育に関する配慮事項、地理歴史科における領土の画定に関する規定、公民科における「国家主権、領土（領海、領空を含む。）」に関する規定、家庭科における契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定、特別活動の指導等は、平成31（2019）年4月から先行実施されている。

(2) 改訂の基本方針

改訂の基本方針は、次のとおりである。

① 今回の改訂の基本的な考え方

ア 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。

ウ 道德教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

② 育成を目指す資質・能力の明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることを示した。

④ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

総則において、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める」ことについて新たに示した。

⑤ 教育内容の主な改善事項

このほか、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道德教育の充実、外国語教育の充実、職業教育の充実などについて、総則や各教科・科目等（各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動をいう。以下同じ。）において、その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

2 教育課程

(1) 教育課程の意義

教育課程とは、学校教育の目的や目標を有効に達成するために必要な教育内容や活動を生徒の成長発達に応じて、組織的、計画的に編成した教育の全体計画である。具体的には、学校において編成する教育課程は、教育課程に関する法制に従い、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動等について、課程や学科の特色に応じ、目標、内容を授業時数や単位数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のことである。

(2) 教育課程編成の一般方針

「新高等学校学習指導要領」では、第1章総則の第1款2で、以下のように定めている。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の①から③までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

- ① 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。
- ② 道德教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実に図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探究と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

道德教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

- ③ 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

(3) 教育課程編成の原則

「新高等学校学習指導要領」では、第1章総則の第1款1で、以下のように定めている。

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

また、「新高等学校学習指導要領解説 総則編」（平成30年7月）では、第3章の第1節1で、教育課程編成の原則として、次の5点を示している。

- ① 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から、本解説第2章第2節において説明したとおり法令により種々の定めがなされている。各学校においては、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の法令に従って編成しなければならない。

② 生徒の人間として調和のとれた育成を日指すこと

学習指導要領は、法令上の根拠に基づいて国が定めた教育課程の基準であると同時に、その規定は大綱的なものであることから、学校において編成される教育課程は、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科及び学校や地域の実態を考慮し、創意工夫を加えて編成されるものである。

③ 生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考案すること

第1章総則第1款1においては、「各学校においては、…生徒の心身の発達の段階や特性等…を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」と示している。これは、各学校において教育課程を編成する場合には、生徒の調和のとれた発達を図るという観点から、生徒の発達の段階と特性等を十分把握して、これを教育課程の編成に反映させることが必要であるということを強調したものである。

④ 課程や学科の特色を十分考案すること

第1章総則第1款1においては、「各学校においては、…課程や学科の特色…を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」と示している。

ここでいう「課程」とは、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けるいわゆる学年制の課程及びその区分を設けない単位制による課程のことであり、「学科」とは、普通科、専門学科（農業科、工業科、商業科、理数科、音楽科等）及び総合学科のことである。

⑤ 学校や地域の実態を十分考慮すること

ア 学校の実態

学校規模、教職員の状況、施設設備の状況、生徒の実態などの人的又は物的な体制の実態は学校によって異なっている。

教育課程の編成は、第1章総則第1款5に示すカリキュラム・マネジメントの一環として、このような学校の体制の実態が密接に関連してくるものであり、教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図っていくためには、これらの人的又は物的な体制の実態を十分考慮することが必要である。

イ 地域の実態

教育基本法第13条や学校教育法第43条（第62条の規定により高等学校に準用）の規定が示すとおり、学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。

地域には、都市、農村、山村、漁村など生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれ特色をもっている。こうした地域社会の実態を十分考慮して教育課程を編成することが必要である。

（4）各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動で編成される教育課程

前々回の学習指導要領の改訂を受けて、小学校3年生から高等学校まで総合的な学習の時間が導入されていた。「新高等学校学習指導要領」では、総合的な学習の時間から名称を「総合的な探究の時間」に変更されたが、基本的な枠組みは変わらず、高等学校の教育課程では、「各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動」により編成されている。

なお、単位数等の取扱いに関して、次のような弾力的な取扱いが可能となっている。

① 必修教科・科目の一部単位数減について

必修教科・科目については、標準単位数を下らないものとされているが、特に必要がある場合には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができるようにしたこと。

② 総合的な探究の時間の一部単位数減について

総合的な探究の時間の標準単位数は3～6単位であるが、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができるようにしたこと。

③ 授業の1単位時間の運用について

10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合、当該各教科・科目等を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているところには、その時間を当該各教科・科目等の授業時数に含めることができるようにしたこと。

④ 総合的な探究の時間の実施における特別活動の代替について

総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合には、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができるようにしたこと。

3 総合的な探究の時間

「新高等学校学習指導要領」では、高等学校においては、これまでの総合的な学習の時間から名称を「総合的な探究の時間」に変更し、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせ統合させ、働かせながら、自ら問いを見いだし探究する力を育成するようにした。

なお、「新高等学校学習指導要領」は令和4（2022）年度から年次進行で実施されるが、「総合的な探究の時間」は平成31（2019）年度から先行実施されている。

「総合的な探究の時間」の目標、内容の概要を以下に示す。

第1 目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- （1） 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- （2） 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- （3） 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の目標を定める。

2 内容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の内容を定める。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- （1） 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究の見方・考え方を働かせ、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。
- （2） 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。
- （3） 目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するに当たっては、生徒の多様な課題に対する意識を生かすことができるよう配慮すること。
- （4） 他教科等及び総合的な探究の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。
- （5） 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
- （6） 各学校における総合的な探究の時間の名称については、各学校において適切に定めること。

- (7) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
 - (8) 総合学科においては、総合的な探究の時間の学習活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
 - (2) 課題の設定においては、生徒が自分で課題を発見する過程を重視すること。
 - (3) 第2の3の(6)のウにおける両方の視点(自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点)を踏まえた学習を行う際には、これらの視点を生徒が自覚し、内省的に捉えられるよう配慮すること。
 - (4) 探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が自在に活用されるようにすること。
 - (5) 探究の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。
 - (6) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
 - (7) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究の過程に適切に位置付けること。
 - (8) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
 - (9) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。
 - (10) 職業や自己の進路に関する学習を行う際には、探究に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。

「総合的な探究の時間」については、標準単位数は3～6（但し、特に必要がある場合には、2単位とすることができる）とされており、単位修得の認定も各教科・科目と同様に行うこととされている。

また、「学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導」したり、「単位の修得の認定を学期の区分ごとに行う」ことができるとされている。

4 特別活動

「新高等学校学習指導要領」においても、特別活動は、従前通りホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事から構成されている。

「新高等学校学習指導要領」における特別活動の目標、内容の概要を以下に示す。

第1 目 標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方について

の自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

1 目 標

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内 容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- (1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画
 - ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
 - イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚
 - ウ 学校における多様な集団の生活の向上
- (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
 - ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
 - イ 男女相互の理解と協力
 - ウ 国際理解と国際交流の推進
 - エ 青年期の悩みや課題とその解決
 - オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立
- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
 - ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解
 - イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用
 - ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
 - エ 主体的な進路の選択決定と将来設計

〔生徒会活動〕

1 目 標

異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内 容

1の資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- (1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
- (2) 学校行事への協力
- (3) ボランティア活動などの社会参画

〔学校行事〕

1 目 標

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内 容

1の資質・能力を育成するため、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。

(2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験活動などの勤労観・職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

特別活動については、その性格上、単位修得の認定は行わない。しかし、授業時数については、ホームルーム活動では、原則として「年間35単位以上」行うこととし、さらに、ホームルーム活動は、「高等学校における道德教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育において中核的な役割を果たす」ことから、各教科・科目とは異なり、特定の学期又は期間に集中して行うことはできないことになっている。

一方、生徒会活動及び学校行事では、一定の授業時数は示されていないが、地域や学校の実態、課程や学科の特色を生かした実施が望ましいことから、「学校の実態に応じて、それぞれ適切に授業時数を充てる」こととされている。

5 生徒指導

(1) 生徒指導の意義

生徒指導は、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら社会的資質や行動力を高めるように指導・援助するものである。このような指導や援助は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる問題行動への対応といういわば消極的な面にとどまるものではない。

したがって、このような指導や援助は各教科、特別活動など学校におけるすべての教育活動の中で広く営まれる機能であつて、教育課程の中に独立した領域として位置づけられるものではない。教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を育て、生徒が主体的に判断、行動し、積極的に自己を生かしていくことができるよう生徒指導の充実を図ることが大切である。

(2) 生徒指導の充実

生徒指導の充実について、「新高等学校学習指導要領」第1章総則の5款1の(2)で、次のように示されている。

- (2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

さらに、「新高等学校学習指導要領解説 総則編」第6章第1節2では、次のように示されている。

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。すなわち、生徒指導は、全ての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が

全ての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深く関わっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは生徒一人一人についての生徒理解の深化を図ることである。一人一人の生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等をもっており、また、生徒の育成環境も将来の夢や進路希望等も異なる。それ故、生徒理解においては、生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、ホームルーム担任の教師の日頃の人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加えて、学年の教師、教科担任、部活動等の顧問教師、養護教諭などによるものを含めて、広い視野から生徒理解を行うことが大切である。また、青年期にある高校生一人一人の不安や悩みに目を向け、生徒の内面に対する共感的理解をもって生徒理解を深めることが大切である。

生徒理解の深化とともに、教師と生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤である。教師と生徒の信頼関係は、日頃の人間的な触れ合いと生徒と共に歩む教師の姿勢、授業等における生徒の充実感・成就感を生み出す指導、生徒の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対する毅然とした教師の態度などを通じて形成されていくものである。その信頼関係をもとに、生徒の自己開示も進み、教師の生徒理解も一層深まっていくのである。

また、学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、ホームルームや学校での生徒相互の人間関係の在り方は、生徒の健全な成長と深く関わっている。生徒一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい集団の実現は極めて重要である。すなわち、自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見付けようと努める集団、互いに協力し合い、主体的によりよい人間関係を形成していこうとする集団、言い換えれば、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれるホームルームや学校の教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもある。単位制による課程をはじめとして、教育課程における選択の幅の大きい高等学校にあっては、日常の授業の集団とホームルーム集団とが一致しない場合も多いだけに、このことはとりわけ重要である。

以上のことを基盤として、高等学校における生徒指導では、複雑化し、目まぐるしい変化が続く社会において、人としての調和のとれた発達を図りながら、自らの行動を選択し、決定していくことのできる主体を育成するとともに、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を身に付けさせ、将来の社会生活の中で自己実現を果たすことができる能力や態度の育成を目指さなければならない。そのため、生徒指導において、ガイダンスの機能の充実が求められるのである。（後略）

（３）生徒指導の課題

我が国では今日、「中途退学」「いじめ」や「不登校」等が大きな教育課題となっている。学校においては、生徒の学校生活への適応や自己実現に関する問題への支援、指導をはじめ、学校や社会生活における望ましい人間関係の促進、非行や問題行動への対応、校則や生徒心得の検討と適切な運用等、解決を迫られている課題がなお多く存在している。

そのため、生徒指導の充実強化に向けて、次のような点に留意しつつ、生徒指導の在り方を点検していくことが大切である。

① 生徒や保護者の関係について

教師は、日常の教育活動を通じて、生徒との信頼関係を大切にし、生徒との好ましい人間関係の育成に努める必要がある。

また、生徒指導の方針や具体的な指導方法について、保護者との間で十分な意思疎通を行い、学校と保護者との間で連携・協力を図るとともに、地域や関係機関等との連携協力の体制や方法を確立するために、一層努力する必要がある。

② 生徒指導の方針や具体的指導方法について

校長の責任の下に適切に決定された生徒指導の方針等が、全教師に周知徹底され、共通理解を図っていくことが大切である。

また、具体的指導方法や指導上の留意点について職員会議等の場で十分意見交換を行い、教師間の意思疎通を図る必要がある。その際、生徒の安全に十分配慮し、体罰など行き過ぎた指導がなされないよう、全教師に徹底する必要がある。

③ 校則について

学校では、すべての校則を機械的に同列に扱うのではなく、ア．絶対に守るべきもの、イ．努力目標というべきもの、ウ．生徒の自主性に任せてよいもの、を明確にする必要がある。

校則の運用に際し、校則違反があった場合の指導について、学校としての統一的な対応方針をあらかじめ明確にし、全教師の共通理解を図る必要がある。さらに、校則違反があった場合の指導に当たっては、教師が一方的な指導を行うのではなく、生徒の内面的な自覚を促し、自主的に校則を守っていくことができるよう指導する必要がある。

※ 道德教育の充実

「新高等学校学習指導要領」においては、第1章総則第1款の2の(2)で、道德教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることが示された。そして道德教育は、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とし、それを進めるに当たり、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資すること等が、留意点として明記されている。

また、新たに道德科が設けられた小・中学校とは異なり、高等学校においては、全体計画を作成し、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師（「道德教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道德教育を展開すること。さらにその全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導場面であることに配慮すべきと付記されている。

このように、生徒指導の基盤として、道德教育が一層重要視されてきている。小・中学校の「道德科」を中心とした道德教育との接続をしっかりと意識するとともに、公民科の「公共」「倫理」や特別活動の中だけでなく、各教科・科目においても目標や内容、配慮事項等で人間としての在り方生き方と深く関わっており、教育活動全般を通しての道德教育が必要とされている。

6 進路指導・キャリア教育

(1) 進路指導・キャリア教育の充実

進路指導・キャリア教育に関して、「新高等学校学習指導要領」第1章総則の第5款1の(3)で、次のように示されている。

- (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう・特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

さらに、「新高等学校学習指導要領解説 総則編」第6章第1節3では、次のように示している。

学校教育においては、キャリア教育の理念が没透してきている一方で、これまで学校の教育活動全体で行うとされてきた意図が十分に理解されず、指導場面が曖昧にされてしまい、また、狭義の意味での「進路指導」と混同され、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されていたりするのではないかと、といった指摘もある。こうした指摘等を踏まえて、キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動のホームルーム活動を要としながら、総合的な探究の時間や学校行事、公民科に新設された科目「公共」をはじめとする各教科・科目における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。

また、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点か

らも求められる。(中略)

高等学校段階の生徒は、知的能力や身体的能力の発達が著しく、また、人間としての在り方生き方を模索し、価値観を形成するという特色をもつ。このような発達の段階にある生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会との関わりについて深く考え、将来の在り方生き方、進路を選択決定して、将来の生活において望ましい自己実現ができるよう指導・援助を行う進路指導が必要である。ここでいう進路の選択決定や将来設計は、高等学校卒業後の就職や進学について意思決定することがゴールではない。高等学校卒業後の社会的移行においても、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりしながら、自分自身の在り方生き方や進むべき方向性とその具体的な選択肢について探索・試行し、常に将来設計や目標を修正して、自己実現に向けて努力していくことができるようにすることが大切である。

このような高等学校におけるキャリア教育や進路指導は、高等学校教育の目標である「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させること」や、「個性の確立に努めること」を目指して行われるものであり(学校教育法第51条)、全校の教職員の共通理解と協力的指導体制によって、学校の教育活動全体を通じて計画的、組織的、継続的に行われなければならない。

(2) 教育課程における進路指導・キャリア教育

進路指導・キャリア教育の重要性について、「新高等学校学習指導要領」第1章総則の第1款4で、「学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。」とあり、勤労観、職業観の育成と奉仕の精神の涵養を求めている。

また、第1章総則の第5款1では、「学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃からホームルーム経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること」に配慮するものとし、「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと」に配慮するものとし、ガイダンス機能の充実や進路指導・キャリア教育の充実を指摘している。

このように、進路指導・キャリア教育は教育課程の全領域と関連を持つものであり、ひいては、学校の全教師の教育活動と密接な関連を持つものであることを明確にしている。すなわち、進路指導・キャリア教育は、進路指導担当の教師やホームルーム担任の教師のみの指導・援助ではなく、全教師の任務であり、全教育課程との関連の下に進められなければならないものである。

7 学習指導

(1) 学習指導の意義と充実

① 学習指導の意義

学習とは、教育学的見地からいえば、事物・事象を理解し、その結果を蓄積し、それを土台として行動を洗練し人間として高まっていくことである。したがって、学校における学習指導とは、認識と実践を豊かにし、確実にまた速やかに、さらに容易に知識や技術を習得し、人間として高まっていくことができるよう一人一人の生徒を指導することである。

これからの学校教育においては、社会の変化に対応して、生徒が心豊かに主体的に、創造的に生きていくことができる資質や能力の育成を図ることが求められている。

これからは、生徒一人一人のよさや可能性を生かすことを根底に据え、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを重視する新しい観点に立って、学習指導の質的な改善を図っていく必要がある。

② 学習指導の実践的課題

学習指導においては、単に多くの知識を詰め込むことよりも、むしろ生徒の学習意欲を高め、生徒自ら学び取る力を育てることが求められている。したがって、各学校で指導を進めるに当たって

は、基礎的・基本的事項を明確にして生徒の実態に即した指導内容を重点化するとともに教材を精選すること、そして、生徒が意欲的な学習活動を展開して、基礎的・基本的事項を確実に身に付けられるよう指導方法を工夫、改善することが重要である。また、種々の学習指導の形態や方法は、その目的、教材、生徒の状況などによって有効に活用されるよう追求していく必要がある。

③ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

「新高等学校学習指導要領」第1章総則の第3款1では、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善として、各教科・科目等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとするとしている。

- (1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

- (2) 第2款の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(6)に示すとおり読書活動を充実すること。
- (3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。
- (5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
- (6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術室、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

④ 学習評価の充実

「新高等学校学習指導要領」第1章総則の第3款2では、学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとするとしている。

- (1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の課程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

(2) 生徒の実態に即した学習指導

① 生徒の実態

今日我が国では、高等学校への進学率が98%を超え、高等学校は、後期中等教育機関というよりも、むしろ国民教育機関といってもよいほどになりつつある。したがって、高等学校教育を能力・適性、進路等多様化した生徒の実態に即したものにすることが必要であり、そのためには、多様な選択科

目の履修や教育課程の類型等に創意工夫を加え、きめ細かな個別指導をすることが必要である。

文部科学省がかつて実施した中学校及び高等学校の進路指導に関する実態調査で、現在の学校、学科に進学して「たいへんよかった」「どちらかといえばよかった」と答えたものが半数からそれ以上あるのに対して、授業内容や授業の程度について満足と回答したものが20～30%とあった。

現在の高等学校における授業の進め方等について多くの生徒が不満を持っており、その理由として、十分理解しないまま先に進むことや講義形式で対話もなく楽しさがいないことなどを挙げている。これらの不満を解決するためにも毎日の授業の展開に格別の工夫が必要である。

② 実態に即した学習指導

生徒自らが意欲的に学習活動を展開するために、種々の学習指導の形態や方法を工夫、改善する必要がある。次の具体的な例について、それらの留意点などを示すこととする。

1) 各類型（コースともいう）の指導目標を明確にする

生徒の多様な進路希望に対応するため、学校で類型を設けることがあるが、その場合、類型のねらいと生徒の選択の希望とが合致することが望ましい。したがって、数種類の類型を用意する必要がある。また、同じ類型を選択した生徒であっても、選択の動機が多様な場合もあるので、このような場合には、同じ選択をした生徒集団を、生徒の選択の動機に基づいてさらに分割する必要があると生じてくる。

同様に、一つの教科・科目の指導に当たっても、選択の動機を十分考慮して、生徒に学習の目標を設定させる必要がある。

2) 生徒の実態に合わせて学習内容や教材を選ぶ

指導内容についても、次のような配慮が必要である。

生徒の実態に即して、関連する内容を付加して指導したり、特に必要な場合には、科目の内容の基礎的・基本的事項に重点を置くなどして、内容の一部を選択して指導したりすることも可能となった。ただし、その科目の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担加重になったりすることがないように配慮が必要である。

このように、必修教科・科目、選択教科・科目にかかわらず、生徒の実態に即して、指導内容を弾力的に取り扱うことができるので、教科・科目や類型を生徒に選択させて指導する場合は、それぞれの生徒の実態に合わせて学習の内容や教材を選定する必要がある。

3) 生徒の学習効果を高める指導方法を工夫する

学習指導の方法は、各教科・科目の特性、学習する生徒の実態、指導目標や内容、教材・教具などとのかかわりが深く、実践と実証的な反省に基づいて常に改善に努めなければならない。多様な生徒を前にして指導の成果を上げるためには、まず生徒の実態に即した指導方法の工夫が必要である。

例えば、指導目標を生徒の学力などからみて妥当な水準に設定すること、実験、実習、観察、見学、調査、討論、報告書の作成などの方法を取り入れた指導方法を工夫すること、ホームルーム活動などを通じて、自主的な学習の態度や習慣を身に付けさせるために自学自習の指導を強化すること、学校図書館の利用や家庭学習の在り方について指導することなどが考えられる。また、学校には各種の教育機器が配備されているので、積極的に各種の視聴覚教材や教具の活用を図ることも考えてよい。

このように、学習の過程を重視し、多様な生徒の一人一人に学習内容が身に付くよう努めることが大切である。

4) 習熟度に応じた指導

学習の習熟度に応じて学級を編成して指導する場合、画一的・固定的なものでない弾力的な学級の編成にするなど、特に、数学、英語など学習内容の習熟度に大きな差が出る教科・科目について行ったり、常に生徒の学習内容の習熟度を考慮して学期ごとの移動を認めるなど流動性のあるものにしたりすることが考えられる。

実施に当たっては、あくまで生徒一人一人を生かすという視点を大切にすることが必要である。いたずらに生徒が劣等感を抱くことがないように、生徒の希望を生かした指導内容や方法を工夫することが大切である。

③ 学習形態と方法

教師が教育の目的を達成するために、適切な手段・方法を用いて展開する様々な教育的な営みが考えられる。視点の置き方でその手段・方法はいろいろであり、実際の授業では、単一な形式よりも、これらの複合されたものが多い。

1) 形態の分類

ア 指導者の数から

(ア) 単独授業 (イ) ティーム・ティーチング (T T)

イ 学習集団の型から

(ア) 一斉学習 (イ) グループ学習 (ウ) 個別学習

ウ 学習の目的や教材から

(ア) 系統学習 (イ) 問題解決学習

エ 手段、方法、生徒の立場から

(ア) 受容的方法 ○伝統的なもの—講義法、問答法、読書、観察、鑑賞
○現代的なもの—視聴覚的方法、プログラム学習
(イ) 能動的方法 ○問題解決法 ○発見的方法 ○討議法
○プロジェクト法 ○範例方法

2) 学習指導の方法

授業の目標、教師の教授能力、生徒の学習能力、教材の質と量、施設・設備等の諸条件によって形態・方法の選択が決定される。

ア ティーム・ティーチング (T T)

二人以上の教師でティームを編成し、それぞれの教師の長所を生かして授業を進めようとする授業形態の一つである。

この形態を有効に進めるには、生徒理解をよりの確に進めるとともに、教師相互の人間関係を大切にし、綿密な連絡連携のもとに授業を進めることが大切である。

イ 講義法

教師が、理解、共感させたいと思う内容を生徒に口述することにより伝達する、最も伝統的な教授の方法である。

ウ プログラム学習

学習内容を学習者のペースに適するように、また内容の重点を確実に押さえてスモールステップに分節し、ティーチングマシンやプログラムテキストを用いて、一定の目標に無理なく確実に到達させる学習法である。

プログラムには二つの型がある。一つは、完成法によって各ステップを直線的に進むもの、もう一つは、クラウド方式とよばれるもので、選択法により学習者の反応が正しければ次のステップに進むが、誤りがあれば逆戻りして治療回路に進ませるというものである。

エ 討議法

特定のテーマについて、集団構成員の意見、知識、経験を交換し合うことによって集団思考を高めて結論に到達したり、協働して問題解決に当たるなど、一定の教育目標を達成しようとするものである。

オ プロジェクト法

問題解決学習の典型的な方法の一つであり、生徒が計画し、現実の生活で達成される目的を持った活動である。生徒に目的設定、計画、遂行、評価の活動を行わせ、生産や生活の向上を目指す教育方法である。

目的を設定または選択→その活動を遂行する方法を計画→その計画を実施→活動中の進歩と最後の結果を評価、としている。

8 各教科の学習指導

(1) 指導計画の作成

① 教育課程と指導計画

学校における教育活動は、教育の目的や目標の達成を目指し、教育内容等にかかわる適切な指導計画が立てられ、それに基づいて行われる。教育活動を円滑に進めるためには、教育計画を適切に定めることが必要となってくる。そのための教育計画を、教育活動全般にわたって相互の関連に配慮し、総合的に組織したものが教育課程である。

各学校で編成した教育課程を実施する場合、それを具体化した計画が必要になってくる。実際の指導内容、指導方法、使用教材などの具体的な実施に重点を置いた計画が、指導計画といわれるものである。すなわち、指導計画は、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた具体的

な計画である。

指導計画には、年間を通した年間指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、各時限ごと、あるいは単元や主題ごとの指導計画にいたるまで各種のものがある。これらは、それぞれ異なるねらいをもっており、必要に応じて適宜用いていく。

このように、教育活動は、学校教育の全体計画である教育課程から、具体的な指導計画まで段階的に位置づけられ、相互に関連をもちながら、目標達成を目指して実践されていく。

② 各段階における指導計画

1) 年間指導計画

ここでの指導計画は、教育課程に示されている内容に基づいて、年度内に指導すべき全内容について指導順序を含め計画したものである（シラバスとも呼ばれる）。すなわち、指導目標と指導内容、年間の授業時数から各単元や主題の時間を配当し、指導順序、指導時期を年間の中で位置づけて計画したものである。

年間指導計画は、一年間の長期展望に立った構想であるとともに、個々の目標を具体化する際の最も重要な計画の要である。個々の目標の達成を、段階的な計画の中に位置づける基盤となっているものである。

さらに、実際の指導を通しての経験や反省、評価を基に修正し、指導計画と実践が相互に関連しながらよりよい指導を追求し成果をあげていく上でも必要なものである。

2) 単元や主題の指導計画

その単元や主題の目標をよく理解し、指導内容、指導順序、指導時間等を具体的に検討して、学習活動が効果的、能率的に行われるよう、単元間の連携と発展についても十分把握して計画する必要がある。

3) 週ごとの指導計画

週ごとの指導計画は、年間指導計画、月ごとの指導計画や週にまたがる単元や主題の指導計画に基づいた週の指導計画である。

週ごとの指導計画は、その週における各時限の指導目標と指導内容、準備すべき教材、指導の重点等を明らかにし、前後の週との関連を踏まえて計画し、実際の指導を通して修正し改善していくものである。

この週ごとの指導計画を基に、各時限ごとの指導計画がより具体的になり、それに基づいて実際の指導が行われることになる。

4) 各時限ごとの指導計画

実際に指導が行われる各時間の指導計画のことであり、指導実践の核となるものである。年間、学期、月、週ごとの指導計画を基に、既習内容、当該時限の学習内容、指導順序、使用教材等を明らかにし、生徒の学力、学習状況、学習態度等を十分把握してその時間の指導計画を作成したものである。各時間ごとの指導計画は、学習指導案とも呼ばれる。

学習指導案は、当該時限の授業における導入、展開及びまとめの内容、さらに時間配分、指導上の留意点等、具体的に授業を進めていく計画であり、学習効果を高める上で大きな役割をもつものである。

このように、各段階における指導計画は、相互に関連をもち、目標の達成に向けて期待する成果をさらに高めることを意図して立案されるものである。そのためには、貴重な実践を常に振り返り、可能な限り修正・改善していくことが大切である。

③ 指導計画の役割

学校教育は、教育目標の実現を目指して行われる計画的な営みである。したがって、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの目標が達成されるよう、学校教育全体計画である教育課程を編成し、さらに、段階的に具体化された指導計画が立てられ、その計画に基づいて実際の指導が行われるのである。各時間の指導計画や単元の指導計画を実際の指導を通して確かめ、評価し、その積み重ねが基となって、学校の全体計画が改善されていく。これらのすべての教育活動の成果が統合されて、はじめて学校教育の目標が達成されるのである。

指導計画は、学校全体が目標達成に向けて一体となって教育活動を実践していく基本であるとともに、全教師が目標を確認し、意識して実践に移していく上できわめて重要なものである。

指導計画は、指導内容を継続的に計画化し、指導方法を工夫することによって、各教科・科目等の目標を達成するための指導場面を重点化することができる。また、生徒に学習内容や順序等を知らせることにより、生徒が興味や関心をもって主体的に学習に取り組むことができ、学習効果を高

めることができる。

さらに、指報計画は、指導内容について各教科・科目等の間の不要な重複を少なくし、指導順序、指導時期等において相互の関連を図りながら、指導の効果をより一層高めるのに役立つものである。

④ 指導計画作成上の留意点

指導計画を作成するに当たっては、次の点に留意することが大切である。

- 1) 各教科・科目等の目標達成に向けて、長期的な展望に立った指導構想をもつ。
- 2) 指導内容の重点化を図る。
- 3) 知識の修得や技能の習熟が十分行えるような指導順序、指導方法、時間配分を考える。
- 4) 学習することのよさや楽しさが分かるような教材の開発や指導方法の工夫・改善を行う。
- 5) 指導効果を高めるために、コンピュータ等の教育機器の活用を図る。

ところで、これらの留意点について考える際に、生徒の実態把握、学習内容の習熟の程度に対する配慮が重要となる。

一人一人の生徒は、習熟の程度、理解の速さや深さ、学習成果の保持、興味・関心、知的な探究心、創造的な追究心、学習適性などにおいて違いがあり、様々な個性をもっている。これらの個性の違いを踏まえる中で、個性を生かし、生徒の特性に応じた多様な学習活動を展開できるよう工夫することが大切である。

(2) 評価と指導の改善

① 指導改善につながる評価

学習評価は、教育目標に対して、指導順序や指導方法等が適切であったかどうか判断するものであり、その後の指導や学習に生かされなければならない。

教師が行う学習評価は、次のような意味をもつ。

- 1) 生徒の自己評価を促し、学習する意欲を高める。
- 2) 指導内容を、生徒に正しく定着させる。
- 3) 教師が生徒の学習状態を知り、指導計画の作成や改善に役立てる。
- 4) 評価結果を記録して、次の学習の指導に役立てる。

評価というと「点数をつける」とか「順位をつける」など、単元や学期の終了時に行う学習の成果の評価を中心に考えがちであるが、学習の成果と併せて指導の過程で行う評価を重視し、指導の改善や生徒の学習意欲の向上に努めることも大切である。

② 学習意欲を高める指導の改善

学習意欲は、次のような場合に喚起されることが多いといわれている。

- 1) 授業が分かるとき
- 2) 学習内容が自分の興味・関心に合うとき
- 3) 自分の抱えている疑問や課題を解決したいと思うとき
- 4) 物事を論理的に正しく認識できるとき
- 5) 実生活と結びつけて理解でき、学習の有用性を知るとき
- 6) 学習の中で新たな発見をしたり、問題を自分で解決したりしたとき
- 7) 自分の努力や理解の正しさを認められたとき
- 8) 教師や友人などから適切な助言や励ましを受けたとき

したがって、教師は指導の改善に当たって、次のようなことに留意する必要がある。

- 1) 生徒の興味・関心や学力の実態をよく把握し、生徒の学習実態に合った指導内容や指導方法を工夫する。
- 2) 生徒の抱えている疑問や誤り箇所を把握する。
- 3) 日常における具体例をできるだけ多く取り入れ、有用性を認識させる。
- 4) 授業の中で生徒に疑問を投げかけたり、生徒が発見する喜びを味わったりできるような場を設ける。
- 5) 生徒の学習段階に合った適切な課題を与え、思考を全開させる。
- 6) 生徒の人格を尊重しながら努力を認め、きめ細かい指導を行う。

③ 具体的な評価規準の設定

学習指導要領が目指す学力観に立つ教育と指導要録における評価とは一体のものであるとの考え方に立って、各教科の目標の実現の状況を「知識・技能」「思考・判断・表現」及び「主体的に学

習に取り組む態度」の3つの観点ごとに適切に評価するため、生徒の学習状況を判断する目安を具体的に示したものを設定する必要がある。

④ 評価方法の工夫

各学校で各教科・科目の学習活動の特質、評価の観点や評価規準、評価の場面や生徒の発達の段階に応じて、観察、生徒との対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面接などの様々な評価方法の中から、その場面における生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択していくことが必要である。加えて、生徒による自己評価や生徒同士の相互評価を工夫することも考えられる。

⑤ 評価時期等の検討

授業改善のための評価は日常的に行われることが重要である。一方で、授業後の生徒の状況を記録するための評価を行う際には、単元等のある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価することが求められる。

各学校で年間指導計画を検討する際、それぞれの単元（題材）において、観点別学習状況の評価に係る最適の時期や方法を「知識・技能」「思考・判断・表現」及び「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点ごとに整理することが重要である。さらに、評価が学期末などに偏ることのないよう、評価の時期を工夫したり、学習の過程における評価を一層重視したりするなど、評価の場面についても工夫することが考えられる。

⑥ 各学校における留意点

1) 指導と評価の一体化

学習評価の工夫改善を進めるに当たっては、学習評価をその後の学習指導の改善に生かすとともに、学校における教育活動全体の改善に結び付けることが重要である。

2) 学習評価の妥当性、信頼性等

各学校では、組織的・計画的な取組を推進し、学習評価の妥当性、信頼性を高めるよう努めることが重要である。「妥当性」の確保のためには、評価結果と評価しようとした目標の間に適切な関連があること（学習評価が学習指導の目標に対応するものとして行われていること）、評価方法が評価の対象である資質や能力を適切に把握するものとしてふさわしいものであること等が求められる。

また、評価規準と対応するように評価方法を準備することによって、評価方法の妥当性、信頼性が高まるものと考えられる。

3) 学校全体としての組織的・計画的な取組

学校全体として評価についての力量、妥当性、信頼性を高めるためには、学校としての評価の方針、方法、体制、評価結果などについて、日頃から教師間の共通理解を図り、授業研究等を通じて教師一人一人の力量の向上を図る必要がある。

また、どのような評価規準、評価方法により評価を行ったのかという情報を保護者や生徒に分かりやすく説明することが重要となる。

9 学習指導案

学習指導案の様式や教科別学習指導案については、次ページ以降の他、国立教育政策研究所教育課程研究センター（指導資料・事例集）、新潟県立教育センターのホームページ等に掲載されているので、参考にしてほしい。

〇〇科 学習指導案

〇〇立〇〇高等学校

指導教諭 〇〇 〇〇先生

授業者 〇〇 〇〇

- 1 日 時 令和 年 月 日 (〇 曜) 限 (: ~ : , 分)
- 2 指導学級 〇〇科 年 組 人 (男子 人, 女子 人)
- 3 教科・科目 〇〇・〇〇
- 4 使用教材 教科書 〇〇〇〇 (出版社 〇〇〇〇)
副教材 〇〇〇〇 (出版社 〇〇〇〇)
- 5 単 元 名 第 章 〇〇〇〇
- 6 単元の目標 〇〇・・・・
- 7 生徒の実態 〇〇・・・・
- 8 単元の評価規準 (評価の観点別の「おおむね満足できる」状況)
(国立教育政策研究所教育課程研究センター『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料)を参照のこと)

※ 知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度

9 単元の構成 (全 時間)

時 間	目 標	学習活動
1		
2		
...		

10 本時の目標

〇〇・・・・

11 本時の展開

※ 知: 知識・技能 思: 思考・判断・表現 主: 主体的に学習に取り組む態度

時 間	教師の働きかけ	生徒の活動	指導上の留意点・評価
導 入			
(分)			
展 開			
(分)			
ま と め			
(分)			

12 本時の評価

評価規準	「努力を要する」状況と判断される例	指導の手立て

国語科学習指導案

- 1 日 時 令和 年 月 日() 限
 2 指導学級 普通科 1年 組 人
 3 教科・科目 国語・言語文化
 4 使用教材 教科書 大修館書店『新編 言語文化』
 5 単 元 現代文編「羅生門」
 6 単元の目標

- (1) 本文中の語句の意味、用法を的確に理解し、語彙を豊かにすることができる。〔知識・技能〕
 (2) 文章を読んで、内容や書き手の意図を解釈したり、文章の構成や展開などについて自分の考えを深めることができる。〔思考・判断・表現〕
 (3) 言葉が持つ価値への認識を深めるとともに、生涯にわたって読書に親しみ自己を向上させ、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、言葉を通して他者や社会に関わろうとする。
 〔主体的に取り組む態度〕

7 生徒の実態

静かな生徒が多く、授業に集中して学習に取り組む雰囲気がある。一方、学習に対してやや受け身な面もあるため、自分の考えをクラス全体に発表できる生徒は少なく、授業者が導く解答を受動的に待っているだけの様子も見られる。他者と意見を交わす過程で、自分の考えを客観化しながら深めていく態度を養わせたい。また、文章中に表れた登場人物の心情の変化を正確に捉えることで、小説の面白さを味わい、主体的に思考できる態度の育成を目指している。

8 単元の構想

小説「羅生門」は、長年にわたり高等学校の定番教材として扱われている作品である。極限状態に置かれた登場人物が、目の状況に応じて感情を変化させ、独自の論理を展開するところに本教材の面白さがある。できるだけ生徒自身の興味関心や疑問点を引き出しながら、読解力や表現力の向上を図りたい作品である。

本時では物語全体を学習したあとで、グループ内で意見交換を交わしながら教材の主題を読み取り、自らの思考を深める態度を身につけることをねらいとしている。

9 単元の評価規準

知識・技能(知)	思考・判断・表現(思)	主体的に取り組む態度(態)
本文中の語句の意味や用法を理解し、語彙を豊かにしている。	「読むこと」において、内容や書き手の意図を解釈し、文章の構成や展開、表現のしかたや特色について理解している。	登場人物の人物像や心情を読み取ることに興味を持ち、作品の主題を理解しようとしている。

10 指導と評価の計画（全8時間、本時は太枠）

時	主たる学習活動	知	思	態	評価方法
1	○作者と作品について学習し、短編小説の特色を理解する。 ○全体を通読し、四段落に分ける。 ○朗読CDをしっかりと聞く。	○			行動観察 記述の点検
2	○書き出しの効果を考える。 ○場所や時間、語り手、登場人物などについて書き出す。 ○平安時代の京都の事情について理解し、下人が解雇された関係を把握する。	○	○		質疑応答 ペア活動
3	○下人が各場面でどのような行動を取っているか理解する。 ○行動と共に推移する心情を考える。 ○比喩についての表現効果を考える。		○	○	ペア活動 ノートへの取り組み
4	○羅生門の上にいた老婆の様子や描写について理解する。 ○「六分の恐怖と四分の好奇心」について、どういうものであるか考える。		○	○	ペア活動 プリントの点検
5	○下人の行動と心理の変化について、具体的な描写で確認しながらまとめていく。 ○老婆に関する比喩の表現効果を理解する。		○	○	質疑応答 ペア活動

6	○老婆の論理について順を追って理解する。 ○老婆の話聞いた下人の心理の変化をまとめる。 ○老婆との対応によって下人の心理が変化することに気づく。		○	○	質疑応答 ペア活動
7	○下人が老婆の着物を剥ぎ取るに至った論理をまとめ、またその意味について考える。 ○最後の一文についての表現効果を考える。 ○『今昔物語集』との共通点や相違点を考える。	○	○		質疑応答 ペア活動 グループ活動
8 本時	○羅生門の本文全体を振り返る。 ○主題について、ジグソー法を使ってグループで話し合い、自分の考えをまとめる。		○	○	質疑応答 ペア活動 グループ活動

11 本時の展開

時間	学習活動	指導上の留意点	評価の観点と方法
導入 (8分)	・NHK for schoolの動画「羅生門」を視聴し、本文全体の内容を再度確認する。	・本時の活動に興味を持てるよう促す。	・動画を視聴し、積極的に授業に臨んでいるか行動観察をする。
展開1 (15分)	・小説「羅生門」は、どういう物語か最初に個人で考える。	・生徒の取り組みを観察する。進捗を確認しながら適宜声かけをする。	
展開2 (15分)	・ロイロノートを活用しながら、「下人」「老婆」「羅生門」のそれぞれ3つの存在をジグソー班3人で分担して考えることを理解し、エキスパート活動に入る。 ・エキスパート活動を行ったのち、元のジグソー班に戻り、活動で話し合った内容をワイチャートで共有しながらワークシートを完成させる。	・協力的に出来ていないグループに適宜声かけをして行動を促す。 ・ジグソーグループで新たに得た考えを中心に対話活動を行う。	・仲間と積極的にコミュニケーションが取れているか行動観察をする。 ・協力的に自分の役割を果たしているか、行動観察をする。また、内容を的確に読み取り解答できているか、タブレットへの書き込みを見て声かけをする。
まとめ (17分)	・いくつかのグループの生徒が、ジグソー活動でどのような意見が出たのかを発表し、全体で共有する。 ・最後に個人で考えた内容をワークシートに書き入れる。	・発表するグループの解答を集中して聞き、自分のグループとの共通点や相違点を探す。よい表現があれば書き留めておくように指示を出す。 ・個人シートに記入させ本時のまとめをする。	・内容や構成、表現、論理の展開などについて評価するとともに自分の考えを深めているかワークシートの記述内容を評価する。

12 本時の評価

評価規準	A十分満足できる B概ね満足できる C努力を要する		
グループワークでの活動とおして、自分の言葉を使って思考を深めさせる。	A	「羅生門」の主題について根拠をあげて考えを述べることができる。	
	B	「羅生門」の主題について、考えを述べることができる。	
	C	「羅生門」の主題について、考えを述べることができない。	
	Cと判断される生徒に対する指導の手立て		
	個別に声かけをして、解答できるような環境を作る。		

◆白抜きの箇所における、登場人物の心の中のセリフを想像してみよう。

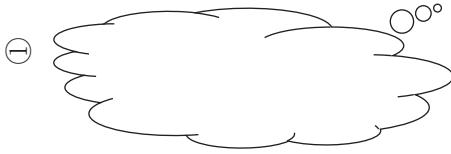
また、そこでは、登場人物たちはどのような気持ちでいるかを考えてみよう。

1 帥殿、南院にて、人々集めて弓あそびしに、

2 この殿わたらせ給ければ、

↓ ①は①と入ト。助詞「と」もあるから、誰の心中語かわかるはず。そこで何をどのように思ったのか？

3 思ひかけすあやしと 中関白殿 思し驚きて、いみじう響應し申させ給うて、



(①)

気持ち

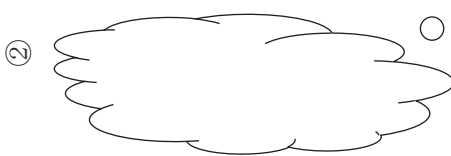
4 { } は { } を { } に
下腐におはしませど、前に立て奉りて、まづ射させ奉らせ給ひけるに、

5 帥殿、矢数いま二つ劣り給ひぬ。

なぜ、このように言うのか？道長と伊周の関係は？

↓そして、「御前に候ふ人々も」の助詞「も」これも手がかりになる。

6 中関白殿、また御前に候ふ人々も、「いま二度延ぐさせ給く。」と申して、延ぐさせ給ひけるぞ、



(②)

気持ち

↓ ③は③と入ト。なぜ、このように思ったのか？

7 やすからず思しなりて、「せらば延ぐさせ給く。」と仰せられて、

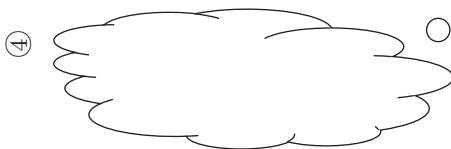
③

(③)

気持ち

8 また射させ給ふとて、仰せらるるやう、

9 「道長が家より帝、后立ち給ふべきものならば、この失当たれ。」と仰せらるるに、

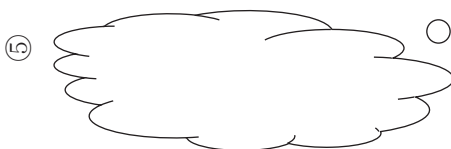


(④)

気持ち

↓ ⑤と入ト。「ものかは」終助詞／強い感動・詠嘆を表す。

10 同じものを中心には当たるものかは。



(⑤)

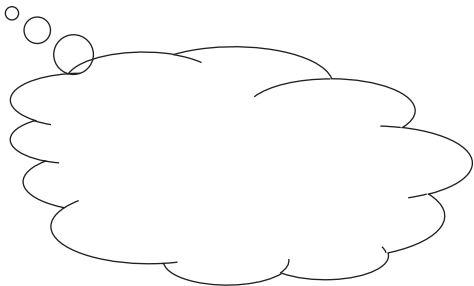
気持ち

チーム名 ()
班員

- ・ 道長 ① | |
- ・ 伊周 ② | |
- ・ 道隆 | |
- ・ 語り手 |

1 登場人物のセリフ及び心情をグループでまとめてみよう。

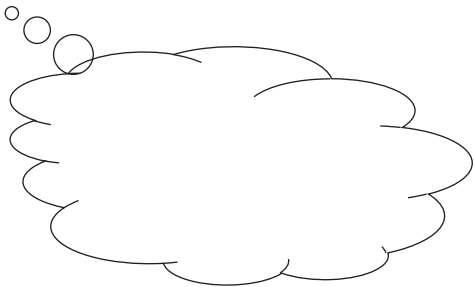
① ()



(①)

気持ち。

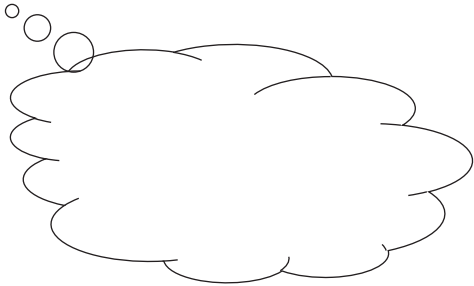
② ()



(②)

気持ち。

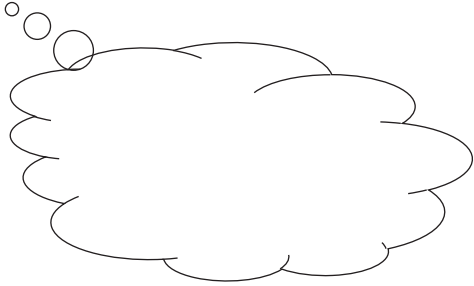
③ ()



(③)

気持ち。

④ ()



(④)

気持ち。

地理歴史科 学習指導案

〇〇〇〇 高等学校
指導教諭 〇〇〇〇
授業者 〇〇〇〇

1. 日 時 令和4年5月25日（水）3限 10:50～11:40（50分）

2. 指導学級 トップ英進部2年1組（男子7人 女子25人 計32人）

3. 教科・科目 地理歴史・日本史B

4. 使用教材 教科書 詳説日本史B（山川出版社）
副教材 詳説日本史図録（山川出版社）
日本史頻出史料165（山川出版社）
新日本史要点ノート[応用編]（啓隆社）

5. 単元（題材）名

第2章 律令国家の形成 2 律令国家への道 民衆の負担

6. 単元の見どころ

- 飛鳥から奈良時代にかけての政治の動向及び社会・文化の特色についての基本的な事柄を東アジア世界との交流と関連付けて概観し、その知識を身に付けた上で諸資料を活用して歴史的事象の探究方法を身に付けることができる。（知識・技能）
- 飛鳥から奈良時代にかけての政治の動向及び社会・文化の特色から課題を見出し、東アジア世界との交流と関連付けて多面的・多角的に考察した過程や結果を適切に表現することができる。
（思考・判断・表現）
- 飛鳥から奈良時代にかけての政治の動向及び社会・文化の特色を意欲的に捉え、東アジア世界との交流と関連付けて課題を見出し、その解決に向けて主体的に追求しようとする。
（主体的に学習に取り組む態度）

7. 生徒の実態

男子7名、女子25名と男女比率の差はあるものの普段の生活は男女ともに仲が良く活気に満ちているが、授業となると自ら発言をする生徒はほとんどみられない。しかし歴史的事象に関する興味・関心は比較的高く、生徒の好奇心を刺激する発問に対しては積極的な姿勢をみせる。知識・理解度を深めるために、班別学習に重点を置き、相互の意見交換等を通じて主体的・対話的な学習により、学びを深める授業実践を行う。

8. 単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
飛鳥から奈良時代にかけての政治の動向及び社会・文化の特色についての基本的な事柄を東アジア世界との交流と関連付けて概観し、その知識を身に付けた上で諸資料を活用して歴史的事象の探究方法を身に付けている。	飛鳥から奈良時代にかけての政治の動向及び社会・文化の特色から課題を見出し、東アジア世界との交流と関連付けて多面的・多角的に考察した過程や結果を適切に表現している。	飛鳥から奈良時代にかけての政治の動向及び社会・文化の特色を意欲的に捉え、東アジア世界との交流と関連付けて課題を見出し、その解決に向けて主体的に追求しようとしている。

9. 単元の構成：全4時間（本時4／4）

時 間	目 標	学 習 活 動
1	中学までの知識に上乗せして、大化の改新とは何かを改めて理解することができる。また、「改新の詔」を読んでどのような内容か適切に読み取ることができる。さらになぜ中大兄皇子は蘇我氏を滅ぼし、何の目的で改新政治を行ったのかを自分の言葉で表現できる。	7世紀の目まぐるしく変化する東アジア情勢を捉え、国内政治と関連付けることで中央集権国家の確立の必要がせまられ、改新政治が展開された理由を多面的・多角的に考察する。また、「改新の詔」の史料を活用して歴史的事象を追究する。
2	天智天皇・天武天皇・持統天皇の3天皇がそれぞれ展開した事業を整理して、理解することができる。	天智・天武・持統朝でなされた政策や都の変遷を各天皇ごとに整理する。
3	大宝律令の完成によって確立した官制の特色を理解できる。	大宝律令の完成によって法治国家となり、天皇を中心とした中央集権的官僚制の国家体制が機能していたことを概観し、その特色を理解する。
4 (本時)	律令国家のもとでの身分制やそれに応じた民衆の負担を理解した上で、戸籍の史料を的確に読み取り必要な情報を取捨選択することができる。さらに班別学習では協力して主体的かつ的確に設問に答えることができる。	律令国家のもとでの身分制やそれに応じた民衆の負担を理解し、習得した知識を応用し、グループで協力し合いながら史料の内容を的確に読み取り、設問の解決に向けて主体的に取り組む。

10. 本時の目標

- ① 律令国家のもとでの身分制やそれに応じた民衆の負担を理解できる。(知識・技能)
- ② 戸籍の史料を的確に読み取り、必要な情報を取捨選択することができる。(思考・判断・表現)
- ③ 班別学習では協力して主体的に史料を読解し、意見交換をして設問に的確に答えることができる。(主体的に学習に取り組む態度)

11. 本時の展開

時間	段階	学習活動・予想される生徒の反応	教師の働き掛け
2分	導入	・ 本時の授業の進め方を確認する。	・ 前半は板書中心の基礎的知識の習得、後半は習得した知識を応用させ、「下総国葛飾郡大嶋郷嶋俣里 戸籍」を読んでワークシートの設問に答えさせる。
23分	展開①	・ 板書をする。 ・ 身分制は図録51ページを参照して良民と賤民（五色の賤）に分けられていたことを確認する。 ・ 戸籍・計帳が作成されていたことを知る。	・ 身分に応じて班給される口分田が異なることから律令下における身分制から学習する。 ・ 戸籍は6年ごと、計帳は毎年作成されていたことを強調する。

		・口分田が班給される条件を学ぶ。 ・具体的な税制は要点ノートを用いて学習する。	・あくまで戸籍が作られた当時の6歳以上の男女に口分田が与えられていたことを注意するよう促す。 ・要点ノートだけでは不十分であると感じる点はメモを取らせながら解説する。
20分	展開②	・班ごとに着席してワークシートに取り組む。 ・「下総国葛飾郡大嶋郷嶋俣里 戸籍」721（養老5）年を読み解く。 ・ワークシートの設問に答える	・予め生徒には班ごとの着席の仕方を伝えておく。 ・史料は図録50ページからの引用であるが、高校2年生でも読めるよう一部の旧字は新字に改めた。 ・班別学習中は机間巡視をして生徒に助言を与える。
5分	まとめ	・ワークシートの設問の答え合わせを行う。 ・ワークシートを回収する。	・設問1・2は答えの根拠となる部分を簡潔に解説して答え合わせを行う。設問3は生徒の発言を促す。

12. 本時の評価

評価規準	「努力を要すると判断される」状況の例	指導の手だて
〈知識・技能，思考・判断・表現〉 律令国家のもとの身分制やそれに応じた民衆の負担を理解した上で，戸籍の史料を的確に読み取り必要な情報を取捨選択している。 〈主体的に学習に取り組む態度〉 班別学習では協力して主体的に史料を読解し，意見交換をして設問に的確に答えている。	・習得した知識を応用することができず，史料を十分に解説することができない。 ・班別学習に積極的に参加せず，設問に答えることができない。	・机間巡視を行いながら習得した知識を改めて整理できるよう助言する。 ・何が分からないのかを聞いて，必要に応じた助言を与える。

公民科 学習指導案

- 1 日 時 令和 年 月 日 () 限
- 2 指導学級 普通科 3年 組 文系選択 名
- 3 教科・科目 公民 政治・経済
- 4 使用教材 教科書 東京書籍『政治・経済』
副教材 浜島書店『最新図説 政治・経済』
引用資料
①WFP「ハンガーマップ・ライブ」
URL:<https://ja.wfp.org/publications/hankamatsufu-0>
②農林水産省「穀物の生産量, 消費量, 期末在庫率の推移」
URL:https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/jki/j_zyukyu_kakaku/
③国立社会保障・人口問題研究所「世界人口の推移と推計」
URL:https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/P_Detail2023.asp?fname=T01-09.htm
④フードマイレージ資料室「栄養不足人口の推移」
URL:<https://food-mileage.jp/>
⑤講談社 SDGs by C-station「拡がりを増す, 肉食による持続可能性への課題」
URL:<https://sdgs.kodansha.co.jp/news/knowledge/41031/>
⑥消費者庁「エシカル消費とは」
URL:<https://www.ethical.caa.go.jp/ethical-consumption.html>
⑦農林水産省「アニマルウェルフェアについて」
URL:https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html
⑧志賀泰夫, 伊藤かおる, 今山玲, 山本真奈未, 松浦晶央「アニマルウェルフェアに配慮された牛肉の購買行動に関する日本・スイス・中国の3カ国比較」『日本畜産学会報』93巻4号, 2022年, pp. 331-346
- 5 単 元 B グローバル化する国際社会の諸課題 (2) グローバル化する国際社会の諸課題の探究
- 6 生徒の実態
「政治・経済」の全単元は既習となっている。1学期にはPBL(問題解決学習)の形式の授業も実践しており, 資料読解の活動や協働活動も経験している。しかし, 複数の統計資料を関連付けて分析・考察する活動や, 論文を読解する活動の経験は乏しい。
大項目Bの中項目(2)では, 持続可能な国際社会づくりについて, 多面的・多角的に考察, 構想し, よりよい社会の在り方について自分の考えを説明, 論述することが想定されている。そこで, 本実践では食糧問題を教材とし, 貧困削減や社会の発展との調和といった観点を踏まえて課題解決にあたるPBLの実践をとおして, 資料読解の力や, 資料をもとに分析・考察する力の育成を図りたい。
- 7 単元の目標
 - (1) 食糧問題の現状に関する知識やエシカル消費に関する知識を持ち, 食糧問題と個人の消費行動のかかわりについて理解するとともに, 食糧問題に関する統計資料やグラフ, 文字資料から必要な情報を適切に読解することができる。(知識・技能)
 - (2) 食糧問題の原因とその解決に向けた個人の消費行動のあり方について考察・判断し, その結果を適切に表現することができる。(思考・判断・表現)
 - (3) 他の生徒の取組や意見に触れることで, 自身の学習活動のあり方を改善するために自己調整しようとしている。(主体的に学習に取り組む態度)

8 単元の評価規準

知識・技能 【知】	思考・判断・表現 【思】	主体的に学習に取り組む 態度【態】
食糧問題の現状に関する知識やエシカル消費に関する知識を持ち、食糧問題と個人の消費行動のかかわりについて理解している。食糧問題に関する統計資料やグラフ、文字資料から必要な情報を適切に読解することができる。	食糧問題の原因とその解決に向けた個人の消費行動のあり方について考察・判断し、その結果を適切に表現することができる。	食糧問題の原因とその解決に向けた消費行動のあり方について関心をもち、意欲的に追究しようとしている。

9 単元の構成

時	ねらい・学習活動	観点別の学習状況の 評価と方法
1	○食糧問題の原因の一つである食肉の生産について理解する。 ・引用資料①から、食糧問題に関する現状を把握する。 ・食糧問題がなぜ生じているのかについて、引用資料②・③・④の読解をとおして考察する。 ・引用資料⑤から、肉食の普及による家畜の増加と、飼料の需要増加が食糧問題の一因であることを理解する。 ・食糧問題の解決のために、1人の消費者として食肉を購入する際に意識すべきことについて考察する。	知・思・態 学習活動において取り組ませる課題（ロイロノートで授業中に提出）
本時	○食糧問題の解決に向けた個人の消費行動のあり方について、資料の読解をとおして考察する。 ・引用資料⑥・⑦から、エシカル消費、アニマルウェルフェアの概念を理解する。 ・引用資料⑧を読解することをとおして、「環境負荷の低い食肉生産のあり方」と「アニマルウェルフェアや環境負荷を意識した食肉購入の観点」を理解する。 ・食糧問題の解決のために、1人の消費者として食肉を購入する際に意識すべきことについて再び考察する。	知・思・態 学習活動において取り組ませる課題（ロイロノートで授業中に提出）

10 本時の目標

- (1) エシカル消費やアニマルウェルフェアの概念を理解するとともに、環境負荷の低い食肉の生産方法について知識を習得するとともに、論文など文字資料や統計資料をもとに必要な情報を適切に読解することができる。（知識・技能）
- (2) 食糧問題の原因とその解決に向けた個人の消費行動のあり方について考察・判断し、その結果を適切に表現することができる。（思考・判断・表現）
- (3) 他の生徒の取組や意見に触れることで、自身の学習活動のあり方を改善するために自己調整しようとしている。（主体的に学習に取り組む態度）

11 本時の評価

評価規準	評価基準		
	A	B	C
資料の読解をとおして環境負荷の低い食肉の生産方法を理解し、食肉を購入する際に、家畜の飼育方法や飼料といった考慮すべき観点を挙げている。	A	環境負荷の低い食肉の生産方法について理解し、食肉を購入する際に、家畜の飼育方法や飼料といった考慮すべき観点を挙げている。	環境負荷の低い食肉の生産方法について十分に理解していない。
	B	環境負荷の低い食肉の生産方法について理解しているが、食肉を購入する際に、家畜の飼育方法や飼料といった考慮すべき観点を挙げることはできていない。	
	C	環境負荷の低い食肉の生産方法について十分に理解していない。	
		Cと判断される生徒に対する指導の手立て 授業で提示した資料を読解するうえでのポイントを示す。	

12 授業の計画

学習活動	教師の働きかけ及び指導上の留意点	評 価
導 入 (3分)	・ 前時に課した課題「食糧問題を解決するために、私たちは食肉の購入をする際にどのようなことを判断材料とするべきか？」の回答を電子黒板で示す。	【知】 資料の読解をとおして環境負荷の低い食肉の生産方法や、食肉購入に求められる観点を理解している。 【思】【態】 食肉を購入する際に、家畜の飼育方法や飼料といった考慮すべき観点を挙げている。
展開1 (7分)	・ インターネットの記事を読ませることで、単に食肉の消費を抑制するだけでなく、エシカル消費の観点を持った消費行動が必要であることを認識させる。 ・ エシカル消費，アニマルウェルフェアについて説明する。 ・ 学習課題を提示する（①食糧問題の解決に対応した，環境負荷の低い食肉生産のあり方について理解しよう，②「食糧問題を解決するために、私たちは食肉の購入をする際に、どんなことを意識するべきか？」について考えよう）。	
展開2 (23分)	・ 論文資料の読解に取り組ませ、「環境負荷の低い食肉生産のあり方」を書き出させる。	
展開3 (10分)	・ 論文資料にある表の読解に取り組ませ、アニマルウェルフェアや環境負荷を意識した食肉購入の観点として考えられるものを書き出させる。	
まとめ (12分)	・ 課題「食糧問題を解決するために、私たちは食肉の購入をする際にどのようなことを判断材料とするべきか？」に取り組ませる。 ・ 提出された課題を電子黒板で示し、それぞれの生徒の意見を全体に共有する。	

数学科 学習指導案

〇〇県立〇〇高等学校
指導教諭 〇〇〇〇 先生
授業者 〇〇〇〇

- 1 日 時 令和 4 年 6 月 1 日(水曜日) 6 限 (14:15～15:05, 50分)
- 2 指導学級 普通科 2 年 2 組 36人(男子 20人, 女子 16人)
- 3 教科・科目 数学・数学Ⅱ
- 4 使用教材 教科書 数学Ⅱ Advanced (出版社 東京書籍)
副教材 NEW ACTION LEGEND 数Ⅱ+B (出版社 東京書籍)
- 5 単元名 第2章 図形と方程式 第3節 軌跡と領域
- 6 単元の目標
 - (1) 軌跡について理解し, 簡単な場合について軌跡を求めたり, 簡単な場合について, 不等式の表す領域を求めたり領域を不等式で表したりすることができるようにする。
 - (2) 座標や式を用いて, 直線や円などの基本的な平面図形の性質や関係を数学的に表現し, その有用性を認識するとともに, 事象の考察に活用できるようにする。

7 生徒の実態

2 学年の理系クラスで, 通常の授業は習熟度別でクラス展開がなされているが, 今回の授業では合同で行う。授業中の例題や練習問題には積極的に取り組む様子が見られる。また, 分からないところは互いに聞きあい, 学びあいがしやすい関係性ができている。

8 単元の評価規準 (評価の観点別の「おおむね満足できる」状況)

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・軌跡について理解し, 簡単な場合について軌跡を求めることができる。 ・簡単な場合について, 不等式の表す領域を求めたり領域を不等式で表したりすることができる。	・座標や式を用いて, 直線や円などの基本的な平面図形の性質や関係を数学的に表現し, よりよく問題を解決することができる。 ・また, 図形の性質や位置関係を考察することができる。	・事象を図形と方程式の考えを用いて考察するよさを認識し, 問題解決にそれらを活用しようとしたり, 粘り強く考え数学的根拠に基づき判断しようとしたりしている。 ・問題解決の過程を振り返って考察を深めたり, 評価・改善したりしようとしている。

9 単元の構成 (全 6 時間) (太枠の第 3 時が本時)

時間	目 標	学 習 活 動
1～2	条件と軌跡の方程式の関係を理解することができる。条件を満たす点の軌跡の方程式を求めることができる。	・条件を満たす点を取り, その条件を満たす軌跡の予想を立てる。 ・与えられた条件を満たす軌跡を求める。
3	不等式と不等式の表す領域の関係について考察することができる。不等式の表す領域を図示することができる。	・不等式の表す領域を図示する。 ・与えられた領域から, それを満たす不等式を立てる。
4～6	連立不等式の表す領域を図示することができる。連立不等式の表す領域を用いて, 事象について考察することができる。	・連立不等式の表す領域を図示する。 ・点がある領域内を動くとき, 1 次式や 2 次式の最大値・最小値を求める。

10 本時の目標

- ・領域における, 1 次式や 2 次式の最大値・最小値を求めることができる。
- ・I C T を活用し, 条件を満たす場合を考察・判断することができる。
- ・平面図形の関係を考察し, 数学的に表現できる。

11 本時の展開

※ **知**：知識・技能 **思**：思考・表現・判断 **主**：主体的に学習に取り組む態度

時間	教師の働きかけ	生徒の活動	指導上の留意点・評価
導入 (5分)	本時の課題を提示する		問：連立不等式 $x - y + 2 \geq 0$, $2x + y - 8 \leq 0$, $x + 2y - 4 \geq 0$ に対して次の問いに答えよ。 (1) 連立不等式の表す領域を図示せよ。 (2) 点 (x, y) が (1) の領域内を動くとき, $x + y$ の最大値・最小値, およびそのときの x, y の値を求めよ。 (3) 点 (x, y) が (1) の領域内を動くとき, $x^2 + y^2$ の最大値と最小値, およびそのときの x, y の値を求めよ。 生徒が, 主体的に学びあいができるよう促す。
展開 1 (10分)	領域を図示する際に記入が必要な点の確認をする。 (x 切片, y 切片, 交点, 直線の式, 境界線について)	(1) を解く。	図を大きくかくよう伝える。 知 連立不等式の表す領域を図示することができる。
展開 2 (7分)	$x + y = k$ と置いたときに, この式の図形的な意味を確認する。 - どの点で, 最大・最小となるか確認する。	- 前回の授業内容の確認。 (2) を解く - GRAPESによって, 最大・最小となる点を確認する。 $x + y$ の最大値・最小値および, その (x, y) の値を, 代入によって k の値を求める。	思 I C T を用いて, $x + y$ が最大・最小となる点を考察することができる。 知 $x + y$ の最大値・最小値を求めることができる。
展開 3 (23分)	発問 (初見の問題) $x^2 + y^2$ の最大値・最小値はどのように求められるか。 発問 $x^2 + y^2 = k$ とおくと, この式がもつ図形的な意味とは何か。 - 円としての特徴を確認する。 $x^2 + y^2$ がどのような時, 最大となるか確認する。	(3) を解く。 $x^2 + y^2 = k$ の図形的な意味を考える。 - GRAPESによって, $x^2 + y^2 = k$ がどのように変化していくのか, 最大となるのは, どのような時か確認する。	主 I C T を積極的に活用し, 問題の解決に役立てようとしている。

	• $x^2 + y^2$がどのような時、最小となるか確認する。 • 円$x^2 + y^2 = k$と、直線$x + 2y - 4 = 0$が接するときに、最小値 k を取ること気付かせる。 • 円と直線が接するときの関係式が 2 つあることを確認する。 (判別式, $d = r$) • 円の中心と接点を結ぶ直線が、$x + 2y - 4 = 0$と垂直に交わることに気付かせる。 • 2 直線$x + 2y - 4 = 0$と、$y = 2x$の交点から、最小となるとき (x, y) の値を求めさせる。 • 2 つの求め方があることを示す。	• $x^2 + y^2$の最大値および、その (x, y) の値を、代入によって求める。 • GRAPESによって、$x^2 + y^2$が最小となるのは、どのような時か確認する。 • $x^2 + y^2$の最小値および、その (x, y) の値を求める。	思 I C Tを用いて、$x^2 + y^2$が最大・最小となる点を考察することができる。 • I C Tの作業後は、タブレットを閉じさせる。 • 早く解けた生徒には、別の方法で解いてみることを促す。 • 生徒の進捗を確認して、ヒント等を伝えていく。 知 $x^2 + y^2$の最大値・最小値および、そのときの (x, y) の値を求めることができる。 思 図形の関係性を考察し、より良い求め方を判断できる。 知 平面図形の公式を用いて計算ができる。
まとめ (5分)	• 本時の振り返りをする。	• 本時に学習した内容を確認する。	

12 本時の評価

評価規準	「努力を要する」状況と判断される例	指導の手立て
• 領域を図示することができる。	• 領域を図示することができない。	• 領域を図示するポイントを伝える。
• I C Tを用いて、求める式の最大・最小となる点を考察できる。	• I C Tを活用しようとししない。 • 求める式の最大・最小となる点を考察することができない。	• $x^2 + y^2 = k$が何を表しているか確認する。 • パラメータを動かしてみることを促す。
• 領域における、1 次式や 2 次式の最大値・最小値を計算できる。	• 判別式や、$d = r$ を用いた計算ができない。	• 該当する教科書のページを示し、公式を思い出させる。

理科（生物基礎） 学習指導案

〇〇県立〇〇〇高等学校

指導教諭：〇〇〇先生

授業者：〇〇〇〇

1. 日 時 令和4年6月10日（金曜）3限（11：20～12：10，50分）

2. 指導学級 普通科1年7組41人（男子17人，女子24人）

3. 教科・科目 理科・生物基礎

4. 使用教材 教科書 生物基礎（東京書籍）
副教材 新課程版 スクエア 最新図説生物（第一学習社）
新課程 リードα生物基礎（数研出版）
課題プリント

5. 単元名 第1編 生物の特徴 2章 生物とエネルギー 2節 生体内の化学反応

6. 単元の目標

- （1）代謝におけるエネルギーの流れや酵素の性質，呼吸と光合成のしくみを理解し，基本的な知識を身に付けるとともに，科学的に探究するために必要な実験や観察に関する操作や記録などの基本的な技能を身に付けることができる。（知識・技能）
- （2）生物とエネルギーの関係から問題を見いだして自分の言葉で表現するとともに，見通しをもって実験や観察を行い，得られた結果を既習事項と関連付けながら分析して解釈し，考察することができる。（思考・判断・表現）
- （3）代謝や酵素，呼吸と光合成などの生物現象に主体的に関わり，見通しをもったり振り返ったりするなど，科学的に探究することができる。（主体的に学習に取り組む態度）

7. 生徒の実態

生徒は問題の解答をGoogle formに入力したり課題プリントの問題を解くなど，予習をして授業に臨んでいる。授業中は私語はせず前を見て私の話を聞いたり，適宜ノートを取りながら学習に取り組んでいる。班活動では課題プリントの問題について教科書や資料集を活用し，班員と相談しながら協働的に取り組み，自分なりの解答を考えている。

8. 評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
代謝におけるエネルギーの流れや酵素の性質、呼吸と光合成のしくみを理解し、基本的な知識を身に付けようとしているか。また、科学的に探究するために必要な実験や観察に関する操作や記録などの基本的な技能を身に付けようとしているか。	生物とエネルギーの関係から問題を見いだして自分の言葉で表現しようとしているか。また、見通しをもって実験や観察を行い、得られた結果を既習事項と関連付けながら分析して解釈し、考察しているか。	代謝や酵素、呼吸と光合成などの生物現象に主体的に関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしているか。

9. 単元の構成（全6時間）

時間	目 標	学 習 活 動
1～2	生物は代謝によって生命活動に必要なエネルギーを得ており、そのエネルギーの受け渡しにATPが用いられていることを理解することができる。また、代謝とATPの関係をエネルギーの流れに注目して説明することができる。	・生命活動にエネルギーが利用されていることを学ぶ。 ・ATPの構造を学ぶ。 ・代謝における同化と異化の違い、独立栄養生物と従属栄養生物の違いを学ぶ。 ・代謝によるエネルギーの流れを理解する。
3 (本時)	生体内ではたらく触媒である酵素の性質を理解することができる。また、酵素と無機触媒の反応の様子を比較しながらその違いについて説明することができる。	・触媒について学ぶ。 ・酵素の性質を学ぶ。 ・酵素と無機触媒の違いを学ぶ。
4～6	呼吸と光合成のしくみを理解し、どのようにエネルギーが変換されているか説明することができる。また、生物がどのようにして呼吸や光合成のしくみを獲得していったかを細胞内共生説を踏まえて理解することができる。	・マイクロメーターを用いた実験を行い、マイクロメーターの使い方を習熟し、倍率との関係を考察する。 ・呼吸と呼吸におけるエネルギーの流れを理解する。 ・光合成と光合成におけるエネルギーの流れを理解する。 ・呼吸や光合成を生物がどのように獲得したのかを細胞内共生説から理解する。 ・細胞内共生説がなぜ支持されているのかを実験結果をもとに考察する。

10. 本時の計画

(1) 本時の目標

- ・触媒とは何かを理解し、生体触媒である酵素の性質を説明することができる。また、実験を見て酵素と無機触媒の違いについて考察することができる。

(2) 本時の展開 (知：知識・技能 思：思考・判断・表現 主：主体的に学習に取り組む態度)

時間	教師の働きかけ	生徒の活動	指導上の留意点・評価
導 入 (20 分)	○触媒について説明する。 ・触媒とは何か ・(余裕があれば) 活性化エネルギーについて ○酵素の性質について説明する。 ・酵素と基質について ・酵素は何でできているか ・酵素の触媒作用について ・基質特異性について	・授業の内容を確認する。 ・ノートをとる。	・中学での既習事項 (アミラーゼによるデンプン分解) を例に出す。 ・触媒には生体触媒と無機触媒があるということを説明する。 ・酵素の触媒作用や基質特異性は図で説明する。 知：酵素の性質を理解しているか。
展 開 (20 分)	○過酸化水素の分解反応について復習する。 ・二酸化マンガンについて ・カタラーゼについて ○過酸化水素の分解反応について実験を見せる。 ・触媒を二酸化マンガにしたとき ・触媒をタヌキの肝臓 (カタラーゼ) にしたとき ・触媒を加熱したタヌキの肝臓にしたとき ・(余裕があれば) 反応が終了した試験管について、どうすれば反応がまた復活するか質問する。その際「①過酸化水素を増やす、②二酸化マンガンまたは肝臓を増やす」の2択を示す。	・机を動かして班の形にする。 ・試験管の様子を観察する (泡がでているか)。 ・線香の様子を確認する (酸素が発生しているか)。 ・肝臓を加熱した場合はどうなるか確認する (泡がでているか、線香の様子はどうか)。 ・肝臓を加熱すると反応が見られないのはどうしてか考察する。 ・(余裕があれば) 反応を復活させるにはどうすればよいか考える。	・中学での既習事項 (酸素の発生方法) と関連付ける。 ・酵素はタンパク質であることを強調する。 ・課題プリントの問題と関連付ける。 知：実験を通して、カタラーゼと二酸化マンガンの反応の違いを理解することができるか。 思：タヌキの肝臓を加熱すると反応が見られないのはなぜか考察できるか。 主：主体的に授業に参加し、自分の考えを発言し、議論を深めているか。
まとめ (10 分)	○班活動について ・班活動の様子を観察し、問題へのヒントや全体説明を行う。	・課題プリントの問題に取り組む。特に基本課題の(6)、(8)、発展課題の(1)、(6)について班で考える。	思：無機触媒と酵素の違いを説明することができるか。 主：主体的に授業に参加し、自分の考えを発言し、議論を深めているか。

(3) 本時の評価

評価規準	「努力を要する」状況と判断される例	指導の手立て
【知識・技能】 ・酵素の性質を理解できたか。 ・実験から酵素と無機触媒の違いを理解できたか。	酵素と基質の関係や基質特異性について理解できていない。	・重要語句は丁寧に説明する。 ・酵素の基質特異性について図を用いて説明する。
【思考・判断・表現】 酵素と無機触媒の違いを説明することができたか。	・化学反応を促進させるという触媒の役割しか理解できていない。 ・タヌキの肝臓を加熱したときの反応の原因を考察できていない。	酵素と無機触媒の具体例を挙げ、それらを用いた演示実験を見せる。
【主体的に学習に取り組む態度】 主体的に授業に参加し、自分の考えを発言し、班での議論を深めることができたか。	・班での議論に参加できていない。 ・議論や思考を途中で止めて分からないままになっている。	議論が止まっている場合は、つまづいている部分にヒントを与えて議論を促す。

英語 学習指導案

1 学校の現状

本校は明治 年 月に開校し、今年度創立 周年、来年度で創立 周年を迎える。
各学年 学級の計 学級の編成である。理数科では2年次よりサイエンスコースとメディカルコースのいずれかを生徒が選択し、各自が研究テーマを設定して課題研究に取り組んでいる。平成25年にSSH（スーパーサイエンスハイスクール）校に指定され、平成30年に2期目の指定を受けている。現在3期目の認定に向けて授業改善に学校一体となって取り組んでいる。

- 2 対象学年 普通科 1年 組（40人） 月 日（ ） 限
理数科 1年 組（20人） 月 日（ ） 限

3 当該教科における「見方・考え方」

外国語によるコミュニケーションの中で、どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのかという、物事を捉える視点や考え方であり、「外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること」である。

- 4 単元名 英語コミュニケーションⅠ
Unit 6 What are the qualities of a good leader?
(ENRICH LEARNING English CommunicationⅠ 東京書籍)

5 本単元を通じて「育成したい資質・能力」

ネルソン・マンデラの伝記を通して、その生涯と不屈の精神を理解し、複雑な現代社会において求められるリーダー像、またリーダーに必要な資質を各自が自分の英語で表現できることを目指す。

6 指導目標

- (1) 新出語彙、文法項目（分詞構文／関係副詞where [when/why]）を理解し、オンライン百科事典の伝記などを通して、優れたリーダーシップをもつ人物の経歴を学ぶ。
(知識・技能)
- (2) 新出語彙、文法項目（分詞構文／関係副詞where [when/why]）を用い、優れたリーダーが備えている資質を説明する。
(思考・判断・表現)
- (3) グループワークやペアワークに積極的に取り組み、互いに学び合おうとする。
(主体的に学習に取り組む態度)

7 指導計画

- (1) 全体の指導計画（全10時間 本時は太枠）

時限	指導のねらい	主な学習活動	留意点
1	単元に対する興味を喚起し、背景知識を活性化する。	- 返答、あいづちの表現を用いた会話練習 - 教科書本文につながるリスニング活動	会話練習における生徒の授業時のやり取りを観察し、評価する。
2・3	教科書本文（前半）の内容、およびターゲットとなる文構造や表現を理解する。	- 新出語彙の習得 - 本文の内容理解のためのQ-A活動 - 内容定着のための音読活動	「書くこと」「読むこと」「聞くこと」については、ワークシートへの記述、ペアワークの様子を観察し、評価する。

4・5	教科書本文（後半）の内容、およびターゲットとなる文構造や表現を理解する。	・新出語彙の習得 ・本文の内容理解のためのQ-A活動 ・内容定着のための音読活動	
6	教科書の内容を理解した上で、自分の英語で表現する。	・写真やキーワードを用いたリテリング活動 ・マンデラ氏の特筆すべき点に関する英文執筆	・本文の内容をリテリングする際に、マッピングを通して要点を把握するよう指導する。 ・マンデラ氏の特筆すべき点についてのワークシートへの記述で「書くこと」を評価する。
7・8	優れたリーダーが備えている資質を説明する。	・紹介したい人物についての英語での伝記執筆	・紹介したい人物について、時系列や要点を意識し、相手に伝わりやすい英語で書くように指導する。
9	優れたリーダーが備えている資質を説明する。	・自分が伝記を執筆した人物についての発表（経歴・リーダー性）（個人発表） ・求められるリーダーとしての資質の発表（グループ発表）	・平易な英語表現を用い、声量やアイコンタクトなどを意識して、自分が伝記を執筆した人物について発表するよう指導する。 ・グループ内でそれぞれが紹介した人物に共通する点を見つけたり、意見を深めたりするなどして、現代社会に求められるリーダーとしての資質をグループでまとめるよう指導する。
10	ターゲットとなる文法項目を理解する。	・分詞構文／関係副詞 where [when/why] に関する問題演習	・ターゲットとなる文法項目を用いて短い文を書くことができるよう指導する。

（２）単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・分詞構文、関係副詞 where [when/why] を用いた文の形・意味・用法を理解している。（知識） ・リーダーシップに関連した語彙や表現を用いるなどして、人物の略歴を紹介する適切な方法を理解している。（知識） ・ある人物について、時系列で書いたり、略歴を紹介したりしながら、関連のある情報を簡潔かつ正確に原稿に書く技能を身に付けている。（技能）	・ある人物を紹介するために、関連のある情報を時系列で書いたり、略歴を紹介したりして、読み手を意識しながら簡潔かつ正確に紹介文を書いている。	・ある人物を紹介するために、関連のある情報を時系列で書いたり、略歴を紹介したりして、読み手を意識しながら簡潔かつ正確に紹介文を書こうとしている。

8 本時の学習活動

(1) 本時における授業改善のポイント

- ・自分が紹介する人物について、相手に伝わるように、声量や平易な英語表現を用いることを意識する。(学習者)
- ・他の生徒が紹介する人物についての説明を聞き、要点を理解して、英語で質問・応答ができるようにする。(学習者)
- ・現代社会に求められるリーダーに必要な資質について、グループで話し合い、意見をまとめることができるように、議論をしやすい雰囲気作りに努める。(授業者)

(2) 授業展開

段階 (時間)	指導のねらい	学習活動	留意点
導入 (10分)	会話練習での表現などを再度確認することで、本時の主活動である人物紹介にスムーズに接続する。	・Review (5分) ペアで本単元の単語を出題し合う。 ・Warm-up (5分) 本単元で扱われている会話表現を用いてペアで人物の紹介を行う。	・ペアで前時までに学習した単語やフレーズの問題を出題し合うよう指示する。 ・取り組みの様子を観察する。(知・技) ・電子黒板を用いて生徒に紹介させる人物を提示する。 ・発言や取り組みの様子を観察する。(思・判・表)
展開1 (15分)	英語を用いて「話すこと」「聞くこと」を重点に、自分が調べた人物について紹介をする。	・4人1グループを作り、1人あたり2分間で自分が伝記を執筆した人物について、経歴やリーダー性などを、要点をまとめて発表する。 ・紹介された人物についての質疑応答を行う。	・執筆した伝記の原稿を読み上げるのではなく、経歴において特筆すべき点、資質に絞って発表するよう指示する。 ・発表の様子を観察する。(思・判・表) ・必要に応じてメモを取りながら、級友の発表を聞くよう指示する。
展開2 (10分)	リーダーとして求められる資質にどのような違いや共通点があるかをグループで協議し、自分と異なる意見を通して自分の考えを深める。	・グループ内でそれぞれが発表した人物に共通する点(特性や資質など)を話し合う。(5分) ・共通点をもとに、現代社会で求められるリーダーとしての資質についてグループでまとめる。(5分)	・グループで協働して共通点や求められる資質について話し合い、ホワイトボードにまとめるよう指示する。 ・グループでの話し合いに積極的に関わっているかを観察する。(主)
展開3 (15分)	声量やアイコンタクト、平易な英語を用いて、「相手に伝わる英語」を発表を通して意識させる。	・各グループでまとめた、求められるリーダーとしての資質を発表する。	・グループのメンバーそれぞれが発表に関わるよう指示する。 ・誤りを犯すことを恐れず、聞き手を意識して発表するよう促す。 ・聞き手を意識して、声量や平易な英語を意識して発表しているかを観察する。(思・判・表)

まとめ (5分)	本時の授業を通して、自分の考えにどのような変化が生じたか、より良く生きるために自分はどのように行動すべきかを考えさせる。	・授業用ハンドアウト（資料1）に、リーダーに必要なと思われる資質、そしてその中で自分が獲得したい資質を英語で記述する。（提出課題）	・グループでの話し合いや、他のグループの発表を聞いて、自分の考えをさらに深めるよう促す。 ・次時で授業用ハンドアウトを提出するよう連絡する。 ・取り組みの様子を観察する。（主） ・発表に用いた執筆済みの伝記原稿（資料2）を提出させる。 ・紹介した人物に関連する情報を、略歴や時系列を整理して、読み手を意識しながら簡潔かつ正確に紹介文を書こうとしているかを評価する。（主）
-------------	--	---	---

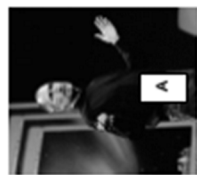
（３） 本時の評価

評価規準	A 十分満足できる	B 概ね満足できる	C 努力を要する
（思考・判断・表現） ある人物を紹介するために、 関連のある情報を時系列で 書いたり、略歴を紹介した りして、相手を意識しなが ら簡潔かつ正確に伝えてい る。	A	紹介したい人物に関する情報や略歴を、時系列を意識し、相手を意識しながら平易な英語で分かりやすく伝えている。	
	B	紹介したい人物に関する情報や略歴を、時系列を意識し、相手を意識しながら、一部理解できない箇所もあるが分かりやすく伝えている。	
	C	紹介したい人物に関する情報や略歴が時系列順にまとめられていない。わかりやすく伝えることができない。	
Cの生徒への手立て	その人物が何を成し遂げたのか、どのような資質を持っているのかの2点に絞って紹介するよう促す。		

Unit 6 What are the qualities of a good leader?

知識	I can understand the career of a person with good leadership skills.
技能	出来事を読み取る・経歴を読み取る・分詞構文・関係副詞
思考・判断・表現	I can write a short biography of a person with good leadership skills.
主体性	リーダーに求められる資質について英語で話し合うことができる。

<Warm-up!> Do you know those people? Why do you think they are famous? Let's discuss with your partner! (You can see pp. 168-169.)











The person () is _____.

Do you know anything about him/her?

【 ① 】

【 ② 】 He/She () Tell about the person! ().

【 ③ 】 () Give any other reaction! ().

【①】 回答者の表現	No, I've never heard of... (・・・ことは聞いたことはないな.) No, not really. (よくわからないよ.)
【②】 リアクション	Yes, isn't he/she...? (うん、彼/彼女って・・・だよな.) Really? (本当?) Right. (その通りだね.)
【③】 相づちの表現	Oh, wow. (わあ、そうなんだ.) Ah... (ああ、なるほど.) Oh, yeah. (そうだね.)

<Listening 1> ○Think by yourself!
Q: Which leader would you choose to write a biography about? And why?



<Reading 1-1> Read the passage of pp.86 (Early life – Student years and protest) and answer the following questions.

○<True or False?>

- Nelson Mandela was born and raised in Johannesburg, South Africa. ()
- At the University of South Africa, Mandela experienced a lot of racial discrimination. ()
- He was arrested for the first time in 1956. ()
- In 1952, Mandela opened an office by himself to save other black South Africans. ()
- Mandela was imprisoned three times in total. ()

○<Word Scanning> Read the passage as fast as possible and pick up the words!

Japanese	English
王族 (2語)	
～族 (1語)	
長距離の (1語)	
学位 (1語)	
アパルトヘイトという人種差別政策 (3語)	
～に反対するデモを行う (2語)	
地域議系 (3語)	
裁判にかけられる (3語)	
罰い続ける (2語)	

○<Answer in English!>

1) Who raised Nelson Mandela?

2) Where did he suffer a lot of racism from the other students?

3) Why did Mandela and his partner open their law office?

class	No.	name
-------	-----	------

<Reading 1-2> Read the passage of pp.86 (Prison time) and answer the following questions.

O<True or False?>

1. Mandela damaged his eyesight because the living environment at the prison was terrible. ()
2. Mandela continued to study even in the prison. ()
3. He studied the language spoken by many prisoners. ()

O<Word Scanning> Read the passage as fast as possible and pick up the words!

Japanese	English
ござ (3 語)	
～に移送される (3 語)	
屋上遊園 (3 語)	
釈放される (2 語)	

O<Answer in English!>

- 1) What language did he study in prison?

- 2) Who spoke that language?

<Reading 1-3> Read the passage of pp.87 (After prison – Awards and honors) and answer the following questions.

O<True or False?>

1. Mandela became president of South Africa in 1991. ()
2. Many black South Africans did not support the national team Springboks thinking it was a white man's sport. ()
3. Mandela supported South Africa's national rugby team by wearing its uniform. ()
4. Under apartheid, occupations and residences of the citizens were determined by their races. ()

O<Word Scanning> Read the passage as fast as possible and pick up the words!

Japanese	English
～の崩壊 (3 語)	
多民族民主義 (3 語)	
～よりもむしろ (2 語)	
決断戦 (2 語)	
人権保障制度 (5 語)	
～によって決められる (3 語)	

O<Answer in English!>

- 1) How long did it take for him to become president of South Africa after he was released from prison?

- 2) When he became president of South Africa, what did he call for?

- 3) What does "the Rainbow Nation" stand for?

O<Retelling!> You are Anika. You have learned about the life of Nelson Mandela. You are going to tell about it to your classmates. (※Before your retelling, try mapping!)



What personality of Mandela do you think made him so outstanding?



What qualities do you think are necessary for leaders?

Edited Version

Date of submission
10/26,27

Biography of [

]

(この部分は10月26日のグループ内での話し合い時に使います。)

☆What skills do the good leaders have in common? What skills are necessary for ideal leaders? What kind of person would be an ideal leader? Discuss with your group members!

MEMO:

☆You and your group members will give a presentation about an ideal leader and the skills for a good leader!

Take notes while you are listening to other groups!

第Ⅷ章 特別支援学校教育実習要項

I	特別支援教育について	165
1	特別支援教育	165
2	障害のある子供の教育支援	165
II	知的障害教育について	168
1	知的障害の特徴	168
2	教育課程の編成	169
3	教育課程の特徴	170
4	授業時数等	171
5	指導の形態と指導計画	172
6	学習上の特性及び指導上の配慮事項	173
7	教育的対応の基本	173
8	実際の学習指導に当たって	173
9	学習指導案例	175
10	資料	186

I 特別支援教育について

1 特別支援教育

さまざまな原因によって、思考、言語、情緒などの面や、手、足、目や耳などに障害のある児童生徒がいる。これらの障害等により、小・中学校等の通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒については、その障害の種類や程度等に応じて、特別な配慮のもとにきめ細やかな教育を行い、一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指していく必要がある。

このような障害に配慮した教育は、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室等において行われている。ここでは、個々の児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等を考慮し、少人数による学級編制、手厚い教職員配置、障害に配慮した教育課程編成など、様々な工夫と配慮のもとに《生きる力》を育み、自立と社会参加に必要な力を培う指導が展開されている。特に、近年、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が一層進んでいる状況にあり、これまで以上に、一人一人に応じた教育の推進が強く求められている。

(1) 特別支援学校

特別支援学校（以前の盲学校、聾学校、養護学校）は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

これらの学校では、小学部や中学部のほか、学校によっては幼稚部や高等部も設置されており、それぞれ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、併せて、幼児児童生徒の障害に基づく学習上又は生活上の困難を克服するために必要な知識、技能、態度および習慣を養うことを目的とした教育が行われている。

また、日常生活において常時介護を必要としていることなどから、通学して教育を受けることが著しく困難な児童生徒については、特別支援学校等から教員を家庭や福祉施設、医療機関などに派遣して教育を行っている。このような教育を「訪問教育」という。

(2) 特別支援学級

特別支援学級は、小・中学校等において、障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置された学級で、次に該当する児童生徒を対象にしている。

- ☐ 知的障害者 ☐ 肢体不自由者 ☐ 身体虚弱者 ☐ 弱視者
- ☐ 難聴者 ☐ 言語障害者 ☐ 自閉症・情緒障害者

(3) 通級指導教室

通級による指導は、小、中学校、高等学校等において通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態で、次に該当する児童生徒を対象として行われている。

- ☐ 言語障害者 ☐ 情緒障害者 ☐ 弱視者 ☐ 難聴者 ☐ 自閉症者
- ☐ 学習障害者 ☐ 注意欠陥多動性障害者 ☐ 肢体不自由者
- ☐ 病弱及び身体虚弱者

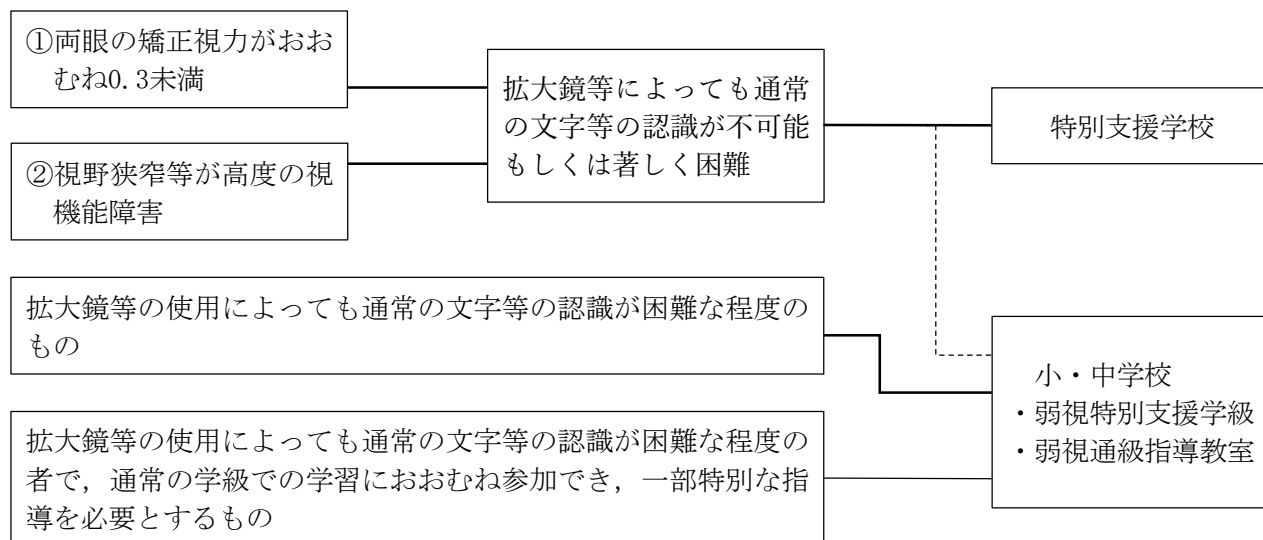
2 障害のある子供の教育支援

令和3年1月の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」を踏まえ、障害のある子供の就業先となる学校（小中学校等、特別支援学校）や学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級）の適切な選択に資するよう、従前の「教育支援資料」の改訂が行われた。また、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる関係者の全てに理解してほしいということから、名称も「障害のある子供の教育支援の手引」へと改定された。

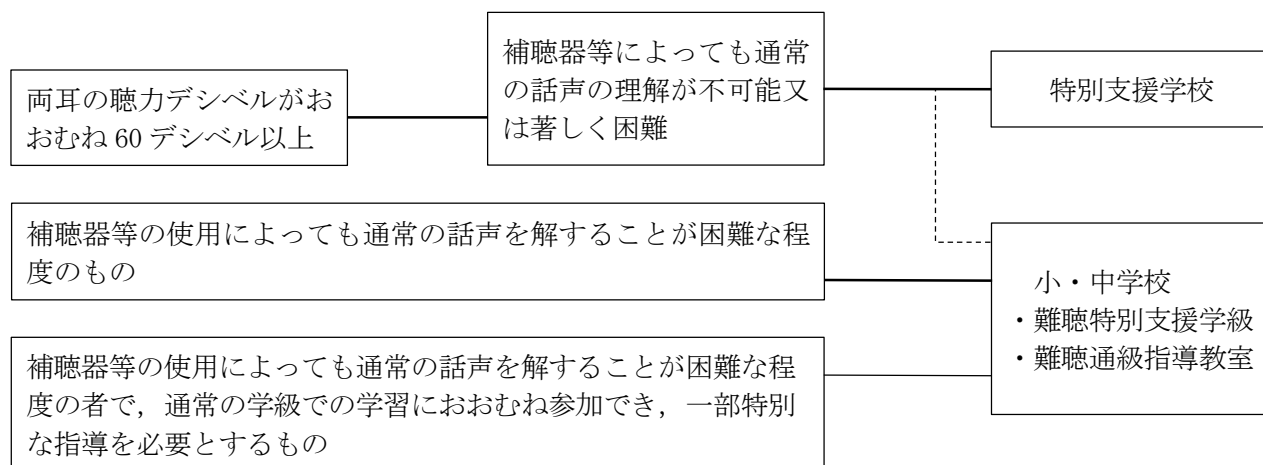
この手引きでは、障害のある子供の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載を充実するなど、障害のある子供やその保護者、市区町村教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方が示されている。

【学校教育法施行令第22条の3等の図式化】

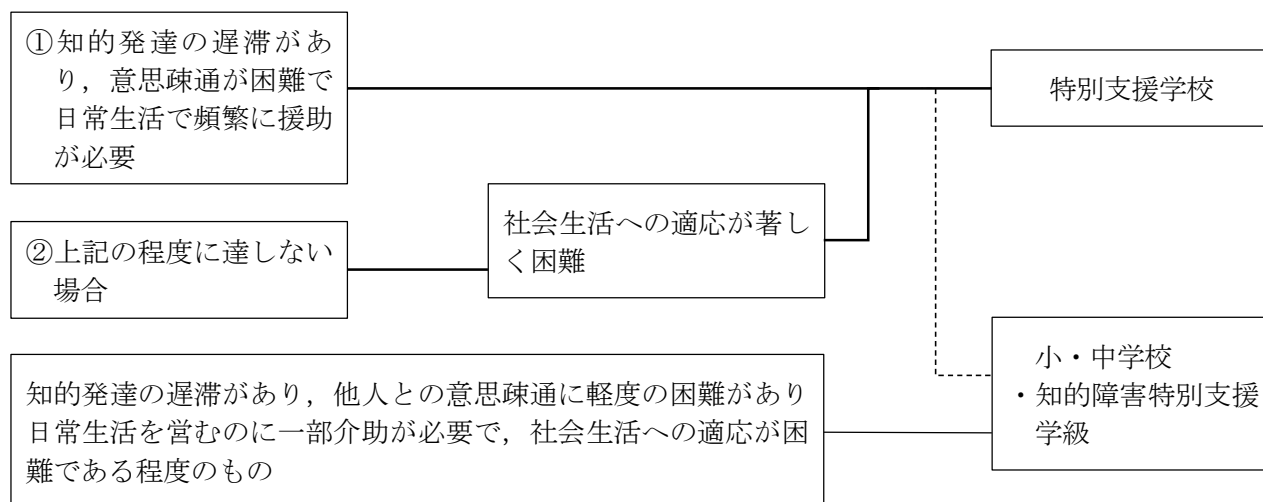
○ 視覚障害



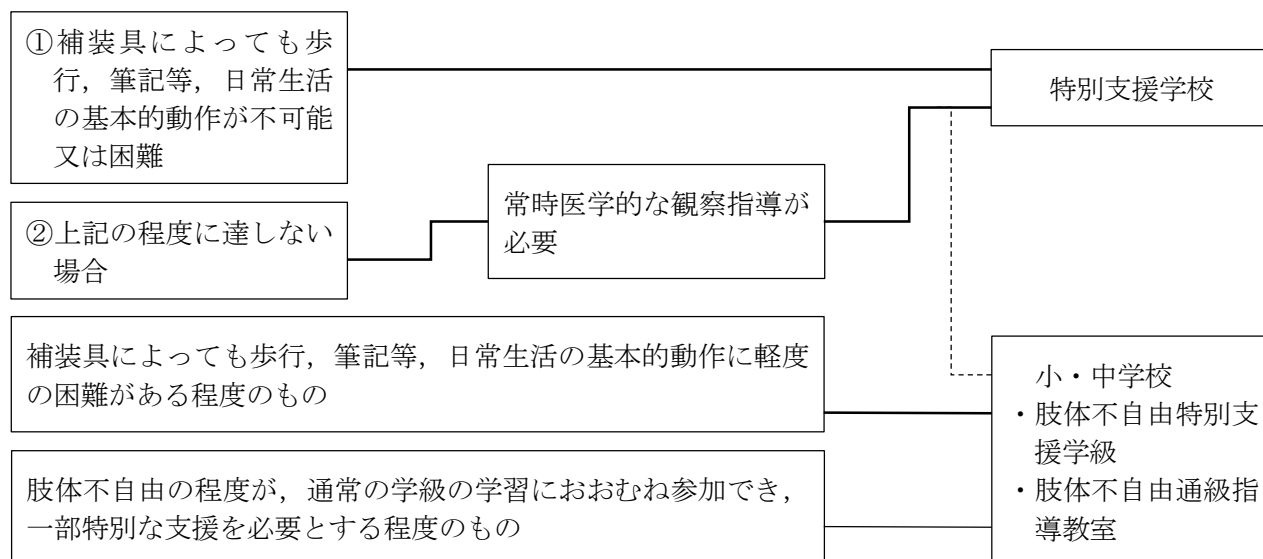
○ 聴覚障害



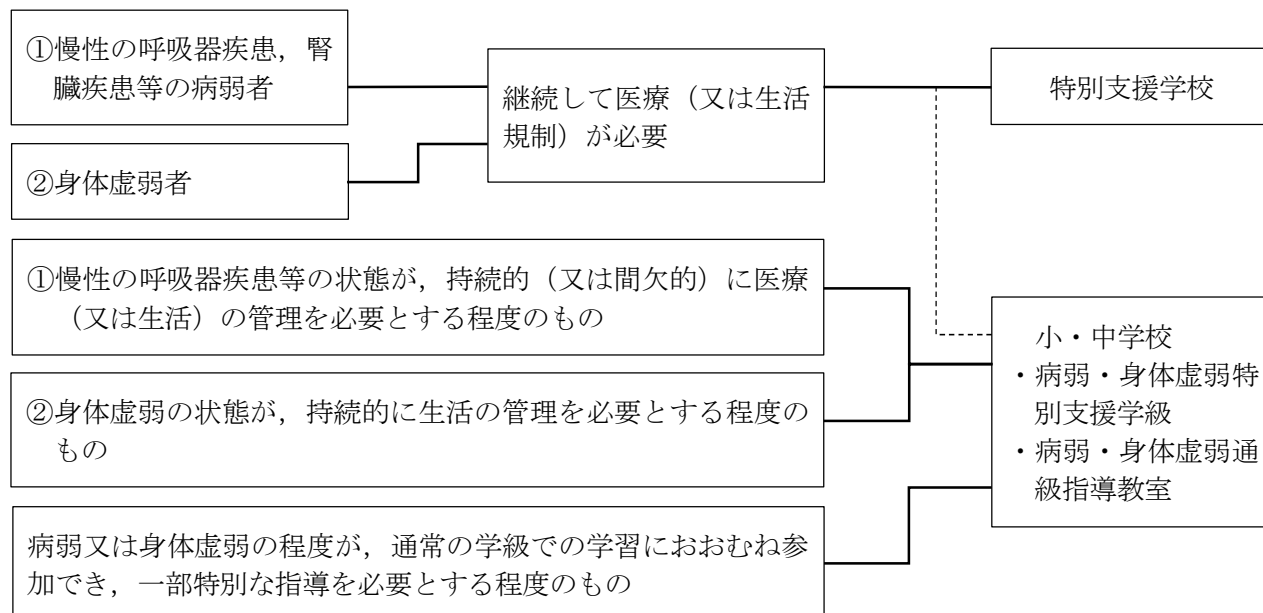
○ 知的障害



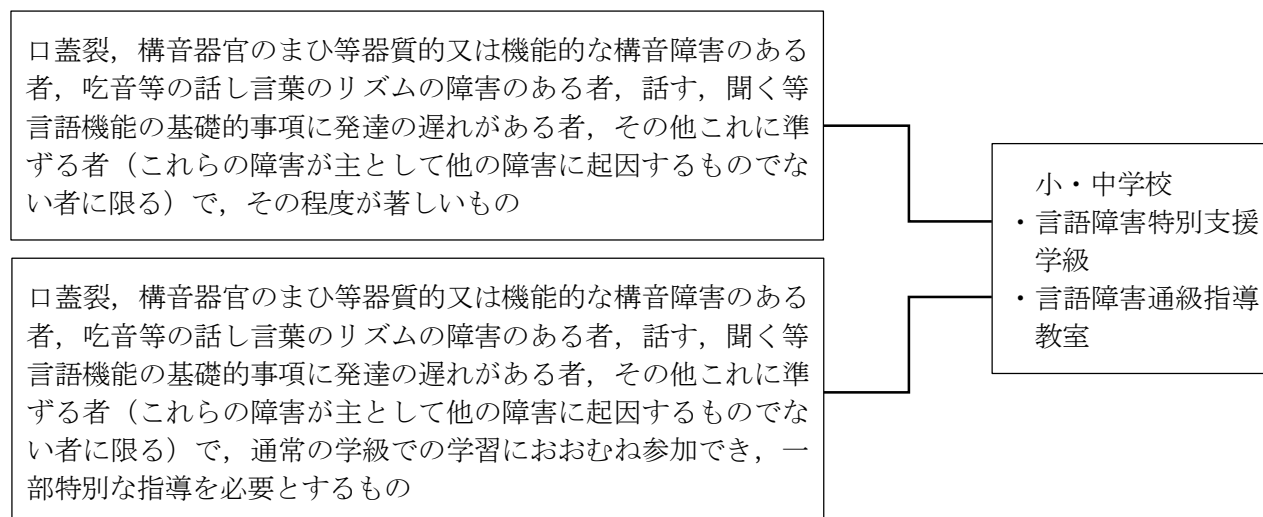
○ 肢体障害



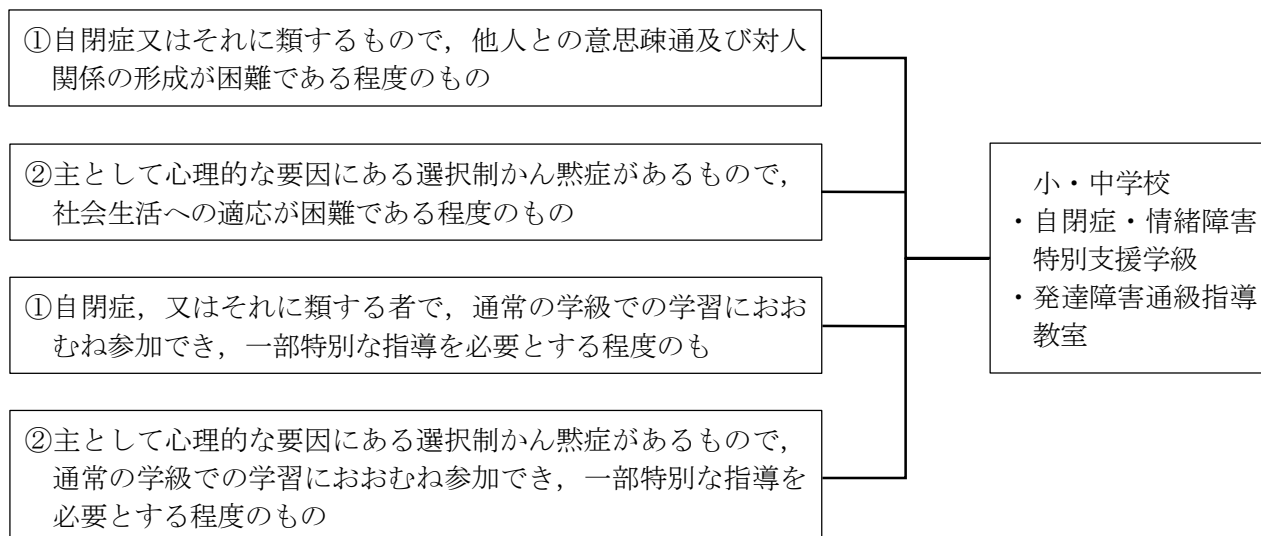
○ 病弱・身体虚弱



○ 言語障害



○ 自閉症・情緒障害



Ⅱ 知的障害教育について

1 知的障害の特徴

知的障害とは、知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が、発達期に起こるものを言う。

「知的機能の発達に明らかな遅れ」がある状態とは、認知や言語などに関わる精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の児童生徒と比較して平均的水準より有意な遅れが明らかな状態である。

「適応行動の困難性」とは、他人との意思の疎通，日常生活や社会生活，安全，仕事，余暇利用などについて，その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないことであり，適応行動の習得や習熟に困難があるために，実際の生活において支障をきたしている状態である。

「伴う状態」とは，「知的機能の発達に明らかな遅れ」と「適応行動の困難性」の両方が同時に存在する状態を意味している。知的機能の発達の遅れの原因は，概括的に言えば，中枢神経系の機能障害であり，適応行動の困難性の背景は，周囲の要求水準の問題などの心理的，社会的，環境的要因等が関係している。

「発達期に起こる」とは，この障害の多くは，胎児期，出生時及び出生後の比較的早期に起こることを表している。発達期の規定の仕方は，必ずしも一定しないが，成長期（おおむね18歳）までとすることが一般的である。

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

—「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」での教育目標の記載—

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態及び特性及び心身の発達段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

2 教育課程の編成

教育課程の編成は、学習指導要領総則第2節第1に述べられているように、各学校においては、法令及び学習指導要領に示すところに従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成することとなっている。教育課程編成の責任者は学校の長である校長であるが、学校は組織体であり、各教師の協力の下に行わなければならないものである。

（1）教育内容の分類形式

学校教育法施行規則第126条の2、第127条の2、第128条の2により、知的障害者に対する教育を行う特別支援学校における教育課程は、以下のように編成している。

① 小学部

- 各教科 —— 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育
- 道徳科 ○ 特別活動 ○ 自立活動 (○ 外国語活動)

② 中学部

- 各教科 —— 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、(外国語)
- 道徳科 ○ 総合的な学習の時間 ○ 特別活動 ○ 自立活動

③ 高等部

- 各教科 —— 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭
外国語、（主として専門学科において開設される各教科：情報、家政、農業、工業、流通・サービス、福祉）
- 道徳科 ○ 総合的な探究の時間 ○ 特別活動 ○ 自立活動

（2）教育課程編成の実際

- ア 各教科等の教育の内容を選択する
- イ 授業時数を配当する
- ウ 授業内容を組織する

3 教育課程の特徴

(1) 教科等を合わせた指導

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基礎として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、各教科等を合わせた指導が従前から実施されている。学校教育法施行規則第130条の2に、「特別支援学校の小学部、中学部又は高学部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあっては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる」と規定されている。

「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」は、これを受けて生まれた指導の形態である。

(2) 障害の状態により特に必要がある場合（「学習指導要領」第1章総則第8節第1、2）

1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。その際、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の当該各学年より後の各学年（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の当該各段階より後の各段階）又は当該各学部より後の各学部の目標の系統性や内容の関連に留意しなければならない。

- (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
- (2) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該学年より前の内容の一部又は全部によって、替えることができること。
- (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
- (4) 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること。
- (5) 中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
- (6) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

2 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

(3) 重複障害者の場合（「学習指導要領」第1章総則第8節第3、4）

3 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。また、小学部の児童については、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を第4章第2款に示す知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。したがって、この場合、小学部の児童については、外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。

4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若

しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

(4) 訪問教育の場合（「学習指導要領」第1章総則第8節第5）

障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、上記（2）（3）に示すところによることができる。

(5) 特別支援学級

特別支援学級の教育課程については、学校教育法施行規則第138条で「……特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、……特別の教育課程によることができる。」と規定されており、児童生徒の障害の状態に応じ、特別支援学校の学習指導要領と小学校・中学校の学習指導要領の両方を参考にして編成することになる。

4 授業時数等

(1) 総授業時数

小・中学校及び高等学校の場合、学校教育法施行規則において、授業時数に関する種々の規定が設けられているが、特別支援学校の場合、より一層弾力的に考える必要があるため、授業時数については、特別支援学校学習指導要領で規定している。

すなわち、小学部、中学部の各学年における総授業時数は、小学校、中学校の各学年における総授業時数に準ずることとし、各教科等の目標及び内容を考慮してそれぞれの年間の授業時数を適切に定めることとなっている。

（※ 標準総授業時数…小学校1年 850、2年 910、3年 980、4年～6年 1,015単位時間、中学校1～3年 1,015時間）

重複障害者や訪問教育への就学者については、特に必要がある場合には、実情に応じた授業時数を定めることとなっている。

また、高等部においては、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間の総授業時数は各学年とも1,050単位時間を標準とし、この場合、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の目標及び内容並びに総合的な探究の時間のねらいを考慮し、それぞれの年間の総授業時数を適切に定めることとなっている。

(2) 自立活動の授業時数

自立活動に充てる授業時間数は、児童生徒の障害の状態に応じて、適切に定めることとなっている。

(3) 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の授業時数

児童生徒の障害の状態や発達段階を考慮して、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、中学部、高等部において、それぞれ適切に定めることとなっている。

(4) 年間授業時数の配当

各教科の授業については、年間35週（小学部第1学年については34週）以上に渡って行うよう計画し、児童生徒の負担過重にならないようにすることとなっている。

(5) 授業の1単位時間

各教科のそれぞれの1単位時間は、各学校において、児童生徒の障害の状態や発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、適切に定めることとなっている。

5 指導の形態と指導計画

(1) 指導の形態

知的障害特別支援学校では、指導内容を選択、組織し、配列する段階では、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の各領域に分類し、さらに各教科を生活、国語、算数、音楽等に分けている。しかし、知的発達の未分化な児童生徒に対しては総合的に学習することが適しやすいため、実際の指導を計画し、展開する段階では、指導内容を教科別又は領域別に分けない指導、すなわち、「教科等を合わせた指導」の形態が大切にされる。

教科等を合わせた指導とは対照的なものとして、「教科別の指導」「領域別の指導」がある。国語、算数、数学、音楽等の教科別に時間を設けて行うのが「教科別の指導」であり、道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の領域別に時間を設けて行うのが「領域別の指導」である。

一般に、教科等を合わせた指導を主軸として、教科別、領域別の指導が補足的なものとして位置付けられている。しかし、位置付け方については、対象となる児童生徒の年齢、発達段階、学習集団における個人差の大小等の条件によって異なる。

指導計画の作成に当たっては、指導の形態別に、年間、学期ごと、月ごと又は週ごと、さらに単元ごとあるいは題材ごとの計画を立案することになる。

(2) 教科等を合わせた指導

① 日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように、日常生活に必要な内容を生活の流れに沿って、実地的な状況下で指導を行う。

② 遊びの指導

遊びを学習活動の中心に据えて、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していく指導の形態である。

③ 生活単元学習

生活上の課題や問題解決のための一連の目的活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実地的、総合的に学習する指導の形態である。

④ 作業学習

作業活動を学習活動の中心に据え、総合的に学習するものであり、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立を目指し、生活する力を高めることを意図する指導の形態である。

なお、中学部の職業・家庭や高等部の職業科に示す「産業現場における実習(現場実習)」を、他の教科と合わせて実施する場合は、作業学習として位置づけられる。

(3) 教科別の指導

教科別の指導では、各教科の時間を設定して各教科の内容を指導する。教科別の指導は、生活単元学習や作業学習の発展あるいは補足として位置付けられることもあるし、それぞれの教科の系統性を重視して、比較的独立した形で進められることもある。いずれの場合においても、学習効果が実際の生活に生かされるよう配慮しなければならない。

(4) 領域別の指導

① 特別活動の指導

特別活動の内容の多くは、日常生活の指導や生活単元学習等の中で効果的に指導できるが、生徒会活動等は、時間を設けて指導するのが一般的である。

② 自立活動の指導

自立活動の指導は、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって、心身の調和的発達の基盤を培うことを目標としている。

なお、自立活動の内容は、次の6つに大別されている。

- 健康の保持 ○ 心理的な安定 ○ 人間関係の形成 ○ 環境の把握
- 身体の動き ○ コミュニケーション

6 学習上の特性及び指導上の配慮事項

- (1) 学習によって得た知識・技能は、断片的になりやすいため、実際の生活の場で弁別したり、判断したりする力を十分発揮することができない場合がある。また、抽象度の高い内容より具体的な内容の方が学習しやすい。したがって、生活に即した活動及び具体的で実際的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導を進める必要がある。
- (2) 成功体験や生活経験が十分でない場合があることから、意欲的に活動に取り組む態度を育成する必要がある。そこで、できる限り成功経験を多くもてるように配慮し、学習活動に取り組むことの楽しさを味わえるようにするとともに、教材・教具等を子供生徒にとって魅力があるように工夫して、学習活動への動機付けを高める必要がある。
- (3) 身体、情緒、社会性の発達や障害の状態等は、学年の差以上に、個々による違いが大きいので、児童生徒の実態把握を十分に行い、個々に合わせた指導に心掛けることが大切である。
- (4) 知的発達の遅滞のほかに、行動や情緒の面でも課題があると、不安定な状態になる場合がある。個々の児童生徒に適切な役割を用意し、それが遂行できるような支援が必要である。

7 教育的対応の基本

- (1) 児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。
- (2) 児童生徒の実態等に即した規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- (3) 社会生活能力の育成を教育の中心的な目標とし、身近生活、社会生活に必要な知識・技能及び態度が身に付くよう指導する。
- (4) 職業生活を重視し、将来の生活に必要な基礎的な知識や技能が育つようにする。
- (5) 生活に結び付いた实际的で具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導する。
- (6) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるように指導する。
- (7) 教材・教具等を児童生徒の興味・関心を引くものにし、目的が達成しやすいように段階的な指導を工夫するなどして、学習活動への意欲が育つよう指導する。
- (8) できる限り成功経験を味わわせるとともに、自発的・自主的活動を大切にし、主体的活動を促進する。
- (9) 児童生徒一人一人が集団の中で役割をもって、それを遂行できるよう支援するとともに発達の不均衡な面や障害への個別的対応を徹底する。

8 実際の学習指導に当たって

知的障害教育においては、前述の6の学習上の特性等を踏まえるとともに、個々の児童生徒の障害の状態及び能力・適性等をきめ細かくとらえておくことが大切である。その上で、次の(1)～(4)に留意しながら、学習指導に当たっていく必要がある。

(1) 目標について

- ① 具体的で達成しやすいもの
- ② 見通しがもてるもの（何をするかが分かるもの）
- ③ 学習への参加意識がもてるもの

(2) 教材・教具について

- ① 興味・関心を引くもの、具体的で分かりやすいもの、生活経験に結び付くもの
- ② 適度な負荷をもち、現在の能力で解決が可能なもの
- ③ 具体的な評価ができるもの

(3) 教師について

- ① 児童生徒一人一人のよさをとらえ、認め励ます。
- ② 教師の言葉はできるだけ少なく簡潔にする。待つ姿勢をもつ。
- ③ 指導者ではなく、支援者の立場に心掛ける。

(4) 子供生徒同士について

- ① 他の児童生徒の様子を見られる態勢づくりを
- ② 分業的な活動、共同的な活動の場を
- ③ 互いのよさを認め励まし合う児童生徒を

小学部 生活科（1組）学習指導案

令和 年 月 日（ ）

授業時間 第 校時（：～：）

授業場所

授業者 （MT）

（ST）

1 単元名 「ゴムであそぼう！」（シ ものの仕組みと働き）

2 単元の目標

- ・ゴムの力によって物が動く様子に関心を持つ。（知識及び技能）
- ・ゴムの力で物を動かすことができることに気付く、その様子を教師と一緒に友達に伝える。（思考力、判断力、表現力等）
- ・教師と一緒に自分なりの方法で、ゴムの力について友達に伝えようとする。（学びに向かう力、人間性等）

3 指導の構想

(1) 児童と単元

① 児童の実態

小学部1組は、1年生女子1名、男子2名、2年生女子2名、男子1名、計6名が在籍している。体育でゴム跳びやゴムボールを扱い、ゴムに触れ、その力を体感したことはあるが、ゴムと認識していたわけではなく、ゴムそのものやゴムの力について気付いている児童は少ない。その他、衣類や髪の毛を留めるゴムなど、生活をしていく中で自然とゴムの力に触れる経験はしているが、その力に着目する機会はほとんどなく、その仕組みや働きについて知らないことが多い。

② 単元設定の理由

本単元は、指導内容「シ ものの仕組みと働き」の中からゴムの力の働きを取り扱う。

児童にとってゴムは、伸び縮みするという視覚的にも感覚的にも分かりやすい性質を持っており、実際に手を使って体験しながら学ぶことができる。また、比較的簡単に成功体験を得ることができ、達成感につながりやすい。ゴムの力について遊びを通じて学ぶことで、ものの仕組みや働きについて関心を持つきっかけになると考える。

加えて、学年が上がったときに、日常生活の中にあるものの仕組みや働きについて、試したり工夫したりして応用して使うことができるようになるための前段階として、「楽しいな」「不思議だな」と関心を持てる機会にもしたい。

単元を通して、ゴムそのものに触れたり、ゴムの力を利用した簡単なおもちゃを作って遊んだりする活動の中で、楽しさや驚きを友達や教師に自分なりの方法で伝えながら時間いっぱい取り組む姿を目指す。

(2) 指導の構え

① 活動構成の工夫

- ・ゴムの力について体感することができるように、1次では、ゴム以外の素材や複数の種類のゴムを用意し、触れたり、比べたりすることができる時間を設定する。
- ・ゴムの力で物が動くことに関心を持つことができるように、おもちゃで遊ぶ活動を主活動として位置付ける。
- ・ゴムの力で動くおもちゃに関心を持つことができるように、2次では、1単位時間の構成を「教師の作ったおもちゃで魅力を知る→おもちゃを自分で作って試す→作ったおもちゃで遊ぶ」として展開する。

② 環境構成の工夫

- ・安全に、かつゴムで遊ぶ楽しさを共有しながら味わうことができるように、友達や教師が遊

ぶ様子が見えつつ、安全に遊ぶことのできる広さを確保する。

- ・ゴムの力を何度も確かめたり試したりすることができるように、様々な種類のゴムやゴムを使ったおもちゃで遊べるコーナーを設ける。

③ 教師の働き掛けの工夫

- ・ゴムの力を利用したおもちゃの遊び方が分かるように、最初にモデルを示したり、一緒に活動したりする。
- ・気付いたことを友達や教師に伝えることができるように、「ビヨーン」「ピーン」などの擬態語を使いながら手本を示したり、一緒に遊んだりする。また、授業の終末に「紹介タイム」を設け、楽しかった遊びを一緒に再現する。

4 指導計画（全7時間）

第1次「ゴムパワーを知ろう」2時間

- ・様々なゴムとゴムではない物との違いを比べて、ゴムが伸び縮みするものであることを体感する。
- ・太さや長さの違う輪ゴムに触れてゴムの力を体感し、「ビヨーン」「ピーン」などの擬態語で様子を表現する。

第2次「ゴムパワーで遊ぼう！」5時間（本時 6／7）

- ・輪ゴムの力を利用して遊ぶ簡単なおもちゃ（ゴムヨーヨー、パッチンカエル、紙コップロケット）を作り、おもちゃを使って遊ぶ。
- ・ゴムの力について、擬態語などを使って表現しながら、おもちゃの遊び方を紹介する。

5 本時の計画

(1) ねらい

- ・ゴムの反動を利用した紙コップロケットが跳ぶ様子に関心をもち、紙コップロケットで遊ぶ。
(知識及び技能)
- ・紙コップロケットの遊び方を教師と一緒に友達に紹介する。(思考力, 判断力, 表現力等)
- ・紙コップロケットの遊びに進んで取り組み、自分から伝えようとする。
(学びに向かう力, 人間性等)

(2) 展開の構想

児童はこれまでの学習で、輪ゴムや平ゴムに触れる中で、ゴムが伸び縮みする様子を見たり、手の感触で感じたりしてきた。また、ゴムのヨーヨーやパッチンカエルなどのおもちゃを作って遊ぶ活動では、教師のモデルを見たり自分で試したりする中で遊び方が分かったと、繰り返し遊ぶ様子が見られた。

本時は、紙コップロケットを制作して遊ぶ活動を行う。紙コップロケットは、手の平全体でゴムの力を感じることができ、ゴムの力でコップが跳び上がる動きが児童にとって分かりやすい。ゴムや紙コップの種類や色を選んで自分の紙コップロケットを作って遊ぶほか、教師が準備した様々な紙コップロケットも試したり工夫したりしながら、時間いっぱい取り組む姿を目指す。

(3) 個人目標

名 前	実 態	目 標	主 な 支 援
○・○ 2年生 (1段階)	・輪ゴムに自分から触れ、伸び縮みする感触を楽しんでいる。 ・ゴムの力で物が動く様子への興味は薄い。	・教師と一緒に手の平で何度も押したり、教師と一緒に跳ばしたりして紙コップの動きに注目する。	・感触を十分楽しめるように、紙コップを手の平で何度も押して楽しむ。 ・ゴムの様子が見えやすいように、透明紙コップを使った教材を使って一緒に遊ぶ。

○・○ 2年生 (2段階)	・ゴムの伸び縮みの様子を教師の言葉をまねて「ビヨーン」と表現しながら進んで活動している。	・紙コップを手の平で押して手を放すことで跳び上がることが分かり、紙コップロケットで繰り返し遊ぶ。	・十分押し込むことで跳び上がることに気付くことができるように、擬態語を使いながら一緒に遊ぶ。
---------------------	--	--	--

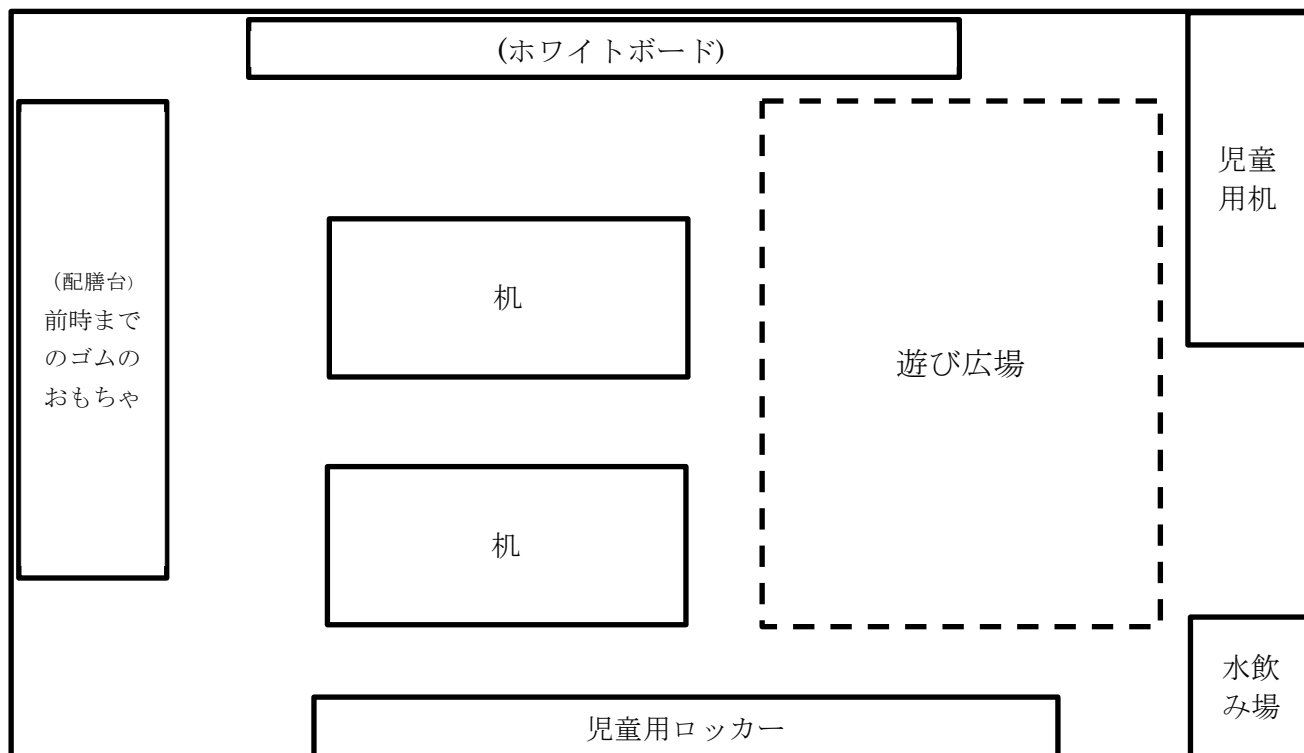
(4) 展 開

学 習 活 動 (時間)	支 援 と そ の 意 図	指導上の留意点
1 始まりの挨拶と本時の流れの確認を行う。	・本時の活動に見通しを持てるよう、活動内容を視覚的に示す。	
2 紙コップロケットの紹介をし、材料を選んで作る。 (20分)	・ゴムの力を使った」遊び方が分かるように、「ギューツ」「ビヨーン」などの擬態語を使いながら遊び方のモデルを示す。 ・紙コップロケットに関心をもつことができるように、触って試し遊びができる時間を作る。	・様々な種類の紙コップやゴムを準備し、児童が選べるようにする。
3 紙コップロケットを使ったおもちゃで遊ぶ。 (遊びタイム) ・ロケットがゴムで上下に揺れる動きを楽しむ。 ・ロケットを一斉に跳ばす。 ・壁を使って横方向に跳ばす。 (途中で以下の教材を出す) ・大きい紙コップロケット (15分)	・ゴムの力を意識することができるように、「ビヨーン」「バシン」の言葉を使いゴムが伸びている様子を言語化しながら一緒に遊ぶ。 ・ゴムの力で紙コップが動くことを何度も繰り返し体感できるように、複数の遊び方を示したり途中で児童の興味を引く大きな紙コップロケットを登場させたりする。 ・ゴムの力で紙コップが動いたり跳んだりする楽しさを感じることができるように、「ゴムがビヨーンしたね」などと価値付けたり、「ビヨーンして楽しいね」などと気持ちを言語化したりする。 ・今までの学習とのつながりをもち、ゴムのおもちゃに関心を持ち続けられるように、紙コップロケットだけではなく1次から使っていたおもちゃも使って遊べる環境にする。	・机を端に寄せて場所を確保する。 ・どこで何の遊びができるのかを紹介してから遊びタイムをスタートする。
4 片付け・紹介タイム 5 次時の学習の予定・終わりの挨拶 (10分)	・楽しかったことや気付きを友達に伝えることができるように、教師と一緒に遊びを再現しながら紹介する。	・朝の会の椅子の目印に座って集まる。

(5) 評価の観点

- ・手で紙コップを押して紙コップが上下に揺れる様子を見たり、手で押し込んでロケットを跳ばしたりしたか。(知・技)
- ・紙コップロケットで楽しかったことを教師と一緒に再現したり、気付いたことを自分なりに表現したりしていたか。(思・判・表)
- ・紙コップロケットに自分から触れて遊ぼうとしたり、教師や友達に自分なりの表現で伝えようとしたか。(主体的態度)

環境構成図（遊びタイム時）



中学部 社会生活（Aグループ）学習指導案

令和 年 月 日（ ）
授業時間 第 校時（：～：）
授業場所
授業者 （MT）
（ST）

1 題材名 「片付けマスターになろう！」

2 題材の目標

- ・本や文房具，食器などの身の回りの物の片付けや整頓の仕方について知り，実践する。
（知識及び技能）
- ・本や文房具，食器などの身の回りの物の片付けや整頓をするためのポイントを意識して取り組む。
（思考力，判断力，表現力等）
- ・よりよい生活の実現に向けて，本や文房具，食器などの身の回りの物の片付けや整頓に進んで取り組もうとする。
（学びに向かう力，人間性等）

3 指導の構想

(1) 生徒と題材

① 生徒の実態

当グループは1年生3人，2年生2人，3年生4人の計9人の生徒で構成している。これまでの社会生活の学習では，身近な公共施設や電車の利用などの活動に手順を確認しながら体験的に取り組んできた。横断歩道や飲食店，電車など本物に近い模擬的な環境の中で段階的に活動に取り組んだり，成功体験を積み重ねて楽しさを味わったりすることで，進んで活動に取り組む姿が多く見られた。一方で，題材の序盤等では，初めてのことに對して，不安や抵抗を示すこともあり，個別に取組方の手順やポイントを確認したり，教師と一緒に取り組んだりするなどの支援を必要とする場面も見られた。

本題材に関わる生徒の実態として，学校や家庭での生活の中で，食事の際に使用した食器の片付けに毎日取り組んでいるものの，何となく取り組んでいて，理解が曖昧なまま取り組んでいることが多い。また，学習や遊びで使用した道具の片付けの場面では，元にあった場所に戻す様子は見られるが，整頓については経験が少なく，関心も薄い様子が見られる。

② 題材設定の理由

本題材では，特別支援学校中学部「職業・家庭（1段階）」の「家庭分野 B衣食住の生活 エ快適な住まい方」，特別支援学校小学部「算数（2段階）」の「A数と計算」「C測定」の内容を取り扱い，日頃使用する食器について，その数や大きさ，長さなどに着目して整頓する方法を学ぶ。題材を通して，体験的な活動を中心に行い，片付けや整頓の基本的な取組方を身に付け，生活を快適にすることの良さに気付くことを目的とする。

日常で使用する本や文房具，食器などの身の回りの物の片付けや整頓をすることは，より快適に暮らすために必要なことであり，生徒にとって自立に向けた大切な活動であると考え。Aグループの生徒は本物に近い環境を設定することで，学習内容をイメージしやすく，意欲的に活動に取り組むことができる。本題材でも，家の一室や食器棚を再現し，部屋や食器棚の物が乱雑に置かれて汚れている状態を設定するなど，本物に近い環境を設定して学習を行っていく。また，物が乱雑に置かれ，汚れている状態から片付けや整頓を行うことで，部屋や食器棚が綺麗になったことを視覚的にも体感的にも分かりやすく，生徒自身が取組の成果を実感しやすいと考える。

以上のような理由から，本題材を設定した。

本題材において，本や食器などの身の回りの物の片付けや整頓に取り組み，基本的な技能を身に付けるとともに，学校や家庭など日常生活でも実践してみようとする姿を期待する。

(2) 指導の構え

① 活動構成の工夫

- ・一単位時間の活動に見通しやイメージをもって取り組むことができるように、「めあてやポイントを確認する→実践する→振り返る」といった活動の流れを固定する。
- ・取組の成果を視覚的に確認し、片付けや整頓のポイントを振り返ることができるように、取組前後の部屋や食器棚の状態を写真に撮って比べる場面を設定する。

② 環境構成の工夫

- ・「綺麗にするぞ」という思いをもって取り組んだり、取組の成果を確認したりすることができるように、事前に使用する部屋や食器棚の物を乱雑に置き、汚れている状態を設定する。

③ 教師の働き掛けの工夫

- ・活動の取組方やポイントが分かりやすいように、「さがす」「かさねる」など取組方を短い言葉でキーワード化し、動作も交えて言葉掛けしたり、片付けや整頓の良い例や悪い例を提示して問い掛けたりする。

4 指導計画（全 14 時間）

序盤「目指せピカピカ！部屋を片付けよう！」 6 時間

- ・部屋の片付けや整頓の仕方について知る。
- ・部屋に置かれた本や文房具などを種類別に片付ける。

中盤「できるかな？食器を整頓！」 6 時間

- ・食器の片付けや整頓の仕方について知る。
- ・箸やスプーン、皿、コップなどの食器を種類別に片付ける。
- ・箸やスプーン、皿などの食器を大きさや種類別に整頓する。（本時 11/14）

終盤「きれいっていいね！～片付け、整頓コンテスト～」 2 時間

- ・今まで取り組んできた「部屋の片付け」「食器の片付け、整頓」について、手順やポイントを意識して取り組めているかをコンテストという形で行うことで振り返る。

5 本時の計画

(1) ねらい

- ・種類ごとに食器を整頓する手順やポイントを知り、大きさや向きを揃えて片付ける。
(知識及び技能)
- ・「食器がきれいに重なっているか」「大きさや向きがそろっているか」などの食器の整頓のポイントを確認しながら取り組む。
(思考力, 判断力, 表現力等)
- ・食器を引き出しに整頓する活動に進んで取り組もうとする。
(学びに向かう力, 人間性等)

(2) 展開の構想

これまで、序盤では部屋の片付けについて取り扱い、生徒たちは、「手に持つ→同じものを探す→元に戻す」という手順を確認しながら部屋の片付けに取り組んできた。片付け前後の部屋の様子を比較することで、「部屋をきれいに片付けられた！」と喜ぶ姿が見られるようになってきた。中盤では食器の片付けと整頓に取り組み、部屋の片付けと同じ手順で食器を片付ける姿が見られている。また、同じ大きさでそろえたり重ねたりして整頓する様子が見られるようになってきた。

本時では、食器棚に新たに引き出しを増やし、引き出しの中に向きと種類をそろえて整頓する活動に取り組む。これまでの手順に加え、「引き出しの中をよく見る」「同じ大きさや種類で重ねる」「向きをそろえる」などのポイントが増えるため、教師がポイントごとに動きのモデルを示すなどの支援を行う。生徒がポイントを意識しながら引き出しを使って、種類ごとに食器を整頓する姿を期待する。

(3) 個人目標

名 前	実 態	目 標	主 な 支 援
○・○ ○年生	・教師の掛け声に合わせて、食器を重ねられるが、「大きさや向きをそろえる」などの整頓のポイントに意識が向きにくい。	・整頓のポイントを意識して、自分で食器棚の引き出しの中をよく見て食器を元に戻す。	・自分で引き出しをよく見ることができるよう、ポイントを確認しながらモデルを示したり、できた際に具体的に称賛したりする。
○・○ ○年生	・片付けや整頓の手順を理解し、食器棚をきれいにしようと意欲的に取り組む姿が見られるものの、大きさの違いに着目することが難しい様子が見られる。	・食器の片付けのポイントを意識しながら、食器の大きさや向きを正しくそろえる。	・食器の大きさや向きを正しくそろえることができるように、引き出しに入っている食器と手に持っている食器とを一緒に比べながら確認する場面を設定する。

(4) 展 開

学 習 活 動 (時間)	支 援 と そ の 意 図	指導上の留意点
1 前時までの振り返りと本時の流れの確認を行う。 (10 分)	・前時での整頓の活動内容について振り返ることができるように、実際向きをそろえたスプーンを提示する。 ・食器の整頓に取り組もうという思いを持つことができるように、教師が種類ごとに分けられたスプーンを必要としている状況を設定する。 ・「引き出しの中をよく見る」「同じ大きさや種類で重ねる」「向きをそろえる」などの片付けや整頓のポイントを確認できるように、動きのモデルを示す。 ・引き出しに意識が向くように、生徒が興味を示しそうなマークを付ける。	・ポイントホワイトボードに掲示する。
2 食器の片付け、整頓をする。 (30 分)	・新しい整頓のポイントである、「大きさごとに分ける」を確認できるように、一人ずつ引き出しの中をよく見て、食器を大きさごとに分ける活動を設定する。 ・ポイントを意識しながら食器を整頓することができるように、短いキーワードでポイントを示す。	・生徒の実態に応じて、STが手を添えて一緒に取り組む。
3 本時の取組を振り返る。 (5 分)	・取組の成果が分かるように、活動中の様子を撮影した動画を提示し、良い	

	取組方について具体的に称賛する。	
--	------------------	--

(5) 評価の観点

- ・引き出しを使った整頓の手順に沿って，大きさや向きをそろえて整頓することができたか。
(知・技)
- ・取組方のポイントを口にしたたり，掲示物を見て確認したりしながら整頓を行ったか。
(思・判・表)
- ・食器を使いやすくするために，他の生徒の取組を見たり，整頓のポイントを確認したりしながら進んで整頓しようとしていたか。
(主体的態度)

高等部 社会生活 (A グループ) 学習指導案

令和 年 月 日 ()
授業時間 第 校時 (: ~ :)

授業場所
授業者 (MT)
(ST)

1 題材名 「自分たちが生活する地域の自然との関わり方を学ぼう」

2 題材の目標

- ・自分たちの県の地理的環境の特色や自然災害から安全を守るための方法を理解し、地域の人々との協力が大切であることに気付く。(知識及び技能)
- ・自分たちが住んでいる地域の過去に発生した自然災害に着目し、危険から身を守るための方法や家族と地域の人々との連携について話し合い、考えたことを発表する。(思考力・判断力・表現力等)
- ・過去に発生した自然災害や危険から身を守るための方法について今後想定される災害を自分の生活に活かそうとする。(学びに向かう力、人間性等)

3 指導の構想

(1) 生徒と題材

① 生徒の実態

社会生活ライフ A グループには、1 年生 1 人、2 年生 5 人、3 年生 4 人の計 10 人が所属している。卒業後は、「自分の給料で生活したい」「一人暮らしをしたい」等、自立した暮らしを送りたいという願いをもっている生徒で構成されたグループである。

これまで、卒業後の自立した暮らしに具体的なイメージがもてるように、自分の普段の家庭生活から家事、服装、身だしなみ等に関わる学習に取り組んできた。自然災害や地域の安全については、「地震が起きたら、姿勢を低くして頭を守る」「津波警報の時は、高いところへ移動する」など一般的に知られている避難方法は知っているが、自分の生活の中にどのような災害の危険があるのかやどのように備えておくかといった自分ごととして自然災害への備えや対応を考える機会が少なく、家庭内でどのように連携するのかについても共有が十分ではない様子が見られる。

② 題材設定の理由

自立した暮らしを実現するためには、興味関心の高い調理などの活動だけでなく、家庭生活や地域生活に関わる様々な事柄について主体的に学んでいくことが大切である。現在の自分の生活と学びを結びつけることためには、実際の体験を通して、今自分が何をできるようになればいいのか具体的に考えたり、実際に家庭や地域で実践したりする機会を作ることが必要であると考えている。本題材では、特別支援学校中学部「社会」の「ウ地域の安全」、特別支援学校高等部「家庭」の「A 家庭・家庭生活 イ家庭生活での役割と地域との関わり」の内容を取り扱い、自分たちが生活する地域の自然との関わり、家庭や地域の人々とのよりよい関わりについて学ぶ。その中で災害のメカニズムや地域の危険性、その対応策に関すること習得するために「地震」、「津波」、「洪水」、「雪害」、「原子力」を取り上げる。生徒の現在の生活の中では、学校での「避難訓練」の中の「地震の際の避難」などを通して、災害のメカニズムや避難方法について具体的に学んでいる。しかし、児童・生徒が学校にいる時間帯は1年間のうちの約2割ほどにすぎず、その他の時間は自宅などの学校外にいることになる。「いつ」「どこで」「どのような災害に遭遇するかわからない」ので実際に災害が起こった場合は自分で対処方法を考え、実践できるようになることを目指す。また、学習に取り組む中で「自分の命は自分で守る」や「災害に備えて今からできることをしよう」という意識を高めることができるように、仲間や教師と相談したり、助言し合ったりしながら、主体的に考えようとする生徒の姿を引き出したい。

(2) 指導の構え

① 活動構成の工夫

- ・自分たちが住んでいる県や市町村と実際に起きた災害について関心をもてるように、災害の映像や資料を通して具体的に説明する。
- ・自分の地域で想定される災害での避難方法や避難生活について見通しをもつことができるように、活動の中で模擬避難所を設置して実際に体験できるような場面を設定する。
- ・自分の地域で想定される災害での避難方法や避難生活についてより理解を深めることができるように、週末の課題として各家庭の避難方法や避難場所の確認をする活動を設定する。

② 環境構成の工夫

- ・話し合い活動で自分の住んでいる地域について考えを深めることができるように、同じ市区町村や近隣地域の生徒でペアにする。
- ・避難生活の体験活動を通して避難生活の困りごとや必要な物品について考えることができるように、支援が多い避難所と支援が少ない避難所などいくつかの模擬避難所を設定する。

③ 教師の働き掛けの工夫

- ・望ましい避難の仕方や地域での協力の仕方など防災で大事なことに自分で気付くことができるよう、前向きな姿勢や自分の考えを発表した場面を具体的に称賛する。
- ・話し合いの場面で生徒が考えを多く出すことができるように、教師も会話に入って話題を広げたり、様々な生徒に話を振ったりする。

4 指導計画（全8時間）

序盤「自分たちが生活する地域の自然とのかかわり方について考えよう」 1時間

- ・自分たちが生活する地域の自然と起こりうる災害について考える。

中盤「自分たちが生活する地域の災害について考えよう」 6時間

- ・自分たちが生活する地域での地震について考える。
- ・自分たちが生活する地域での津波の起こり方について考える。
- ・自分たちが生活する地域での洪水について考える。
- ・自分たちが生活する地域での雪害について考える。
- ・避難・避難所について考える。（本時6／8）
- ・原子力での災害について考える。

終盤「自分たちが生活する地域の自然とのかかわり方について振り返ろう」 1時間

- ・自分たちが生活する地域の自然と起こりうる災害と避難方法について、振り返りまとめる。

5 本時の計画

(1) ねらい

- ・各種災害において避難及び避難所において必要となるものや避難生活で想定されることを知る。（知識及び技能）
- ・困りごとや必要な物品について考えたり、避難時に必要な物品や備蓄できるものを選んだりする。（思考力、判断力、表現力等）
- ・自分の住んでいる地域の過去の災害について学び、今後何かしらの災害が発生した際の避難及び避難所での生活について考えたり、物品を準備したりする活動に取り組もうとする。（学びに向かう力、人間性等）

(2) 展開の構想

前時までに地震・津波などの災害について学習し、避難方法について考えたり、自分の住んでいる地域について調べたりする活動に取り組んだ。生徒たちは災害に関わる情報を自ら探し出し、自分たちの身近な地域で、地震、津波、洪水が起きた時の被害情報を調べ、分かったことをまとめたり、発表したりと自然災害から命を守る方法について理解を深めてきた。

本時では、様々な災害での避難方法や必要物品の共通点や相違点について学習する。避難所での生活において困難な点について調べ、考えたことを発表する活動や避難所での生活について学習したことをもとに一人一人が避難に必要な物品を考え、防災（避難）リュックを作成する活動に取り組む。そうした活動を通して、災害を自分事として考えたり、今後の生活に生かそうとする

思いをもったりできるようにする。

(3) 個人目標

名 前	実 態	目 標	主 な 支 援
〇・〇 2年生	・災害についての学習に関心を持ち進んで取り組もうとしている。 ・どうやって調べたり考えをまとめたりしたらいいのか分からず、教師に確認することが多い。	・防災リュックを作成することが分かり、災害に応じた必要物品を考えたり、必要な理由を他者に伝えたりする。	・防災リュックに必要なものを考える際に自分の取組方の良さやより良い方法に気付くことができるように、導入で様々な取組方を提示したり、終末の振り返りで一緒に取組方が良かったか確認したりする。
〇・〇 2年生	・災害の種類や一般的な避難方法について知っている。 ・実際に自分が災害に直面した時にどのようにすればよいか、自分の考えに自信が持てない様子が見られる。	・防災リュックに必要なものを防災カードの中から選び、その理由を発表する。	・災害場面をイメージして防災リュックに必要なものを選ぶことができるように、移動や食事など具体的な場面を設定しながら、防災カードの種類を限定したり、似た種類の中から1つ選ばせたりする。

(4) 展 開

学 習 活 動 (時間)	支 援 と そ の 意 図	指導上の留意点
1 これまでの学習内容について確認する。 (5分)	・各種災害の特徴及びその避難方法について、思い出したり、理解を深めたりすることができるように、スライドを見ながら要点を一緒に確認したり、穴埋め式のプリントに記入させたりする。	・大事なポイントを簡潔に整理して示す。
2 避難所での生活について考え、意見交換を行う。(15分)	・避難所での生活経験の有無に関わらず困り感を想像できるように、模擬避難所を設置し、座ったり横になったりして実際に体験させる。	・教室の一角に模擬避難所を設置する。 ・意見を板書し、掲示しておく。
3 防災リュックに入れるものを選び、その理由を考える。(25分)	・災害時に自分や家族にとって必要なものを考えることができるように、「食べ物」「衣類」などジャンル分けした防災グッズのカードを用意したり、必要なものを選んだ理由をワークシートに記入させたりする。	・選んだカードをワークシートに貼り、理由も書くように説明する。
4 まとめをする。 (5分)	・友達の考えから新たな気付きを得たり大事なものを再確認したりすることができるように、防災リュックに入れるものについての発表と、発表を聞いた感想を伝える活動を設定する。	

(5) 評価の観点

- ・各種災害の特徴やそれぞれの避難方法、避難生活で想定されることをワークシートにまとめていたか。(知・技)
- ・避難の時や避難所で想定されることについて話し合ったり、防災リュックに自分が必要だと思うものを選び、その理由を発表したりしていたか。(思・判・表)
- ・避難生活での困りごとや必要なものを考えて意見を発表したり、防災リュックに入れるものを選んでワークシートに理由を記入したりしようとしていたか。(主体的態度)

10 資 料

新潟県内の特別支援学校

設 置	障 害 種	校 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	設置学部	備 考
県 立	視覚・聴覚・知的	新潟よつば学園	950-0862	新潟市東区竹尾2-2-1	025-250-0428	幼・小・中・高・専	寄宿舎有
	聴覚・知的	長岡聾学校	940-0093	長岡市水道町2-1-13	0258-32-1007	幼・小・中・高・専	寄宿舎有
		小出分教室	946-0035	魚沼市十日町1738-2	025-792-5462	幼	
		高田分校	943-0861	上越市大和6-4-37	025-523-3257	幼	
	知的 障 害	江南高等特別支援学校	950-0116	新潟市江南区北山1510	025-381-0077	高	寄宿舎有
		川岸分校	951-8133	新潟市中央区川岸町2-4	025-230-5544	高	
		西蒲高等特別支援学校	953-0043	新潟市西蒲区堀山新田51-1	0256-72-2049	高	
		川西高等特別支援学校	948-0131	十日町市伊勢平台711-2	025-768-3325	高	
		吉川高等特別支援学校	949-3445	上越市吉川区原之町1447	025-539-3232	高	
		村上特別支援学校	958-0853	村上市山居町2-16-29	0254-53-0448	小・中・高	寄宿舎有
		新発田竹俣特別支援学校	957-0335	新発田市下楠川702	0254-31-1500	中・高	
		いじみの分校	957-0021	新発田市五十公野4651-1	0254-24-7328	小・中・高	
		駒林特別支援学校	959-2101	阿賀野市駒林5050	0250-67-4851	小・中・高	
		五泉特別支援学校	959-1846	五泉市尻上173	0250-43-4370	小・中	施設隣接
		村松分校	959-1704	五泉市村松甲5545	0250-47-3100	高	
		月ヶ岡特別支援学校	955-0803	三条市月岡4935	0256-32-5963	小・中・高	寄宿舎有
		見附分校	954-0051	見附市本所1-20-6	0258-86-7735	高	
		小出特別支援学校	946-0035	魚沼市十日町1738-2	025-792-5412	小・中・高	施設隣接
		はまなす特別支援学校	945-0011	柏崎市松波4-10-1	0257-24-7451	小・中・高	施設隣接
		高田特別支援学校	943-0892	上越市寺町1-15-44	025-524-6538	小・中・高	寄宿舎有
		白嶺分校	941-0063	糸魚川市清崎5-25	025-553-9160	高	
		佐渡特別支援学校	952-0114	佐渡市下新穂88	0259-22-2138	小・中・高	施設隣接
	肢体不自由	東新潟特別支援学校	950-8677	新潟市東区海老ヶ瀬994	025-274-3261	小・中・高	寄宿舎有
		はまぐみ特別支援学校	951-8121	新潟市中央区水道町1-5932	025-266-7265	小・中・高	療育センター
		上越特別支援学校	943-0861	上越市大和6-4-37	025-522-1441	小・中・高	寄宿舎有
	病 弱	吉田特別支援学校	959-0242	燕市吉田大保町32-24	0256-92-5369	小・中・高	病院隣接
		柏崎特別支援学校	945-0847	柏崎市赤坂町3-63	0257-24-7476	小・中・高	病院隣接
		のぎく分校	940-0015	長岡市寿2-4-1	0258-24-4171	小・中	病院隣接

設置	障害種	校 名	郵便番号	所在地	電話番号	設置学部	備 考
市立	知的障害	新潟市立東特別支援学校	950-0806	新潟市東区海老ヶ瀬31	025-271-9117	小・中	
		新潟市立西特別支援学校	953-0043	新潟市西蒲区堀山新田88	0256-73-3311	小・中	
		見附市立見附特別支援学校	954-0034	見附市月見台1-10-74	0258-63-2210	小・中・高	施設隣接
		長岡市立総合支援学校	940-2138	長岡市日越1402	0258-47-3352	小・中・高	
		長岡市立高等総合支援学校	940-2138	長岡市大字日越1402	0258-47-3362	高	
		小千谷市立総合支援学校	949-8721	小千谷市大字塩殿甲21-44	0258-82-1878	小・中・高	
		十日町市立ふれあいの丘支援学校	948-0022	十日町市辰乙614-32	025-752-7471	小・中	
		南魚沼市立総合支援学校	949-6615	南魚沼市西泉田47-2	025-773-3770	小・中・高	
		妙高市立総合支援学校	944-0072	妙高市大字小丸山新田56-2	0256-72-1926	小・中・高	
		糸魚川市立ひすいの里総合学校	941-0062	糸魚川市中央1-2-1	025-553-1731	小・中	
		新潟大学附属特別支援学校	951-8535	新潟市中央区西大畑町5214	025-223-8383	小・中・高	
国							

第IX章 養護実習要項

1	養護実習の意義及び目的	191
2	養護教諭の新たな役割	191
3	養護実習の目標	191
4	養護実習の期間・校種・単位数及び位置づけ	192
5	事前事後指導の内容	192
6	幼児・児童・生徒指導上の配慮	193
7	記録（「養護実習日誌」）	193
8	保健教育の授業研究	194
9	養護実習における講話・観察・参加・臨地実習	194
10	幼稚園及び小学校養護実習の具体的目標	195
11	中学校養護実習の具体的目標	196
12	養護実習（保健室・学級）の内容と方法	197
13	養護実習の評価	199
14	資料	200
15	学習指導案（援助案）例	202

1 養護実習の意義及び目的

教育は、理論と実践との不可分な関係のうえで成立している。教育は理論に方向付けられた実践そのものである。したがって、教職は、専門的職業として、実践の背景をもった専門的理論と理論を実践的に応用することのできる能力を必要としている。

養護実習は、教育実習と軌を一にするものであり、特に学校教育や幼児・児童・生徒の理解を基礎として保健・安全を積極的に推進する実践力を養うことが主軸となるものである。

養護実習の目的は、現在まで学習してきた知識やスキルを実際の教育活動の中で具体的に理解し、学校全般についての理解を深め、学校保健・安全の位置と役割を把握するとともに養護教諭としての執務を遂行できる能力を養うことにある。加えて、教職としての態度を身に付け、養護教諭として資質と能力をそなえることにある。

2 養護教諭の新たな役割

「子供の心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（平成20年1月17日中央教育審議会答申（概要）より抜粋）

〈学校保健の充実を図るための方策について〉

生活習慣の乱れ、メンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、感染症など多様な健康課題に適切に対応しつつ、子供の健康を保持増進することが求められている。

保健体育科等における保健教育を実施するとともに、養護教諭の専門性を活用しつつ、学校保健を重視した学校経営がなされることが喫緊の課題であり、子供の健康課題に対応した学校の管理運営がなされるよう関係法制の整備に向けて検討を行うとともに、保健主事等の教職員の資質能力の向上、学校医等との協力関係の充実、教育委員会による指導・支援体制の強化等を図る必要がある。

また、子供の健康の保持増進を図る上で、学校と家庭との連携、地域の医療機関等との協力関係を確立することが重要である。

● 養護教諭の専門性を学校保健活動に生かす環境整備

- 養護教諭を中核として、担任教諭等及び医療機関など学校内外の関係者と連携・協力しつつ、学校保健も重視した学校経営がなされることを担保するような法制度の整備について検討することが必要。
- 養護教諭が、学級担任や学校医等、地域の関係機関等との連携を図りつつ、保健指導を適切に行い得る体制の確立が必要。
- 保健教育等を含めた養護教諭の資質能力の向上を図るため、教員養成段階における教育及び現職研修の充実が必要。
- 保健室来室者の増加傾向等にかんがみ、養護教諭の複数配置の促進、退職養護教諭の活用等の推進が必要。

3 養護実習の目標

養護実習の目標を明確にするということは、実習生自身の実習に対するねらいが明らかになるだけでなく、大学と実習協力校の共通理解あるいは実習協力校内の養護教諭と他の教師との共通理解の上でも重要である。

実習目標の設定に当たっては、養護実習を養護教諭の養成教育の上で非常に重要な意義を持つ教育方法の一つとしてとらえている。したがって、場面ごとに見たり・聞いたり・言ったりという体験を重ねるだけでなく、常に各体験を過去の学習成果にフィードバックさせて、検証・深化させるような取組が必要である。

このような意味から、研究的視点を持って養護教諭のあらゆる活動場面でみられる「計画→準備→実施→評価」のプロセスに注目し、自己の学習過程にも活かす努力が求められる。

そこで、次のような養護実習の目標を設定した。

- (1) 実習校の特性（校種、規模、幼児・児童・生徒の実態、地域性等）をふまえて、どのような教育計画が立てられ、その中で学校保健活動がどのように位置付けられているかを説明できる。
- (2) 教育目標を達成するための教職員の連携の機会・方法を例示できる。
- (3) 学校保健活動を推進するために、どのような校内、校外の組織がつくられ、活動しているか例をあげ説明できる。
- (4) 教育活動の中での保健室・養護教諭の位置付けと養護教諭の役割（職責）を説明できる。

- (5) 発育発達過程にある児童生徒の一般的傾向と個人差について述べることができる。
- (6) 児童・生徒のヘルスニーズに応じた的確な判断と指導・支援ができる。対応記録、指導等の分析や実習過程を振り返り評価をすることができる。
- (7) 児童、生徒の健康に関するデータをコンピューターでデジタル化し、管理する方法について説明および実施できる。

4 養護実習の期間・校種・単位数及び位置付け

新潟大学養護教諭特別別科の養護実習は幼稚園・小学校（特別支援学校）と中学校の3校種で行われる。実習校は、附属校園及び新潟県内の学校である。

夏期休業中を中心とする4週間及び事前事後指導（合計単位数 4単位）として実施する。

特別別科では、実習の前半は観察・参加を重点的に行い、養護教諭の職務の特徴を把握する。実習の後半では、臨地実習（特に、保健室経営および学級における保健教育）を重点的に行うよう計画している。

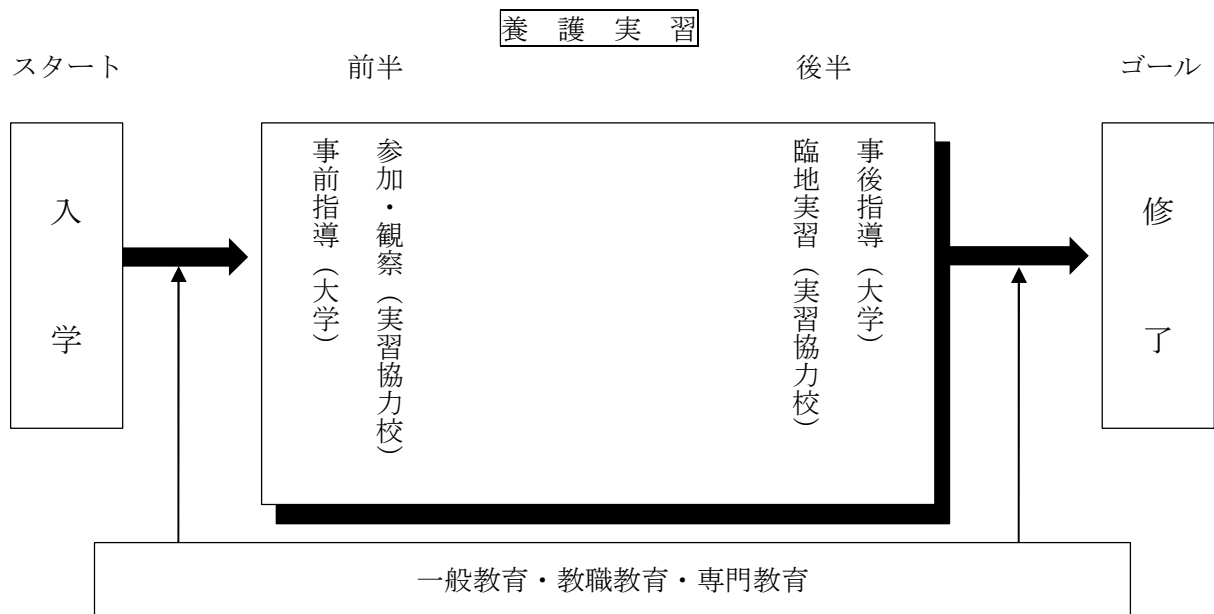


図 新潟大学養護教諭特別別科の養護実習の流れ

5 事前事後指導の内容

事前指導

- ・実習実施上の基本的事項実習（救急処置手技の練習、健康診断実習など）
- ・学校教育と学校経営，教育課程と校務分掌（生徒指導の基本などを含む）
- ・養護実習の意義と目的
- ・養護実習の方法と内容
- ・養護実習上の留意点
- ・学校保健の動向から養護実習生へ期待すること
- ・養護実習履修にあたって（学生の討論）
- ・事前調査

事後指導

- ・養護実習についての自己評価（実習反省会に先立ち、各自が実習活動を振り返る）
- ・実習経験の交換と討論
- ・養護実習反省会の検討事項
 - 1 保健室経営について
 - （1）保健室の機能（備品、コーナーづくり、薬品管理など）
 - （2）保健室の運営（保健室の特性、養護教諭の専門性など）
 - 2 指導養護教諭から学んだこと
 - 3 学級配属で学んだこと
 - 4 養護教諭と他教員や他職種との連携の仕方
 - （1）学校内（担任など）
 - （2）学校外（指導相談所、学校三師など）
 - 5 実習で体験した緊急場面での対応、児童・生徒（保護者）への対応
 - 6 保健だよりを作成して学んだこと、今後の課題
 - 7 保健指導案の作成、実際の保健教育を通して学んだこと、今後の課題
 - 8 全日実習を実施して学んだこと、今後の課題
 - 9 その他印象に残っていること
- ・実習および反省会についての講評（教員）

6 幼児・児童・生徒指導上の配慮

幼児・児童・生徒に対する指導上の配慮としてつぎのことに留意する。

- （1）あらゆる機会に幼児・児童・生徒に対する理解を深めるように努力する。
- （2）幼児・児童・生徒の安全の確保について常に配慮する。
- （3）幼児・児童・生徒に体罰を加えてはならない。
- （4）実習校の指導教員の承認なしに次の行為をしてはならない。
 - ・教室及び実習室などに興味を理由に入室すること。
 - ・幼児・児童・生徒に実習の範囲と判断つきにくい声掛けや指導を行うこと。
 - ・幼児・児童・生徒を校外に引率し、また少数の児童・生徒を連れ出すこと。
 - ・幼児・児童・生徒の家庭を訪問し、また父母を呼び出すこと。
 - ・幼児・児童・生徒または家庭から金銭・物品を徴収したり、持参させたりすること。
 - ・幼児・児童・生徒に薬品類を使用または服用させること。
 - ・幼児・児童・生徒に対する調査や印刷物の配布を無断で行うこと。
 - ・個人情報の交換（例えば、住所を伝えること等）
 - ・幼児・児童・生徒の写真や動画の撮影及びデータの保存管理

7 記録（「養護実習日誌」）

養護実習の成果を達成するためには、経験についての十分な反省が必要である。このために「養護実習日誌」が重視・活用されなければならない。

「養護実習日誌」には、観察・参加・発表等の部面にわたり、次のことを、要点をおさえて簡潔に記入する。

- （1）参観・見学・協力・講話の記録
- （2）保健管理・保健教育・組織活動，あるいは，養護教諭の職務全般に関する記録等
- （3）その他についての感想・反省・参加・批評・評価

「養護実習日誌」は毎日実習校の指導教員の検印を必ず受ける。

8 保健教育の授業研究

養護実習生による授業研究発表は、それぞれの実習校の計画にのっとって主に実習期間の後半で行う。細部については、実習校の指導教員の指示に従う。授業研究発表等の日時・内容についてはできる限り早く学部指導教員に連絡し当日指導が受けられるように配慮する。

9 養護実習における講話・観察・参加・臨地実習

実習の形態は、一般的に「観察」、「参加」、「臨地実習」の3段階に分けられるが、実習の初期では、講話による学習も行われている。

講話

実習校園の教育活動を中心に学校や学校教育に対する理解を高める目的で行われる場合と、養護教諭の活動の基礎・基本を理解する目的で行われる場合とがある。以下の内容がある。

- ① 学校教育の特徴，教育目標と教育計画，学校運営，校務分掌等を学ぶ。
 - ② 学校保健計画及び学校安全計画，保健室経営，学校保健組織活動等を学ぶ。
- 上記①②の他に，実習要領の解説も行われている。

観察

養護実習の初期段階で行われることが多く，ここでの学習は次の段階である「参加」や「臨地実習」の基礎となるものである。第三者的立場から，教育活動全般の中でつぎのことを観察する。

- ① 幼児・児童・生徒の実態を知る。
 - ・心身の発達
 - ・行動
 - ・学校生活での様子，家庭生活の生活習慣
- ② 学級担任の活動を知る。
 - ・学級担任の一日の活動
 - ・学級保健指導の様子
 - ・健康観察の様子
 - ・給食指導・清掃指導の様子
 - ・幼児・児童・生徒とのかかわり方
- ③ 養護教諭の活動を知る。
 - ・保健室内での活動（来室者への対応，データの管理，各種文書作成等）の様子
 - ・保健室以外（校内，校医との連携，幼児・児童・生徒や教職員，保護者とのかかわり方）活動の様子等

なお，「観察による」学習場面の位置付けにこだわらず，幼児・児童・生徒の実態をとらえ，学習環境を把握するという意味では常に人的・物的な事柄に関心を持ち，観察する目を持つ必要がある。

参加

「講話」によって原則を学び，「観察」によってある程度の実態を学ぶことができるようになると次の段階として，養護教諭の活動（学級配属期間であれば学級担任の活動）を補助的な立場で実際に行う。具体的には，健康診断，健康相談活動，救急処置・看護，保健指導，保健教育，環境衛生活動，学校保健関係事務処理，児童生徒保健委員会活動等があり，保健管理的な活動と保健教育的な活動の両面にわたっての参加機会が設けられている。このような「参加」による学習は，「臨地実習」に向けての力量を高める貴重な機会であることから，養護教諭の指導のもとでの分担業務であっても主体的・積極的に学ぶ姿勢が望まれる。

臨地実習

狭義の実習のことである。これは，実習生が，指導養護教諭の指導監督のもとに，実習生が自立的に計画立案し，それを主体的に活動する機会である。通常，保健室配属の最終週には全日実習（1名につき1日以上）が行われ，学級配属では保健教育による授業研究が行われている。自分に任せられるという体験は，不安と同時に大きなやりがいを感じさせるものであるため，時として，やり終えたことで完結したような思いにかられることがあるが，臨地実習は，最も体得的な機会であることを重視し，事後における反省や評価を行うことも忘れてはならない。したがって，実習校の事情等によっ

て、実習時間内に養護教諭や学級担任の指導・助言を十分にいただけない場合でも、必ず自分なりの反省・評価を行い、実習日誌に記録して実習後の学習に活かしていくことが必要である。

10 幼稚園及び小学校養護実習の具体的目標

〈全般的な事項〉

- (1) 実習校園の校内組織と運営、教育目標、教育方針などについて知る。
- (2) 実習校園の幼児・児童を観察し、理解を深める。
- (3) 実習校園の学校保健計画及び学校安全計画全般について指導を受ける。

〈保健管理について〉

- (4) 実習校園の健康診断の実施計画とその運営について知る。
- (5) 救急処置の実際について体得する。
- (6) 保健室経営計画について知る。
- (7) 保健室の整備（規模・構造）について知る。
- (8) 保健安全行事の計画のたて方、進め方などについて知る。
- (9) 学校環境衛生の実際（管理、検査、点検など）について学習する。
- (10) 校園内環境の施設、設備について知る。
- (11) 校園内外の安全管理について知る。
- (12) 諸帳簿や保健資料（個別管理票など）の作成やデジタル化による管理、手続などの指導を受ける。単なるデータの操作を行うのではなく、管理方法について理解する。
- (13) 保健室に来る幼児・児童や教室にいる児童の心と身体健康状態を観察する。
- (14) 児童及び教職員に対する健康相談について指導養護教諭から指導を受ける。
- (15) 保健室の全日管理について指導養護教諭のもとに実習する。
- (16) 教職員の健康状態について、指導養護教諭から指導を受ける。

（参考）

保健管理の中で「健康診断」は特に重要な項目であるが、大学において必修単位として新入生、卒業生を対象とした「健康診断実習」を行っている。

〈保健教育について〉

- (17) 保健教育については、実習校園の実情に応じて単元・題材を決定し、配属学級担任の指導のもとに指導案を作成し実施する。指導養護教諭の指導のもとに対象の選定、実態の把握、題材の決定、指導案の作成をし実習する。概ね1単位時間指導する。なお、学級における保健教育は実習の後半を中心に行う。
- (18) 特別活動に参加し、保健教育の重要性について理解を深める。
- (19) 授業参観をする。（保健並びに保健関連教科（社・理・家庭・道徳など）の学習について、低学年と中学年、高学年を参観する）
- (20) 保健日より、掲示物などについて实际的に資料収集し、整理した後、作成し、指導養護教諭から指導を受ける。
- (21) 学級担任へ保健に関する資料提供、協力について指導養護教諭から指導を受ける。
- (22) 教材の準備は、実習校の指導教員に、経費と作成時間について確認を得てから行うこと。

〈健康相談について〉

- (23) 健康相談について実習校の実状を事情の許す範囲で参観する。
- (24) 健康相談について指導養護教諭から指導を受ける。

〈組織活動について〉

- (25) 保健委員会（保健部会）に参加し、協力する。
- (26) 学校保健活動とPTA活動の関連について実習校の実状を知る。
- (27) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、児童相談所、保健所等、児童・生徒等の健康に関連する専門家や機関との連携について理解する。

〈総合的な学習の時間について〉

- (28) 総合的な学習（健康に関する課題）の時間における指導目標、内容、方法について知り、機会があれば、指導に当たる。

〈その他〉

- (29) 実習中興味ある課題の一つについて研究し、実習期間の後半に実習校の計画にのっとって研究発表を行うことも考えられる。
- (30) 指導養護教諭・保健主事・保健体育教師等との話し合いを通じて、養護教諭観を確立する。
- (31) 評価について次のことを参考にする。
- ・教育評価の一般的な方法及び事後措置について知る。
 - ・学校保健計画及び学校安全計画の評価について知る。
 - ・学校保健計画及び学校安全計画および運営に関する評価方法について知る。
 - ・養護教諭の活動の自己評価の方法について知る。
- (32) 自己研修および養護教諭が行う教育研究
- ・日常の執務における研修・研究活動について知る。
 - ・機会があれば研修活動、地区部会等に参加するとともに、保健・教育関係諸施設等を見学する。

11 中学校養護実習の具体的目標

〈全般的な事項〉

- (1) 実習校の校内組織と運営，教育目標，教育方針などについて知る。
- (2) 実習校の生徒を観察し，理解を深める。
- (3) 実習校の学校保健計画及び学校安全計画全般について指導を受ける。

〈保健管理について〉

- (4) 実習校の健康診断の実施計画とその運営について知る。
- (5) 救急処置の実際について体得する。
- (6) 保健室経営計画について知る。
- (7) 保健室の整備（規模・構造）について知る。
- (8) 保健安全行事の計画のたて方，進め方などについて知る。
- (9) 学校環境衛生の実際（管理，検査，点検など）について学習する。
- (10) 校内環境の施設，設備について知る。
- (11) 校内外の安全管理について知る。
- (12) 諸帳簿や保健資料（個別管理票など）の作成やデジタル化による管理，手続などの指導を受ける。単なるデータの操作を行うのではなく，管理方法について理解する。
- (13) 保健室に来る生徒や教室にいる生徒の心と身体健康状態を観察する。
- (14) 生徒及び教職員に対する健康相談について指導養護教諭から指導を受ける。
- (15) 保健室の全日管理について指導養護教諭のもとに実習する。
- (16) 教職員の健康状態について，指導養護教諭から指導を受ける。

（参考）

保健管理の中で「健康診断」は特に重要な項目であるが，大学において必修単位として新入生，卒業生，を対象とした「健康診断実習」を行っている。

〈保健教育について〉

- (17) 保健ならびに保健関連教科の学習（理科・道徳・家庭科・社会科など）の授業を参観する。
- (18) 集団に対する保健教育を実習する。指導案をたて，実習担当教員の指導をうけ，実際に1単位時間指導する。指導方法，指導内容などについて事後指導を受ける。
- (19) 保健だより，掲示物などを実際の資料に基づいて試作し，指導養護教諭から指導を受ける。
- (20) 給食指導や清掃指導を実施する。
- (21) 教材の準備は，実習校の指導教員に，経費と作成時間について確認を得てから行うこと。

〈健康相談について〉

- (22) 健康相談について実習校の実状を事情の許す範囲で参観する。
- (23) 健康相談について指導養護教諭から指導を受ける。

〈組織活動について〉

- (24) 保健委員会（保健部会）に参加し、協力する。
- (25) 学校保健活動とPTA活動の関連について実習校の実状を知る。
- (26) 学校医，学校歯科医，学校薬剤師，児童相談所，保健所等，児童・生徒等の健康に関連する専門家や機関との連携について理解する。

〈総合的な学習の時間について〉

- (27) 総合的な学習（健康に関する課題）の時間における指導目標，内容，方法について知り，機会があれば，指導に当たる。

〈その他〉

- (28) 実習中興味ある課題の一つについて研究し，実習期間の後半に実習校の計画にのっとって研究発表を行うことも考えられる。
- (29) 指導養護教諭・保健主事，保健体育教師等との話し合いを通じて，養護教諭観を確立する。
- (30) 評価について次のことを参考にする。
 - ・教育評価の一般的な方法及び事後措置について知る。
 - ・学校保健計画及び学校安全計画の評価について知る。
 - ・学校保健計画及び学校安全計画および運営に関する評価方法について知る。
 - ・養護教諭の活動の自己評価の方法について知る。
- (31) 自己研修および養護教諭が行う教育研究
 - ・日常の執務における研修・研究活動について知る。
 - ・機会があれば研修活動，地区部会等に参加するとともに，保健・教育関係諸施設等を見学する。

12 養護実習（保健室・学級）の内容と方法

（１）保健室における実習

日常の活動を保健室中心に進め，主として養護教諭から養護活動について講話を受けたり，観察・参加を行う。

内容は次のものとする。

- ・養護教諭執務計画
- ・学校保健計画及び学校安全計画と学校行事との関連，立案の具体例と運営・評価の方法
- ・保健主事からの講話を中心として参考資料の種類，立案の方法，具体例とその評価の方法など
- ・保健室の管理運営
- ・救急看護
- ・病弱・要観察幼児・児童・生徒への対応
- ・健康診断
- ・健康相談，家庭訪問
- ・感染症，食中毒の予防
- ・学校安全
- ・学校環境衛生
- ・健康相談
- ・保健指導

日常生活の実態把握とその活用の方法，学級担任への資料の提供や助言。指導計画の立案。保健指導の実施方法

- ・保健教育
- ・学校行事
- ・組織活動
- ・学校給食
- ・実習校園幼児・児童・生徒の健康問題の特性，対策，評価の観点。

（２）学級における実習

ここでの実習内容は、養護教諭の活動全般にわたる職務を中心に、保健的な学校行事の運営やそこでの養護教諭の役割を学ぶことができる。加えて、そのような中で救急処置やヘルスカウンセリング、保健教育のための広報活動といった日常的な活動を、いかに位置付けて行っているのか、実態を学ぶこともできる。主なねらい、内容を以下に示す。

① 学級配属のねらい

- 1) 教育者としての自覚を深める。
- 2) 学級担任の業務を理解する。
- 3) 学級における幼児・児童・生徒の生活や行動の実態を把握する。
- 4) 学習活動における幼児・児童・生徒の養護、環境衛生管理について問題把握の方法を体得する。
- 5) 学級における保健活動と養護教諭の保健活動との連携について理解する。

② 学級配属の内容

- 1) 学級経営の理解と観察・参加
主として学級担任から講話を中心として指導を受ける。
内容は次のものとする。
 - ・学級経営方針・特性
 - ・保健管理、保健教育の進め方
 - ・給食指導
 - ・非常事態発生時の措置、方法
 - ・疾病異常者、欠席者の取扱い
 - ・学校事務の書類と処理の方法

〔観察・参加の観点〕

- ・健康観察—登下校、学習時、給食時、休憩時など
- ・給食指導—給食当番、手洗、食事指導、後片付け、残菜状況と処理など
- ・教室環境衛生—採光、照明、換気、黒板、机、椅子、騒音など
- ・清掃指導—清掃方法、用具の取扱い
- ・遊びの指導—遊びの種類、遊び方、遊び場所、仲間、安全の状況など
- ・その他—提出物など

2) 学級における保健教育〔特設または保健の時間における指導〕

養護教諭の行う保健教育は、保健管理の上から必要に応じて、あるいは学級担任からの依頼を受けて全校生やクラスの幼児・児童・生徒に対して行う場合が多い。保健教育では実習校のカリキュラムに応じた実習の時期に相応しい指導内容を指導する。日常の養護活動によって得られた情報をもとに問題点を見付け出し、保健管理の円滑化を図るための専門的な領域を取り扱うものである。

保健教育の指導案は、教育実習の授業研究と同じ立場で考え、学級担任、教科担任の指導のもとに立案する。そして、学級担任、教科担任の指示した日時に行う。

3) 総合的な学習の時間（健康に関する課題）の指導

実習校の総合的な学習の時間の取組について指導目標、指導内容、指導方法の面から観察し、機会があれば、参加する。

（３）全日実習

養護実習も後半になり、多くの経験を積んだ頃から、全日実習の指定を受け、養護教諭の監督指導のもとに実習生の主体的な実習を行うもので、教育実習における研究授業に相当するものである。実習生の主体的実習とは、実習生があらかじめ日案（一日の執務計画）（P200（全日実習計画案（例）参照）を立て、実習校の養護教諭としての活動の一切を行うものである。

全日実習の計画・運営に当たっては、養護教諭の活動全体を網羅した内容を取り上げることが望ましいが、1日程度の時間で全ての活動を主体的に実践することは難しい。そこで、基本的には実習校の養護教諭が日常的に行っている活動（保健室の整備や校内巡視・出欠状況の確認等の日常の

活動)に、その時期に固有の活動(月計画や週計画に位置付けられた活動)を加味して、自分なりの計画案を作成してほしい。この際、問題になるのは救急処置活動の位置付けである。救急処置・看護は、事前の計画内容にかかわらず優先的に行わなければならないものであるが、実習生の中には「救急処置活動計画を予定して実習計画を立てたところ、来室者がなく、中途半端な実習になってしまった」という反省もみられている。そこで、資料1、2として示した「全日実習計画案」と「救急処置活動計画案」を参考にして、それまでの保健室配属の実習で学んだ養護教諭の活動を主体的に実践して欲しい。

この実習形態を経ることによって、はじめて養護教諭の一日の流れや責任を理解すると同時に、専門的能力を養うことができる。

なお、学級における全日実習については、実習校での指導方針に則り行うこととする。

「全日実習計画案」について(資料1)

この内容には、例えば、救急処置、事務処理、研究作業、週間保健統計、環境衛生調査とそのまとめ、安全点検などがあげられる。なお、実習生が全日にわたり責任を持って全てについて行うことを建前とするがなかには任せられないものがあるので、必ず担当養護教諭の事前指導や許可を得なければならない。

「救急処置活動計画案」について(資料2)

来室者の主訴は多様であり、すべてに応じた処置・対応のあり方を計画することは難しい。そこで、内科的な主訴と外科的な主訴に分け、各々について最低一つは具体的な主訴を設定し、それらへの処置、対応のポイントをシミュレーションのイメージをまとめてみてはどうだろうか。その際、実習校における保健室経営の方針や処置の原則を箇条書きで整理し、指導者である養護教諭の活動の基本を守るとは、実習生といえども教職員の責任に準ずる存在であることを確認し、全日実習に至るまでの観察や参加という体験を活かすという意味で重要である。

(4) 養護実習記録(「養護実習日誌」)

養護実習記録は、毎日実習(観察、参加、講話を含む)した事項や実習生の反省、感想並びにそれに対する指導教諭からの指導助言の要点を記入する。

13 養護実習の評価

評価は、養護実習による学生の変容や成長の程度を明らかにするために行われるものであるが、次の二つの側面を持っている。

第1は、実習生個々に対する単位認定のための成績評価であり、第2は、実習計画・実習内容を通して実習生・実習校の指導者・大学の指導者との個々のかかわり方の自己評価である。

このうち、実習生自身が問われるのが、第2の自己評価についてであるが、評価活動は「評価の観点」を持ってこそ可能な取組といえる。そこで、評価の観点を定めるためには、まず、「3. 養護実習の目標」の各内容の達成状況を確認するということである。加えて、その中でも特に学びたい事柄を選ぶなど、自分なりの実習課題を持ち、その課題に対する達成度も実習後の総合的な反省・評価に活かして、新たな学習課題としてとらえてほしい。

14 資料
〈資料1〉

全日実習計画案（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）
指導教諭 〇〇 〇〇
実習生 〇〇 〇〇

※ 以下の1～4の項目を含めて計画案を立てること。

1 今日の実習目標

2 実習計画と実習内容

日 課	実 習 計 画	実 習 し た 内 容
始業時		
1 校時		
昼休み		
放課後		

3 実習の反省

4 指導養護教諭のコメント

救急処置活動計画案（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）

指導教諭 〇〇 〇〇

実習生 〇〇 〇〇

※ 以下の1～5の項目を含めて計画案を立てること。

- 1 保健室経営の基本方針
- 2 保健室における処置の原則
- 3 措置の区分，連絡体制
- 4 主訴への対応の留意点
- 5 主訴「〇〇〇〇」への処置対応

1. 「〇〇〇〇」と聞いて思い浮かべる原因・傷病
2. 「〇〇〇〇」への対処・対応に向けての準備
3. 観察事項
4. 検査（バイタルサイン），検診（視診，触診）する内容
5. 問診事項
6. 必要になる処置の内容
7. 措置の留意点，担任・保護者への伝達事項
8. 児童生徒への指導内容
9. その他の特記事項

15 学習指導案（援助案）例

小学校第6学年1組 学級活動指導案

令和 年 月 日（ ） 校時
指導者 養護教諭

1 題材名 「レベルアップ朝ごはん！」

2 児童の実態と題材設定の理由

6年生では、11月に家庭科の「生活を計画的に」の単元の中で、朝の生活を見直したり、朝食のメニューを実際に作ったりしながら、栄養素や買い物の仕方、食品表示などについて学習してきた。

しかし、実際には、学習後にも朝の生活の様子に変化は感じられず、学習したことが生活に生かされているとはいえない状況である。

学習前のアンケートでは、朝食で「黄」「赤」「緑」の食品をバランスよく食べている子供が24%、3つのうち2つの食品を食べている子どもが44%、「黄」のみが26%、朝食を食べない子供が6%であった。

バランスよく食べられなかったり、朝食をとらなかったりする要因として、親が作ってくれない、起床時間が遅い、朝の支度に時間がかかるなどのものがあった。

そこで、本時では、個に応じたレベルでの「行動化」をねらいとし、家庭科での既習事項を実際の生活の中に生かしていくための具体的方法を考えさせていきたい。

3 本時のねらい

- ・達成可能な目標の立て方がわかり、自分なりに朝食習慣のレベルアップをはかるための具体的方法を考え、自分の生活に生かしていこうとする意欲をもつ。

4 本時の構想

①ブレインストーミングによる既習事項の確認

本時では、導入時に「朝ごはんを食べると、どのようないいことがあるか。」についてブレインストーミングを行う。これにより、事前に家庭科で学習した朝食を食べることの必要性を確認し、学習課題への意欲を高めることができると考える。また、導入時にグループごとに活発に意見を出させることで、その後の活動でも意見を出しやすい雰囲気を作る。

②朝食の栄養バランスについての比較による実態の把握

事前に行ったアンケートより、子供たちの朝食の栄養バランスをグラフにして提示し、食品ピラミッドと比較する。それにより、自分たちの朝食には栄養の偏りがあったり、欠食があったりと、理想的な朝食がとれていないことを実感させる。次に、その要因について、実際の生活の場面を想起しながら考える活動を行う。そのことにより、それらを自分の問題としてとらえ、改善方法について考えていくことに結びつけていく。

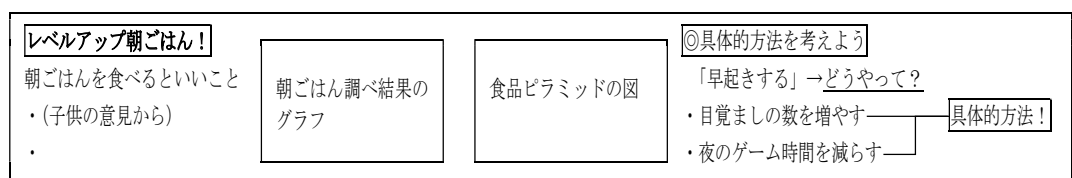
③おたすけシート活用による方法の具体化

改善のために子供たちが考える方法には「早起きをする」「バランスよく食べる」など抽象的なものも多い。そこで、達成のためにより具体的な方法を考えることができるように「おたすけシート」を用意する。おたすけシートには、抽象的なことを目標として設定し、それを達成するためのより具体的にしていく様々な例示を載せておく。また、黒板でも、目標から具体的方法の考え方を例で示し、押さえていく。

5 使用する教材・資料

- ・朝ごはん調べアンケート（事前に行い、授業当日、結果をグラフに表せるようにしておく。）
- ・朝ごはん調べの結果グラフ ・付箋と画用紙 ・食品ピラミッド図 ・おたすけシート
- ・ワークシート（自分の目標と具体的方法を記入する。）

6 板書計画



時間	学習活動	教師の支援及び予想される児童の反応	留意点と評価
10	・朝食摂取のメリットを確認する。	T：朝ごはんを食べると、どんないいことがありますか。ブレインストーミングをしながら思い出してみましょう。 C：体が目覚める。 C：うんこが出やすくなる。 C：頭がはたらくようになる。 C：元気に体を動かせる。 T：グループごとに発表をしてみましょう。	・グループごとに画用紙と付箋を用意する。 ◎たくさんの意見を出すことができたか。 ・不足があれば指導者が付け足しをする。
10	・朝食調べの結果から栄養バランスはまだ十分とれていないことに気づく。 ・バランスよく朝食をとれない、または朝食を食べない要因について考える。	T：この前の朝食調べの結果と食品ピラミッドを比べて、自分たちの朝食について振り返ってみましょう。 C：朝食を食べていない人もいる。 C：3色の食品を食べていない人がいる。 C：「黄」だけの人もいる。 T：自分の生活を振り返って、どうして、朝食を食べなかったり、栄養バランスがよくなかったりするのでしょうか。 C：朝起きるのが遅いから、食べる時間がない。 C：起きてても、おなかがすいていない。 C：家の人あまり作ってくれない。 C：朝の支度で時間がかかって食べられない。 C：時間がないから、嫌いなものを残しちゃう。	・調べた結果をグラフにし提示する。 ・栄養バランスに比較のために食品ピラミッドを使用する。 ・グループごとに意見を出させ、発表させる。 ◎朝食をとらなかったり、バランスが悪い要因について考えを出すことができたか。
20	・達成可能な目標を定め、具体的な方法を考える。	T：Aさんは「早起きする」という目標を立てました。この目標を達成するためには具体的にどのようなことをすればよいでしょうか。 C：「早起きする」だけだとしばらくして起きなくなりそうなので、目覚ましを2つにするなんてどうでしょうか。 C：夜遅くまでゲームをしないというのはどう。 T：おたすけシートを参考にしながら、自分の目標と、具体的な方法を考えましょう。 C：家の人作ってくれない時は、自分で味噌汁を作るようにすればいい。 C：起きてからテレビを見ないで朝食の時間をとるようにする。 C：バナナをいつも買っておいでもらうように親に頼む。	・具体的方法の考え方について、例示を出しながら教える。 ・おたすけシートを配る。 ・ワークシート配付。 ・机間巡視で具体的方法になっていない子供に個別指導する。 ◎具体的な方法の考え方がわかり、自分に合った実行可能な方法を考えることができたか。
5	・自分の目標と具体的な方法を発表する。	T：自分の目標と、具体的な方法を発表します。 C：私は、「緑」の食品をとるようにするために、野菜ジュースを買っておいてもらうよう頼んで、野菜がない日にはそれを飲むようにしたいです。 T：それはいい考えだね	・同じ目標をもつ子供の方法も参考にさせる。 ・指導者は「明確化」や「繰り返し」で意見を共有化する。

8 評価

達成可能な目標を設定し、自分の生活にあった具体的な方法を考え、実行していこうとする意欲をもつことができたか。

中学校第3学年1組 保健体育科 学習指導案

令和 年 月 日 () 校時
指導者 養護教諭
教諭

1 単元名 健康な生活と疾病の予防 (18時間) (小単元 感染症の予防 (3時間))

2 単元目標

健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

- (1) 健康の保持増進と疾病の予防について考え、健康な生活を送るための課題をもとめたり、その解決方法を見つけようとしたりする。 【関心・意欲・態度】
- (2) 健康な生活と疾病の予防について、科学的根拠に基づいて予想したり、整理したりすることができる。 【思考・判断】
- (3) 健康の保持増進と疾病の予防に関わる要因を知り、それに対する適切な対策を理解し、知識を身に付けることができる。 【知識・理解】

3 単元について

(1) 教材について

「健康な生活と疾病の予防」では、人が健康な生活をしていくことができるように、疾病全般の原因とその予防の観点から理解を深め、日常生活において、適切な意志決定や行動選択を身に付ける必要がある。

小単元である「感染症の予防」では、感染症の名称や種類などの知識を獲得するだけでなく、その原因や対策、予防方法などを自分の生活に照らし合わせて考えることができるようにさせたい。

近年では、新型インフルエンザの流行が社会問題となっており、生徒にとっても最も身近な病気となっている。そのため、ある程度の予防についての知識も得ていると思われる。そこで、「感染症の原因とその予防」の指導においては、ブレインストーミングの手法を取り入れ、知識を活用する学習活動の工夫をしながら進めていきたい。また、予防方法を「発生源をなくす」「感染経路を遮断する」「身体の抵抗力を高める」の3つに分類させる活動を取り入れ、これまで学習してきた予防方法を科学的根拠のあることとして意味づけしていく。そして、感染症に対しては、3つの対策を講じることで予防することができることを理解させていく。

最後に、自分の生活を振り返り、3つの予防の観点から日常生活において自分が取り組むべき課題を見つけていくことで、行動変容につなげていきたいと考えている。

(2) 生徒について

生徒は、全体的に明るく穏やかで、誠実な言動をとることができる。与えられた課題や仕事に対してはきちんと取り組む生徒が多く、新型インフルエンザの流行に際しても、マスクの着用や手の消毒など、教師からの指示を忠実に守ろうとする姿が見られた。一方で、自分の考えや思いをはっきりと言葉にして相手に伝えるということに消極的な様子も見られる。そこで、本時では、グループ内での話し合いの場を設定し、自分の考えや意見を言いやすくするとともに、友達とのかかわりの中から、新たな気づきを促していくようにしていきたい。

4 指導計画 (小単元 感染症の予防 全3時間)

時数	学習内容・活動
1 本時	・感染症とその原因について理解する。 ・感染症の予防について理解する。 ・自分の生活の中で感染症を予防するための適切な対策を理解する。
2	・さまざまな病原体・感染症について理解する ・感染症の発生・発病について理解する。 ・病原体に対する体の抵抗力について理解する。
3	・性感染症について理解する。 ・エイズとHIVについて、また予防について理解する。

5 本時の指導

(1) 本時の目標

- ・自分の経験をもとに、感染症に対する予防方法を、科学的根拠をもとに考えようとすることができる。 【関心・意欲・態度】
- ・感染症を予防するために、自分の生活の中から課題を見つけることができる。 【思考・判断】
- ・感染症の原因、起こり方や予防には「発生源をなくす」「感染経路を遮断する」「身体の抵抗力を高める」の3つがあることがわかる。 【知識・理解】

(2) 展開 (1/3)

時間	学習活動・内容	教師の支援	評価等
10	・インフルエンザによる欠席者の増加の様子を知る。	・資料「インフルエンザによる欠席者の広がり（教室の座席）」を提示する。	
	どうして資料のようにインフルエンザの人が増えていったのでしょうか。		
	・感染拡大について考える。 ・感染症について知る。 「感染症の定義」	・インフルエンザウィルスの写真を提示し、病原体と感染経路について説明する。 ・小学校で学習した「病原体がもとになって起こる病気」を中学校では「感染症」と呼ぶことを教える。	
30	インフルエンザが広がらないための予防方法を考えよう。		
	・個人で予防方法について考える。 ・ブレインストーミングをする。 ・感染の3つの要因について知る。	・はじめに個人で考えさせ、付箋に予防方法を書くよう指示する。 ・科学的根拠に基づく予防方法について記入させる。 ・グループごとにワークシートを配布し、個人から出た意見を整理したり、新たな予防方法をグループで出し合ったりする。 ・感染症を予防するには「発生源をなくす」「感染経路を遮断する」「身体の抵抗力を高める」の3つの対策があることを説明する。	◎グループ活動において、科学的根拠に基づいた予防方法を付箋に書き、整理・分類していたか。（付箋の内容・数、班でまとめた用紙・班での活動の様子） ◎ワークシートに感染症の原因、起こり方や予防方法について記入することができたか。（ワークシート）
	グループで出た予防方法を、対策ごとに3つに分類しよう。		
	・グループで、出た意見をワークシートに分類する。 ・感染症は、適切な対策を講じることで予防できることを知る。	・分類用のワークシートをグループに配布する。 ・それぞれのグループの意見を集約して、黒板にまとめる。 ・感染経路対策の説明をする。 ・個人用ワークシートを配布する。	
10	感染予防のために、自分の生活の中で取り組むべきことを考えよう。		
	・これまでの生活を振り返り、予防のために取り組むべき課題を見つける。 ・次時の内容を確認する。	・課題については、実際の生活の中で、取り組んでいけるかどうかについて考えさせる。 ・本時のまとめと、次時の確認をする。	◎感染を予防するための課題を見つけ、ワークシートに記入することができたか。（ワークシート）

6 評価

- ・感染症の予防方法について科学的根拠に基づき予想して付箋に書いたり、整理・分類したりすることができたか。
- ・感染症の原因、起こり方や予防には3つの対策があることを理解できたか。
- ・感染予防のために、自分の生活の中で実行してくことができそうな課題を見つけることができたか。

特別支援学校高等部生徒を対象とした保健指導案

令和○年○月○日 (○)

第○校時 (00:00~00:00)

授業場所 高等部○年生教室

授業者 (MT) ○○ ○○

(ST) ○○ ○○

1 題材名 「上手に手洗いをしてかぜを予防しよう」

2 題材の目標

○かぜを予防するために、手洗いの大切さを知り、正しい手の洗い方を身につける。

3 指導の構想

(1) 生徒と題材

① 生徒の実態

高等部○年生は男子○名、女子○名の学級である。活動に見通しをもつことにより、次の行動を自分で考え、取り組むことができる生徒が多い。

トイレの後や給食前に手を洗う習慣は身につけているが、その洗い方を見ると、短時間でさっと済ませたり、石けんを使わず水洗いだけで済ませたりと、適切な手洗いが行われていない状況がある。

② 題材設定の理由

これから、かぜが流行する季節となる。かぜを引き起こすウイルスは、手を介して体内に入ることも多く、適切な手洗いは有効なかぜ予防の一つである。

かぜをひく原因と手洗いの大切さを知ること、自ら積極的にかぜを予防しようという意欲を持ち、手洗いに取り組めるように、この題材を設定した。

(2) 支援の構想

① 活動構想の工夫

○自分の普段の手洗い方法には課題があることに気づき、問題意識を持って活動に取り組めるように、寸劇を用いた振り返りの学習を取り入れる。

○正しい手洗い方法を身に付け、日常生活で活用できるように、水飲み場で実際に手洗いをする場面を設定する。

② 環境構成の工夫

○手洗いのポイントが分かりやすいように、キーワードを示し、それに合わせた写真やイラストカードなどの視覚的な教材を多く活用する。

○実際に手洗いを行うときに、手順やポイントを確認できるように、水飲み場に手洗い方法の資料を掲示する。

③ 教師の働き掛けの工夫

○手洗いへの意欲が高まるように、生徒の様子や反応を見ながら、称賛や励ましの言葉掛けをする。

○手洗いのポイントが分かりやすいように、キーワードを繰り返しながら、具体的に手の動きのモデルを示して伝える。

4 本時の計画

(1) 本時のねらい

○手洗いが、かぜの予防に効果的であることを知る。

○正しい手の洗い方のポイントが分かり、丁寧に手を洗うことができる。

(2) 個人目標

名前	実 態	個 人 目 標	具体的な支援
A・A ○年生 男子	○必要時に手洗いができるが、水洗いだけで簡単に済ませることがある。	○手洗いのポイントを意識して、石けんを使い、丁寧に洗うことができる。	○ポイントを意識できるように、その都度、タイミングよく言葉掛けをする。
B・B ○年生 女子	○教師の支援を受けて、必要時に手洗いができる。	○手洗いに関心を持つことができる。 ○教師の支援を受けながら、丁寧に洗うことができる。	○手洗いに関心が持てるように、モデルを示した後、言葉掛けをしながら、手を添えて一緒に洗う。

(3) 本時の展開 50分

学 習 活 動 (時間)	支 援 と そ の 意 図
1 本時の活動について確認する (2分) ○始めのあいさつをする。 ○板書や教師に注目し、本時の活動内容を聞く。	○活動に見通しがもてるように、活動内容を板書で示し、簡潔に説明する。
2 かぜ予防に手洗いが有効であることを知る (10分) ○かぜのメカニズムとウイルスの存在、手洗いの必要性について説明を聞く。	○目に見えないウイルスの存在をイメージできるようにウイルスのシールや、イラストを多用した掲示資料を用いて、視覚的に分かりやすく説明する。
3 普段の手洗いの様子を振り返り、課題に気付く (10分) ○寸劇を見る。 ○良い例と悪い例の違いに気付き、発表する。 ○自分自身の普段の手洗いの様子を振り返り、気付いたことをワークシートに書く。	○普段の手洗いの様子を振り返ることができるように、寸劇を用い、良い例と悪い例を見せて考えさせる。 ○具体的にイメージできるように、水道の模型を使用したり、洗い残しの手にウイルスのシールを貼る。 ○自分自身の手洗いの課題に気付くことができるように言葉掛けをする。
4 正しい手洗い方法のポイントを練習する (10分) ○教師の示すモデルを見る。 ○自分の席で、教師と一緒にキーワードを唱えながら、実際に手を動かして練習する。	○手洗いの具体的な手の動きが分かりやすいように、大きな手の模型と自分の手を使って、モデルを示す。 ○ポイントが分かりやすいように、キーワードを示し、写真やイラストカードを掲示する。
5 実際に手洗いを行う (10分) ○水飲み場まで移動して、練習した手洗い方法を実際にやってみる。	○手順を確認できるように、予め水飲み場の壁に資料を掲示しておき、ポイントの言葉掛けをする。
6 本時の活動について振り返る (8分) ○活動を振り返り、感想を発表する。 ○終わりのあいさつをする。	○活動への満足度を高め、今後も手洗いを継続してかぜを予防したいという意欲が持てるように、手洗いの様子を称賛する。

(4) 評価の観点

- 手洗いが、かぜの予防に効果的であることを知ることができたか。
- 正しい手の洗い方のポイントが分かり、丁寧に手を洗うことができたか。

付 録

新潟大学教育実習実施要項	211
新潟大学教育学部教育実習規程	213

○新潟大学教育実習実施要項

(平成22年3月31日学長裁定)

改正 平成31年3月28日 令和2年3月25日

令和4年9月29日 令和5年3月24日

第1 趣旨

この要項は、新潟大学（以下「本学」という。）における教育実習（新潟大学教育学部教育実習規程（平成20年教育規程第4号）に規定する教育実習を除く。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 授業科目及び履修方法

1 教育実習の授業科目は、次のとおりとする。

- (1) 中等教育実習Ⅱ 3単位（教育実習に係る事前及び事後の指導（以下「教育実習事前・事後指導」という。）1単位を含む。）
 - (2) 中等教育実習Ⅲ 2単位
- 2 高等学校教諭免許状の取得を希望する者は、中等教育実習Ⅱを履修しなければならない。
- 3 中学校教諭免許状の取得を希望する者は、中等教育実習Ⅱ及び中等教育実習Ⅲを履修しなければならない。

第3 履修要件

中等教育実習Ⅱ及び中等教育実習Ⅲを履修することのできる者は、学部第4年次学生（教育学部に所属する学生を除く。）又は大学院の学生（教育実践学研究科に所属する学生を除く。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）第4条及び第5条に規定する以下の教科及び教職に関する科目の単位を修得済みであること。

教科及び教職に関する科目	各項目に含めることが必要な事項	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	2
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2
	「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」又は「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	「生徒指導の理論及び方法」、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」	4

- (2) 免許法施行規則第66条の6に規定する科目以外で、教育職員免許状の取得に必要な教科及び教職に関する科目（教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）を履修済み又は履修中であること。

第4 教育実習協力校

- 1 中等教育実習Ⅱ（教育実習事前・事後指導を除く。）は、学生の出身高等学校（以下「商等学校協力校」という。）で2週間の教育実習を行うこととする。
- 2 中等教育実習Ⅲは、学生の出身中学校（以下「中学校協力校」という。）で2週間の教育実習を行うこととする。
- 3 前2項において、やむを得ない事由がある場合には、新潟大学教育基盤機構全学教職センター（以下「センター」という。）が指定した高等学校又は中学校をそれぞれ高等学校協力校又は中学校協力校とみなして行うことができるものとする。
- 4 第1項の場合において、高等学校協力校での教育実習を行うことが困難である場合には、中学校協力

校で行うことができる。

- 5 第2項の場合において、中学校協力校で教育実習を行うことが困難である場合には、高等学校協力校で行うことができる。

第5 実習放棄

- 1 教育実習を行うにあたって、当該教育実習期間の途中での放棄は認めない。
- 2 第4の第4項及び第5項の場合において、同一の高等学校協力校又は中学校協力校での教育実習期間が連続した4週間となる場合は、当該教育実習期間の途中での放棄は認めない。

第6 欠席等の取扱い

教育実習期間中における欠席等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 教育実習事前・事後指導にあつては欠席は認めない。
- (2) 学生は、次に掲げる事由により、教育実習を欠席、遅刻又は早退しようとするときは、必ず事前に当該実習校における指導教諭を経て校長にその旨を届け出て承認を得なければならない。
- 1) 病気
- 2) 事故
- 3) そのやむを得ない事由
- (3) 前号により教育実習を欠席、遅刻又は早退した場合は、センターと当該実習校との協議により当該実習校において補講を行うことができるものとする。

第7 教育実習の立案及び実施

教育実習の立案及び実施は、次のとおり行うものとする。

- (1) 教育実習に係る教育実習計画は、センターと高等学校協力校及び中学校協力校（以下「協力校」という。）又は都道府県等教育委員会との協議の上、決定する。
- (2) 教育実習事前・事後指導は、センターにおいて立案し、実施する。

第8 雑則

この要項に定めるもののほか、教育実習に係る必要な事項については、センターと協力校との協議により決定する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月28日）

- 1 この要項は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生の教育実習については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日）

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和4年9月29日）

この要項は、令和4年10月1日から実施する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定は、令和4年4月1日から適用するものとし、令和3年度以前に入学した学生の履修要件については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月24日）

- 1 この要項は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 令和5年度に実施する教育実習は、改正後の規定により実施したものとみなす。

○新潟大学教育学部教育実習規程

(平成20年4月1日教育規程第4号)

改正 平成21年9月17日教育規程第6号 平成24年3月16日教育規程第3号
平成29年3月6日教育規程第1号 令和2年3月6日教育規程第2号
令和3年3月5日教育規程第1号 令和5年3月6日教育規程第2号

(設置)

第1条 この規程は、新潟大学教育学部規程（平成20年教育規程第1号）第4条第4項及び新潟大学養護教諭特別別科規程（平成16年規程第161号）第11条の規定に基づき、教育学部学生の教育実習及び特別支援教育実習並びに養護教諭特別別科学生の養護実習に関する基本的事項について定める。

(教育学部学生の教育実習)

第2条 教育学部学生（以下この条において「学生」という。）は、別表第1に規定する主専攻教育実習を履修しなければならない。

2 学生（特別支援教育専修を除く）は、別表第2に規定する副専攻教育実習（必修）を1科目履修しなければならない。

3 学生は、別表第3に規定する副専攻教育実習（選択）を1科目履修することができる。

(養護教諭特別別科学生の養護実習)

第3条 養護教諭特別別科学生は、別表第4に規定する養護実習を履修しなければならない。

(教育実習事前・事後指導)

第4条 教育実習事前・事後指導は、新潟大学教育学部教育実習委員会が、新潟大学附属学校（以下「附属学校園」という。）の協力の下に行うものとする。

(実習校)

第5条 教育実習、特別支援教育実習及び養護実習は、附属学校園において行う。

ただし、その一部を教育実習協力校において行うことができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月17日教育規程第6号）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日教育規程第3号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生の教育実習については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月6日教育規程第1号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月6日教育規程第2号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月5日教育規程第1号）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、副専攻教育実習の種類、単位、期間及び履修年次は、別表3の定めるところによるものとする。

附 則（令和5年3月6日教育規程第2号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、令和3年度以降に入学した教科教育コース小学校主免の学生の副専攻教育実習（必修）における中等教育実習の履修方法については、改正後の別表第2備考4の定めるところによるものとする。

別表第1（第2条関係）

教育学部主専攻教育実習（必修科目）

コース	専修等		科 目	履 修 年 次 等					単位計
				第3年次		第4年次		事前・事後指導	
				相当する単位	期間(週)	相当する単位	期間(週)	相当する単位	
学校教育コース	学校教育学専修 教育心理学専修		初等教育実習Ⅰ	4	4	／	／	2	6
	特別支援教育専修	小教基礎免	初等教育実習Ⅱ	2	2	2	2	1	5
			特別支援教育実習	2	2	／	／	1	3
教科教育コース	小学校主免		初等教育実習Ⅰ	4	4	／	／	2	6
	中学校主免		中等教育実習Ⅰ	2	2	／	／	2	4
			中等教育実習Ⅲ	2	2	／	／	／	2

備考

- 1 学校教育学専修，教育心理学専修及び小学校主免の初等教育実習Ⅰは，小学校の教育実習を中心とする。
- 2 中学校主免の中等教育実習Ⅰ及び中等教育実習Ⅲは，中学校の教育実習を中心とする。
- 3 特別支援教育専修（小教基礎免）の初等教育実習Ⅱ及び特別支援教育実習は，小学校及び特別支援学校の教育実習を中心とする。
- 4 事前・事後指導の期間は，別に定める。

別表第2（第2条関係）

教育学部副専攻教育実習（必修）（必修科目）

科 目	履修年次等			単位計
	第3, 第4年次			
	単位	期間 (週)	事前・事後指導	
			単位	
初 等 教 育 実 習	2	2		2
中 等 教 育 実 習	2	2		2
特別支援教育実習	2	2	1	3

備考

- 1 事前・事後指導の期間は，別に定める。
- 2 学校教育学専修，教育心理学専修においては，中等教育実習又は特別支援教育実習を履修するものとする。

- 3 中学校主免においては、初等教育実習を履修するものとする。
- 4 小学校主免においては、中等教育実習を履修するものとする。なお、原則として所属する専修の教科で履修するものとする。

別表第3（第2条関係）

教育学部副専攻教育実習（選択）（選択科目）

科 目	履修年次等			単位計
	第3, 第4年次			
	単位	期間 (週)	事前・事後指導	
			単位	
初 等 教 育 実 習	2	2		2
中 等 教 育 実 習	2	2		2
特別支援教育実習	2	2	1	3

備考

事前・事後指導の期間は、別に定める。

別表第4（第3条関係）

養護教諭特別別科養護実習（必修科目）

別 科	科 目	単位	期間（週）
養護教諭特別別科	養護実習	4	4

令和7年度 教育実習の手引き

令和7年3月21日発行

新潟大学教育基盤機構全学教職センター

〒950-2181 新潟県新潟市西区五十嵐2の町8050番地

E-mail kyoshoku@adm.niigata-u.ac.jp

電話 025-262-5524（学務部教務課教職支援係）



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。